

平成20年第2回(6月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(6月5日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	3
市長所信表明.....	4
行財政改革特別委員会委員長の報告.....	8
報告第3号～報告第5号の上程、説明、質疑.....	11
議案第53号の上程、説明.....	14
議案第55号～議案第59号の上程、説明.....	16
散会宣告.....	19

第2号(6月11日)

議事日程.....	21
本日の会議に付した事件.....	21
出席議員.....	21
欠席議員.....	21
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	21
職務のため出席した者の職氏名.....	22
開議宣告.....	23
議事日程説明.....	23
議案第53号、議案第54号の質疑.....	23
議案第55号～議案第59号の質疑、委員会付託及び討論、採決.....	27
散会宣告.....	28

第 3 号 (6月17日)

議事日程.....	2 9
本日の会議に付した事件.....	2 9
出席議員.....	2 9
欠席議員.....	2 9
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 9
職務のため出席した者の職氏名.....	3 0
開議宣告.....	3 1
議事日程説明.....	3 1
一般質問.....	3 1
木 内 一 郎 君.....	3 1
鍵 山 堅 一 君.....	3 5
室 野 英 子 君.....	3 7
飯 田 正 志 君.....	4 2
杉 山 誠 君.....	5 1
大 川 孝 君.....	6 6
内 田 勝 行 君.....	7 6
稲 葉 紀 男 君.....	7 9
小 野 忠 宏 君.....	8 5
西 島 信 也 君.....	9 5
散会宣告.....	1 0 2

第 4 号 (6月18日)

議事日程.....	1 0 5
本日の会議に付した事件.....	1 0 5
出席議員.....	1 0 5
欠席議員.....	1 0 5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 0 5
職務のため出席した者の職氏名.....	1 0 6
開議宣告.....	1 0 7
一般質問.....	1 0 7
古 見 梅 子 君.....	1 0 7
杉 山 羌 央 君.....	1 1 6
松 本 覺 君.....	1 2 0
森 島 吉 文 君.....	1 2 6

関 邦 夫 君.....	1 3 1
加 藤 章 君.....	1 4 5
三 須 重 治 君.....	1 5 0
木 村 建 一 君.....	1 5 4
散会宣告.....	1 6 9

第 5 号 (6月19日)

議事日程.....	1 7 1
本日の会議に付した事件.....	1 7 1
出席議員.....	1 7 1
欠席議員.....	1 7 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 7 2
職務のため出席した者の職氏名.....	1 7 2
開議宣告.....	1 7 3
議事日程説明.....	1 7 3
追加答弁の申し出.....	1 7 3
議案第 5 3 号、議案第 5 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 7 3
議案第 5 6 号、議案 5 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 7 6
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 0
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 5
発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9 0
発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9 3
議員派遣について.....	1 9 5
閉会宣告.....	1 9 5
署名議員.....	1 9 7

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（堀江昭二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。

14番、鍵山堅一議員、15番、杉山羌央議員を指名いたします。

会期の決定

議長（堀江昭二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第243条の3第2項に基づく、市の出資法人である伊豆市振興公社の経営状況の公表につきましては、書類をお手元に配付しましたので、ごらんいただきたいと思います。

次に、監査委員から法に基づく例月出納検査結果報告は、ごらんの報告のとおりでありま

す。

その他、議長の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

市長所信表明

議長（堀江昭二君） 日程第4、市長の所信表明を行います。

これを許します。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） おはようございます。

平成20年第2回定例議会に臨むに当たり、私の所信を申し述べます。

まず私は、伊豆市が向かう目標として、「日本人の心地よいふるさと」を挙げたいと思います。これは特に新たな概念ではなく、合併時に制定いたしました、伊豆市のキャッチフレーズである、「人あったか、まちいきいき、自然つやつや伊豆市」を、自分の言葉で言いかえたものに過ぎません。

美しい自然と温暖な気候、そして首都圏からわずか2時間という恵まれた立地にあるこの伊豆が、自然を慈しみ、人と人が支え合い、働くことが喜びであった日本人の生き方を再興、もう一度興すことですが、再興することにふさわしい地であることに異論はないと思います。

私は生まれた地であるこの伊豆を、本当によいところだと誇りに思っておりますし、この議場においてになる議員さんを初め、関係者の皆さんの気持ちも同じであろうと思います。ただ残念ながら、冷戦終焉後の世界の歴史的構造変動、つまりグローバル化の波に乗り切れず、日本の国力が加速度的に低下している中で、伊豆市も、少子高齢化、働き盛りの世代の都市部への流出、公共事業と交流人口の半減という未曾有の厳しい状況に直面していることは直視しなければなりません。

この状況を打破し、新たな伊豆のモデルをつくり上げるためには、美しい自然や、歴史文化財などの守るべきものをしっかり守りながら、市の活性化を阻害している惰性を廃し、合併の真のねらいを着実に具現し、未来に向けて、新たな歩を進める勇気が必要だと思います。

以下、私が目指す伊豆市行政の基本方針について、政策ごとに申し述べます。

まず政策遂行の足場固めとなる、行財政改革について申し上げます。

私は、市役所は市民に対する総合サービス業であるべきだと考えております。その意味は、主として2点であり、一つには、市民にとって便利な存在であること。そして二つ目として、大企業が所在しない伊豆市における、唯一のシンクタンク機能であります。

まず市民の利便性向上のため、現行の分庁方式を改めて、なるべく早期に、早期にと申し上げます。数年後になりますが、主要部局を本庁に統合します。

具体的には、天城湯ヶ島支所に所在する議会及び議会事務局と観光経済部、中伊豆支所に所在する建設部、上下水道部及び教育委員会を本庁に統合したいと考えております。そのためには、新たな施設が必要となりますが、本庁に隣接する生きいきプラザのあり方も再考し、

新施設の建設は最小限にとどめるように工夫をいたします。これに先立ち、現在の本庁1階に総合案内窓口を開設するなど、分庁方式の不便さを少しでも解消するように努めてまいります。

これに並行して、各支所に一定の権限と予算を付与して、通常の市民生活に必要な行政手続は、支所にて事足りる機能を持たせる方向で検討をしております。

これからの伊豆が生き延びていくためには、伊豆の特性を生かした政策を、実行可能なものに具体化するための企画力が絶対必要になってまいります。企画部を強化し、伊豆市としての企画力の向上を目指します。

必要な人材を育成するために、他市との人事交流や、あるいは民間企業などへの研修派遣もなるべく早期に実現したいと考えております。草稿にはございませんが、他市との人事交流で、例えば夕張市への派遣とか、あるいは近隣の市との人事交流などを現在考えているところでございます。

企画力を高めるためには、その基盤となる情報を潤沢に収集し、分析しておかなければなりません。新たに、これは仮称でございますが、「伊豆まるごと室」を創設し、あらゆる情報を一元化して整理し、また、所管が不明な事務を担当させて、いわゆる、「たらい回し」を排する体制を整えてまいりたいと思います。

さて、4年前に四町が合併して発足した伊豆市ですが、いまだ十分にその目的を達していない点が見受けられます。税収の先細りがほぼ確実な状況下、組織及び事業の合理化・効率化をさらに加速してまいります。

まず、既に導入している行政目標管理をさらに徹底し、全事業の効果を点検をしたいと思っております。その結果、費用対効果が小さい事業については廃止するのか、あるいは、改善の余地があるのかを詳細に検討してまいります。

また、現行の事業で合併後も継続している不均衡、例えば上下水道料金などですが、これらを可能な限り早期に統一をいたします。その際、事業の現状を正確に公表し、市民の皆さんにご理解いただく努力をいたします。さらに市が保有する土地及び施設の活用策及び処分策を早急にまとめます。特に補助額の大きい天城温泉会館の事業見直しは、あらゆる選択肢を持って早急に進めてまいります。

次いで市役所組織の合理化ですが、既に定員管理適正化計画の平成22年度目標である460人にまで職員数の削減が進んでいます。私は現行の職員削減、つまり、定年退職者数の3分の1のみを新規採用する制度を継続実施し、当面の目標を400人に設定したいと考えています。さらに、7部23課体制を見直し、専門的業務は事実上課長が最高スタッフとなる組織のフラット化を進めてまいります。部長職は数個の課を統括するとともに、総合管理職として、業務全般について市長を補佐してもらうように考えています。

さて、活力あるまちづくりのための産業振興についてでございます。

現在の伊豆市にとって最も重要である「元気なまちづくり」を実現するため、私は公約の

とおり、市長みずからのトップセールスで、伊豆のよさを国の内外に知らしめることを実行いたします。そのためにも、市民の皆さんご自身がよい製品、よい企画提案を市長室にお持ちいただけるよう、お願い申し上げる所存でございます。

早速、企画部の中に、部横断的チームである「定住化促進プロジェクトチーム」を設置いたしました。農林業の活性化や企業誘致、ベッドタウンとしてのまちづくりなど、伊豆市の新たなチャレンジとして、固定観念を排して具体策を提示するよう努めてまいります。

この際、市民の皆さんからも広くご意見ご提案をちょうだいいたします。その場合、行政と民間が一体となったチームがいいのか、あるいは、それぞれの活動を相互に連携するほうがよいのかについては、ケースごとに判断してまいりたいと考えています。

次に陸の玄関、海の玄関の整備充実について。

伊豆市だけでなく、伊豆半島全域の問題である交通アクセスについて、修善寺駅及び土肥港の整備充実をなるべく早い段階から、市民の皆さんを巻き込んだ議論を進めてまいりたいと考えています。

修善寺駅については、環境問題が世界的問題となっている今日、いかに自家用車通勤を電車併用に誘導するかが、一つの大きなポイントであろうと思っています。駅周辺のまちづくりは、地元住民の皆さんのお声も真摯に拝聴いたしますが、駅に隣接して十分な広さを有する駐車場の整備と南北通路の設置は、絶対に必要であろうと考えています。

土肥港につきましては、乗車・降車がスムーズに行える待機スペースを整備するとともに、これを、臨海プロムナードに接続して、到着人口の少しでも多くを滞在人口として迎え入れる構想を、描きたいと考えています。

次に子供の夢を拓く教育について。

私たちは平成 17 年度以降、市内の新生児誕生数が 170 人台になっている事実を直視しなければなりません。だれしも、自分が学んだ母校に対して強い愛着を抱いています。しかしながら、私も含めた私たち大人は既に、子供の数を激減させてしまったことに責任を持っています。これに加えて、子供の教育に問題を生じさせることがあっては、二重の意味で罪を犯すことになってしまいます。現行の制度で、1 学年を 2 クラス編成にするためには、一つの学年で最小限、41 人が必要になります。あくまでも数字の上での話ではありますが、伊豆市内の適正小学校数は 4 校ということになります。

このような厳しい現実を踏まえ、なるべく早い時期に、伊豆市の小学校を幾つ、どこに置くのかについて、市民全体で議論する場を設定する所存でございます。

なお小学校を再編成する場合には、保護者の通学費負担の軽減・公平化をあわせて議論することが当然必要になってまいります。

さらに忘れてならないことは、学校教育において最も重要である、授業自体の質を維持し、あるいは、さらに高めるために、行政と教育現場が率直に意見交換して、行政のできる支援策があるのであれば全力をもってこれを遂行いたします。授業だけはその道のプロである先

生方にしかできません。先生方がなるべく多くの時間を、授業の準備、実施、成果分析に割くことができるような行政としての支援策を、速やかに取りまとめてまいります。

次に安全安心なまちづくりについて。

現在、県が主導して消防の広域化、静岡県においては、東部・中部・西部の3本部体制への移行が検討されています。伊豆市としても、広域化の波を避けて通ることはできず、移行段階において、くれぐれも地域間格差が過大にならないような、特段の配慮に努めてまいります。また、現在急速に加入率が低下している自治消防組織について、OBや女性団員を導入している他市の例を参考にしながら、抜本的に検討してまいります。

伊豆市は、昨年7月の国道136号線の崩落に言及するまでもなく、数多くの危険箇所を抱えております。治水・砂防・津波対策などのハード面での措置を引き続き県に要望するとともに、危険箇所の周知や避難勧告の条件を事前に明らかにしておくなど、ソフト面での対応に怠りなきよう努めてまいります。

防犯については、防犯の主眼を子供の安全確保に置き、学校・幼稚園及び保育園に、防犯担当の男性職員を配置するとともに、通学路上の危険箇所の改善に努めてまいります。

子育て支援につきましては、元気なまちづくりのためには、子育て支援策の充実強化が欠かせません。財政力の弱い本市にとっては、残念ながら妊婦健診や乳幼児医療の補助は、県・国の施策を待たざるを得ません。なお、このたび県内の他市に先駆けて、妊婦健診につきましては5回までの補助を助産院も含めて実行いたしました。市としては、乳幼児を持つ母親が気軽に集まれる母親サロンの整備や、学童保育の充実など、できることから着実に具体化してまいりたいと考えています。

また、高齢化が進む伊豆市においては、地域医療の維持がまさに生命線の確保を意味いたします。市内に幾つかのある病院がございますが、日赤病院がとりわけ総合病院として維持されるよう要望を続けるとともに、特に、土肥地区に医療施設が存続できるよう努力を継続してまいります。

しかしながら、何より大切なことは、お年寄りが元気で、生きがいのある日々を送っていただくことにつきます。畑仕事にやりがいをもっていただくための販売支援や、趣味や文化活動を地区ごとに行えるような生涯学習支援の見直しなど、市民の皆さんと率直に議論し合って、最善の施策を模索してまいりたいと考えております。

介護につきましては、民間施設がふえたことによって在宅サービスについては、多くの選択肢が得られるようになりました。問題は、国の方針で入所型施設が制約される中、自立した生活が困難な方々の介護が大変難しい状況になっていることでございます。入所待ちの方々が少しでも早く入所できるよう、近隣の市町や施設との協力をさらに進めてまいりたいと考えています。

福祉政策につきましては、障害者支援の強化充実を図ります。

障害者の方々が働く場を拡充するとともに、新たに建設する公共施設については、順次バ

リアフリー化を進めてまいりたいと考えています。

さて、伊豆市の行政において、最も喫緊の課題であるごみ焼却場の件については、過日、記者会見によって市民の皆さんにご説明申し上げたとおり、堀切地区を最終候補地とした選定作業の見直し、数個の候補地を選定した時点で立ち戻って仕切り直しをいたします。

ただし、これは、「有害なものを民家の近傍に建てようとしたために行き詰まった」ということではなく、技術的には健康上の問題がないものの、地元住民の皆さんの理解が得られないために、政治的判断を下したということでございます。今後、新たな候補地の選定作業に入りますが、ごみ焼却場は、すべての市民にとって絶対に不可欠な施設であり、冷静な議論によってなるべく早く再スタートが切れるよう、全力を費やしてまいります。

最後に、私の政治信条であります「市民の皆さんと一緒に考え、一緒に行動し、そして、一緒に元気なまちづくりを実現する」政治スタイルを改めて表明させていただきます。

市役所と市民の皆さんは、相対立するものではありません。市役所は市民の皆さんのための行政機関であり、また、市の職員も伊豆市民でございます。伊豆の夢を拓くための道程は決して楽なものだとは思っておりませんが、私は全力でこの夢を実現するために努めてまいります所存でございます。

議会をはじめとして市民の皆さんにも、ぜひご協力とご理解を、そしてご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(堀江昭二君) 以上で、所信表明を終わります。

行財政改革特別委員会委員長の報告

議長(堀江昭二君) 日程第5、伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長報告を行います。同委員会より、会議規則第39条第1項の規定により、最終報告の申し出がありますので、これを許します。

伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長、鈴木基文議員。

〔行財政改革特別委員会委員長 鈴木基文君登壇〕

6番(鈴木基文君) それでは、伊豆市の議会行財政改革特別委員会からの最終報告書を読み上げます。

市長に負けられないように大きな声でやりますので、よろしく申し上げます。

まず、1ページ目をごらんください。委員会の構成とその下に私の前書きの文章があります。それから入ります。

平成19年9月議会において、伊豆市議会行財政改革特別委員会が設置され、これまで11回の委員会を開き、1.職員数削減 2.各種団体への補助金 3.市有遊休地活用と賃借料 4.議会報告会 5.審議会の情報公開について検討してきました。

特に今回で3回目の行革委員会となることから、当委員会では、伊豆市集中改革プランの

進捗状況とともに、これまでの委員会の答申がどのように進んでいるか、スリム化が進んだときに、住民サービスの低下などの悪影響が出ないかなどについて討議してきました。行財政改革の大前提である経費削減を行いながら、明るい未来のある伊豆市をどう創っていくか。非常に難しい問題です。6月議会にこの報告書を提出しますが、これからも市当局、議会とともに研究し取り組んでいく必要があります。市長がかわり新しい伊豆市がスタートしましたが、まだまだ多く残っている懸案を解決し、行財政改革を実行されることを切望します。

会議は以下、11回開かれました。

次の2ページをごらんください。

以下、個々の検討結果について報告します。

1. 職員数の削減について。

市は合併後の10年間で120人の職員を削減して、平成25年に400人の職員規模にするとしている。しかし、このことに対応した行政機構の見直しについては、何ら検討されていない現状である。このことは、単に職員数を削減しているだけであり、本来ならば、この人員が配置されるべく行政機構が事前に計画されていてしかるべきである。そこで、以下の内容を踏まえ、現状と今後について検証し、早急に行政機構の見直しについて実施すべきである。

業務内容に共通性のあるものの統廃合を進め、組織のスリム化を図る。

新たな政策課題、多様化する住民ニーズに対応した機動的・弾力的な組織運営を図るため、伊豆市にあった評価システムを導入し、人材育成を進め、組織のフラット化などの見直しを進める。

庁舎形態を現在の分庁形式より本庁形式とし、組織体制の集約化と効率性を図る。

支所は、地域との連携・市民ニーズに対する迅速な対応と独自の地域振興を図るべく機能させる。

2. 各種団体への補助金について。

伊豆市における補助金については、伊豆市補助金等交付規則において、申請、実績報告などの事務手続が規定されている。また、平成18年3月に市が策定した補助金に関する基本方針により、補助金採択等における基準が示され、これに準じて実施されてきた。

補助金が、事業目的のために適正に執行され、成果が十分得られたか、さらに今後も継続して補助金を交付するか否かなどについては、事業を所管する部課並びに各常任委員会が十分検証する必要がある。

また、補助金見直しの視点としては、単に一律に縮減、廃止とするのではなく、市民や市民団体等と行政との協働が図られるとともに、公共性・透明性・公益性が確保され、市民の利益に役立つ活動には支援していく。

3. 市有地の遊休地活用と賃借料の基準価格について。

市有の遊休地は売却処分を含め積極的に有効活用を図り、処分は、原則一般競争入札と

する。ただし、計画内容が地元住民に有効的な活用が図られる場合には、この限りでないものとする。

処分等については、あらかじめ議会、地元で報告されたい。

また、前委員会で報告された遊休地ほかの処分検討の進捗状況については、別添資料のとおりである。その後につけてあります。

賃借料の基準価格については現在、市には算出する基準の規定がない。賃借料、これは借りるほうです。借りるほうの価格の規定がまだないということです。このことは、公のお金を土地の賃借料に充てることを考慮すると、早急に借地料算定基準を規定する必要がある。

なお、市有地の賃貸、これは貸すほうです。賃貸については、既定の市財産貸付料算定基準のもと、事務が執行されている。しかしながら、合併以前から現在に至っても市が賃貸借している土地については、当時の諸事情等により基準価格は統一されておらず、以前のものである。したがって、合併以前に市が賃貸借した土地についても、既定の基準及び今後整備すべき基準と整合させ、早期に実施時期を定めて見直しを図っていく必要がある。

4．議会報告会の実施について。

これは、前議会のときに途中で議会のほうに答申してある事項です。

伊豆市議会議員が、平成20年10月の選挙より現在の26名から20名となる。議員定数の減少により議員と市民との連携が希薄となりかねないことが危惧される。その対策として、市民への情報の発信、市民からの意見を伺う場が必要と考える。

議員から地区へ出向き、議会での審議内容や活動報告を行い、また、市民から意見を伺い議会に反映するために、議会報告会を実施すべきと考える。

そのために、先進地である伊賀市議会での視察を行い、議会報告会実施要領の案をまとめた。これは、この後につけてございます。今後、実施するに当たり課題等を検討していく必要がある。

5．審議会の情報公開について。

市の各審議会において審議された案件については、審議結果の報告のみにとどまらず、審議の過程においても市民に情報として公開していく必要がある。

その後、4ページから9ページまで、参考資料として添付してございます。またお読みください。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの委員長報告に対する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑がないものと認め、以上で質疑を終わります。

ただいまの委員長報告をもって、伊豆市議会行財政改革特別委員会の調査を終了いたします。

す。

報告第3号～報告第5号の上程、説明、質疑

議長(堀江昭二君) 日程第6、報告第3号 平成19年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について、日程第7、報告第4号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告について、日程第8、報告第5号 平成19年度伊豆市上水道事業会計予算の繰越の報告についての3件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長(菊地 豊君) 報告第3号 平成19年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告から、報告第5号 平成19年度伊豆市上水道事業会計予算の繰越の報告について、提案理由を申し上げます。

報告第3号及び第4号につきましては、平成19年度伊豆市一般会計予算及び平成19年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許に関する繰越額の決定に伴う報告でございます。

また、報告第5号につきましては、平成19年度伊豆市上水道事業会計において、建設改良費に繰越しが生じたため、公営企業法第26条第3項の規定により、その結果を報告するものでございます。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、受理されますよう、お願い申し上げます。

議長(堀江昭二君) 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

報告第3号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長(渡邊玉次君) それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の予算繰越の明許費、繰越計算書でございます。

まず、土木費関係でございますが、市道大平柿木本柿木線の改良工事。これにつきましては、上部工それに伴う附帯工事関係でございます。繰越し額が4,783万円というふうになっております。

続きまして、道路橋梁費でございます。市道整備事業でございます。これは2路線でございます。これにつきましては1,580万円の繰越しということでございます。

続きまして、国・県道の関連事業でございます。これも同じく2路線でございます。1,200万円。それから、天城北道路アクセス道路の整備工事、これは市道32190号線でございます。右岸、左岸の下部工、それから路床盛土工、こういったものが主な内容でございます。8,755万円でございます。

それから河川費でございますが、河川維持改良工事。これは2河川でございます、1,400万円。

それから、修善寺駅前周辺整備合意形成事業。これは現在、伊豆箱根鉄道さんへ委託している部分でございますが、1,953万円。

続きまして災害復旧費でございますが、農地災害復旧。これはわさび田の工事でございます。3カ所でございます、575万9,000円。

それから、同じく災害復旧費の農業用施設災害復旧事業。これは、水路及び道路関係の復旧工事でございます。これが、2,770万8,000円でございます。

同じく、災害復旧費で林業用施設災害復旧事業。これは、4路線及び附帯工事が1カ所ということで1,427万8,000円となっております。

それから、河川災害の復旧事業でございますが、2河川及び附帯工事合わせまして1,081万2,000円。

それから、道路橋梁災害復旧事業。これは6路線とプラス附帯工事ということで9,077万9,000円となっております。

以上、総額で3億4,604万6,000円。

財源内訳は、国庫支出金が1億5,590万8,000円、地方債が8,260万円、その他、これは負担金になるかと思っておりますが、203万9,000円、一般財源につきましては1億549万9,000円というふうになっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） それでは、続いて報告第4号と報告第5号について、上下水道部長。

〔上下水道部長 小川正實君登壇〕

上下水道部長（小川正實君） 補足説明をさせていただきます。

まず7ページをお開き願いたいと思います。

第4号でございますけれども、この繰越事業は3月議会で議決をいただきました、白岩処理区、宮上地区の管渠工事でございます。総額につきましては9,720万円。このうち1,800万円を予算繰越したものでございまして、財源につきましては、国庫が1,300万円、地方債が410万円、一般財源が90万円でございます。これにつきましては、3月議会でも申し上げましたけれども、転石層が出たことによりまして、掘削作業が非常に難航したことで、全面通行止めとするのができませんでしたので、工期を延長することとなりました。5月末で完了いたしております。工事の内容につきましては、管径が250ミリ、VU管が147メートルの布設でございます。

続きまして、11ページをお開き願いたいと思います。

報告第5号の上水道事業会計予算繰越しの補足説明でございます。

この繰越しは、上水道事業会計第4条予算の1款、資本的支出1項、建設改良費の配水管布設替工事で、総額2億1,780万円でございます。そのうち、4,053万3,000円を地方公営

企業法第 26 条第 1 項によりまして、建設改良繰越しをいたしました。財源につきましては、損益勘定留保資金を充てることといたします。理由といたしましては、関連する公共事業の進捗に合わせなければ配水管布設替工事ができないということで、繰越すものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番、西島信也議員。

1 番（西島信也君） 1 番、西島信也でございます。

一般会計の方の予算、繰越明許費ですけれども、この繰越計算書の中に、真ん中辺に、修善寺駅周辺整備合意形成事業についてというのがございますが、2 点ほどお伺いいたします。

1 点目は、この事業につきましては、1,953 万円が平成 20 年度に繰越しされているわけでございます。20 年度の予算にも、同じ業務委託料が 2,000 万円ほどあるわけでございますが、この繰越された事業でございますが、これはいつごろ完成するのかということが 1 点目。

2 点目でございますが、この事業が終了いたしましたら、何か成果品とか冊子とか、そういうのができてくるとか、できてきた場合は、それは議会に報告にさせていただけるのか、あるいは市民に説明にさせていただけるのか、このことについて、2 点お伺いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは、答弁願います。

建設部長。

建設部長（鈴木幸司君） 修善寺駅周辺整備事業の当面の工期の目標は 7 月末を予定しております。なお、そういったことを議会等に報告にさせていただけるかということですが、過日、土木水道委員会には今までの経緯を説明をしてあります。今後、それがすべてでき上がりましたら、全協とかそういった場所で説明をしていきたいと考えております。

以上です。

市長（菊地 豊君） ただいまの件につきまして、業務委託していく部分での予算でございますけれども、そのままそのとおり進めるということではなく、もう一度、修善寺駅に伊豆半島として、あるいは伊豆市として、どういう機能が、どのようなまちづくりが必要なのか修善寺駅周辺の皆さんだけではなく、そこを使われている方は当然、天城、中伊豆、あるいは土肥から通われている方もおられるわけですし、そこから伊豆半島に入って来られる観光客の皆さんもおられるわけですから、総合的な観点からですね、少しペースがダウンしても進めてまいりたいというように考えております。

議長（堀江昭二君） 質疑はほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

以上で、本3件の報告は終了します。

議案第53号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第9、議案第53号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）日程第10、議案第54号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）の2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第53号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）及び議案第54号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由を申し上げます。

一般会計は今回が1回目の補正で、歳入においては、県民税徴収委託金、権限移譲事務交付金、地方債、繰越金の補正となります。歳出においては、総務費の市民税還付金、防犯協会負担金、旅券事務事業及び災害復旧費の修善寺グラウンドのり面復旧工事、並びに、諸支出金の印紙等購買基金繰出金で、歳入歳出それぞれ5,422万1,000円を追加する内容となっております。

下水道事業特別会計においても1回目の補正で、沖ノ原中継ポンプ場及び土肥浄化センター改築更新工事に伴う債務負担行為の補正となります。

詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明は終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第53号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、15ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正でございます。今回の補正につきましては、5,422万1,000円の増額補正となっております。

まず、歳入の県支出金でございますが、委託金として県民税の徴収委託金、これが1,360万円。

それからパスポート関係に伴います権限移譲の委託金が50万円ということで、1,410万円の県よりの収入がございます。

それから繰越金でございますが、1,212万1,000円ということで、平成19年度の分を上積みした形での増額をお願いするというものでございます。

それから市債でございますが、過疎債、それから単独災害復旧債、後ほどこれについてはご説明申し上げますが、合計で2,800万円というものでございます。

続きまして、その下の歳出の部分でございます。

まず、総務費でございます。総務費の総務管理費におきましては、実は私どものミスでございますまして、防犯協会の負担金233万6,000円を当初予算において計上漏れしました。まことに申しわけございませんが、今回の補正をお願いをしたいというものでございます。

続きまして、徴税费でございます。この徴税费は先ほどの委託金との関係でございますまして、平成19年度の税源移譲によりまして、市民税が増額となります。所得税は減額となるため総額では変わりはありません。ただ、所得割や所得控除額の増減によりまして、市民税のみ増額となる場合があります。こういった人に対しまして、市民税を税源移譲前の水準に減額する。いわゆる減額することによって安くなるということでございますが、経過措置がとられるということになっております。その関係で、還付が生じるというふうにご理解いただければと思います。ちなみに、総額で当初予算とあわせると6,700万円。今回3,400万円プラスしますので、6,700万円の還付が生じるということでございます。

それから続きまして、戸籍住民基本台帳費でございます。これは150万円でございます。先ほどのパスポートの権限移譲。この関係で、一般旅券の発給事業費として、110万円ほど必要だということで、今回補正をお願いするものであります。

それから災害復旧でございますが、皆様方のお手元に写真といいますが参考資料がいつていると思いますが、これは修善寺グラウンドの災害でございますまして、この災害復旧工事にかかる費用。工事費で1,300万円、測量関係で178万5,000円。合計1,478万5,000円を計上させていただいたというものでございます。

続きまして、諸支出金の基金費でございますが、200万円を計上させていただきました。これは皆様方、ご存知かわかりませんが、会計課の窓口で証紙というものを発売しております。これがいわゆる県より引き継ぐ形で、証紙の売りさばきを今度市がやるということになりました。その関係で200万円の計上をさせていただいたということでございます。ちなみに、本来は基金といえますと積み立てるという形になるわけですから、積立金という計上なのですが、今回のこの印紙の場合は、運用基金でございますので、繰出金という形をとらせていただいているものです。

続きまして、16ページ、地方債補正でございます。第1点目が港湾環境整備事業で、これは県営事業でございます。小土肥人道橋の整備事業に充てるものでございます。総事業費が6,000万円。そのうちの負担率25%が伊豆市の持ち分になっておりまして、その25%分である1,500万円を過疎債港湾整備事業となっておりますが、過疎債を充当するものでございます。

それから、公共施設災害復旧事業というのは、先ほど申し上げましたように修善寺グラウンドに対する1,300万円の起債を充当したいという考えでございます。これについては、今

回は交付税算入が50%弱のものに地方債を充てようということにしております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第54号について、上下水道部長。

〔上下水道部長 小川正實君登壇〕

上下水道部長（小川正實君） それでは、議案第54号の補足説明をいたします。

今回は債務負担行為の補正でございまして、牧之郷にございます沖ノ原中継ポンプ場と土肥の浄化センターの改築更新工事の執行の方法を変更しようとするものでございます。

沖ノ原中継ポンプ場につきましては、平成20年度、21年度で改築更新工事を予定しております。20年度につきましては4,000万円で機能高度化工事として、耐震補強と機械設備の更新を計画しておりました。しかしながら、21年度に6,700万円で予定しておりました沈砂池設備、ポンプ設備、また、監視制御装置の更新工事に伴います電気設備の機械類の発注。それと、稼働試験、調整、これらの作業までが分離して実施することが非常に好ましくないということになりました。そうしますと、工期が約18ヶ月かかりますので、21年度工事を債務負担行為として補正するものでございます。

また、土肥浄化センターにおきましては、施設の老朽化も著しい状態でございます。同じ機能高度化事業でございますけれども、これにつきましては、工期を6年間で2年ごとに3期に分割しまして、総工費約19億円で計画しているものでございます。20年度当初は、2億800万円で耐震補強と内部機械設備の更新ということで、部分発注を計画いたしました。

しかしながら、21年度に予定される電気設備、汚泥脱水設備、汚泥処理施設、また監視制御装置、これらとの関連が非常に深く、稼働試験、調整期間をとということもございまして、これを入れますと期間が18ヶ月以上費やします。これにつきましても、21年度工事を債務負担行為として補正するものであります。

以上で補足説明を終わりにいたします。

議長（堀江昭二君） 以上で、説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月11日開催予定の本会議において行います。

議案第55号～議案第59号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第11、議案第55号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから日程第15、議案第59号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正までの5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第55号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正から、議

案第 59 号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正までの 5 議案について、一括して提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、いずれも伊豆市の条例の一部を改正するものと、新たに条例を制定するものでございます。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第 55 号について、総務部参事。

〔総務部参事 鍵山光男君登壇〕

総務部参事（鍵山光男君） 27 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 55 号の補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、本年 3 月 26 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴いまして、伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

改正の概要につきましては、人事院の勧告により、一般職の職員給与にかかわる扶養手当の配偶者以外の扶養親族にかかる扶養手当が引き上げられたことに対しまして、非常勤消防団員等の補償基礎額に加算される現行日額 200 円を 217 円に引き上げるものでございます。

30 ページをお開きいただきます。

30 ページの新旧対照表について説明をいたします。

改正前の補償基礎額、第 5 条 3 項中、中段の第 2 号から 5 号までの扶養親族のある非常勤消防団員等については、配偶者以外の扶養親族 1 人につき 200 円を加算することにしておりましたが、これを一律 217 円に加算とし、また下段のアンダーラインの「ない場合にあつては」の文言については、句読点をもうけ条文を整理し、本年 4 月 1 日から施行するという改正案でございます。

以上、補足説明にかえさせていただきます。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第 56 号と議案第 57 号について企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、31 ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどの補正予算でも若干触れましたが、本年の 9 月から県からの権限移譲によりまして、市民課において一般旅券発給事務を行うこととなります。これにより、旅券交付時に収入印紙あるいは県証紙が必要になります。収入印紙等の購買を行うための基金を設置させていただきまして、市民の方々の利便を図りたいと考えておるものでございます。

また現在、会計課での県の収入証紙を暫定的に借り受けて販売をしておりますが、県ではこの証紙について金券として厳格な管理をする必要があるとのことから、県に返還すること

といたしました。このため今までどおり県証紙を販売するために、市民課で扱う基金と合わせて印紙等公売基金を設置させていただきたいというものでございます。

続きまして、33 ページでございます。

これは戸籍法の一部改正に伴いまして、これまで、利害関係者のみに適用されていた申請書、届出書等の内容証明につきまして、新たに公益的な学術研究等のためにも情報を提供することができるようになりました。今回の改正はこの場合についても、証明手数料を徴収できるようにということで改正をするものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第 58 号について健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、議案第 58 号 伊豆市食育推進会議条例の制定について詳細説明をいたします。

37 ページでございます。

食習慣の乱れや栄養の偏りは、生活習慣病の増加等にもつながる食の大切さや、食の文化が失われつつあります。また食品をめぐる国内外での安全性の問題など、食品の安全安心の確保が社会全体に強く求められております。

こういったことから、国は平成 17 年に食育基本法、これを制定いたしました。そしてこれに基づきまして、国・県が食育推進計画を策定しております。

伊豆市におきましても本年度、食育推進計画を作成したいと考えておりまして、そのため、その重要事項を審議するために食育推進会議を設置する条例を制定するものでございます。

まず第 1 条に設置が書いてございます。食育基本法に基づいて、この会議を置くということでございます。所掌事務につきましては、第 2 条で、市の食育計画を作成してその実施を推進すると。それから、この推進に関する重要事項について審議するということを定めております。第 3 条に組織で、委員は 20 名以内ということでございます。以下、任期については 2 年。それから会長、副会長を置き、推進会議に部会を置くということも定めてあります。38 ページのほうにございますけれども、庶務については、健康福祉部で処理をいたします。それから、この附則で、施行期日を平成 20 年 7 月 1 日といたします。

それから附則の第 2 で、この条例を定めることによりまして、特別職の職員ということになります。したがって、「伊豆市の特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正しなければなりませんので、この部分を入れてございます。

次のページ、別表 3 に対照表がございますけれども、ここに食育推進委員推進会議委員を加えさせていただきということでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第 59 号について総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長(平田秀人君) それでは議案第 59 号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正についての補足説明をいたします。

41 ページでございます。

この条例は、条文中 8 条、土木部を建設部に改めるというものでございまして、本来、本年の 3 月事務分掌条例に関連して、一括して改正すべきものでございましたが、申し訳ございませんでした。欠落しておりましたので、ここで部の名称に伴う一部条例を提案させていただくものでございます。

よろしく申し上げます。

議長(堀江昭二君) 以上で、説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6 月 11 日開催予定の本会議において行います。

なお、本日提出されております 7 議案に対する質疑、討論の通告期限は、9 日の正午となっておりますのでご承知ください。

散会宣告

議長(堀江昭二君) 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6 月 11 日午前 9 時 30 分より再開します。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午前 10 時 32 分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

本日、17番、酒井勲一議員より欠席の届けが出ておりますので、お知らせをいたします。
ただいまから平成20年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第53号、議案第54号の質疑

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第53号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）、日程第2、議案第54号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）の2議案について一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第54号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)について、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第54号の下水道事業特別会計補正予算、いわゆる債務負担行為の件についてお尋ねいたします。

いわゆる予算の会計年度独立の原則に対する例外措置として、債務負担行為をしたいという提案で、いろいろと縷々説明されたことはわかったんですが、今回、提案しているのは平成21年度の予定した事業が、今年度の事業内容と分離して実施することは好ましくないという提案理由でした。

なぜ好ましくないのかよくわからなかった。

下水道事業というのはそれぞれによって違うでしょうけども、年度をまたぐ分野と言うか結構多いんですけども、そうすると、今後完成する事業というか、年度をまたがって完成する事業というのは常にそういう関連性が出てくるのかなと気がしているものですから、今回は二つのいわゆる債務負担行為ということですので、好ましくない、そうしたいという理由についてお尋ねいたします。

議長（堀江昭二君） それでは答弁をお願いします。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） おはようございます。

本件につきましては、担当部長に答えさせていただきます。

議長（堀江昭二君） それでは上下水道部長。

〔下水道部長 小川正實君登壇〕

下水道部長（小川正實君） おはようございます。

お答えする前ですけれども、最初に提案理由の補足説明で、土肥浄化センターの平成 20 年度、21 年度事業の工事内容のところ、今回耐震補強工事があると申しましたけれども、耐震補強工事につきましては 22 年度以降にしたいと思いますので、訂正させていただきたいと思います。

それではお答えいたします。

私が補足説明で、分離して行うのは望ましくないと申し上げたと思います。

土肥浄化センターにつきましては、ちょっと土肥浄化センターについてお話をさせていただきたいと思いますが、約 6 年という事業期間を予定しております。その中で、関連する工種は単年度に分けて発注するよりも、関連する工事というものは、具体的に申し上げますと、污泥処理施設、それから污泥処理工程を制御する中央監視制御工事。それと、その施設等ができたときの試験稼働、それから機械の調整、これらを関連する工事と位置づけて申し上げたわけでございます。

なるべく普段稼働している下水道でございますので、工期を短縮したい。そういうことから、債務負担行為をとりまして、20 年度、21 年度を 1 事業期間とする。議員が指摘されましたとおり、単年度主義でございます、単年度収支が官公庁会計でございます。しかしながら、こういう場合には、債務負担行為を取りまして、1 事業期間とさせていただくことが効率的でありますから、望ましいというふうに申し上げました。

なぜ望ましいかと言いますと、関連する工事の総体が見れるからです。単年度で説明いたしますと、例えば家を建てるときに、初年度には基礎工事、次年度には本体の工事に入るといふときでございます、単年度だけで説明しますと基礎工事だけの説明になります。こういうことよりも総体的に説明したほうがいいということで、債務負担行為をとらしてもらおうということでございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

木村議員。

26 番（木村建一君） お断りしておきますけれども、別に債務負担行為が駄目だということではありません。当然あり得ること、冒頭お話ししましたけれども。

ちょっとわからないのは、一つ目です。当然、今年度の予算を組むにあたって、当然 3 月

ではなくて12月ごろから、そのあたりから作業工程に入っていると思います。本年度の予算をどうしようかと。それにしても結果的には、3月で議決されて今動き始めていると21年度の予算。

当初、いわゆる計画、予算を立てようかと言ったときに、どのように判断されてきたのかということが一つなんです。どういうふうに思った。結局、半年ぐらいたって債務負担行為を行いたいということになると、その当初、計画したときにどのように考えていたのか。でも今部長が言われたように、変更したほうが好ましい、よろしいねっていうことになったんでしょけども、当初どうしてそういうところがなかったのか。検討されたのか、されなかったのかということが一つ目です。

それからもう一つ。確かに、年度にまたがって、やるような事業となると全体が見えたほうがいいでしょうけども、説明しやすいとか、説明しにくいとかが誰に対してなのかよくわからない。市当局の方は、当然部長を中心として、今年度はこういう事業をやりたいねと。大きな事業というのは、来年度はこういう事業ですよということを、計画性を持ってやってくるわけです。当然のこととして。それを単年度で切ってしまうと、次に移ったときに大変だということだったらわかるんだけども、説明会がしづらいというのは、誰に対して説明がしづらいのか。

我々議会というのは、今年度こういう計画があるんですけどもということで、その詳細については当然聞くわけです。でも次の年度、ましてや、その2年後にはこういう構想を持っていますよということは、それは、そういう大まかな流れがあるんだなと思って聞いて終わるわけです。ちょっと意味わかりますか。誰に対して説明しづらいのか。議会側としては、承認する側としては、単年度ここまでですねというのがはっきりするわけです。来年度はこういう予定ですよというのが、来年度また新たに予算組むんだねということになるわけですから。そんなに説明の全体がわからないことじゃないのかなと思っているものですから。ちょっとわからない。

それから、細かく聞きます。今年度いわゆる耐震補強はちょっと置いておきましょうということになったんですけども、この当初説明した内部機械設備の更新。では一体全体、今年度は内部機械設備の更新をするんだけども、今お話があった21年度に予定されている汚泥処理とか監視とかというのが、来年度の予算に組まれたときに、どういう弊害があるのかが、ちょっとわからないんです。わかりますか。今年度で区切って、来年度また予算を組みたいという時に、その時できるのかなと思っているものですから、お願いします。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） 予算措置の段階のことですけれども、歳出予算要求調書の提出が11月末の段階です。

それと、この大きな土肥浄化センターの改築更新事業というものの事業計画を、県のほう

へ出してあるんですけれども、その時の概略の建物及び施設等の整備更新の内容と、概要予算額は県のほうへ出してあります。ただ、そのときの工事の仕方についての精査が多少あまかったことは事実だと思います。要するに、議員ご指摘のとおり、当時からなぜ債務負担行為が数年にかかってやらなければならないことがわからなかったのかというようなご指摘だと思いますけれども、多少その辺で、担当のほうも、県への国庫の要望調書の提出のこともありまして、単年度で事業を計画していたことは事実です。

それと、誰に説明しやすいのかということですが、私としましたら、議会並びに市民に対する説明だと思います。

それから、次年度予算でなぜとれないのかということなんですけども、工事の内容が私も詳細に把握していると言えませんが、汚泥処理施設というのは、汚泥の脱水機とか、それから電気関係の設備があるんだそうです。これらのものが、多少既製品といいますか、そこから直ぐに手に入るというものでございませぬので、精査していきますと、こちらで特注品というものもございませぬので、工期を短くするためには、年度をまたぎまして、発注をかけたということによりまして、浄化センターの完成を少しでも早めたい。そこら辺が、当初なんでそこまでわからなかったのかということですが、まだ工期が6年間ということございませぬので、そのあたりでちょっと判断があまかったかもしれません。

以上です。

〔「土肥浄化センターばかり話していますが、提案されているのは沖ノ原もありますからね。」と言う人あり〕

沖ノ原ポンプ場でございませぬけれども、これは内容を申し上げますと、送水ポンプ2台、それからスクリーン、ポンプ回りの破砕機の交換、電気計装設備の交換、それから入れ物でございませぬ建物の耐震工事が主な事業内容となっております。

事業年度としましては、これは20年度、21年度の2年間で実施する予定です。これらにつきましても、先ほどちょっと申し上げましたけれども、機械自体が部品等いろいろ特殊なものがございませぬので、21年度、22年度を債務負担行為をとることによりまして1事業年度とする。こういう形で進めたほうが、完成までの工期を短くすることができる。そういうことで、債務負担行為をとることとさせていただきます。なぜそういうことになったかということは、これは先ほどの土肥浄化センターと同じ状況でございませぬ。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） ひとつだけお尋ねします。また詳細は委員会のほうでやられるでしょうか。

提案理由で、沖ノ原の中継ポンプのこういう説明をされたんですね。耐震補強と機械設備の更新を計画していたと。次年度は沈砂池設備とかポンプ設備とか云々と、こういう幾つか

の項目にわけて、電気も含めてお話をした。21年はこうやりたい。

そうすると、20年度の耐震補強はわかりますが、機械設備の更新がどういうものなのか。そうして結果として、21年度に予定している電気設備等々のいろんな更新工事が関連している。だから、継続するから債務負担行為のほうがよろしいんですよということの説明をいただきたいんです。いわゆる20年度はどういう機械設備の更新を計画していたと提案された。詳細は、ちょっと委員会の議事録ではわからなかったので、お願いしたいです。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） 設備につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ポンプの更新、それから脱水装置。それから電気設備工事に関しましては、運転操作設備、それから計装設備、監視制御設備。私もそれ以上の実際に細かいところはちょっとわかっておりませんが、委員会までにはそのあたりを精査しておきます。

それから、21年度事業といたしましては、前に申し上げましたけれども、内部機械の更新ということで、機械の更新を20年度は計画しております、これは20年度から21年度にかけてでございますけれども、電気設備、それから汚泥脱水設備、監視制御、そして最終には調整、試験稼働でございますけれども、こういう作業が入ってきます。これらを3月で区切らないで一連で進めたいということでございます。

議長（堀江昭二君） 以上で通告による質疑は終わります。

ただいま、議題となっております議案第53号及び議案第54号については、会議規則第37条第1項の規定により、先に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第55号～議案第59号の質疑、委員会付託及び討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第3、議案第55号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから日程第7、議案第59号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正についての5議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております、議案第56号及び議案第58号の2件については、会議規則第37条第1項の規定により、先に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号、議案第57号、議案第59号の3件については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第 55 号、議案第 57 号、議案第 59 号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより 3 議案について分割採決を行います。

初めに議案第 55 号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

散会宣言

議長（堀江昭二君） 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は 6 月 17 日午前 9 時 30 分より一般質問を行います。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労様でした。

散会 午前 9 時 5 1 分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 本日、17番、酒井勲一議員から、通院による遅刻届が出ておりますのでお知らせいたします。

ただいまから、平成20年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（堀江昭二君） 日程に基づき、一般質問に入ります。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者にご注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないように、答弁者にあっては、質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いをいたします。

今回は18名の議員より通告されております。質問の順位は、議長への通告順位といたします。

1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答といたします。質問時間は申し合わせにより質問のみ30分以内、質問の回数は、同一議題について再質問を含め3回までといたします。なお、第1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問についてはいずれも自席にて起立の上お願いをすることにいたします。

これより、順次質問を許します。

木内一郎君

議長（堀江昭二君） 最初に18番、木内一郎議員。

18番（木内一郎君） 議席番号18番、木内一郎です。

下記のとおり通告に従いまして発言したいので、よろしく申し上げます。

1点目は、生活雑排水の処理率100%を目指して、どのように未処理人口を誘導していくつもりか。

現在、水洗化率は、およそ80%と思われるが、雑排水未処理人口及び非水洗化人口は、依然として多く残っています。一層の環境整備を目指して、100%を達成したい。どのように未処理人口を誘導してきたのか、また、今後どのように誘導していく予定なのか、市長に見解

をお伺いしたい。

2点目、新焼却場の場所選定について仕切り直しをすると聞いたが、全くの白紙に戻して選定作業をするのとらえてよろしいか。

現有する清掃センターの可燃物処理施設は、稼働後20年以上経過し、施設の老朽化は著しく、毎年多額の改善費を必要としていることは、周知のとおりである。また、し尿処理場については、稼働後40年以上経過し、施設の旧式なこと、老朽化は著しい。早期再建が望まれる。

ごみ焼却場選定作業は、全くの白紙に戻して仕切り直すのか。このことについては、市長の施政方針にも触れられておりましたけれども、今後の見通しについて、市長の見解をお伺いしたい。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） ただいまの木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） おはようございます。

木内議員のご質問にお答えいたします。

まず、生活雑排水につきましては、平成20年、ことしの4月1日現在、伊豆市における水洗化率は86%でございます。この数字は、昨年より伸びておりまして、未接続世帯につきましては、市報あるいは地区回覧などで接続の要請をしております。

今後は、関連する建設あるいは水道業者さん等に周知をするとともに、住民の皆さんに要請を引き続き続けてまいりたいと考えております。その際に、まずなぜつながらないのか、あるいは接続する際の障害となっていることを、可能であればアンケート調査をさせていただき、また、状況により、市役所職員が直接それぞれの世帯を個別訪問させていただいて、このきれいな清流を取り戻すべく、努力を続けてまいりたいと考えております。

2番目の一般廃棄物処理施設。新ごみ焼却場につきましては、すでに、堀切区での役員の方への説明、それから、全協の場での皆さんへの説明。そして、記者会見で申し上げてまいりました通りでございますけれども、堀切地区を最終候補地とした認定作業見直し、候補地の選定を仕切り直しをさせていただきます。その際、四つの枠組みといたしまして、まず、伊豆の国市との二市との広域ごみ処理計画の枠組みは、維持をいたします。そして、新しい候補地の選定方法につきましては、今月中をめどに、決定をいたします。平成17年度に検討した候補地選定作業の結果を尊重する。つまり、全くゼロからということではなくて、一定のですね、選定作業した地点まで立ち返り、選定の最終候補地選定を仕切り直しをするということでございます。それから、課題を整理をしながら、早期に今後のスケジュールを調整をしてまいります。

ごみ焼却場の必要性につきましては、市民の皆さんの共通認識があると思っておりますし、実際、ご指摘のとおり、現在稼働しているのがかなり古くなっておりますので、おおむね2年ほど

当初スケジュールより遅れておりますけれども、なるべく早く実現しますように、また私も努力をしてみたいと思いますし、議会での皆さんのご支援も、引き続きお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

木内議員。

18番（木内一郎君） 再質問あります。

水洗化率が86%程度と聞いて、大変嬉しく思うわけですが、この水洗化率は、実際に水洗化できるけれども、まだしていないところの率か。

それから、もう一つは非水洗化地域。これについて、どのように考えているのか。

この2点について、再質問をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） まず、水洗化できる地域。今回の86%は水洗化、下水道に接続できる地域の接続率でございます。これは、接続件数を水洗化率とっておりますので、結局、供用開始ができたところでございます。

それから、水洗化できていない地域。これは、議員おっしゃられていることは、くみ取りというようなことでしょうか。くみ取り地域をどういうふうに対処していくかということでしょうか。

下水道区域は、計画区域が決まっておりますので、その地域につきましては、下水道供用を開始し、接続していただきます。そのほか、くみ取りは、浄化槽法の改正がございまして、合併浄化槽にかえていってもらうことになっております。ですから、これは、新築・改築等に伴いまして浄化槽を交換する場合には、必ず合併浄化槽にかわっていくこととなります。

よろしいでしょうか。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

18番（木内一郎君） 伊豆市は、いうならば観光地でございますので、河川の一層の浄化はとにかくしていかなくてはならない。この面からいくと、住宅地の周りを見ても、まだまだ不十分です。そのまま雑排水が堰に流れ込んでいるという状況もまだまだみえるわけですので、環境整備につきましては、ぜひとも、先ほど市長の答弁の中に、個別訪問ということも入っておりますけれども、私は、行政及び行政だけでなく、できれば周りの人々の協力もお願いして、これは早急に進めなくてはならないと。ぜひ、強い行政の指導をお願いしたいのであります。

次に、2点目のごみ処理場の問題でございますが、なぜ私がこれをあえて取り上げたかといいますと、柏久保区は衛生センターができて20年以上、し尿処理にすれば42、3年かかっているわけですが、この施設の老朽化を本当に皆さんで考えてほしいというこ

とであります。そういった意味で、ぜひ、これを早急に進めてほしいわけですが、所信表明の中に、仕切り直しをするということがありましたけれど、本当にこれが見通しがあつての、大体的見通しをつけての仕切り直しなのか。それとも、これから新しく本当に心機一転してやり直すのか。その辺が少し気になったものですから、質問をさせていただいたわけでございます。一日も早い完成を目指して、もしできましたら、少しでも見通しについては、これぐらいを考えているよというものをお答え願えればありがたいと。こういうわけでございます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、1点目について少し補足をさせていただきますけれども、河川の浄化。つまり狩野川を中心として支流も含めて清らかな清流を取り戻すということは、観光地としての伊豆の一番魅力的なところを伸ばすとともに、私たち生活の糧だろうと思っております。都市部での大震災のときに、まず水の安定確保が問題になっておりますけれども、我々のすぐ近くに清流があれば、そのまま飲み水になるわけございまして、これは、伊豆にとっては大変貴重な財産であり資源であろうと思っております。このような清流に対する共通認識を地元住民の皆さんと共有しながら、私どもとしても尽力をしてみたいと思っております。

次に、ごみ焼却場につきましては、私が就任しましてからも柏久保区の皆さんにおいでいただきまして、現状について直接状況を伺いました。これは、その焼却場そのものが危険ということよりも、老朽化に伴う問題がやはり具体的に幾つかございまして、なおかつ、毎年毎年修理費にかなりの予算が計上されていることはご指摘のとおりでございます。なるべく早く、新たな焼却場に移行したいと思っておりますけれども、候補地の選定、それから、環境アセスメントその他の準備から建設まで、何とか5年ぐらいで、つまり、平成26年には新しい焼却場に移行するような、道筋で現在考えているところでございます。

一部の声としては、決して悪いものを作るものではないので、もっと強力に進めたらどうかというご指摘もありましたけれども、私も、それからパートナーである伊豆の国市望月市長も、住民自治の基本原則からいって、大半の反対の中で強行することはしない、というようなことでございますので、次の選定作業におきましても、関連する地域の皆さんのご理解を早急にいただけるように努力をしてみたいと思います。その際に、正確な情報を適切にしかるべくタイミングで皆さんにご提供申し上げることが肝要なんだろうというように考えております。

議長（堀江昭二君） 再質問、木内議員。

18番（木内一郎君） 率直に言いますと、仕切り直しということで、内心ちょっと驚いたという心境でございますけれども、今、市長の平成25年をめでにこれを進めていきたいということをお伺いして、ぜひこれに沿って、お願いするということを期待しまして、私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで、木内一郎議員の質問を終了いたします。

鍵 山 堅 一 君

議長（堀江昭二君） 次に14番、鍵山堅一議員。

14番（鍵山堅一君） 14番、鍵山堅一。

2点ほど質問します。

まず1点目、伊豆市港湾整備事業についてお伺いします。

海の玄関口として、交流機能の拡大を図るものとされ、合併時の建設計画にも盛り込まれていました。港湾整備事業も、委員会を立ち上げ、会議も五回ほど開きましたが、具体的に何も進展をしておりません。平成19年3月29日の会議を最後に、その後、途絶えているようだが、どうなっているのか。市長所信表明の一部で、抽象的ではあったが、土肥港の整備樹立をなるべく早い段階から、議論を進めたい考えでしたが、委員会も中断されている状況の中、もう少し具体的に、これからどう取り組み進めていくのか、お聞かせ願いたい。

2点目、市内の催し物等の新聞によつての広報について。

地方新聞等を見ると、近隣市町の催し物が多く記載されております。それに比べ、伊豆市の記事は少ないように見受けられます。伊豆市もまだまだ催し物等がたくさんあると思います。PRするためにも、いろいろ情報を提供して、新聞を活用してはどうかと思います。

以上、2点お願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの鍵山議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊） 鍵山議員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の港湾整備事業につきましては、ご質問にもありました平成19年3月29日以降、途絶えているわけではありません。平成19年度におきましても、過去の調査を踏まえてのフォローアップ作業といたしまして、港湾の適地の再検討、あるいは機能とか施設をどのように配置するかということの検討。それから、港内静穏度。港の中がどの程度波が高いか低いかということの検証。そして、概算事業費等の検討を続けてまいりました。

その中で、来年3月の富士山静岡空港の開港は、非常に大きなチャンスでありまして、伊豆市のみではなく、伊豆半島の海の玄関口として、例えば、半島全域の総合案内所等、港湾施設の整備充実、それから接岸率の向上、そして、土肥港から市街地を結ぶ親水プロムナードなどの整備など、観光客と地元住民の皆さんの交流など、にぎわいの場として、最大限活用できるような構想を進めてまいりたいと考えております。

また、災害時の救援物資や観光客の避難経路としても、大変有用でございますので、そのような観点から早期着工を目指して、既に県当局にも要望をしております。

これまで、往々にして、港湾は建設、親水プロムナードは観光というように、縦割りの事業に陥りがちでございますけれども、まちづくり、地域の活性化の観点から、部を横断的に、

より土肥地区にとって、あるいは伊豆半島全域にとって効果のある港湾整備、そして港湾周辺の整備を進めてまいりたいと思っております。

二つ目の市の広報についてでございますが、これは、確かに私も過去、地元紙を見ながら、ご指摘のとおりだなと思ったことが多々あります。新聞は、市の独自に配布しております広報と違いまして、日々、それも多数の方が目にされるということで、うまくこれが機能いたしますと、非常に大きな力を発揮してくれるだろうと考えているところであります。

現在、伊豆市市長公室に広報担当が2名おりまして、非常に頑張ってくれておりますけれども、少し広報については体制を強化しようかなと考えているところでございます。市のPRは市役所に限らず、伊豆市のPRは伊豆を元気にするために非常に重要なファンクションであると思っております。今後、市長公室以外の各部との連携、情報交換をさらに緊密にして、情報発信をふやすための広報戦略を策定してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

鍵山議員。

14番（鍵山堅一君） 再質問といいますが、今市長の答弁の中で、2点とも再質問の必要がないような素晴らしい答弁をもらったわけですが、港湾整備につきましてですが、途絶えてないと。委員会等がずっと開かれてなかったものですから、そういう声も相当あったということで、その間相当な検討をされてきたということで、安心をしておるわけです。

そうした中で、この間も修善寺の花めぐり、また月ヶ瀬の梅狩り等、港湾を利用するツアーも開かれている。こういうこともありますので、やはり早急にこの事業に取り組んで、何とか完成を見れるような方向で進めていただければ、こう思います。

そのことにつきまして、市長最後に一言でいいですから、事業は、実現に向けて、これは取り組むと、既に取り組んでいると、こういうとらえ方でよろしいか伺いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 一言でということでございますけれども、ちょっとそれでは補足をさせていただきます。土肥港の活性化、あるいは土肥地区駿河湾フェリーの活性化の観点からは、やはり、空港開港以降の外国からのお客様、観光客のインバウンド誘致ということだろうと思えます。

その観点から申し上げますと、大変、私たちにとりますと、伊豆はいろいろな観光資源に恵まれて、たくさんのお見どころがあるわけでございますけれども、外国の観光客を焦点にいたしますと、何と云っても、富士山の知名度、魅力というものは、断トツ、群を抜いております。そういった意味では昭和9年に富士山が世界デビューした達磨山からの富士山のパノラマ、そこにいかに駿河湾フェリーから誘導するかということ、現在考えているところでございます。空港、清水港、土肥港、そして、富士山が世界的デビューした達磨山へと、このような流れを一つの大きな主たるルートとして、少し時間が掛かりますけれども、うまく

整備をしていきたいなど。そして、それぞれの結節結節に幾つかの伊豆らしい見どころがあると。

そのような構想を描いておりますので、来年というわけにはいかないと思いますけれども、ぜひ、また皆様のご意見とかお知恵をいただきたいと思っております。確実に実現に向けて帆を進めさせていただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 再質問、鍵山議員。

14番（鍵山堅一君） なんか、あんまり私の質問は繰り返すような話になるようなわけですが、今、市長が言われたように達磨山のコース、あれも私は以前一般質問でやったことあります。やはり、あそこから見る富士山は素晴らしいものでありますということで、あの路線を何とかしていただければと、こういう話をしたわけですが、その後、途切れたというか、そんな状況になったので、ぜひ、その辺も含めた中でお願いしたいと思います。

それから、次の新聞報道のことについてですが、これもすごく市長から前向きな答弁をいただきました。そういうことで、市長が公約に掲げたように、トップセールスで伊豆の良さを国内外に広めようと。こういうことですので、大げさなようですが、これらもほんの一部になるのではないかとこう思っております。この問題につきましては、これは、質問ではありませんので、答弁は結構です。

以上で終わります。

議長（堀江昭二君） これで、鍵山堅一議員の質問を終了します。

室 野 英 子 君

議長（堀江昭二君） 次に10番、室野英子議員。

10番（室野英子君） 10番、室野英子です。

私は2点質問させていただきます。

まず、ボランティアについて。

県内で近い将来、財政再建団体になる恐れがある6市町として、伊豆半島の3町と伊豆市が挙げられています。ぜひともそれは回避すべく、市長を始め行政・市民が心を合わせ、元気な伊豆市をつくらなければなりません。

以前、私たちは、修善寺町のと看でしたが、大分の赤池町という財政再建団体に陥り、10年間で再建を図り、非常に効率よく再建が果たせた全国から注目されたところを視察してきました。いろいろその方法はあったんですけども、私はボランティアの活用が大きかったということを記憶しています。現在は元気な団塊世代の方たち、中高年の皆さんたち、ボランティア活動をして地域とつながりを持ちたいと望んでいる方々の力を活用させていただくことはできないかと考えています。

一例を挙げますと、熱海市の図書館ボランティアの例は、公募により図書館が図書館のカウンターのにもボランティアの方に入ってくださいという形で、大変効果のある活動をし

ているということが報道されていまして。また、先日、私は大変地域の子供の見守りボランティアで、驚いたところがあります。それは、都内の足立区でしたが、ウィークデーの夕方、そのまちにおりましたら、黄緑色のベストを着た中高年の人たちが、子供を本当に、このまちには不審者が入り込めないというような、非常に安心できるまちづくりをしていました。そのような、ボランティアの方たちの活用を検討してはいかがかと思えます。

次に、子供たちの携帯電話について、質問します。

日本PTA全国協議会の調べによりますと、携帯電話を持っている子供は3人に1人、40%の子供が夜中でもメールのやりとりをしている。5人に1人が返事がこないと不安であるという報道がされていまして。もう、ほとんどの子供が携帯電話を持っている現代では、後戻りのできない危険をはらんでいる社会になっています。

子供を守るために、学校、家庭、大人が、力を合わせる必要があると思えますが、市長、教育長の見解を伺います。

議長（堀江昭二君） ただいまの室野議員の質問に対し、答弁を求めます。

最初に市長。

市長（菊地 豊君） 室野議員のご質問にお答えいたします。

まず、ボランティアにつきましてでございますけれども、伊豆市が近々、財政再建団体に陥る危険性があるかどうかにつきましては、すぐに危険な赤信号ということではないのかも申しませんが、決して楽ではない、非常に厳しい状況だと認識をしております。

現在、財政当局の方でも非常に厳しい財政規律維持をしていただいております、その結果、お金がなくて、あれも切られたこれも切られたというご批判もいただきますけれども、財政再建団体に陥った後のことを考えますれば、ここで、厳しいながらも、市役所も頑張りますし、市民の皆さんにも、その点ご理解いただいた上で共に頑張っていきたいと考えているところであります。その上で、まちづくりを進める上で、地域の皆さんの活動でありますとかボランティア活動、大変有益だろうと。そして、すでに伊豆市の中では、多くのボランティア活動に頑張っております。

私が承知している範囲でございますけれども、例えば、修善寺のノスタルジックロマン。それから観光ボランティア。あるいは中伊豆で森づくり、あるいは協働の会の皆さん。若い子供たちを対象にした自然塾の活動。天城の国道沿いでは、河津の若い人たちと一緒に朝早くからごみ拾いをしたり、あるいは土肥では、特別養護老人ホームの清掃に100人ものボランティアの方々が名を連ねている。そして、時々具体例として、よく県や国の方と話をしますが、月ヶ瀬の梅林にしましても、当初は地元の皆さんが手作りで整備を始めた。そして、そこに結果として県が道路や駐車場に補助金を付けていた。

これは非常に、国や県にとってもやりやすい。そのように、まず地元の皆さんから動いていただければ、非常にやりやすいというような声も、県・国からいただいております、そのような地元地域発信型の活動というものは、これからも頑張りたいし、市でも

できる応援は、ぜひさせていただきたいと考えております。

その中で、時々耳にしますのは、私もぜひ色々なボランティアをさせていただきたいけれど、まずどのようなニーズがあるのかわからない。あるいは、自分がやりたい時に、どこに問い合わせたらいいのかわからない。そのような声を耳にすることがございます。

ボランティアと申し上げましても、先ほどご指摘の子供見守り隊、図書館、あるいは山を、川を守る。観光のボランティア。それぞれ幅が大変広くて、市役所の中でも部をかなりまたがっておりますので、一元的に全体像を把握をする担当部署を、現在つくりたいと考えておるところでございます。そこが全部を管理することは無理ですけれども、そこに問い合わせれば、どのようなボランティアのニーズがあるのか、あるいは、そこを通じて担当の部署に登録させていただくような一元的な窓口をつくることを考えていきたいと思っております。

それから、子供の携帯電話につきましては、私自身も2月のヤンキー先生こと義家議員の話の中で、いかに携帯電話が危険なものであるか、私自身もあの時に話題になっておりました出会い系サイトなど、アクセスしたこともないものですから、危険性についてはよく承知していないところではございますけれども、伊豆市では昨年、子供を対象にした調査をしておりました。

携帯電話の所持率ですが、小学校5、6年生で13%、中学校1年生で30%、2年生で50%、3年生で57%の子供たちが携帯電話を現に持っております。さらに驚いたことに、プロフと呼ばれるプロフィール、自分の自己紹介をするようなサイトがあるんですけども、小学校5年生から中学校3年生まで1,642人を対象にアンケート調査しましたところ、プロフィールサイトで誹謗中傷を見た件数、伊豆市内で420件。そして、書き込みをした経験が366件。そして、自分自身が誹謗中傷を書いたという経験が97件。これは、伊豆市の子供の数を考えると大変大きな数字だろうと思っております。

現在、国でも報道されておりますとおり、携帯電話に関する規制等が議論されておりますけれども、しばしば言及されますフィルタリングも、一概に有害だと言われております学校裏サイトのようなものでも、率直に学校に対する意見交換の場のような、どちらが有害でどちらが役に立っているのかと、この区別が大変難しいんだそうでございます。したがって、フィルタリングというのは、機械的な制約については限界があることを念頭に置きつつ、やはり我々として、個人として、親として、あるいは子供に対してどのような教育をしていくか、まず、問題認識を共有し合うかということなんだろうと考えております。

ことは、伊豆市青少年問題協議会、このテーマとして挙げさせていただくことを考えておまして、その中でも、その各分野の代表の方に、まず問題を共通認識として理解をさせていただきたい。そして、11月の青少年健全育成大会の場では、何らかの宣言か提言を出していただければなというように考えております。

とかく子供の問題、なかんずく、おそらく私たちより使い方を詳しい携帯電話とかネット

の問題につきましては、大人は逃げるといふかちょっと遠慮しがちでございますけれども、PTAの皆さん、それからPTAを含む保護者のすべての皆さん、それから地域の子育て支援に関心のある皆さんの中で、真剣にかつ真摯に議論を進めていただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 初めてこの場に立たせていただきます。よろしくお願いいたします。

携帯電話でありますけれども、現在伊豆市の小中学校では、原則として携帯電話は学校に持ってこないという指導をしておりますが、事情で持ってきた子供たちは、担任の教師かまたは職員室に預けるといふことにしております。

また、中学校では、総合的学習の時間で、情報リテラシーについて授業をしております、情報を正しく安全に使いこなすための指導も、インターネットを使用し、調べ学習やメール作成などを実施しているところであります。

ネットを通じて他校の生徒と友達ができるのはいいことですが、先日の事件はささいなことでも不仲となった者同士が、友達を引き込み、お互いの掲示板荒らしや誹謗中傷をし、相手の学校へ抗議のファックスをしたというものでありました。

こういった事件は、学校が関与できないところで起きるため、事件が起こった後となることが多く、保護者が児童生徒の様子の変異に早く気づいていれば、事件は大きくなっていなかったかなというぐあいに思っております。

使い方によっては、子供たちが加害者にも被害者にもなりかねない物を、子供に持たしているという危機感を、保護者に意識いただくよう、今後もお願いをしていきたいというぐあいに考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問、室野議員。

10番（室野英子君） 市長さんにたいへん丁寧なご答弁をいただいて、再質問に用意していたことも全部お話いただいたので、ボランティアのことについて、ちょっと提示させていただきます。

今、修善寺中学校では、キャロットクラブというボランティアがあります。それは、民生委員のOBの人たちの集まりですけれども、学校にしょっちゅう外部の方が来るといふことは、最初、学校関係の人はとても抵抗があったかもしれませんが、子供たちは、学校と家庭、また家族の中で、世間知らずといふか、よその大人とかかわることが少ないそういうようなことを、キャロットクラブといふのは、学校のいろんな行事に側面から支援していくボランティアなので、修善寺中学校ではもうだいぶ前からやっていて歓迎されているんですけれども、土肥中や天城中、中伊豆中でもあったらいいなという声を聞きます。

先ほど、ボランティアをしたいけれどもといふことで、ボランティアの窓口を計画しているという積極的な話を聞いて、これは本当にすばらしいと思いましたがけれども、修善寺のキ

ャロットクラブのような活動もふえていけばいいなと思います。これはもう答弁いりません。

あと、携帯電話のことについて、本当におっしゃるとおりです。私も、子供の安全という健全な成長を考える上で、もう少し大人は、もっと配慮しなければいけないといつも思っています。

最近、特に気になるのは、メールをやりとりするということがとても多いようで、中学2年生は、ついこの間、日曜日に出ていた朝日新聞の資料によりますと、中学2年生の子供に関してですけれども、1日に11通から20通のメールのやりとりをするというのが一番多くて、その次に多いのが、何と50通以上というメールのやりとりを1日にするという統計でした。

これは、夜中までメールをするという、何か子供の中には、30分以内にメールの返事を返さないと、仲間外れになるというかいじめの対象になるというか、友達とつながっていない不安というか、そういうものがあるようで、大人の私たちにはちょっと理解できないことですけれども、そのことに関して、ご飯中も入浴中も、友達からささいなことで、今何してるのみたいな、そういうメールにも返事をしなければならないという、それに関して、何とかできないかなと思うんです。

例えば、もし伊豆市では夜10時以降はメールをやることはやめましょうというような取り決めがあれば、それについて返事をしなくても助かる子供がずいぶんいるのでないか。また、そういうことについて、教育長さんは、以前に子供の電話相談も長くされていて、いろいろなことで経験から、何かご所見をいただけたらと思って、お願いします。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） たしかに、ある時期相談員をしておりましたが、このことについては、全く自信はないんですが、現在は、携帯電話をもたせないと消極的な方策に終始しているところが多いんですが、ただ考えてみますと、携帯電話を永久に持たせないわけにもいきませんし、今後、黙っていても、もっともっと100%保持に近くなってくるだろうという予測はあります。

したがって、教育を預かる者として学校ばかりでなくて、地域の方も含めて、取り組んでいく必要があるだろうというふうには思っています。また、事件を起こすのは少数だと。もっと有効に親子の連絡だとか、友達同士の会話にも有効に使われているという事例も幾つかありますし、小説や漫画が大変人気となっていて、あるいは、音楽を聞いてよかったという例もいっぱいあるわけでありますので、悪いものだとか決めつけるだけが指導ではないなというふうに考えています。ただ、現在のところはこれといってこれだということころまでは、思い至らないのが現状であります。

議長（堀江昭二君） 室野議員。

10番（室野英子君） 携帯電話は、大変素晴らしいものだと思います。

これから、パソコンのような機能もどんどんふえてきて、携帯電話を子供たちに持たせな

いということは、私は本意ではありません。子供たちが上手に使うため、例えば居間で携帯を使うとか子供たちとずっと大人の家族で約束したり、携帯電話のいろいろなことをもっと話題にして、広く一般の中でも市民全体で話し合いをして、子供たちが怖い目に合わないように健全にしていっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（堀江昭二君） これで、室野議員の質問を終了します。

10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

議長（堀江昭二君） 引き続き会議を開きます。

飯田正志君

議長（堀江昭二君） 11番、飯田正志議員。

11番（飯田正志君） 11番、飯田正志でございます。

次の4点について、市長並びに教育長に質問いたします。

1点目、一般廃棄物処理施設の建設について。

この問題が今の伊豆市中で緊急の問題であると思いますが、これからのタイムスケジュールとごみの将来についてどのように変化していくと考えているのか。そして、それに対してどのように対応していくのかをお聞きしたい。

二つ目、1点目は、タイムスケジュールは先ほど木内議員のときに答弁なさいましたので、2番目のこれからごみがどういうふうに変化していくのかというところからで結構でございます。

2点目、教育委員会のあり方について。

そもそも教育委員会の仕事というのは、市民生活の中でどのような役割を果たすべきものなのかお聞きしたい。それと、新聞のコラムに「荒れた学校を建て直すことなどできない」とコメントをしていましたが、この真意をお聞かせ願いたい。

これは、教育長にお願いいたします。

学校の統廃合について。

前教育長は、この問題は、次期教育長に引き継いでいくなされましたが、どのように引き継がれたのか。そして、それに対してどのように考えていくのか。また、行政とのかかわりについてもお聞かせ願いたい。市長には、この問題についてどのようにかかわっていくのかをお聞かせ願いたい。

これは、教育長の答弁のあとに市長の答弁をお願いいたします。

支所の有効利用について。

今、各支所に空いたスペースや各種施設があると思いますが、これらの有効利用をどのようにお考えなのか伺いたい。

これは市長にお願いします。

以上4点、お願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し、答弁を求めます。

始めに、市長。

市長（菊地 豊君） 飯田正志議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、ごみの焼却施設につきましては、今後のスケジュール・方針は先ほどのとおりでございますけれども、ごみの将来につきましては、大きく二つ、他の地域ではトレンドがあるようでございます。高温の溶融炉で、全部溶かすように燃やしてしまう。つまり、ごみの分別を基本的にしないのか。あるいは、しっかりごみを分別をして、資源とできる物は資源化し、焼却するものを減らしていく。つまり、焼却炉としてやっていく。

現時点では、伊豆市、伊豆の国市で新たに建設しようとする焼却炉にするのか、溶融炉にするのか、決めていない状況ではございますが、私は基本的に、やはり資源少国の日本は、資源とできる物はしっかり分別をして、そして、生ごみ等でバイオマスで活用できる物も含めて、焼却できる量は減らしていく方向なんだろうと考えております。そういった意味では、市民の皆さんにも分別という手間はかけていただくざるを得ませんが、そのような方向で考えていきたいと考えております。

一つ二つ飛びまして、支所の有効活用でございますけれども、確かにご指摘のとおり、四つの町役場が一つの市役所になったということで、諸所に空いた施設、空間がございます。各支所で特に空いたスペースは、当面、会議スペースとして使っておりますけれども、今後は施設の管理区分を整理をいたしまして、市役所に限らず各種の公共団体、あるいは、ボランティアやまちづくりグループなどの比較的公的な仕事をしている方々に、広く使っていただけるような方向で検討していきたいと思っております。

これは、検討作業は終わるまで待つということではなくては、使っていただけるところから並行して開放していければいいかなと考えております。また、倉庫等の施設は、現在見直しをしているところでございますけれども、まだ全部ががらんどうになっているわけではございませんので、少し整理をしながら、これから倉庫として使い続けるのか、あるいは、売却して民間で使っていただいた方がいいのか、今詳細に検討しているところでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 最初に、教育委員会のあり方についてであります。私は5月より教育長に選任されまして、伊豆市の現状の分析・掌握を今している状況であります。精神的に不安定な子供たちの横暴が目立ち、学校経営もままならない中学校が幾つか報告され

ておりますが、幸い、伊豆市の中学校では、特別聞いたことがありません。教職員の努力もありますが、保護者や地域の方の力が大変大きいなというぐあいに考えております。

合併して各地区の教育施設の整備水準も平準化したと伺っておりますが、さらなる施設の拡充も大事ではありますが、子供の教育に最も影響するのは、教師の力だというぐあいに考えております。教師が子供と向き合える時間をふやすことで、教師が多くの経験を重ねて教師の資質、指導力の向上となり、子供たちの学力の底上げを図ることを援助していきたいという具合に思っております。

伊豆市でも少子化による学校の小規模化が進み、複式学級はだれが見ても口スがあり、学校統合は避けて通れない大きな課題だろうと思っております。ただ、少人数学級の弊害ばかりを指摘するのではなくて、豊かな自然の中で一人一人を大事に出来る利点に目を向け、伊豆市ならではの教育を探ることも必要かと考えています。

また、今の子供たちの多くが、好きならばゲームという感じで、物事をじっくり考える力が養われてるか、大変不安に思ってます。こうした懸念を払拭する一つの突破口として、大変地味な活動ではありますが、現在、学校全体で読書を推進し、子供なりの判断力や考える力をはぐくむ教育を推進してまいりたいと考えているところであります。

生涯学習も大変な大きな事業であります。今、団塊の世代が第二の人生を踏み出しています。これらの人たちは、多くの経験を積み変化に富んだ時代を経験しており、伊豆市にとっても、また、子供たちにも大切な人だと位置づけておりまして、お力をお借りするとともに、健康で生き生きと年齢を重ねられるよう、サポートしていかなければならないと思っております。

教育委員会は、教育長が事務局を指揮監督して執行する仕組みとなっておりますが、教育委員会の組織が、伊豆の子供たちをはぐくみ、充実した青少年期を創造しなければならないと思いますし、微力ではありますが、皆様のお力をお借りして、伊豆市の市民にさまざまな機会を提供し、ともに協働できる市民パワーの情勢を進めていきたいという具合に考えます。

「荒れた学校を建て直すことなどできない」というぐあいに新聞にあったのは事実ですが、私が記者にお話したのは、すぐに立て直すことができないとか、時間を切つてという言葉を入れたと思っておりますので、言葉が足らず、若干本意ではありません。学校が荒れたときは、非常に多くの原因が絡み合っておりまして、一概にそれを解きほぐすのはできなかったというような意味で、お話をしたんだろうというぐあいに思っております。

次に、学校の統廃合の問題についてであります。

平成 19 年 12 月議会において、学校統廃合について複式学級は避けたい。そのために、複式学級になる前に統合を考えたいと、教育委員会の基本的な考えを前教育長より示させていただいたと思います。続く平成 20 年 3 月議会では、平成 18 年度より教育委員会で議論してきました統合計画について、複式学級が実施されている、または実施される学校について、平成 20 年度中に統合について地区理解を得るよう、回答のとおり引き継ぎを受けております。

また、行政、市長部局とのかかわりについても、一般行政と教育行政とが相互に意見調整をした上で、行政と教育委員会で協力し、進めるのが望ましいと回答してあるように、市長部局と連携し進めるよう考えております。

なお、本会議の初日に、小学校の再編成について、伊豆市の小学校を幾つどこに置くかについて、市民全体で議論する場を設定すると市長の所信が示されております。教育委員会の会議でも、市民の意見をお聞きし、平成20年度中に伊豆市小・中学校の適正規模と適正配置に関する計画案を策定し、市長に答申することとしており、保護者はもちろん、地区地域を単位に協議を進めてまいりたいと考えております。

そのためには、行政サイドへの問題解決案件も数多く発言されることが考えられ、同席の中で議論をしていきます。統合によって学校がなくなるということは、寂しいことだと思います。しかし、子供を対象に考えたとき、余りにも少ない人数ですと、教育活動が十分行えないという問題が出てきます。子供たちの教育のための統合を考える市民の議論をいただきたいと願っているところであります。

議長（堀江昭二君） それでは、市長。

市長（菊地 豊君） 学校の統廃合につきましてです。

私の言葉では、小学校の再編成につきまして、市長としての立場から答弁申し上げます。

今、教育長さんからありましたとおり、教育委員会のほうでこれからの構想を具体化していただくことになるのでございますけれども、義務教育の小学校、中学校をどのように考えるのか。これは教育委員会、もちろん、主任務であるとともに、市民全員の共通のテーマであろうと思っておりますので、そのような議論の場を、今検討をお願いしているところでございます。具体的には、教育委員会と市長部局の企画部のほうで調整をして、どのような形がいいのか、そこから、枠組みづくりから検討していただいております。

市長としても、7月から9月にかけてタウンミーティングを実施するように今考えているところでございますが、多数の方と1時間から1時間半の中では、議論を深めることは難しいと思いますので、学校教育をテーマとした検討委員会が必要なんだろうと考えているところです。その際に、去年までございました複式学級になる1年前にということであると、一つ一つ個別に、ほぼ毎年議論することになる。私は、教育委員会に対して、市長としてそのどの程度の影響力が起こすということではなしに、議論の進め方として、やはり将来図を描いてしまったほうが市民の皆さんにご理解が得られやすいのではないのか、と考えております。

ですから、所信表明にございましたように、今の子供の数を前提として、一体幾つ、どこに、そして、どのように地域として学校を育てていくのかを検討していたほうが、そして、実行段階においては、少し視点に差が出てくるというようなことなんだろうと考えております。

その際に、具体的な構想を描くということで、再編成を前提とした施設整備、それから、今一番父兄の皆さんが関心を持っておられる通学手段の確保。それから、将来廃校となった

学校施設の活用策。そして、地域づくり。このようなものを、やはり総合的にそして具体的にお示しする必要があるんだろうとっております。

特に、伊豆市内でも比較的過疎地と言われているところこそ、学校が地域コミュニティとしての役割が大きくなっているのは事実だろうとっております。そこで学校がなくなることに対する寂しさという心情は、これは十分理解できますので、学校教育は学校教育として考えていくのと同時に、その地域地域のまちづくりというものを合わせ検討していきたい。これは、本当は異なった二つの機能なんですけれど、合わせ検討していくということで、地域住民の皆さんのご理解も得ていきたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

11番（飯田正志君） 一番目の一般廃棄物の問題についての再質問をいたします。

市長は、見当違いかなと思いますけども、機種の中の話はしておりませんで、溶融式だろうと何だろうと。別にそれは構わないんですが、国全体の人口が減っています。伊豆市も当然減っています。今、非常にごみの減量化ですとかリサイクルが進んでまして、先ほど言いました、生ごみもぼかしを使ってごみを出さないとかいって、非常にごみ自体は絶対量が減っていくのではないかと私は思っているわけです。そういう認識の将来像というものを市民に周知させて、「ごみというのは、これからこうなっていくんですよ。ですから、そういう施設はこういうふうにするんですよ。」というようなことも踏まえて、新しく選定する候補地のところの方々には、そういう情報を流すということと、もう一つは、ただごみの焼却場だけつくる計画案とか設計図を見せて、「こういうのを作りますから納得してください。」ではなくて、総合計画道路は必ず付帯設備がいっぱいあります。「道路をこうやってここに何か作って。」とか。

そういうもので全部、地域の活性化まで含めた中のごみの焼却場を作るんだということを見せないと、市民とか持ってこられた候補地の区民の方々は、なかなか賛成できないんです。そういうメリットやデメリットと一緒に含めた中で、これから交渉する場合は、やっていただければうまくいくんじゃないかと。ここで失敗したら、もう後はないですから、真剣にやるには、やっぱりそこまで真剣に考えて、「ごみの将来はこうなります。ここの施設はこういうものを作ってこうなってこうなって、あなた方はこういうふうになりますよ。」とかっていうまで見せて、しっかりやっていかないと。今まで全然隠してやっていたから、反発があったような気がしますので、その点どう考えるか、一つお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 一つには、ごみ全体の捉え方。二つ目には、情報公開しながらの進め方ということなんだろうと思いますが。

まず一つ目は、確かに人口は伊豆市、伊豆の国市とも減少傾向にありますし、それから、分別が進めば焼却する量はもっと減るだろうと。ご指摘のとおりだと思いますけれど、他方、

伊豆市、伊豆の国市ともこれから観光振興を考えているわけでございまして、実際に、観光客数は半減しているわけです。これを、もとの100%まで戻せるかどうかはともかくとして、そこに向かって、その方向に向かってふやしたいわけでございまして、あと、その観光ビジネスとして考えた場合に、ごみはお持ち帰り下さいというのは、本当はビジネスとしてはあまり親切ではない。こちらで結構ですよというように、営業的に言えばそういうことになるだろうと。

したがって、その確かに人口は減りながらも、流入人口はどんどんふやしたいと思っているところで、将来の人口減少を前提に、少し規模は小さくてもということは、なかなか私としては勇気のいるところで、むしろ、今の維持で、維持できるほどの流入人口をふやしたいと考えております。もちろん、数字で具体的に何万人ふえるからどれだけ必要なんだということは、これは申し上げられないのですが、そのような気持ちで、今、考えているところでございます。

それから、情報公開しながら全体像を示しながら、そして、しかるべき結節で情報公開しながらということでございますけれども、そのとおりだろうと思っています。今、正直なところ全体としての、いわゆるグローバルな視点でごみのいわゆるごみ処理に関する総合計画というものが無いものですから、確かにご指摘のとおり、まず、最初の段階としてつくっておくべきだったのかもしれませんが、少し、同時並行的な作業になるかと思いますが、その結節結節においては、お示ししていきたいと思っておりますが、がございまして、これからの選定作業の具体的な作業になりますと、今、一番最初の時点に戻って、市民委員会的なものをつくりとか、あるいはそのゼロベースで、見直して、そして、そこで皆さんと意見交換しながらということをやっている時間的な余裕はおそらくないのではないかと。

したがって、ある時点まで合理的な科学的な絞り込みの作業は行われておりましたので、そこまで立ち返って、そこから先は、一番大事な今回の教訓でございます対象地域の皆さんのご理解を十分に得ながら、そして、そのために必要な正確な情報をタイムリーに提供しながら進めさせていただきたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

11番（飯田正志君） やっぱりごみは、私も最初からずっとかかわっていますので、市長の言うことはわかりますけれども、総合エンジニアリングに選定作業を委託しまして、6候補地から4候補地に絞っていただいて、それから堀切がでたということですから、残りの3箇所まだあるわけです。それからたぶん選ぶだろうと思っておりますけれど、前回の堀切のような轍を踏まないように、区民の方々がごみ処理場が来てよかったなというような絵をかいて、そこまでしないと、これからなかなか賛成は得られませんので、そこまで考えた上でつくっていただきたいということでございますので、部長はずっとやっていますからわかっていると思っておりますけど、その辺を検討して、ぜひ成功するようにやっていただきたいと思っております。

次に、2番目の教育委員会のあり方というところに移りたいと思っておりますけど、今、教育長

の答弁は、私が持ってきました新聞の切り抜きのとおり、一言一句変わらないような答弁がここに出ております。「この人に」というところで。この新聞のとおりある答弁をいただきました。私これを見て、非常にどうかと思って。私は、教育長は初めてなものですから、どういふ人かわかりませんので、教育をつかさどる方がどういふ人かというのをきょう少し知りたくて、こういう質問をさせていただきました。

教育委員会の中には、先ほども言いましたように、学校教育課と生涯学習課、図書館課がありますが、この生涯学習課の中に、いろんな行事と申しますかやることがありますけれども、健康福祉部の社会福祉課との違いがわかりましたら、教えていただきたいということと、それから、一つこの中に、私非常に気になったのが、「大仁中の非行は、締めつけによる反発が原因だったようだ」と書いてあります。「当時は、できのよい成績が上位の生徒に悪いのが多く、教員に対する反抗や暴力など何でもあった」というふうに書いてあります。

これを見ていますと、成績のいいのができのいい子だというふうな意識と、それから、生徒に悪いのが多く、教員に対する反抗や暴力があるということは、先生は正しくて生徒が悪いというふうな意識を持たれているのではないかというふうな、少し横から斜めから見たような私の意見ではありますけれど。

私最近、先生というのは、そんなにりっぱな先生がいるとは思わないんです。なぜかと言いますと、セクハラをする先生がいたり、金に手を出したりする先生、ばくちやったり先生がいっぱいいたりする。先生も人間ですから、いろんな集団の集まりですから、普通の人と同じような先生なんです。ましてや、今の一般の保護者のほうが、教育程度が高い方が多いわけです。それを、先生の言うことを聞かないからお前らおかしいんじゃないかというふうな、これを見て取りましたので、そういう方が教育長で、子供の教育をしたらいかなものかなというのがありましたので、少しその辺の考え方をお聞きできればなと思います。

一つ、よろしく願います。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） なかなか厳しいお話ですが、先生が立派で生徒がばかだとかっていうこととは全く違いまして、一般的に少なくとも私の経験だけで言いますと、中学校があちこち授業がうまくいかなくなるという事態が幾つかあったわけです。そういうところをよく見ていくといろんなことがわかってきて、困るなあというところの話を、たぶん聞かれたときに話したことが、たぶんそのまま載ったんだろうというぐあいに思います。

で、私は、非行生徒というのは、基本的にやっぱり愛情が足りなく育った子供たちが、中学校のときに非行行為を行う。で、非常に寂しがり屋の子供たちが多いなというのが実感であります。したがって、頭がいいとか勉強ができるできないということとは関係なくて、非行というのは起きてきているなど、心からそれはそう思っているところであります。

したがって、飯田議員からの厳しいお話は甘んじてお受けしますけれども、決して子供たちを低く見たり、教員のほうが立派だなどというぐあいに思ってるわけではないことをご承

知いただければと思います。

健康福祉部との関係については、局長のほうから話をします。

議長（堀江昭二） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木誠之助君） この間、体育協会が法人化になったわけですが、そのときに少しお話をしたんですが、伊豆市のスポーツの振興をということで、NPO法人をつくられました。

教育委員会サイドでは、スポーツを振興することによって市民の方々が体を動かし、汗を流して、子供たちと触れ合って、多くのスポーツがそれぞれにできる施設づくり、それから生涯学習の場づくりをしていくということで、生涯学習教育を始めております。

その中で、健康福祉部との連携ということも非常に大切でございますし、また、健康福祉部でいわゆる老人とってはおかしいんですが、壮年層の人たちがなるべく病院に行かないような形でスポーツが健康に結びつくというような事業ができれば、幸いと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

11番（飯田正志君） 一応理解したというふうにしたいと思いますが、まだまだこれから時間がありますので、ゆっくりと考え方を聞いていきたいと思えます。

一つ、非行に走る子供たちは愛情不足だと言いますが、それもあるかもしれませんが、私も、学校のとき少しまじめじゃなかったものから言いますと、先生に対する反抗があるんです。先生が尊敬できないということが非常にあります。今、先生の資質が落ちていると教育長も言っていましたけども、コラムにも先生の資質の向上を図りたいというようなことも言っております。だから、その辺を踏まえて、やっぱり力のある教育長は、いい先生を引っ張ってこられるとかっていう噂もありますので、ぜひ立派な先生を引っ張ってきていただいて、伊豆市の子供にしっかりとした教育をしていただきたいと思えます。

それから、生涯学習の中で先ほどいいましたように、団塊の世代を非常になんか大事にするとかって話がありましたけど、それら、ここにもありました親の教育をしたいということも書いてありました。それらを踏まえて、やっぱりそちらのほうから、側面から子供の教育も考えていただければと思えますので、一つ、よろしく願いしたいと思えます。

次に、学校の統廃合。

これも、ずっと今まで室野前教育長と話をしてきましたけども、どうも教育長というのは校長先生の代表みたいなもので、学校を減らすのが嫌いだというようなところが多々見えたんです。私のときに減らさなくても、4年間やって次の後の人に任せればいいやというところが見え隠れしておりましたので、わざわざこれを聞きました。

平成20年に立ち上げるということで、一番近々である大東小学校へことし視察に行きましたけれども、非常に我々が見て、これで学校かなと思うくらい、女の子が一人しかいないとか。それでずっとやっていくのかというふうな。これが子供の教育にとっていいか悪いか、

真剣に考えますと、学校が無くなって寂しいとかっていう場合ではないです。しかし、これから育っていく子供をどうやってちゃんとした子供を育てるかという、ある程度統廃合を近々にやらないと、そのやらない間に育った子供たちはどうなるか。この子達が一番不幸ですから、その辺のことを教育長はどう考えて、近々にやるのかやらないのか、ぜひ、答弁お願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） まあ、教育長は校長の側にいるかどうかというのは、見る方によって少し違うのかもしれませんが、私は、市長の所信にもあったとおり、4年を待たず合併の方向で推進していく覚悟は持っております。

タイムスケジュールについては、今局長のほうが練っていますので、少し話をしてもらいます。

議長（堀江昭二君） 事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木誠之助君） 現実、福祉文教委員会の方々には、大東小学校をご視察になられておりまして、内情をご存じだと思います。また、男性だけのクラス、それから、大東小学校だけでなく、既に修善寺東小学校は、クラスの中に女の子が3人しかいないといったような不均衡といえますが、そういうようなクラスも見受けられます。そういうものを早急に、回避しなければならない所がありますので、まずは、期限を切るという以前の問題で、やっぱり市長の所信にもありますように、地域の人たちとお話しをして、特にPTAの方々、それから地域で支援していただける人たちとお話して、早急に具体的に統合の時期を決定できるかどうかわかりませんが、本年度中くらいに全体計画の立案をしていきたいというふうに考えております。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

11番（飯田正志君） わかりました。

非常に大変失礼なことも言ったのかもしれませんが、全然私も知らない方ですので、ちょっと試しといたらおかしいですが、少し言ってみましたので。ぜひ子供たちのために、一生懸命やっていただきたいと思います。

次に、支所機能。

市長、積極的にやりますけど、私はもっと積極的に、家賃を取るとかそういう民間も入れたり、あちこち調べていきますと、合併した支所機能の中にコンビニが入ったり、いろんな所があります。不便になったということで、いろんな商店がなくなってしまうとかということがありますので、そういうことを踏まえて積極的にアピールして引っ張ってくる。銀行が入るとか農協が入るとか。いろんなことがありますから、そこも企画部長なんか一生懸命やりますので、しっかり受け取っていただいて、誘致して、家賃が取れるような方法とか、人が集まれるような方法。各一人一人が頑張っていただけるように、その点市長の考え方と、

企画部長のあれでもいいし、ぜひよろしくをお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ご指摘のとおり、大事な財産でございますので、少しでも市民の皆様に還元できるような方向で進めさせていただきますが、現状につきまして、少し企画部長のほうから補足をさせていただきます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） もう既に状況は把握してございまして、おそらく飯田議員、これに関する質問をしてくるのではないかとということで、早速庁内にその組織といいますか、連絡調整の会を作って動こうと計画してございます。

議会が終わったらこの会議ができますので、その段階で、倉庫の整理。まず一回整理をして、いろんな、中伊豆地区でいいますと遺跡が入ったりとか、そういうものを一箇所にまとめると。この中には、中豆斎場の利活用がそれにできないかというようなことも考えておりますので、それらの内部調整を図りまして、その上で、先ほど売却の話もあったんですが、今議員のおっしゃられたように、例えばそういった民間の業者が入れるかどうか、これらも踏まえて検討していきたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 再質問、飯田議員。

11番（飯田正志君） 市長がかわりまして、若い市長が生まれたわけですので、目に見えるものが何かできればと思えますので、先頭に立って頑張っていたきたいと思えます。

以上で、終わります。

議長（堀江昭二君） これをもちまして、飯田議員の質問を終了します。

杉 山 誠 君

議長（堀江昭二君） 次に5番、杉山誠議員。

5番（杉山 誠君） 5番、杉山誠です。

初めに、まちづくりのための寄附条例の制定について、市長に伺います。

寄附条例とは、自治体があらかじめ自然保護や福祉充実など複数の政策メニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄附してもらい、それを基金として積み立て、目標額に達したら事業化して、政策を実行するという取り組みです。

寄附条例は、地方税とは違った形で自主財源を確保できる意義が大きく、財政難に苦しむ自治体にとっては、それだけでも導入を考える価値があると思えます。また、複数の政策を示して寄附先を選択してもらうので、住民を含む寄附者の政策ニーズが直接反映される効果もあります。つまり、ニーズのない政策には寄附が集まらず、無駄な公共事業は排除できるというわけです。

この寄附条例は、長野県泰阜村が2004年6月に全国に先駆けて導入し、その後、全国に広

がってまいりました。寄附条例の制定を提唱・推進している「寄付市場協会」によると、本年4月1日現在で、この条例を導入している自治体は、全国62県市町村に上り、財政が厳しい小規模の町村や、名の知られた観光資源を持つ自治体のほか、都心のベッドタウンである埼玉県鶴ヶ島市でも導入され、注目されております。さらに、この6月にも多くの自治体で導入が見込まれるとのことでした。

本年度より、個人住民税の寄附金控除が拡充された「ふるさと納税制度」が創設されたことにより、寄附が促進される環境が整備された今、寄附条例を導入する価値は十分あると考えますが、いかがでしょうか。

次に、子供にかかる医療費負担の軽減について伺います。

伊豆市内における出生数は、年々減少を続け、少子化が著しく進行しております。一方で、全国においては、出生率の上昇した自治体も約1割あります。出生率上昇の要因はさまざまであり一概に特定はできませんが、安心して子供を産み育てられる環境づくりは、行政の責任で取り組むべき最優先課題であると思います。特に、子供にかかる医療費に対する助成制度は、自治体によって大きく違います。

伊豆市議会においては、昨年12月定例会で、私が福祉文教委員会で提案いたしました乳幼児医療費の自己負担無料化が、「乳幼児医療費自己負担金を公費で賄うことを求める決議」として、議員全員の賛成で採択されておりますが、いまだ実現のめどは示されておられません。

乳幼児医療費の完全無料化は、既に静岡県下の過半数の自治体で実施しており、さらに、対象年齢を拡大する動きも広がっております。隣の伊豆の国市においては、7月1日より、子供の疾病の慢性化の予防促進と保護者の経済的負担の軽減を目的に、医療費負担無料化の対象を、現在の小学校入学前から小学校3年生まで拡大をいたします。このように、自治体間の格差が急激に広がっており、伊豆市民の不満と戸惑いの声もますます強くなっております。

市長は、選挙公約で、子供の医療費を小学校3年生まで公費負担とすることを示しておられましたが、いつとも早くこの実現を目指すことが求められますが、いかがでしょうか。

3番目に、災害時要援護者の支援について伺います。

世界各地で頻繁に発生する大地震や暴風雨など、いつ起こるかかわからない自然災害に備えて、災害時にみずからの身を守ることが困難である高齢者や障害者など、要援護者を適切に避難させる体制を整備することが、喫緊の課題として自治体に求められています。

平成18年3月には、政府の中央防災会議において災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示され、また、消防庁からも避難支援対策のポイントが示されるなど、具体的な計画の策定が求められていますが、伊豆市の取り組み状況はいかがでしょうか。

4番目に、廃食用油の活用について伺います。

地球温暖化の問題や原油の高騰が進む中で、環境に優しいクリーンエネルギーの活用が求められています。昨年2月に策定された「伊豆市地域新エネルギービジョン」には、「廃食用

油活用プロジェクト」として、「学校給食センター・ホテル・旅館・家庭から排出される廃食用油を回収して、軽油の代替とすることを検討する」とうたわれています。学校給食センターの廃食用油は、市バスの燃料に活用されていますが、数量がはるかに多いその他の廃食用油については、どのように活用を進めていく計画でしょうか。

最後に、アレルギー疾患のある子供たちを、学校でどう支えていくかについて、教育長に伺います。

文部科学省が監修し、学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が、ことし4月以降、全国の教育委員会・学校などに配布され、アレルギー疾患のある子供たちを学校や園でどう支えるかという視点で、取り組みを現場に促しています。アレルギー症状を持つ子供は近年増加しており、効果的な治療を受けられずに学校生活にも支障を来している子ども多いと聞きます。

本市におけるアレルギー疾患の実態はいかがでしょうか。ぜんそくやアトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど、症状に応じてどう必要な対応を行っていくのでしょうか。

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの杉山議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、寄附条例についてでございますが、ご指摘のとおり、本年4月の地方税法改正により従来の寄附金控除税制を拡充する形で、いわゆる「ふるさと納税」が導入をされました。これは、他の自治体でも既に多く実施に移しております。

「ふるさと納税」は、政府の目的のとおり、寄附を通じて、主として出身者が多く自分の出身地である地方の自治体に意思を表示しながら参加できる制度でございまして、自主財源の充実という意味からも、なるべく早く伊豆市としても実施に移したいと考えております。したがって、方針としては、なるべく早く導入ということございまして、その具体策について、現在企画部で検討中でございます。

それから、子供の医療につきまして、伊豆市の現行制度、乳幼児医療費の自己負担分の500円を除いた額を市から助成をするという制度につきまして、平成21年度、来年4月から、対象を小学校6年生までに拡大をしたいと考えております。これは、子育て支援策強化という観点から、現在判断しているところでございます。なお、この県の補助事業として所得制限をつけておりますけれども、これはすでに伊豆市では、所得制限は外しております。

ただ、私は、我が国の税制、つまり所得課税の基準、それから消費税の基準、先進国は軒並み約20%に消費税を負担している中で、今の日本の国民の選択として、高負担・高福祉だとは、これは国民が選択していない。基本的には、受益者負担を考えている中で、私はこの大きな枠組みの中で、無料化というものはいかがなものかと。したがって、500円の負担というものは、これからも維持をしていきたいというように考えております。将来、国や

県が子育て支援策の全体像を整理再検討することがあれば、その中で、無料化が可能なのかどうかは考えていきたいと思っております。

なお、市として人口が激減し、それから、子育て世代がどんどん減っていく中で、私は緊急対策として6年生までということを考えているわけですが、そもそも、市町村によって子供の医療費が違うということが公平公正なものなのか。これは、これから県にも子育て支援、子供の医療費、その他の子育て支援というものの公平性・公正さというものについて、しっかり考えていただきたいというように要請をしまいたいと思っております。

それから、災害時の要援護者支援でございますけれども、「伊豆市地域防災計画」の一般対策編第25節の中に、「災害時要援護者支援計画」というものがございます。この中で、安否確認や避難所における対応等が規定されておりますが、ご指摘のとおり一番大事なことは、それが実際に災害時にしっかり発動できるかどうかでございます。その点につきましては、毎年、福祉の担当部署が中心となって直接要援護者の皆さんと接している民生委員の方々、社会福祉協議会、それから、介護保険事業所等と協力をして、関係する情報を共有をして、個人情報が入っていますので、しっかり保管をしていきます。

それから、今後、防災訓練などで、よりそれが実践的な、正しく行動されるほうの実践的な行動を検証して、災害ボランティアセンターの設置・運営の中で、どのように要援護者を支援していくか、そして、関係機関と実際にうまく調整できるかなど、そのような支援体制を検証をしまいたいと思っております。ことしの防災訓練には間に合いませんが、来年以降実施する防災訓練の中では、より具体的な行動を試してみたいと考えております。

ただ、この点につきましては、幾つかの会議等の中で、行政側が個人情報の取り扱いに大変苦慮しておりまして、これは、国のほうでも当初の目的と少し違った方向で、個人情報が過度に制約されているなということなんだろうと思っております。個人情報保護法制も、それから、災害時の対策もすべて、もともとの目的は国民市民の皆さんの生命と財産、安全を守るということですので、その目的にしっかりかなうような形で、個人情報の管理を含む要援護者の皆さんに対する支援策を、これからも充実していきたいと考えております。

それから、廃食用油の活用につきましては、平成18年度に策定した「伊豆市地域新エネルギービジョン」の重点プロジェクトの一つとして、廃食用油への利活用を既に推進中でございます。

昨年度から、天城給食センターと修善寺地区の小・中学校給食からの廃油を回収して、バイオディーゼル燃料、BDFと言われているようですけれども、BDFに変換をして、市のマイクロバスの軽油代替燃料として利用しております。今後、さらに回収できるところ、観光地として旅館・ホテル等を念頭に置いているところがございますが、実際に観光業界からどの程度の廃食用油がまとまって出るのかは、ちょっとわかりませんが、そのあたりを軸に、さらに回収を効果的に進められるところがあれば、この事業を進めまして、具体的

には、衛生センターで使用している軽油を使っている車両が2台ございますので、そちらへの使用も拡大していきたいと考えているところでございます。

議長（堀江昭二君） それでは教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） アレルギー疾患のある子供たちについてであります。アレルギー疾患のある子供たちを学校でどう支えるかということですが、ご質問のとおり、本年度、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が示されました。学校生活管理指導表のアレルギー版を学校で作成をいたします。これまでは、心臓や腎臓疾患など厳密な健康管理を要する子供について作成していましたが、アレルギー疾患を追加し作成することとなります。

入学時に保護者は、どんなアレルギーか、どのような対応をとる必要があるのかを子供の主治医の先生に記入していただき、学校に提出いただくこととなります。学校ではそれをもとに、児童生徒個々に学校の日常生活や、学校給食や体育活動などの場面でどんな配慮が必要かどうかを作成し、指導・管理をまいります。

アレルギー疾患には、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、アレルギー鼻炎などがあります。子供個々に症状の大小や対応も異なりますので、養護教諭を中心に、すべての教職員で情報を共有するとともに、対処・応急処置など、万全を期するよう学校へ指導してまいります。また、時間や体調、ストレスなどが原因で発作が現れたり、においや気温などに敏感な子供もおり、学校だけでなく家庭での対応も大切となりますので、教職員、保護者、学校医がそれぞれ連携していくよう、指導していきたいと考えております。

伊豆市の子供の状況であります。幼・小・中学校でぜんそくアレルギーの子供が259名、食物アレルギーが155名、アトピーや花粉症・薬品・日光といったアレルギーも926名余りという報告があります。特に、食物アレルギーの子供の中で、学校で特別に対応しなければならない子供は、41人という報告になっております。学校給食では、食材の除去などの的確な指導・管理が必要になります。

現在のところ除去食の対応はしていませんが、保護者への給食表の配付や連絡票などにより情報の交換を行い、小・中学校では本人に、幼稚園においては職員が、トマト、卵、そば、エビ、牛乳などを除去しています。また、献立によりましては、弁当を持参する子供もおります。

アレルギー疾患は、症状が重い場合に死に至る危険性もあり、今回作成する学校生活管理指導表をもとに、この子供たちの学校での生活が安全・安心なものになるよう、指導・徹底をしていきたいというぐあいに考えています。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

5番（杉山 誠君） 再質問いたします。

最初の寄附条例ですが、なるべく早くということでございましたけれども、今、全国各地でこの寄附条例の制定する自治体が広がっているわけなんです。先ほども述べましたけど、現在 62 の自治体。先日も私のところへメールが来まして、高知県でも初めて導入した自治体が本山町というんですか、そこでも導入したということで、どんどん広がっているわけなんです。

ふるさと納税制度ができて、この寄附しやすい環境になったということで、これは、ある意味自治体で競争して寄附を募るといえることが必要ではないかと思えます。具体的に、最初の答弁で示されなかったんですけども、もう少し、具体的にその計画というのを教えていただけないでしょうか。何しろなるべく早くということですので、具体的なことがどんどん詰めていかないと、6月にもやるところ出てきますので、この辺少し具体的なところをお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 企画部長から、現状報告を報告させます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 杉山議員ご指摘のこれに関する条例案、それから、それに伴う全体的な事業の流れ、フロー、こういったものは一応できております。あと部内調整を済ませて、一番重要なところが、実はこの寄附金をどういう形で使うか、いわゆる使用目的。いかに寄附してくれた方が、こういったものに使ったら寄附してくれるよというような段階を検討しております。

ですので、単純に言いますと、総合計画を羅列すれば使用目的がこうだよということでは表示できるわけですが、どうも全体的に見ますと、例えば、私が納める側になった時に、この目的なら使ってもいいよと。要するに、ある程度目的を絞り込む、その作業に時間を費やしているのが実状でございます。ですので、できれば五つか六つぐらいの目的を持った形で寄附を募るといえるようなことを現在検討しておりまして、それに時間がかかっているというのが実状です。

本質的には私、この6月議会の最終日に追加議案でお願いできればというふうに思っています。杉山議員と同じように、早くこの条例を可決して寄附条例をやろうと思っていたわけですが、その使い道の問題でちょっと時間を費やしているというのが実状です。

それと同時に、内部体制もきっちとしませんといけません。要するに税金の免除の問題。それから、受け入れ。現金を当然もらうわけですので、その辺の受け入れをどうするかという内部調整もおおむね進みましましたので、今後は、その使い道をどうするかというところで重点的にやって、できる限り早い段階で、臨時議会が開かれればその段階でも出したいなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） もう少し具体的なことが、今できているのではないかなと伺いたかったんですけども、例えば、総合計画を示すのか、具体的な項目を幾つか示すのかということですけども、その件については、やはり企画部長が言われたように、選択肢をある程度限定した方がいいと思います。なぜかといいますと、総合計画、伊豆市全体に寄附をとということになりますと、寄附者としても自分の寄附したお金の使い道が、おぼろげになってしまうというようなこともあります。でやはり、これは寄附市場条例のいい方を借りますと、寄附市場と呼んでおります。

要するに自治体版の投票条例ともいいまして、例えば、株式ですと株を取得することによって、その将来性のある株、そういうものを投資者が見きわめて、それに投資するわけなんですけれども、この自治体に投資するということは、お金ではなくて、公共性があるサービス、また個性のあるまちづくりとか、そういうものを求めて投資をするわけですので、その選ぶ選択肢、それは、伊豆市にふさわしい個性のあるそういうものを幾つか挙げて、大体見てみますと五つか六つなんですけれども、そういうものを示して、それを寄附者に対して提示する。それから選んでもらう。その中で当然、人気のないメニューも出てくると思います。そういった場合は寄附が集まりませんので、それは寄附者にとって、受益者にとって必要の薄い政策だということで、それは選別できるわけですので、こういった意味で自主財源の確保、そして、政策の選別とかそういうものができると思います。

政策が決まってそれを実現に移す段階で、今度はその周知方法ですけども、先日、富士宮市ですか、「ふるさと納税制度を受け入れますよ」ということを新聞に発表したんですけども、それは具体的な政策は示してありませんでした。伊豆市では、政策を示して寄附を募った方がいいと思いますけども、この辺はどうお考えでしょうか。

あと、2番目に周知方法ですけども、ホームページで公開する方法。それから、職員とか縁故関係を使ってダイレクトメールを市外に転出されている方、親戚、知人に送って、寄附を募る方法。

三つ目に、最初に言いました寄附市場協会という、そういう全国の自治体、寄附市場の情報を集約して、情報発信しているそういう協会がありますので、そういうところに登録して全国から不特定多数の人から寄附を募るといふ、いろいろな方法があるんですけども、具体的なこと、ちょっとまだ決まってないということなんですけれども、そういうことをどんどん煮詰めていく必要があると思いますので、今の2点について。

また、市長がお考えの、まだこれ政策メニューを限定するとは決まっていなかったけれども、もしこういったメニューがいいなということも、市長もお考えがあると思いますので、私は伊豆市、狩野川の上流で水源を多く抱えておりますので、森林整備とか、そういった観光地であるために、環境整備、ごみのないまちづくりとかいろいろなそういうことも必要だと思いますので、なかなか今ボランティアに対する支援というの、先ほども出ましたけれども、ボランティアも大勢の人にやってもらいたいんですけども、なかなかボラ

ンティアとしても実費がかかりますので、そういった面で報奨金を含んだ懸賞制度とか、そういうものもこれから取り上げていったらいかがかなと思いますので、その点、メニューと情報提供の方法をお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） まず、目的のほうについては私から、周知のほうは企画部長に答えさせますが、悩ましいのは子育て支援という枠がいいのか、学校の図書と限定したほうがいいのか。環境保全としたほうがいいのか、河川の浄化としたほうがいいのか。山の再生でシカも植樹も含んだほうがいいのか、植樹に限定したほうがいいのか。その当たりで、企画部長も今、苦勞しております、私は、これトライ・アンド・エラーで、やってみてだめなら直していけばいいかなと思っているんですが、まだそういった本当に最後の具体的なところで、企画部のほうで考えていただいているところであります。

周知徹底策につきましては、企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 周知方法でございますが、当初は、役所の職員、あるいは議員さん方をお願いをしまして、友人、知人。こういったところにアプローチをしてほしいなんてところも実はありました。もちろん、インターネット等の通常の通信媒体を使ってやるという方法もあるかと思えます。それから、議員さんのおっしゃられる協会の活用も一つの方法だと思えます。

ただ、いずれにしましても、先ほど市長が言いましたように、この使用目的は何にするか。この辺が非常に重要でして、これによって1千万円が5億円になるかもしれませんし。そういうようなレベルで、我々考えたいと思っておりますので、極力多くの寄附を募るという形を考えていきたいと思っておりますから、ぜひ、そのようなことで、周知方法については、単純に流すのではなくて、そういった目的をきちとした上で流したいと。

今、議員さんのおっしゃられた中に、報奨制度。これも、やっているところとやっていないところがあるわけです。例えば、ふるさと宅配便みたいな形で還元するというようなこともあるわけですが、この辺も最終的なつめができておりませんので、考えがないわけではなくて、本来の目的からすると、あんまり報奨はどうかというところもあります。そんなことを踏まえますと、それらを総称して、これから早急に詰めたいというふうには思っております。その節は議員さん方も応援をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） ちょっと意味を取り違えられたところがあるのですが、報奨制度というのは、寄附者に対してお礼をとというのではなくて、ボランティア活動に実費がかかるものですから、ある程度それを支援していくような制度も、この機会に、なかなか市では財政が厳しくて、そういうことができませんので、そういうこともということで、一つの案と

して提示させていただきました。

次に、子供にかかる医療費負担の軽減についてですけれども、市長は来年度から小学校6年まで拡大ということで、非常に画期的なことであると思います。確かに無料化ということは議会でも求めておりまして、県内でも半数以上が無料化されているわけですけれども、確かに無料になれば、確かにそれは、それにこしたことはないと思います。ただ、財政のほうを聞いてみますと、小学校3年まで無料化するにしても6千万円ぐらいかかるというのがありましたので、確かにこれは大変だなということはわかります。ただ、市民のほうは、とにかく伊豆の国市と比べてしまうんです。もう、熊坂のあたりは、伊豆の国市がすぐですので、いっそ向こうへ橋を渡って引っ越したいというような人もいます。これ事実でございます。ですから、伊豆市としてできることをどんどん進めていっていただきたいと思います。

小学生というのは、非常に病気とかが多いという話を聞いています。小学校に入るまでは1回500円で病院に行けたんだけど、小学校に入った途端にもろに医療費の3割を負担しなければならないということで、特に、給料日前なんていうと、子供の具合が悪くなると、ほんとどうしようかって悩んでしまうっていう声がありました。夜間救急外来などへ行きますと、1回2万円とか現金で払わないとならないわけです。そういうこともあって、非常に保護者の方の要望が強い問題ですので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

具体的な答弁をいただきましたので、これは再答弁は結構でございます。

次に、災害時要援護者の対策ですけれども、幾つかのマニュアルができていたという話がありました。最後に市長も言われまじょうに、個人情報の関係で、どうしてもこれが、その必要なときに必要な人に届かない。こういう問題があります。個人情報についても過剰反応ということで、非常に問題になっていまして、やはり、必要なときには必要な人に届かなければいけないものですから、一つ個人情報の件で明らかになっているのは、個人情報は、明らかに本人の利益になる場合など、本人の同意なしに目的外利用、第三者提供ができる。命の危険にかかわる災害時の避難支援に活用するのであれば、利用可能ということも、一つのそういうことに理解がされておりますので、これは、個人情報の取り組みに慎重過ぎることがないように、ぜひ、具体的に必要なことであれば、やはり進めていっていただきたいと思います。

一つ個人情報の関係で、要援護者が情報提供を拒むという場合もあると聞いているんですけれども、福祉部局では、情報提供されなくても要援護者の把握というのは戸籍上されているわけですので、それをもとにリストを作って、災害時には地区の役員さん、あるいは民生委員さんに渡せるようにするとか、あらかじめ渡しておいて、災害時にそれを活用するような厳格なお願いをしていくとか、そういった方法で具体的に周知をする方法はあると思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 幾つかの考える段階というのがあると思うのですが、一つには、まず

個人情報をしっかり収集をして掌握をして、ただし、市役所なりしかるべきところでしっかり管理をして、必要の都度使用するということが前提なんだろうと思うのですが、その中で、やはり、普段から同意をいただいて、積極的にここにご本人からも情報をいただいて、そして、自主防災組織とか民生委員の方々ともある程度普段から活用してという方も、そういったその段階もあります。

さらには、実際一軒一軒伺ってみると、玄関からずっとこちらまで鎖を張ってしまって、犬も離されて入ってくるなという意思表示をされているところもあるんです。ですから、その中で、そうはいつでも実際に災害になれば、それは当然行政の責任として何うことになるだろうと思うんですけど、そのような幾つかの段階の中で整理・収集しなくてはいけないのかなと考えています。

ただ、あくまでこれは、前提が災害が起こったときということですので、そういった理論と実態で乖離が出てくると思うのですが、そこは、市民の皆さんの安全・生命を確保するという視点で、実際に動いてみななければいけないだろうと思うんです。もし、詳細が必要であれば、担当部局のほうから現状は報告をさせますが、それを実際にやってみないと、本当にそこからご案内して、あるいは安否を確認して避難所までお連れするなり避難センターで生活をするなりというようなことを、実際に行動していないことはできないことが多いものですから、繰り返しになりますけれども、来年以降は、そのような訓練も、実行動を含む訓練もやっていきたいなというように考えております。

ちなみに、これは私が単に耳で得た情報だけですけども、お隣の伊豆の国市では、昨年は被災したときの災害対策訓練ではなくて、災害中はどんな生活になってしまうかということ、防災訓練でされたようですが、そんなこともやってみる価値があるのかなというような感じを持っております。

もし、詳細が必要であれば、担当部局のほうから説明をさせますが。

議長(堀江昭二) 総務部参事。

防災監。

総務部参事(鍵山光男君) 今、市長のほうから、おおむねご回答をさせていただいたのではないかと考えておりますけど、毎年、防災訓練が9月に実施されますので、いずれにしても、災害が起こってからその資料というのは間に合いませんので、事前に区長さんに、これは自主防災会長になります、民生委員さんが収集した資料を事前にお渡しをさせていただいております。

これは、やはり個人情報保護法がございますので、災害が発生したときにそれを活用するというようなことで、いろいろ守秘義務、そういうものを網羅した中で、また、その資料については返していただくということで、防災、災害が起こったときには、その中で民生委員さん、地区の自主防災会長さんも、その中に入ってくださいますので、そうした中でできるだけ要援護者、そういう方たちの対策については、前向きに取り組んでいきたいなと思って

おります。

議長（堀江昭二君） はい、杉山議員。

5番（杉山 誠君） 確かに、情報とか法的なものに関しては、非常に縛りがあるもので、厳格にしていかなければならないと思います。私は思うところは、一番いざというときに役に立つのは、地域の力ではないかと思います。例えば、能登半島地震では、震度6強、石川県の輪島市なんですけれども、非常に大きな被害はあったんですけれども、65歳以上が半数という高齢化率50%の門前地区というところでは、けが人もなくて、地震発生から数時間後には高齢者の安否確認がとれていたということで、それは常日ごろから民生委員さんたちが協力して、要援護者の情報を把握していた。たぶん行政から出されるリストではなくて、自分たちが個々に足で歩いて、そういう方たちを掌握していたのではないかと思いますけれども。また、色分けしてマップを作って、寝たきりは何色、一人暮らしは何色というふうに地図の上に落としておいて、すぐに駆けつけられるような態勢をとっていたということで、一人も置いていかれた人がなかったというような話もあります。

ですから、地域の力を、いかにこれから生かしていくかということが重要な課題になると思いますので、先ほど市長が言われました防災訓練の機会に、ぜひこれは強制はできないんですけれども、そういう地域の方に、具体的に近所の人、救出する場面になってということ想定して、避難を行っていったらいいかなと思います。

あと、ボランティアの協力です。これは御殿場市の計画なんですけれども、ボランティア連絡協議会が年に1回、町内会とか自主防災組織と連携して、避難訓練において安否確認や誘導訓練などを行なっていて、またその訓練には中学生も参加しているということ具体的に行っているそうでもありますので、実際に起こった場合に備えてということは当然なんですけど、起こった場合を想定した現実的な訓練、そういうものを取り組んでいく必要があると思います。

地域との連絡体制は、名簿を渡すだけじゃなくて、具体的に避難訓練に協力体制をとっていくというような計画というのは、考えておいででしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 地域力が必要であるということは、まさにご指摘のとおりでございます。これは全く目的別なんですけど、ことしは敬老会を75歳以上全員という対象にさせていただいておりますので、そのような機会に、これ全然目的は違うんですが、そのような機会に、お年寄り皆さんに、直接一回当たっていただくというようなことも、そういった参考にしていただければいいと思うんですが、その上で、個々の、特にお一人暮らしのお年寄り、あるいはお2人でお住まいのお年寄りのご夫婦等の詳細なというか実態を、地図に落とすというのはほんとに大事な作業なんだろうと思いますし、もし、伊豆市でもそれを行なわれていないとすれば、そのような方向で、着実に進めていきたいと思っております。

今回、東北で岩手・宮城内陸地震というのが今まだ被災のさなかにあるわけございますけ

れども、こういふと危険を喚起していない雰囲気にも取られますが、伊豆で非常に起こりやすい状況だろうと思っています。かなりの広範囲にわたって道路が崩落する。あるいは、土砂崩れ。今回、一番大きいところは300メートルですか道路が動いたのは。あるいは、一軒宿の旅館が埋もれてしまうことは、伊豆では地域・地形から考えて、十分想定される状況なんだろうと思っています。幾つかの地域では、既に高齢化率60%を超えて、しかも地形的に厳しいところでございます。そこでおそらく、有線の電話もそれから携帯電話も途切れた状況で、安否確認はなされても、それをどうやって市役所とか消防とか警察署で掌握するのか。そんな手段もこれからどうやって考えなくてはいけないのか、どうしても平時は、みんな携帯電話が通じるという前提で連絡網をつくってしまうものですから、そんなことも考えてやっていければなと思っています。

実際に、災害派遣に出動する自衛隊の側から考えますと、「ここに埋もれているから何とかしてください。」というのは動けるのですが、「どこにいるかわかりません。」というのは、非常にこれ難しい状況でございます。特に、行方不明で何かここに埋もれてしまったということであれば、上から重機を使うのではなくて人力で捜索するわけですから、そこにいないということは、たいへん重要な情報でございます。そのようなことは、地域からのそういった情報を提供いただかないと絶対にわからない。航空偵察ではわからないことでございますので、まさに、地域力こそ鍵だということはご指摘のとおりで、そのような体制整備に向けて、進んでいきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 杉山議員、再質問。

5番（杉山 誠君） 食用油の活用について伺います。

現在のところ、計画を立てて行っているということですが、それでも、「地域エネルギービジョン」、大変立派な冊子を私もいただいております。食用油、今利用しているよりもはるかに旅館・ホテル・家庭のほうが排出量が多いわけですので、これを有効活用していけば、かなり有益になるかなと思ひまして質問したわけなんですけれども、やっぱり、事業者から回収するということになると、民間との協力体制が一番大事になってくると思ひます。

ただ、市で旅館・ホテルから出た食用油回収といっても、なかなか相手は営業用でありますので、その辺の絡みもあると思ひますけれども、肝心なのは、その概要版に書かれている「市民・事業者と行政が一体となった取り組みが必要です。」と。また、「新エネルギー推進協議会を設置し、それぞれの意見情報検討の交換場とします。」ということで、この協議会は具体的にあるんでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） これは、なかなかいろんな制約があるようでございまして、その現状と詳細につきまして、担当の部長から説明をさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） ただいま杉山議員からご指摘の協議会については、現在、有名無

実の状況で行動しておりません。いずれにしましても、この廃食油については、こういった方法で収集するか。いわゆる対象を市民全体にしたとしても、こういった形で収集体制をとるか。実は、収集に当たっては1リットル5円の補償ができるわけです。要するに、業者が払って買い取ってくれるという形になっています。今、環境サイドとも実はいろいろ打合せをしております、この収集体制がきちと取れば、例えば一つの例なんです、父兄が学校へ持って行って学校の廃品回収と同じような形で、5円が学校側に入るといった形が一番いいのかなというようなこともちょっと検討しまして、そういうことによって、いわゆるリサイクル。こういった意識が生まれるということが、先ほど言った協議会の一つの方法としてはあるのかもしれませんが。これは今後の一つの課題として、我々も何としても、試験的にある意味では市のマイクロバスで成功したというふうに認識しておりますので、今後は、先ほど市長が言ったように、衛生センターのほうのダンプカー。こういったものにも使っていこうと。

あと一点問題点が、いわゆるドラム缶1本なんです。要するに、たくさん使いますと、一つの倉庫といえますか消防法の中の規定に入りますので、そういった倉庫を築造しなければならないというようなこともございまして、今の段階では、そういう小さな形でやっております。

今後は、それらを踏まえながら収集体制も確立して、この廃食油は130リットル回収すると100リットルのBDFができるということで、非常に効率もいいものですから、これらを具体的に進めようというふうに、今後とも推進していこうと考えております。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） 収集方法ですけれども、これ具体的にペットボトルに入れて収集場所に出してもらって、それを回収するっていう方法をとっている場所があります。私、これがいいのではないかなと思ったんですけれども、まず1点、そんな方法もできないでしょうか。

あと、この廃食油。聞くところによりますと飼料にも使われているそうなんです。今エネルギー問題で、食料との競合ということで問題になっています。ですから、畜産も今飼料の高騰で非常に厳しい経営状況になっていますので、それと競合しないような形。それもとっていく必要もあると思うんですけれども、この2点、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 収集場所が一番問題でして、いわゆる業者はただでは先ほど言ったように持って行かないと思います。これは、今後先ほど言ったように環境部との調整になるかと思えます。この調整作業に入ろうということで指示してございますので、それをもう少し時間をいただきたいと思えます。

それから、おそらく油かすの話だと思うのですが、130リットルの廃食油に対して100リットルの精製ができる。その30が油かすとして出るということだと思います。確かにおっしゃられるとおり、油かすの肥料化といえますかそういったことも、これから考えなければ

ならないと思いますが、ただ、基本的には、今、静岡油化さんといって静岡のほうの業者さんへ出しています。それについての今の段階での話はしておりませんので、果たしてその業者さんがその油かすについて、フィードバックしてくれるのかどうか。当然、そうすると運搬賃をよこせとかいろいろ出てくるかもしれませんが、肥料として利用してくれる側があるかどうか。こういったこともチェックしなければならないものですから、今の段階では油かすの肥料化については考えていないというところでございます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） 3回になってしまったので質問ではないんですけども、肥料ではなくて飼料です。はい、餌として利用できるということです。

あと、回収ですけども、分別回収の一つをふやして行政で分別できないか。そういうことも聞きたかったんですけども、それはいいです。また、検討してください。

最後に、学校のアレルギー疾患に対する取り組みですけども、要するに、それぞれの状況に応じて対応をしっかり整えておくということが第一だと思います。その一つの取り組みの中に、保護者の協力も得る必要があると思いますので、その疾患に対する理解。それを深める取り組みをしていく必要があると思います。ある学校のあるクラスでは、自分の子供の疾患について話し合いをする場を設けたということ聞いております。

かなり今この数を挙げていただきましたけれど、かなりの数の疾患を持っている方がいる。アトピー性皮膚炎なんかですと非常に肌が荒れてきますので、それを理解のない子は、汚いとかそういうことでいじめの対象にもなっているということもあるそうですので、その保護者にその病気をしっかり理解、周知してもらおう。自分の子供の病気を公表することをちゅうちょする父兄もいるそうですけれども、自分の子供の症状をしっかり伝えて、それを理解してもらおうことが、自分の子供を守ることになるんだという考えのもとに立って、そのクラスではクラス全員で保護者が話し合っ、自分の子供はこういう症状だっていうことを伝えているそうです。理解を広める活動。それも、教育委員会としては取り組む必要があると思いますけれども、その1点。

そして、食物アレルギーの非常に重症になるアナフィラキシーショックという、命にも関わる症状を起こす可能性のある子もいるということでございますけれども、今、非常に良い自己注射薬、アドレナリンを自己注射するエピペンという医療器具もあるようで、それを学校に持ってきた場合、これ自己注射薬で医療行為に当たるので、今までは医師法上、第三者が医療行為をできませんでしたが、その子供がショックを起こして意識を失いかけているというか、自分で自己注射できない場合、教職員が代わってしなければならない場合も想定されるわけです。これは、今回のガイドラインでは、医師法には触れない。そして、また救急救命に関わることでは、第三者が手を出しても刑事罰とかそういうものには触れないということもしっかりと明記されていますので、ぜひそれを恐れずに、アナフィラキシーショックを起こした場合、30分以内に治療しないと命に関わるわけですので、学校としてしっ

かりそういう対応マニュアルを整備していただきたいということがあるんですけども、その2点をお願いします。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 保護者の理解というのは、保護者にもいろいろな方がいますので、一斉に、全員にというのは難しいことがあるかなとは思いますが、今後、自分の子供を守ろう、守るんだという議員さんのお話のとおり、自分のクラスの他の保護者にわかってもらう努力をしてほしいということについての指導を、学校長あるいは学級担任等に指導してまいりたいというぐあいに思います。

それから、もう一つのアナフィラキシーというのは、大変難しい言葉でもあったものですが、私はさっきあえて外しましたけれど、一応学習はしてきました。確かに医師法違反にはならない。緊急ならば、教職員が治療をしてもよろしいというような話は書いてありますので、命に関係するということもありまして、これについても十分研究をし、指導をしてまいりたいと思っています。

議長（堀江昭二君） 杉山議員、まとめてください。

5番（杉山 誠君） アトピー性皮膚炎について飛ばしたものですから。

常に皮膚を清潔にしておかなければいけないということで、最近気になるのは、経費削減からプールの水の入れ替えが少し節約しているかなという話も伺ったんですけども。また、それをフォローするために、塩素を多めに入れているというような話も伺ったんですけども、アトピー性皮膚炎のある子供のいる学校では、ぜひそういうことも気をつけていただきたいということ。

それから、できれば温水シャワーというか、体育のあと汗をかきますので、そういう時に常に清潔にシャワーでできるような体制というの、アトピー性皮膚炎の子供が926人ということで多いので、そういうことも考えていただきたいということを質問いたします。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） アトピー性皮膚炎全体で926人という意味ではなくて、アトピーだけの調査はまだすぐにはありませんが、いずれにしろ、かなりの人数がいることは事実だろうと思います。

プール管理等については、十分気をつけます。ただ、温水シャワーについては、すぐ全部とはいかないだろうというぐあいには思っています。

議長（堀江昭二君） これで、杉山誠議員の質問を終了します。

これで、昼食にします。

再開は、1時からとします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

大 川 孝 君

議長（堀江昭二君） 22番、大川孝議員。

22番（大川 孝君） 22番、大川孝です。

私は、4点につきまして通告のとおり、市長に答弁を求めるものでございます。

まず、1点目でございます。雇用の創出に関して。

市長の公約の一つに、地元企業の育成支援を図るとともに、企業が進出できる投資環境を整備するとうたっていますが、具体例がありましたらお願いしたいと思います。地元企業の育成支援をどのようにいたしますか。企業が進出できる投資環境の整備を、どう進めていきますかを、お願いいたします。

二つ目、少子化対策に関してでございます。

この件につきましても、非常に市長は重要視されておるようでございまして、どのような施策で全力でいきますか。答弁をお願いしたいと思います。

それから、三つ目でございます。狩野川流域に遊歩道を作ることにに関してでございます。

まず、その狩野川につきまして、やはり私たちが知らなければならないこともあろうかと思っておりますが、狩野川は天城山系を源流として、日本でも南北に流れる伊豆の大河です。国内の河川の中には、水がなく川原になっている大きな河川も多く見受けられます。しかしながら、伊豆市の河川は、水量が衰えることなく脈々と流れ出ています。これは、今も天城連山の森林が顕在だという証拠であると思えます。

実は、日本こそ世界最古の自然保護の国であり、千年も前から保安林制度が引かれ、洪水で土地が流されないようにし、また川の水をつくり出すため、国の文化の所産にもなっており、日本中の川の水は単なる自然物、公共の資源ではなく、労働の産物だと専門家が言っております。つまり、21世紀の資源が水と緑と土であり、環境を守ることが求められています。

狩野川水系は、ご存知のように鮎の友釣りとしても有名な観光資源にもなっています。市民の多くは、普段川を橋の上から見たり、車窓から見るくらいです。そこで、狩野川をはじめとする主要河川に部分的でも遊歩道を通すことは、観光の目玉や住民の健康増進のための憩いの場にもなります。また、災害時には利便性も発揮できると思えますが、市長の所見を伺います。

四つ目でございます。想定される東海地震に関してでございます。

東海地震。約30年も前から日本の地震学会、政府を挙げて予想される大きな地震の地域が東海地震ということで、万全のあらゆる地震の装置を使つての連日の探査をしているわけですが、世界中で起きている地震の10%が日本に集中しているそうです。ここ20年

来に、日本では数多くの大地震が発生しているのはご承知のとおりです。5月12日には中国四川省において世界最大級の地震が起き、日本もそれなりの支援の手を差し伸べている矢先、6月14日にマグニチュード7.2、震度6強の岩手・宮城内陸地震が起き、山間部を中心としまして土砂崩れやがけ崩れの大崩落が相次ぎ、多くの人々が被災し、国や県、地域行政の方々の懸命の捜索、救助活動が今も続いていることが報道されております。1日も早い復旧・復興を願わずにはられません。

そこで、震災対策は広範囲にわたっております。市民が、安心して安全に生活できるように、常に情報と新たな対策を提供しなければなりません。被害を最小限度に食い止めるためにも、国防の指揮者として長い経験を積んできましたプロ出身の市長としまして、管理者として、いわゆる万全の対策とは何かを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいま大川孝議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 大川議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、雇用創出で地元育成支援策ということでございますが、伊豆市の現状を省みますと、企業誘致もさることながら、現に今ある企業でさえ流出の傾向がなしとはしない。したがって、企業誘致と既存事業者の撤退抑止。つまり地元企業の支援というのは、基本的に政策として重複するんだろうというように考えております。

現在、企画部を監事として、部を横断的に「定住化促進プロジェクトチーム」をすでに立ち上げて幾つかの会合をしておりますけれども、その中でも、現に伊豆市に所在する企業さん、経営者の方から意見を拝聴したり、育成支援を生声を聞きながら総合的に検討しているところでございます。もし、その活動について詳細が必要であれば、後ほど担当から説明させますが、ただ、私の公約の中でありました制限つき一般競争入札。つまり、地域を指定しての一般競争入札の実現につきましては、なかなか実は苦慮しておりまして、今の伊豆市の経済規模の中で、逆に、ある規模以上の大きな事業になると、そもそもやっている事業者さんがいない。そのようなところで、少しでも公金を支出するものについて、市内にお金が循環できるような仕組みはできないかと。これは、少しというか、かなり知恵と工夫が必要でございまして、すぐに実現する自信はないんですが、もう少ししっかり研究をしていきたいと思っております。それが、すなわち官制談合だとか癒着だということには、私はならないと思っておりますので、時間をちょうだいしてしっかり検討してまいりたいと思っております。

それから、投資環境整備。これは、外からの企業誘致のためでございますけれども、まず一つには、社会インフラの中での道路整備。これは、これまでの努力を継続して、県及び国に陳情・要請を続けてまいろうと思っております。幸いにも、ことし4月、だいが道路特定財源で苦労しましたけれども、その後の伊豆中央道、駿河湾岸道路に箇所づけされた予算規

模を見ますと、予定どおり沼津インターから函南までの道路はできると思いますので、3年後にはかなり修善寺まではいい状況になっているんだろうと。それ以降、伊豆中央道矢熊まで、あるいはそれに付随するアクセス道路を1日でも早く整備するように、県及び国には要請をしまいたいと思っております。

それから、光ケーブルネットワークでございますけれども、どうしても、これから企業に来ていただくためには、光ケーブルが欠かせないわけございまして、これは、今一つのあある事業者さんが伊豆市の中に整備をしたいということで、具体的な構想をいただくように、今お願いをしているところでございます。伊豆市として全体の事業規模、それから市の負担がもう一つ明確になっておりませんので、より構想の具体化と、それから事業規模をお願いしているところでございまして、その中で、事業主さんと県と市で、どの程度の負担額になるのか。そして、伊豆市の負担額も億単位になりますので、どのように資金手当てをするのかについて、これも、なるべく早くというより、これは、そのものが競争力の強化になりますので、他に遅れを取ることなく進めたいと思っておりますが、いずれかの時点で問題が明らかになりましたら、また議会の皆さんにご報告して、ご協力を仰ぎたいと思っております。

それから、企業および事業主さんに対する用地提供の観点から申し上げますと、やはり、修善寺駅近傍、あるいはインター、現在及び将来を含むインター付近に企業が進出したいというインセンティブのある地域を軸に、土地の活用策を抜本的に考えていきたいと思っております。これは、既にもう何年も議論されておりましたとおり、都市計画法と農地法の障害がございますので、法規制の見直し、緩和策を、かなり根気のいることだと思いますけれども、伊豆を活性化するためにはどうしても避けて通れない大きな問題でございますので、新たなインターができ、そして、将来できる前提の上で、県との話を深めてまいりたいと思っております。

続いて、少子化対策でございますけれども、少子化対策の中でまず挙げられるのは、今申し上げました雇用の創出で、やはり働き盛りの世代の方々に、少しでも市内に多く残れるような努力を第一優先に挙げたいと思っております。それは、企業誘致だけではなく、観光の振興、あるいは農林業のビジネス化。そして、将来はこの伊豆の環境に適した企業誘致ができればというようなことで、幾つかの段階にわけて考えていきたいと思っております。

子育て支援策につきましては、これは幾つかの具体策になるんですが、産科医、あるいは助産院の一つずつ今伊豆市にはございますので、これを維持し、あるいは支援し、それから、既に伊豆市では着手しました妊婦健診の助成。これは、助産院にも広げさせていただきましたけれども、それから、子供医療費の助成。これは、先ほどのとおりでございます。あるいは、今、お父さんお母さんとおじいちゃんおばあちゃんが同じ敷地内でも別に住むような環境の中で、若い母親の苦勞を共にする母親サロン。どのように育成していくのか。それから幼保の一元的運用。幼保一元化というのは、これは国の施策でございますので、伊豆市として、幼保をどのようにより親及び子供さんにとって効果的なのか、一元的な運用についても

取り組んでまいりたいと。それから、親御さんの大変な負担になっております通学手段、通学費の助成の問題につきましては、小学校が再編されれば小学生から、現状におきまして、中学生あるいは、高校生も幾つかのところで私は申し上げてきましたけれども、土肥とか天城では、子供が高校生になると引っ越してしまうと。引っ越してしまうと向こうのほうが快適なものだから帰ってこない、というような悪循環でございまして、何とか通学手段を、これは公共交通ネットワークの見直しとあわせて、幾つかの具体策をすでに企画部には検討をお願いしているところでございます。

それから、これまではなかったのかもしれませんが、伊豆市内には二つ高校がございまして。土肥高校と、それから修善寺工業高校は特に、将来大仁高校と合併して総合高校になる。これは二つとも県立高校でございましてけれども、所在する伊豆市として、どのように支援・応援をしていくのか。特にこれからは、新生伊豆総合高校、現修善寺工業高校には、伊豆市の外から、特に北側から高校の生徒の皆さんが通って来られる。その高校生に少しでも伊豆を知ってもらおう。伊豆に住みたいと思ってもらおう。あるいは、伊豆に仕事を求めようと少しでもこちらに来ていただけるような、そのための県立高校に対する応援システムというようなものも考えていきたいと思っております。そのようなことを、総合的に進めてできることから実現して、少しでも少子化に歯止めがかかればと考えているところでございます。

それから、三つ目の狩野川河川流域の遊歩道でございまして、これまでも狩野川の国直轄区間では、狩野川を魅力的で活力ある地域づくりを進めることを目的とした「狩野川コリドー構想」に基づきまして、市内では修善寺橋の下流左岸に2,200メートル、右岸に2,800メートルの遊歩道をすでに整備済みでございまして。また、修善寺橋上流、県が管轄しているところでは、県の護岸整備計画の中で、遊歩道の整備もあわせ行われていると。今後も県を始めとする関係機関に対して、なるべく早く遊歩道及び、あるいは自転車道路が整備されるように要請をしてまいりたいと思っております。

なお、まだ構想を具体化には至っておりませんが、中期的には観光客の需要があります修善寺駅から修善寺温泉までの遊歩道。これは、今の国道に沿わせることも選択肢ではございますけれども、将来、少し道路を整備するときに、より魅力的な遊歩道に持っていきたいという考えを現在抱いております。まだ青写真ができておりませんが、あの2キロの区間、天気がいいときには、観光客の皆さんかなりお歩きになりますので、そのようなことも中期的に進めてまいりたい。

それから、さらに長期的には原油を始めとする資源の高騰化と、それから世界的な環境に関する問題認識の中で、おおむね地域を特定するとあれなんです、おおむね青羽根から八幡くらいまでの地域は、自転車で通勤できる程度の自転車道、もしくは県道国道に付随する自転車道路を整備できればと。これは、長期的においても何年かといわれると厳しいんですが、そのような考え方で進めていきたい。

さらには、特にサイクリングに適した中伊豆地域におきましては、そこから地蔵堂・筏場

方向にサイクリングロードとして整備をして、日本で唯一競輪学校を有する伊豆市の「自転車のまち」、あるいは「自転車の国」としての付加価値を、環境を損なわないやり方で進めてまいりたいというように考えております。

それから、最後の東海地震対策でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、岩手・宮城内陸地震では、林道の大規模な崩落、あるいは旅館に対する土砂崩れの直撃等、伊豆でも十分に想定される被害がございます。今、我々素人が行ってもご支援することになりませんので、落ちつきました以降、市の職員も派遣して十分に検証をしてまいりたいと思っているところでございますが、危険箇所が非常に多い伊豆市では、予防対策を十分にすることとは、恐らく不可能なんでしょうと思います。その中で、自衛隊や消防と普段から緊密な連携を構築するとともに、やはり、地域の自主防災組織を実際に行動できる体制にしておくことが大切なんだろうと思います。

阪神淡路大震災では、死者の8割が家屋の倒壊、そして、けが人の大半は、家具の転倒によるものだそうでございます。耐震補強は、問題認識としてわかっていながらも、なかなかお金がかかる。補助も金額が大きい。個人負担も大きいということで、現在余り進んでおりませんし、また、家具の固定も市の助成としては既に終わったところでございますが、耐震補強と家具の固定が損害及び犠牲者の抑制という意味では一番効果のあるものですから、これからもその二つを推進してまいりたい。そのための仕組みについては、少し研究をさせていただきたいと思っております。

また、市民の皆さんご自身にもご自分で、あるいはご家庭でできる準備については、これも幾つかメニューが決まっています、個人及び家庭でできることはほぼ皆さん分かっていることですので、これを一つでも着実に準備していただくこと、実行していただくことが市長という立場に立っても、お願いをしてみたい。そして、地域コミュニティの強化につきましても、これまで同様進めていただきたいというように考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問、大川孝議員。

22番（大川 孝君） たいへん各項目につきまして、市長自身も積極的にあらゆる対策と申しますか、そうしたものを綿密に計画を立ててやるような姿勢が見られております。

1番におきましては、伊豆市も非常に平成16年の合併以来、千人余の人口も減ってきておりまして、また、市内の皆さんからは、余りにも働く場所が少なすぎると。こういうようなお話も聞いているわけございまして、また、地元の企業についても、支援ということになりますと税制面かということになるわけですが、その辺もいろいろの中におきまして、総合的に、また精査をしていただきまして、人口が少しでもふえ、働く場所がふえるような施策を考えて推進をしていただきたいとお願いします。

二つ目の少子化でございます。これは、全国的な大きな問題にもなるわけですが、まず、子供は家庭の宝であり伊豆市の宝であるということは、言うまでもございません。そして、

このまず伊豆市のこの高齢化。少子高齢化とよく言いますが、6月現在の高齢化率が人口に対して29%。そして、いわゆる国の高齢化率は21.9%ですから、伊豆市は国の平均よりも高齢化が進んだ市になっているということにもなるわけでございます。いうなれば、高齢化が進むということは、逆に子供の減少が非常にふえてくると。こういうことで、少子化が進んでいるということになるわけでございます。そういうことは、学校数の維持が非常に困難になってきました現在、より一層、抜本的な支援を講じていかなければならないと思います。伊豆市には、次世代育成支援対策協議会なる機関も設置されているわけですが、そういった機関も、効果ある施策を私どもは期待するものです。

また、今年度から市では「こども課」が新設されたということは、画期的な一歩です。思う存分にその職域を發揮していただきたいと思います。なんと申しましても、出生率のアップの環境を作ることがいかに大事であるかということでございまして、企業だけのいわゆる努力や資力ではとてもできないわけでございます。

そこで、やはりご存知であろうと思いますが、行政や地域、企業、家庭が、もう少し連携をとっていただきまして、例えば企業と申しますのは、やはり、今ご家庭でもご夫婦でお勤めをされている家庭が相当に多いと思います。その場合に、昔から言われるように、女性がほとんど家事の仕事に携わると。仕事をしながら携わると。お父さんは、残業をしながら夜遅くになって帰ると。こういうことで、非常に子供さんを育てにくいということにもなるわけです。そうした中、やはり行政も企業に対しまして、いろいろなことについてのノウハウの指導と申しますか、残業するということは、家計の一助にもたいへん役立つわけでございますが、その辺を研究した中で、子供さんが生まれる方向に、そしてまた、子育て支援というもののいろいろの制度があるわけですが、もう少し突っ込んで魅力のある夢のある支援策を実行していただきたいと思いますが、この辺については、何か特別の市長はお考えはあるでしょうか。

伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 幾つかの論点を総じてご指摘いただいたんですけども、一つにはやはり、若い世代の方々も住みやすいまち。もう一つは、これもまた雇用の創出につながるかもしれないけれども、働く場所があるということが一番根っこなんでしょうと思っています。

私自身も、30代から40代前半ぐらいの若い皆さんと幾度かいろんな機会でお話をしますが、「ところで、何が足りない。どうすればもう少し住みやすくなる。」とこう再三伺うんですが、なかなかその世代の方々からも直接的な回答は返ってこない。「いいところなんです。いいところなんですけれど。」のその先が、もう一つご本人にもこちらにも見えてこない。では、商店街があればいいのか。商店街がないところでは、今一部の若い人たちがデリバリーサービスを始めてみたり、飲みに行くのかと言っても、今はみんな家で余り集まって飲むこと

は負担に感じられるようなところであって、必ずしもそうではなさそうだとすることを、一人一人、一つ一つを見ていきますと、おおむね職場があればなあというところに尽きるような気がしております。

それで、職場の、先ほどのように企業に来ていただければというようなこともあるんですが、実は、きのうもきのこセンターで総会がございまして伺ったんですが、ものすごく恥ずかしながら、私もこの時期になって初めて修善寺のきのこセンターに行ったんですけど、ものすごくたくさんのメニューがあるんです。そこに展示もされていて、レシピもあるんですが、食べたことがないわけです。どこで食べさせてくれるかという事業がない。それをやっていただいて、できればそれは観光客の皆さんが通るところ、それは駅に限らず、通過しそうなところで、我々自身も含めて食べるようなことが、施設及び機会があれば、格段に私変わってくるんだろうと思うんです。それが、何千万、何億円の事業になるとは思いませんが、少なくとも、今ある「日本一の清助どんこです」と言って売るだけよりも、ビジネスチャンスというのは拡大されるんだろうと思っています。

また、そこでの空き施設を利用して、今一番の農林業におきましては喫緊の課題であるシカ肉の商品化・ビジネス化というものも、恐らく付随してできるんじゃないかと思いつつ、今観光経済部には、もう具体的な構想をつくってくださいと。具体的なというのは、どういう施設が必要で、何人の従業員が必要で、どうやって売るんですかという、ビジネスモデルを今つくっていただいています。そのような、現に伊豆市内にあってできることからやっていくことによって、1人から2人、2人から5人、10人というふうに進めていければというようのことを、一つ一つ具体化するしかないんだろうなと思っているところでございます。

その中で、こちらからあれやれこれやれではなくて、現にここにいる皆さんが、それから将来就職することになる先ほど申し上げました高校生まで視野に入れながら、それなら、自分はこんなことやってみたい、先輩とか市から応援してもらえますかというような動きになれば、より少子化というのは抑止できるのではないかと。その中で、そのようなことを前提にした上で、それでも少子高齢化はなかなか止めにくいだろうと思います。

これはいい話なんですけども、やはり70、80代半ばぐらいまでのお年寄りは非常に元気がいい。その皆さんが、健康で生きがいとやりがいのある生活をしていただくことが、単に少子高齢化、つまり、若い世代とお年寄りのバランスを是正するだけでなく、お年寄りが生きがいを持ち続けるという意味で、ソフトの面での少子高齢化対策なんだろうと思います。そういった方々が、やりがいを持つということは、もちろん生涯学習はその一つでありましょうし、あるいは、今までやってきた水産業とか農業で、本人では難しい回収販売の支援というようなことも含めて、より元気なお年寄りの皆さんの笑顔が町中に溢れていて、それを子供がにっこり笑って通りすがるといようなまちになっていけばと考えています。

議長（堀江昭二君） 再質問、大川議員。

22番（大川 孝君） 詳しくいろいろ対策につきまして、いろいろ関連してくるとい

とで、答弁を願ったわけでございます。いずれにしましても、この問題は、伊豆市の子供の笑顔が輝くまちに、希望が持てるまちづくりにしていただきたいと思います。

それでは3番でございますが、河川の遊歩道につきましてですが、市長のほうから修善寺橋の右岸左岸、あるいは、自転車ロードとか説明がありました。いろいろ河川の流域には、いろいろ伊豆市民も住んでいるわけでございますので、例えば、市長の住んでいる柿木川のほうとか、大見川とかいろんなところでも、そういうようないわゆるつくる方策の中に、パンとした大変にお金がかかるようなつくり方の、大仁のああいう大仁橋の近くですね。ああいうことも考えられますが、やはり堤防の上を少しあれすとか、あるいは外側に回してみるとか。工夫をして、少しでも全域でそうしたものができれば、非常にいろいろと生きがいがあるが地元の方に、また観光客相手にはそれなりのそれができたあかつきに、また第二的なことにアイデアを出してつくってほしいと思います。

そういうことで、市長が言いました以外の河川におきましてもそうした遊歩道を設けていくようなお考えもあるかどうか、今一度3番目につきまして答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 議員ご指摘のとおりだと思っております、人間はなかなか、私も山の子ですから山は好きなんです、山だけではなく水というものが心地よいようで、海岸もしくは湖岸というのが古来からは住宅地、あるいは避暑地として、観光地として、近傍でありますと山中湖、あるいは河口湖のような湖があるところ、あるいは、海があるところ、そういった面では、伊豆市は西海岸には恵まれておりますけれども、少しあります八丁池、早霧湖というのは淡水の住宅化、観光化とは少し違くと。それを考えますと、伊豆市の中では河川流域、清らかな清流が住んでいる人間にとっても観光資源としても、非常に貴重なんだらうと思っております。

その観点から狩野川はもとより、先ほどちょっと言及しました大見川。中伊豆方面行っても大見川沿いというのは魅力でしょうし、それから、単に観光ということだけではなく、それぞれの狩野川の支流が生活の一部としても、あるいは、子供にとっての環境整備ということでも、少し整備されてもいいかなと思っております。

なお、中伊豆の萬城の滝から上に、これまたボランティアの皆さんで、丸太をただ並べられて遊歩道を整備され、かなりの労力がかかったように聞いておりますが、あのようなお金をかけないで、しかも、間伐材を使って遊歩道を整理されるということは、大変頭が下がりますし、そのようなことが可能な地域では、ぜひ進めていただきたい。そして、土肥では旅人岬から恋人岬に至るまで大変いい西海岸、せつかく夕日のいい海岸を持っておられますので、これは川沿いと少し異なりますけれども、主としてあそこはドライブ道路になるんだらうと思いますが、その付加価値を高めるために、もしできることがあるのであれば、これから検討させていただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

22番（大川 孝君） ありがとうございます。ぜひ、あらゆる角度から、狩野川流域もいろいろの伊豆市の資源の大きな役割を、やり方によっては果たすわけでございますので、よろしく推進していただきたいと思います。

最後に四つ目でございますが、東海地震の再質問になるわけでございますが、この地震というのは、本当にここに来ましてあちらこちらで大変な被害をもたらすわけでございます。そこで、地震のメカニズム、本震はなんだかと。そういうところまで知った中での防護策、対策を立てなければならぬかと思うわけですが、30年来前から東海地震と言われてますから、その間におきましては、伊豆市におきまして、各旧町のときから万全の体制でいつ来てもいっしょいということ、その対応が進んではいるかとは思いますが、まず、リスク情報を集めることが、私は重要ではないかと思えます。

日本列島は、太平洋プレート・北米プレート・ユーラシアプレート・フィリピンプレートの四つのプレートの境界にあり、日本の火山は、海のプレートが陸のプレートに沈むことによって巨大地震を起こすこととされ、日本が世界有数の地震大国であると言われております。そういう中、全地球測位システムの観測結果によりますと、伊豆半島とインド大陸の北上が現在考えられているそうでございます。そのための地震が、日本海とか東北のほうでも相当に起きているのではないかという専門家の話もあるわけでございます。また、県下には原発の施設もございます。あらゆる震災の対策が必要です。国や県とは非常事態におきましては、伊豆市も連携は確立されていると思えますが、発生前には、事前の準備、訓練、対処指導など、住民へのそうした教育指導、PRを怠らず、発生後には情報収集、人命の救済の優先、ライフラインの応急処置、弱者の救済、住民避難、緊急医療体制確立、孤立した地域の扱い、仮設住宅、地震等の対処法、屋内にいる場合、屋外にいる場合などが挙げられますが、このほかに、重要なのは飲料水などの確保も重要だと思えます。

幸い、伊豆市には天城の水を生産しているわけですが、備蓄は問題ないと思えますが、今回の岩手・宮城内陸地震の被災状況を考えたときに、9月に防災訓練もございしますが、普通火災の場合の防災訓練でなく、こうした災害も含めました多様化される災害での訓練。また、屋外での勉強会。こうしたものもぜひ市が指導していただけたらいいのではないかと思うわけですが、この辺につきましては、この辺の指導のあり方、それから、現在の水源地周辺の管理と整備を、現在は万全だと思えますが、その辺の周辺の山合いなんかもどのように、何かその辺についての対策も見回りをしておく必要があるのではないかと思えます。この辺については、市長どのように考えていますか。

答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） なかなか地震のメカニズムというのは、地球規模で、昔大陸漂移説というのがあって、アフリカと南米はもともと同じだったとか、あるいは、伊豆半島は一説によりますと、半島だけはフィリピンのほうから流れてきて、ぶつかって富士山ができた云々

というようなことを、おそらくそれに近いような形なんでしょうけれども。大変残念ながら、この国土が狭くて山が多い日本の国の中で、ちょうど大陸プレートがぶつかりあって地震は避けられない。

ちなみに、私が勤務したドイツではほとんど地震が起こらない。けれど、温泉はたくさんあってうらやましいんですが、逆に、震度3ぐらいで大変な被害おこるんですが、日本の場合には、今回の件にありますように、予期しないところで震度6強が発生するというようなことが宿命でございます。台風と違って予測ができない。その中で、それを宿命として受け入れた上で、どのような対策をとるか。ただ、先ほども申し上げましたように、水源地を含むこの地域の急峻な地域が多い中で、なかなか生命線である水、電気などのライフラインを大規模な災害に備えて対策をとっていくというのは、なかなか難しいだろうと思います。

これは、行政であれ民間企業であれ、あした来れば皆さん対策を取るんでしょうけれども、なかなかそこに大きなコストをかけ切れなっている。そうすると、やはり、ある程度のリスクの中で、起こった後のことを考えざるをえないだろうと思っているところでございます。そうすると、まず必要なのは、当然生命に必要な、もちろん安全確保をした上で、水、食料。それから、季節によっては暖房処置。その中で、水は1週間くらいなら飲んでも大丈夫なんですが、子供さんのいるところはちゃんと水も確保していただき、したがって、防災倉庫だけではなく、学校あるいは幼稚園、保育園に飲料水の保管が必要かもしれません。あるいは、非常用食、缶詰など自衛隊が運ぶことは簡単なんですが、正直申し上げまして、今のこままで便利になった日本人は、大体一日か二日たつと温かいものを食べたくなる。缶詰のおいしい食べ方があるものですから、それをちょっと覚えておいていただくといいのですが、やはり水と食料ということ普段から準備しておくことなんでしょうとっております。

支援が必要な方々。これは、高齢者だけではなく幾つかの特別養護老人ホーム、リハビリセンター、それから駿豆学園等で、必ず支援が必要な箇所においては、普段から本当にどうしても行政張りつけるわけにはいきませんので、地元の住民の皆さんに十分ご支援いただけるようお願いと体制づくりが必要なんだろうと思っております。

これちょっと繰り返しになりますがけれども、被災情報が一番欲しいんです。情報がわかれば部隊の運用の仕事があるんですが、伊豆市全部大変だから来てくれというのは運用のしようがないものですから、今ちょっと私が悩んでいますのは、その対策もさることながら、どうやってこの県下で3番目に広い市内の正確な情報を自分が家にいるか役所にいるかわからない前提の中で掌握できるかということが、実はちょっと悩みのところでございまして、また、各地域の皆さん、もちろん議会の皆様含めて、実現に向けてご相談をさせていただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

22番（大川 孝君） ありがとうございます。なかなかこの地震というものを、非常にいつどんなとき、どの程度のエネルギーでどういう地域って、もう本当に予想がつかないわ

けでございます。いずれにしましても、この東海地震におきましては、地震学会のほうも二日前の予知を可能にしているというようなことも指摘されておるようでございますので、どうか二日間あればそれなりに避難、あるいは対処。いろいろなことが時間内ででき、人命も助かるようなことにもなろうかと思っておりますので、どうか、国と県やそうしたところの方面とも情報の交換をしながら、いち早くそういうものの発信が非常時がしたときには、市民にお知らせをしていただければと思います。また、そういう家庭におきましての市民に対する指導もあわせてお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、質問を終わります。

議長（堀江昭二君） 大川孝議員の質問を終了します。

内 田 勝 行 君

議長（堀江昭二君） 続いて、7番、内田勝行議員。

7番（内田勝行君） 7番、内田勝行です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

嫁不足と少子化について。

嫁不足と少子化は、密接にかかわっています。なぜなら、お嫁さんが子供を産むのです。しかし、お嫁さんが欲しくても授からない家庭が数多くあります。ちなみに、国勢調査資料による未婚率・未婚者数は、驚くべき数字です。年齢未婚率男女、未婚者数男女、20歳から24歳。92.6%、88.6%、626人、609人。25歳から29歳。76.8%、65.6%、621人、548人。30歳から34歳。55.7%、41.5%、576人、393人。35歳から39歳。41.3%、27.0%、405人、294人。

なお、前回の調査時よりも、未婚率はアップしています。この現状では、子供がふえるわけがありません。そこで、質問をいたします。

この状況をどのように認識していますか。

今後どのような対策を講じていきますか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの内田議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 内田議員のご質問にお答え申し上げます。

表の数字に、正直驚愕をいたしまして、25歳から39歳という範囲を取り上げて数えてみましたところ、男性の未婚者が1,600人、女性の未婚者が1,200人。これ算数だけの数合わせだけをいえば、このうち1,000組が結婚して子供を2人をもうけてくれると、合併のときよりも人口がふえるわけでございます。それを考えますと、外からの人口誘致もさることながら、いかに既に住んでいる伊豆市の若い世代の方々、適齢人者の方々に、結婚していただくかとか、そのとおりだなと。議員ご指摘のとおりだなというように考えております。

対策といたしまして、答弁という形でお答えいたしますと、安心して家庭を持てるための所得の確保、子育て支援と住みやすいまちづくり。そして、市でやっております「ふれあいパーティー」の活性化ということになるんですが、その「ふれあいパーティー」の活性化も含めまして、該当する世代の皆さんに、結婚に対するあこがれとか家庭に対するあこがれとか、そのようなものを持ってもらうというよりも、本当はそれが特に私あたりの世代が彼らのモデルになっていなければいけないだろうと。こんなにいいもんだよと。あるいは、結婚式ってこんなに格好いいんだよというようなものを、少し我々のシニアの責任として果たしていかなければいけないのかなと。

個々の一つ一つの具体的な例を申し上げますとあれなんです、虹の郷の理事長は、あそこでウエディング展示会でしたっけ、あの虹の郷のイギリス村のところで、ウエディングドレスの展示会をしたことがあるそうですが、そのようなことも、ぜひ、やって続けていただきたいと思って、すでにお願ひもしてございますし、ワイナリー、ラフォーレその他で結婚式ができるようなところでは、現に結婚式をやるだけではなくて、少し結婚イベントの紹介のようなこともやっていただければなと内々にはお話をさせていただいているんですが。

あるいはさらに、具体的なことを申し上げますと、その「ふれあいパーティー」を市の事業としてやっっているながら、やり方としてどうかなということも考えておりましたが、7月はまだ時間がございませんので従来のやり方を踏襲しようと思っておりますが、それ以降につきましては、ロス覚悟で、若い人達が、該当する世代の人たちが楽しんでくれることがまず第一歩かなと。ですから、彼ら自身に企画をしてもらい、実行してもらい、それを市が補助する形に持っていこうかなというように考えております。

この件に関しましては、内田議員、非常にこれまでの実績とご経験をお持ちですので、具体的な策につきまして、また、意見交換させていただければと、お願ひを申し上げます。

議長（堀江昭二君） 再質問、内田議員。

7番（内田勝行君） 再質問します。

今の答弁は、私にとっては100点満点の答弁のように今聞かせていただきました。この問題については、今市長もよくおわかりのとおり、私は何回もこの上で指摘をさせてもらってきました。ところが、前任者、名前は言いませんが、なかなか進展がありませんでした。市長が変わりましたので、新しい市長の考えを伺いたいということで、質問させていただきました。

それで、今「ふれあいパーティー」の話ができましたね。私、これは詳しいんですが、これまで市は、結婚というのは個人の問題、あるいは、プライバシーの問題。ですから、自治体が余り深く関与するのはいかなものかというようなスタンスできました。私はそういうふうに感じております。

ところが、私は、この伊豆市の今状況を考えると、そういう考えでは良くないと思うんで

す。やはり、お嫁さんがいて、子供がいて、家族がいるわけで、これが基本になるわけです。そうしませんと、人口の維持。これは市の根幹にかかわる問題ですから、この一番大事な入り口であるお嫁さん。この確保っていうのは、どうしても継続してやらなければならないと。

これも名前は言いませんが、答弁の中で、さまざまな自治体が今こういうことから手を離している傾向があるよと。いかにも伊豆市も今後こういう「ふれあいパーティー」が遠ざけるというのか消極的。そういうふうな方向にいくのかなと私は危惧をしたんです。ですから、今答弁の中で、これを継続すると、方法もいろいろ考えると、前向きな答弁をいただきましたので、安堵しております。

それから、子育て支援。再々出ていますが、子育て支援というのはお嫁さんと子供を支援するわけです。そうですね。娘さんを支援するわけでもないし。ですから、その基本になるお嫁さんと子供が先であって、子育て支援は、支援する人がいなければ支援の対象にならないですね。逆だと思うんです。お嫁さんありきが先で、支援が後なんだと。かといって、子育て支援をすればお嫁さんがくる。あるいは少子化。子供がふえるという考えもあります。ところが、実際は違います。子供はこの4年間ふえませんでした。ですから、そういう意味で、この問題は本題真剣にとらえて対処しないと、とんでもないことに私はなると。一応、私の言いたいことはすべて言いましたけど、答弁は結構です。もし、感想があればお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私も、少しでも何というんですか、該当する世代の皆さんが1,600人とか1,200人の皆さんが、ずっとこのまま独身でいるのではなくて、一度はパートナーを持って別の世界を経験していただいて、そんな新しい人生というものを垣間見ていただきたいと。そのために、先ほど申し上げましたように、これは行政の責任ということではなくて、我々先輩世代の共通の責任なんだろうと思っています。そして、その中で行政としてできることを、行政としてやったほうが効果的であることについては、積極的に私はやっていってしかるべきだろうというように考えているところです。

それが、今市長公室が担当しております「ふれあいパーティー」という一事業にかかわらず、例えば、中伊豆の萬城の滝でやっている自然塾の夏の子供さん。実際あれをやっているスタッフの方々は、独身の男性、女性もいる。つまり、独身の女性が人様の子供を預かるといふ貴重な経験をみずからしてくれているわけです。そこに、その単にお金を出す、出さないということではなくて、我々としてもうちちょっと応援に行くわけではありませんが、ちょっと激励、鼓舞することができれば、ぜひやらせていただきたいと思えますし、それから、土肥の恋人岬でいろんな事業をやっておられますけれども、あれは、何も観光という観点から観光客だけではなくても、地元の若い男女があそこに一緒に入って、私は昔ブログでは、ぜひ恋人岬で、「世界夕日キッスコンテスト」をやってほしいというようなことも書いたことがあるのですが、つまり、恋愛はすばらしい、結婚とはいいもんだ。家庭とはすばらしいも

のだというものを、いろんなところでいろんな機会に折に触れて、先輩面をして、ちょっと彼らに知ってもらおうというようなことの総体として、少し結婚がふえていけばなというように、考えているところでございます。そのやり方について、何と申すでしょうか、ちゅうちょすることなく、また、今後とも皆さんと意見交換をさせていただきたいと思っております。

なお、ちなみに所信表明の中で、「伊豆市まるごと室」というのを言わせていただきましたけれど、これは、今いる担当者がさぼっているということではなくて、何せ、秘書と広報合わせて2人ずつ4人の中で、行政相談、結婚相談、いろんな事業をやっているものですから、この「ふれあいパーティー」の強化も含めて、少し市長の周りのスタッフを強化したいということでございます。

議長（堀江昭二君） これで、内田議員の質問を終了します。

それでは、ここで2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時 5分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲葉紀男君

議長（堀江昭二君） 4番、稲葉紀男議員。

4番（稲葉紀男君） それでは、議席ナンバー4番、稲葉紀男でございます。

発言通告書に沿って、質問いたします。件名は、治山治水のための私有林整備等についてです。

市長は、所信表明の中で、「安全・安心のためのまちづくりを県との連携を図り、ハードの面ソフトの面ともにその対応に怠りなきよう務めていく」と表明されております。そこで、件名についての質問でございます。

県内42ある市町の中で、4番目に広大な面積を持ち、その83%を森林が占める伊豆市にとって、森林が本来持つ表土の流出防止作用や水源の涵養作用、また、地球温暖化防止のための炭酸ガス吸収作用、さらには、観光資源としての多面的かつ公益的機能が大きな財産であります。しかし、一方森が荒廃すると、豪雨、台風時に凶器と化し、山崩れや洪水、土石流等による甚大な被害、災害の原因になることは、平成16年10月の台風22号、23号の記憶にも新しいところでございます。森の持つ公益性は、個人所有の山でも同じことですが、現在では、主に経済性の理由により、整備の遅れがちな個人所有の山林、区有林、地域共有財産林の現状等についての質問をいたします。

質問1。

伊豆市に治山治水上、整備が必要と考える私有の山林は、どの程度あるのか。また、私有

林の整備を目的に、平成 18 年 4 月より 10 年間に限り制度化された所有者負担金なしでの静岡県森づくり県民税を財源として行われる「森の力再生事業」による伊豆市での整備の実施状況はいかにあるのですか。さらに、この制度の普及や森の荒廃の現状を、市として市民にどのように広報、指導しているのか。

質問 2、山や溪流の荒廃による被害の防止についての質問でございます。

整備の行き届かない山や溪流を持つ中山間地域、集落に、「がけ崩れ注意、危険箇所」や、「土石流危険溪流」の注意標識が多数あり、住民の安全で安心した生活を送るための心配の種になっております。平成 16 年の台風では、市内 134 箇所でのがけ崩れ、床上床下浸水が合わせて 257 箇所にも及びました。住民は、今度はいつ自分のところが被害を受けるのか、不安を抱えながら生活しております。そこで、注意標識の立ててある個々場所について、いつ整備するか等の具体的な計画はお持ちでしょうか。

質問 3、森林整備のための、労働力の確保についての質問です。

間伐や枝打ち作業、有害鳥獣類の駆除等の専門性や危険性を伴う作業の労働力の確保が難しく、地域活動団体や、地元猟友会等のボランティア的な力によるところが大きいですが、彼らとのさらなる連携や経済的支援等、もっと働きやすい仕組みづくりが必要ではないのか。さらに、森林整備活動を組織的、継続的に行うための労働力確保の仕組み。例えば、シルバー人材センターの採用や市主催での民間ボランティアへの安全作業教育、講習会の開催。例えば、雑木作業従事やチェンソー、草刈機。さらには、それら講習会に対する経済的支援等も必要ではないのか。

また、新宿区と伊那市との間で進められているような都会のボランティア、自治体のカーボンオフセットの考えによる活動について、伊豆市ではいかに考えるのか。

以上、3 項目についての質問をいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの稲葉議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 稲葉議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、荒れた私有林につきまして、風倒木被害を含めた間伐等整備が必要な森林は、約 3,900 ヘクタール。うち、風倒木被害は 32 ヘクタール。これらは、昨年度制定の「伊豆市森林整備計画」に沿って、「森の力再生事業」を活用して整備する対象森林でございます。

なお、県民税による「森の力再生事業」を利用した整備の現状は、過去 2 年間で事業量 129 ヘクタール、事業費で約 1 億 3,000 万円となっております。そのうち、風倒木被害は 18 ヘクタール、3,500 万円の事業費となっております。

昨年、市としましては、風倒木被害林等の森林所有者を対象に、この県からの事業紹介文を個々に送付しております。また、5 月 16 日の今年度第 1 回区長会においても森林荒廃の現状やこの制度の普及、事業概要について説明をしております。これは県から、県の事業でございます。ご承知のとおり所有者の対象になっている事業でございますので、そのような

形になっております。なお、広報いず 8 月号でも本事業については紹介、掲載をする予定でございます。

2 番目の危険箇所の整備でございますが、市内の土砂災害危険箇所は 859 箇所。うち、要対策箇所は 484 箇所、これも県では 3 番目の多さということになっております。現在、砂防堰堤や急傾斜地崩落対策等の整備を、国、県そして市独自で、随時実施をしておりますが、平成 19 年 4 月 1 日現在の整備率は約 18%でございます。今年度の国、県の砂防堰堤工事は 10 箇所、急傾斜地の対策工事は、県と市を合わせてそれぞれ 10 箇所でございます。ハードでの対策とともに、運用にかかわるソフト対策としては、土砂災害警戒区域等の区域指定や、土砂災害危険箇所表示板の設置。これはたくさんご指摘の表示板の設置ですが、それから設置数は、平成 20 年 3 月 31 日現在で市内 627 箇所でございます。このようなところで、降雨量がふえたときとか、あるいは台風、地震は予知できないのですが、どのような条件で避難勧告等を出すのかについては、なかなか条件整備は難しいんですけども、そのようなソフト面での対策についても、これから検討していきたいと思っております。

それから、三つ目の仕組みづくりですが、現在、「森づくり伊豆の会」でありますとか、「協働の会」などのボランティア団体が、間伐、枝打ちなどの整備作業を実施してくれております。市としましては、森林ボランティア事業をこうした団体に委託をしたり、あるいは、NPO 法人の「地球緑化センター」から伊豆市に派遣されている隊員に活動支援を要請したりしておりますけれども、今後、シルバー人材センターを含む整備技能ある民間団体や、市民の協力を広く求めたいと思っております。なかなか危険な作業を伴いますので、ご指摘のとおり、そのようなことを活動対象を広げるのであれば、まずしっかりとした安全教育ということは、当然前提になってくるだろうと思えます。

それから、有害鳥獣につきましては、本年度から市が有害鳥獣捕獲対応編成をして、新たな対応に着手しております。捕獲隊の費用は、国の鳥獣被害防止特別措置法に基づいて交付税措置となっておりますので、これも十分に活用してまいりたいと思っております。

それから、一番最後にご指摘いただきましたカーボンオフセットですが、伊豆市の森林面積、言及されましたとおり約 83%で、この森林を健康に維持、整備することで、市として都市部から排出される二酸化炭素を吸収することは可能だということをご指摘のとおりでございまして、都市部で生活している人や、企業とのカーボンオフセットは、その考え方自体は伊豆にとっては長所の活用でもあり魅力的でございますが、その具体的なカーボンオフセットという制度が、まだ共通の認識として確立していないように私は思っております、基金を募るということで、都市部とのオフセットをするのか、あるいは、こちら側にとりましても、カーボンオフセットでこちらで二酸化炭素をどこかの企業、あるいはどこかの地域で排出した分を引き受けますよと宣言する以上は、当然、植樹を共同でやるか独自でやるか。そして、植樹後の管理まで責任を負うわけですから、そのような新しい概念を、まだ定着されていない中で、どのように資金づけるのか。そして、こちらの責任をどのように果たしてい

くのか。これは、私もまだ具体的な構想を描けておりませんので、ぜひ研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

稲葉議員。

4番（稲葉紀男君） 今、土砂災害の危険箇所は、市内全体で627箇所あると。いろいろな財政状況と県との兼ね合い等も含めて、毎年処理して少しずつやられるというのが現状だと思います。しかし、ご承知のように災害はいつ発生するかわからないというのは常識でして、災害が起きてからでは遅い、予防をするというのが防災の基本だと思います。

ですから、そのソフトの面に対応しきれの部分と、本質的に本質安全を図る。ハードの面からの対応もあきらめず、粘り強くやること。肝心なことは、不安を抱えている市民に対して、市はたくさんあるから見捨てられているような感じを抱かせるということが、一番いけないことだと思います。ですから、いろいろな状況等を十分説明されて、少しずつでも改善に向けてやれることがいかがかなと思います。

それから、カーボンオフセットの話なんですけども、実は、最近始められたばかりの運動ということで、なかなか定着されているところがないと思いますが、例えば、新宿区と伊那市。長野県伊那市。新宿から150キロメートルも離れているところですが、もともと友好協定を結んでいるというところ。そこは、新宿区のボランティアが伊那市に行って、危険作業はできませんので、枝打ちとか下草刈とかそういうことをボランティア活動の中でしていくと。それで、区は、それに対して自治体として経済的な支援を一部ですが図るというようなことも進められているようです。

このことは、やがてはCO₂の国内取引という考え方にも進めていく考え方だと思いますので、伊豆市でもこの森林を整備して商品にすると、売り物にするというような考えができるのではないかと思います。

さらに、カーボンオフセットについては、岐阜県の郡上市。郡上市は、インターネットを通じて募金というような形で今募っています。かなりの都会の人を中心にかなりの効果を上げているということです。一口5千円とか千円とか。5千円出すと、東京から名古屋まで新幹線往復、二往復できるくらいのCO₂の吸収が木がもつというようなことをキャッチフレーズにやっているところがあると思います。

そういうことで、特に粘り強くあきらめずに整備していくということの市長の見解を伺いたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） まず、一つ目の危険箇所の整備。

これはあきらめているわけではないんですが、なかなか進捗状況が進まないという中で、幾つかのところを重点的に、おととしから昨年にかけて崩れたところも、やはり杉林が

多い。道路に沿った杉林が、湯ヶ島であれ船原であれ、なかなか多い。それから、おそらくかなり大規模に広がっている竹林も、整備されないとところは今とりあえず皆さん関心度はちょっと低いんですが、表示されておりませんが危険箇所なんだろうと思っています。

他方、土肥の海岸地帯の防潮堤。これなどは、むしろ地元のどうしても観光業会の方々からちょっと一階が全部見えなくなるのはということで、既に着手すべき態勢はあるんですが、なかなか地元の皆さんの協力も得られないこともあり、それぞれに個々の問題を抱えている中で、行政としても資金付けできるところはやりますし、地元のご協力が必要なところは、今度はお金ではなくて理解を得るという形で努力を進め、少しでも帆を進めてまいりたいと思っています。

それから、カーボンオフセットにつきまして、これは、例えば、大変規模は失礼ながら小さいのですが、ついこの間も沖電気の皆さんが達磨山で植樹をされて、ある意味では企業と伊豆市とのカーボンオフセットといえないこともない。まだ、本当に第一歩のそんな形なんです。そのような形で議員ご指摘のCO₂の国内取引まで持っていくというのは、なかなかひよっとしたら道がまだ長いのかなと。

伊豆市の場合、確かに森林は広いんですが、じゃあその国有林のところはどう考えるのか。具体的にその取引となると、当然算出しなければいけないわけで、そこどうくめるのかと考えるとかなり研究が必要だろうなと思っています。ただ、CO₂取引は、これは世界的に、既に国あるいは大企業単位では日本の企業に至っても大企業ではすでに着手していることですので、それを視野に置きつつ考えていきたいと思っています。

植樹の募金をやっているところ、できるところもあるじゃないかのご指摘で、市としてちょっと難しいのは、先ほどのふるさと納税等寄附と募金を両方を市がやるのかということになると、伊豆市として募金を新宿駅や品川駅に置くというのは、少しうーんという感じがいたしまして、もしやっていたらいいのであれば、NPOのような活動で幅広く山を守る、緑を守る、そして、CO₂排出を抑制するというようなことでやっていただけるほうが、ひよっとしたらやりやすいのかなという気もいたしております。

ちなみに、これも答弁の中に私ごとが大変多くて恐縮でございますけども、一番新エネルギー中で私が関心を持っております燃料電池のフォーラムに一度行きましたときに、その会場晴海にあるメッセだったと思いますが、入り口近くには、これは東京都の事業として募金箱がありました。これは、CO₂対策ではなくて、花粉症の対策として花粉が出る杉から出にくいというのでしょうか1,500円で花粉が少ない杉へ変えることができますというような説明があって、募金を募っていたようなことがあるのですが、そのような形で、確かに目的はちょっと違うのですが、環境面ということで募金をしているところもあるのですが、効果を検証しながら、もしすぐにでも着手することがあれば前向きに考えていきたいと思っています。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

稲葉議員。

4番（稲葉紀男君） ただいまの答弁を伺いまして、この問題に対する真摯な姿を垣間見まして、心強く感じているところであります。ぜひ、住民の安全・安心は、政治の一番のものでございます。いろんなことがあると思いますけど、優先順位の問題でも予算的にも、ぜひ、プライオリティーをつけてやっていただければと思います。

最後に、質問ではないんですけれども、伐採に関しまして2、3市長への意見を述べさせていたいただきたいと思います。

今は、治山治水ということで伐採ということを述べましたが、現在は、地球温暖化効果ガスの削減ということが、森の伐採に関して二つ、三つ。ご承知のように京都議定書では、日本は1995年を基準とした排出量の6%の削減を、2012年までの向こう5年間で達成することを約束しました。そのうちのなんと63%に相当する6%のうちの3.8%分を、森林の炭酸ガスを高めることで達成する計画でございます。そのため、国単位では今まで毎年35万ヘクタールで行われている間伐を、50万ヘクタール増加し、平成19年度から平成24年度までの6年間では55万ヘクタールで行われる計画が進められています。

洞爺湖サミットを来月に迎える日本にとっては、国際的な約束事としての責任から、この計画達成のための財源の確保や国民推進運動が盛んに展開されており、今の国会でも地方、特に市町村による地域の創意工夫と自主性、裁量性を生かした森林整備、間伐等の促進が地方自治体に求められました。具体的に、追加的特定間伐促進計画の作成が促され、一方ではこの計画に基づく特定間伐に関しては、

- 1、市町村に対して、県を通さず直接国より交付する交付金制度の創設。

- 2、個人負担の軽減策。

- 3、都道府県の地方負担の軽減平準化のために、一般財源によらず都道府県、地方債の充当が可能とされています。

そのほか、数々の特別措置法が成立しましたが、伊豆市においてもこの特別措置法の積極的な運営を図ると同時に、市民にこれも申請制度でございますので、市民への申請を促すための情報の周知、徹底。例えば、伊豆市でも美しい森林づくり推進伊豆市民活動の展開等を考えられてはいかがかと思います。

意見その2、観光資源としての森林の整備についてでございます。

平成16年の台風のつめ跡は、やがて丸4年を迎えようとする今日でも倒木の放置の形で、まだ残されているところがあります。このままの状態では、大雨、台風の際、流木となり、さらに大きな二次的な被害災害の原因になることが懸念されます。さらに、伊豆市にとって森林は、今後ますます観光資源として活用すべき財産であり、平成19年3月、「静岡県森林共生基本計画」においても、その構造計画の案として、特に伊豆地域においては、「静岡森林共生行動宣言」というものの中で、観光産業と森林林業の結びつきがうたわれております。この意味からも、倒木の放置は伊豆市の観光地としての景観を損ない、市のイメージダウン

にもつながることとして、その整備は喫緊の要件と考えます。

以上は、意見でございますので、答弁は必要ないです。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで、稲葉議員の質問を終了します。

小 野 忠 宏 君

議長（堀江昭二君） 続いて、21番小野忠宏議員。

21番（小野忠宏君） 21番、小野でございます。

私は、行革ということを中心に質問をさせていただきます。

第1番目は、支所機能。

合併後支所機能は、今まで逐次縮小の方向に推移してきたと私は理解しておりますし、なるほどいいことだなと思っておりました。市長は、所信表明で一定の権限と予算を付与すると、方向転換を表明されたわけなんです、その理由について伺います。

2番目、消防防災組織。

現在の組織は、自治消防団、自主防災会、消火班の3本立てで、命令系統も別になっています。その時代時代の環境に応じてできたんだというふうに認識はしておりますが、私は、ちょっと奇異に感じていないわけでもございません。市長は、どのように感じられるのか伺います。

3番目、市役所の職員数。

最少職員数、最大サービスというのが目標に、いろいろな施策を打ち出すべきは当然といたしまして、市長は所信表明で、当面400人が目標と表明されましたんですが、その理由。それから最終的な目標数は、市長はどのように考えておられるのか伺います。

4番目、これは教育長に質問しますが、最初の学校統合に関しましては、先ほど来出ておりました、大卒の今年度中というような計画を今年度中なんてことを言っておられましたので、これは取り下げます。期限を設定できませんでしょうかというのを、これは取り下げます。

二つ目、車だとか、車の発達とか情報技術、通信技術の急速な発達、それから、経済環境の変化。こういったことで、指定教育にもこういったことが、少なからず影響が出ていると、私は認識しておるんですが、今後の教育行政を、教育長は大卒でどのようにしていきたいか伺います。

教育の目的というのが、単純に、一つは健康な子供を育てる。これが、一つだろうと思えますし、二つ目は、学問的にもそれなりに優秀な子供を育て上げる。これも当然のことだろうと思えますし、三つ目は、人間的にも優しい優れた子供を育て上げる。この三つだろうと思うんですけどね。それに沿ってどういうふうにするのかということ、単純にお答えいただければありがたいと思えます。

最後でございますが、市長、教育長とも本日のご答弁で、個人見解を積極的に交えて、踏み込んで話をしておりますので、私は、好感をもって受けとめております。ぜひ、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） ただいまの小野議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの小野議員のご質問にお答え申し上げます。

まず支所機能でございますけれども、やはり市民のたくさんの皆さんから、合併して不便になったとの批判、ご指摘を耳にいたします。これはある意味、当然なことでは伊豆市役所がさぼってきたということではなくて、今まで町役場に行けば済んだものが、市役所が一つになったわけですから、これはある意味、自然な流れなんです。他方、市民生活に一番直結した市の行政のあり方として、通常の市民生活に必要な程度の手続きは支所で事足りるようなそのような工夫をしたいということが私の発想でございます。

したがって、住民票等の窓口業務のほか、区長さんなどからの軽易な作業要求等については、支所で決裁することはできないだろうかというようなことで、いま検討していただいております。支所長さん経験者、あるいは現職の支所長さんの皆さん、あるいは区長さんとかのご意見も踏まえて、どのような機能と決裁権限等、どの規模の予算があればおむね地域の皆さんのご要望に答えられるのか検討させていただきたいと思っております。

ただし、さらにその先を考えると、支所をどのように考えるのか。支所は本当に三つ必要なのか。昔の町の境界は既がないわけですから、本当に三つ必要なのか。もし、中伊豆、天城、土肥がそれぞれ必要で支所機能というのが独立してあるのであれば、逆に修善寺支所というのはいらないのか。まったく正反対の観点からなんです。そのあたりも先入観と固定観念なしに、支所のあり方というものを昔の町の境界がない伊豆市の白地図の上で検討させていただきたい。その上で支所長の権限及び、役割というものを考えていきたいと思っております。作業は、同時並行的にやりたいと思っておりますけども。

次に、消防防災組織でございますけれども、消防組織法に基づく消防団。それから、発足は東海地震に備えるためにできたという自主防災会。それから、自主防災組織の一部である消火班というのは、ご指摘のとおり指揮命令系統がそれぞれ別になっておりまして、実際に災害時の混乱中で、どの程度有意義的に活動できるものか疑義がないわけではありません。私自身もそう思いますが、同じ防災組織で指揮系統が一元化されていないという現象だけを見ると、一見問題のようにも見えますけれども、それぞれの組織の特性を見ますと、市全域で運用する消防団と、それから、あくまでみずからを地域として守るための自主防災会というのは役割が本質的に異なっておりますので、そこは、それぞれに理由があるんだろうと思います。本質的に一番大切なことは、災害の被害を最小限に食い止めると。この目的をいかに果たすかということだと思っておりますので、そのために、お互いの役割と見解を理解した上

で、平素からの連携を密にして、総合支援の具体策について十分に準備しておくことが肝要だろうと考えています。

それから、市役所の職員数でございますけれども、400人という数字は、職員定員管理計画のこれは集中改革プランにもあった数字でございますけれども、そのうちの修正計画に示されているのが平成25年で400人という数字で、私はそれを踏襲していきたいということでございます。これを、集中改革プランに示されております平成25年までは、退職者の3分の1補充で、実際、実績といたしましては、4分の1になっているのですが、大変厳しい数字だと思うんですけど、これを継続することで平成25年の400人という目標は、到達可能だろうと思っております。

ただ、そのご質問をいただきましたその先にある最終目標数。言いかえれば、伊豆市としての適正職員数という点につきましては、人口だけではなく県下で3番目の広さ。よく例に出すのですが、50万人都市の八王子市の倍の広さを有する伊豆市として、どのような適正職員数がというのは、私自身もイメージとして、正直申し上げてないのですけども、類似の他市町と比較をすると、人口千人当たり7.7人とか8.3人とかいう数字を当てはめると、260人から290人という数字が計算の上では出てまいります。ただし、現職務を適正に遂行している公務員の皆さんを、当然、免職することはできませんし、また、新規採用をゼロにするというのも、それは組織の維持管理ということと、それから、伊豆市内での職場の確保という両方の観点から、これもいかなものかと考えておまして、まずは、当面の目標を、5年後の400人において、そして、その時点で伊豆市行政、伊豆市役所のあり方について、再度検討してまいりたいと思っております。それは当然、平成25年から考えるということではなくて、平成25年には既にその時点に達するわけですので、その前2、3年ごろから、逐次検討は進めてまいりたいと思っております。

いずれの場合におきましても、私が考える最も大切な行政改革というのは、職員の皆さんがいかにいい仕事を効率的にするかということでございますので、これは人数にかかわらず、きょうからあしたからできることでございますので、また鋭意努力しておりますし、4月25日にお願いをして5月16日にいただきました職員の皆さんの意見の中に、大変いい意見がございますので、職員の皆さんの意識というものも高いものがありますし、ぜひ、これは議員の皆さん、市民の皆さんにもご理解をいただきたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 続きまして、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 小野議員にお答えをします。

最初の学校統合の件については、議員のお話があったように、午前中の飯田議員への答弁で、割愛をしたいと思います。鋭意努力をしてまいります。

2点目の今後の教育行政についてであります。主に、情報教育、通信技術云々の話がございましたが、現在学校では、ICT教育推進プログラムというプログラムがありまして、情報モラルの指導と実践をして、的確な判断力の育成を、学校全体で取り組んでいるところ

であります。これも、室野議員へのお話をいたしました。単純に禁止をする、持たせないというばかりでなくて、正しく、適切に使用していけるような人間に、ぜひしていきたいというぐあいには考えであります。

それから、教育の目的についてのお尋ねであります。議員おっしゃるとおり、健康的で学力をつけて、人間的な優しさをという、そのとおりだろうと思います。それと同時に、今の子供たちで欠けているのは、社会性っていいでしょうか、他人と一緒に共生をするという部分については、かつての子供たちに比べれば、かなり遅れがあるなという気がいたします。私流に言えば、自立的な、自分のことは自分でしていくと。技術的な人間にぜひしていきたいというのが、教育長としても常に思っているところです。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

小野議員。

21番（小野忠宏君） 再質問させていただきます。

行革という観点から、行革の基本というのは、できるだけ組織は簡素化する。人数は減らす。これが、行革の基本だろうと思うのですが、そういう観点から、最初の支所機能については、支所長に予算と権限を持たせる。最初に市長、住民票の発行とかなんか、これは当然のことでございます。サービス業務。窓口業務の中で当然でございますが、私はその他にも調査、その地域地域における調査活動。それをやって本庁に報告して、全体をまとめる。そんなようなことで理解をしておるのですが、予算と権限を付与するということになりますと、いわゆる行革から逆行するのではなかろうかと。船頭さんがふえちゃいますね。さらに、年数がたっていきますと、この地域はこんなことを今やろうとしています。人数もうちょっとふやしましょう、予算も少しふやしましょう。というようなことが起こる。人間の世の中はそういうものじゃないかなと。そういうふうにいるんです。そういうことで、できるだけ、船頭さんを減らすという観点から、ものを考えられたらいかがかんというふうに思います。市長いかがでしょう。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 議員ご指摘のとおりでございます。行政改革をすれば、必ず市民は不便になる。市民が満足する行政サービスを十分に提供するためには、当然組織は大きくなる。例示するまでもなく、法務局は沼津に。そして、税務署は三島に。社会保険事務所も三島です。それは、国は明らかに、あるいは、県は明らかに効率化されたわけです。しかし、私どもにとりましては、大変な不便だと。それを、私が今責任を持っている伊豆市の中で、どのようなバランスをとっていかうかということで苦慮しておりまして、本庁に集約すれば恐らく数千万円単位で浮くのだろうと思います。それが、本当に冷川や天城や小下田の皆さんにとって、政治としていい政治なのか。毎日毎日逡巡しているところでございますが、その中でバランスをとるのが、行政であり政治の責任を持っている人間の判断だろうと。ただ、

私は現時点で、どの程度の機能と権限が必要かという自信がございませんので、それを、今まさにヒアリング及び研究しているところでございます。

なお、単に窓口業務だけではなくて地域の調査もということにつきましては、そのようなことを積極的にやってくれる職員さんであってほしいなと思っております。そのためには、またさらに、少し外に出ても窓口業務、その他の恒常的な業務ができるような人数は必要になるのですが、これだけの少子高齢化で、地域によっては一番多いところで60%を超えている高齢化率の中で、日々「きょうはどうですか。こちらの裏は大丈夫ですか。堰の水は大丈夫ですか。」と聞いて回るためには、もちろん地域の皆様のご協力をいただきながら、なおかつ、職員が支所にとどまることなく、みずからの意識で、「あそこは大丈夫だろうか。ここも見て回らなければ。」というような作業をやっていただき、そして、本庁に「区の要望は区の要望として挙がっているけれども、支所が見る限りこのような状況です。」と報告を挙げていただくための、そのような積極的な仕事を、ぜひやっていただきたいと思っております。

組織の簡素化につきましては、そのような全体の中で、本庁の機能組織として全体の組織の中で、部のあり方と数、課のあり方と数については、来年の3月ごろをめどに見直すところがあるのかなのか、ゼロベースで考えていきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

21番（小野忠宏） 委員会で岐阜県の高山市を調査に行ってきたんですけど、あそこは、合併して支所に多少の予算をつけるってことを、やっていました。けども、よく調べますと、高山市は東京都よりも広いんです。ものすごい広いです。とってもしゃないけど、当面長く続けるかどうか、後でもってそっと歩きながら聞いたんです。そのやり方は長く続くかなのかなというようなことは言っていました。そういうことで、それに比べたら伊豆市なんてまだまだ狭いですよ、広くないよと思っております。しかも、車がこれだけ発達した、情報が、通信が発達しているでしょ。ですから、小下田の皆さんに迷惑がかからないか、冷川の皆さんに。それは、車がこれだけあれしているから、そういうことは昔に比べたら全然レベルが上がっているのではないかなと思いますので、ぜひ、じっくりと検討していただいたほうがいいと思います。よろしく願います。

それからもう一つは、この近辺で、戸田村。戸田村のときに村の職員は100人以上いましたよね。この前、私は行って調査ちょっとしましたが、14人ですよ。めちゃくちゃに少なくしましたね。どういうやり方をしているか。そういったことも、ぜひ参考にして、支所というのはどういうことなんだということをしていただいて、方向の最終的な判断をしていただければ大変いいのではないかと思います。ぜひ、そのように願います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 確かに、高山市とか東京都に比べれば、伊豆市は狭いのですが、例えば、では小野議員のご自宅が今の位置で小下田に市役所があったらどうかなと。ぜひ、お考

えいただきたいと。

それから、市役所から遠いところほど、高齢化率が高いものですから、その中で、正直申し上げまして、公共交通機関のあり方も見直して、今企画部長にお願いしているわけがあります。そうすると、画一に運転できない方にとっては、さらに障害が大きくなる。そのような中で、市民生活に一番直結した行政のあり方を、今方向つけているわけではありませんけれども、国や県は、いくら効率化しても間接統治ですから問題ないのですが、市民生活に直結した市の行政のあり方として、もちろん財政が逼迫した中で、そのバランスがどこにあるかということ、今考えているところで、本庁一つあればいいという考えでは、私は現在ありません。

それから、戸田村は確かに大分減っているようでございまして、これも聞いてみましたら、戸田から沼津の市役所に行くのは大変だということで、大分引越しをされているそうです。それは、伊豆市内で考えれば超長期的には何もそんな厳しいところになくとも、ショッピングセンターがあるところ、駅が通っているところに行けばいいじゃないかということになるのですが、それは、そのまま何もここにいなくても三島に行けばいいじゃないか、横浜に行けばいいじゃないかということになるわけでございます。

私は、その道をとらない。現にそこに住んでいる方、住民が1人でもいる限り、市は行政を放棄すべきではない。1人でも、ここの我が家のお墓を守りたいという方がいる限りは、それは、人間の尊厳として尊重されるべきであろうと。ただ、その中で、どの程度の予算を配分できるかというところで、なかなか苦勞しているわけでございます。

したがいまして、無駄は最大限排除しておりますし、きょうの報道にもありましたとおり、伊豆の国市ではどんどん軽自動車にかえているようですが、伊豆市におきましても、更新のたびに軽自動車にかえる。ご承知のとおり、朝8時半からでないとか明かりをつけないとか、まだエアコンを入れないとか、それぞれ伊豆市も頑張っておりますので、その中で少しでも経費を節減をして、行政サービスに振り向けたいというようなことだろうと思っております。議長（堀江昭二君） 小野議員。

21番（小野忠宏君） わかりました。今私の先ほどの発言の中に、私の本庁に近いところにいるなということの、らしいことが私言っちゃったから、これはお詫びします。そんな近いところにいるから、非常に便利だから、気がついていないよということではないのですが、窓口業務だとかなんか当然各支所でやっていただくのは、これは私はいいと思っています。あと、重要なことは本庁にして、遠くでもやらなくてはいけないのではないかと。そういう考え方をしています。ぜひ、いろいろな面から観点から検討してください。よろしく願います。

では、2番目の質問に移らせていただきます。

消防防災組織。特にこの昔からある自治消防団。そこへ田方地区消防というのが昭和40年代にできまして、さらに自主防災会と消火班というのができたのですが、この自主防災会と

消火班の二つは、大変私はいろいろな面から調査しまして、地域によって大変温度差があると私は感じています。これは、命令系統が統合されてないからなんだと、私はそのようにも思っておるんです。一つの案として、消防団長のもとに従来の自治消防団、それから自主防災会、消火班なら消火班。やることは、今までどおりだよと。とにかく命令系統は同じでもってということになりますと、いろいろな考え方がかわってくる。

それで、一つの一本化された考え方になっていく。このように思いますので、そういったことを考えた方がいいかなと私は思ったりします。いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） にわかになどどちらがいいというのも即答するのも難しいのですが、先ほどの答弁させていただきましたように、事の本質が市全域で、状況によって市内全域で振り分ける。自衛隊的に言えば、機動的な運用する組織と、あくまでもそこに根づいて、そこにいる人たちをみずから守るという組織では、性格が違うのだらうと思っています。ですから、その指揮系統を一元化するというのは、なかなか難しいというよりも、必ずしも目的にかなわないのではないかと。それぞれ違うものを、いかに災害の混乱の中で連携してやっていくかなんだろうと、私は現時点では考えております。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

21番（小野忠宏君） さらに質問させていただきます。

市長は最初の回答の中で、防災会と消防団は本質的にやることが異なっていると言われましたね。本質的に異なっていないように、私は思っているのですけど。私の地域で、いろいろな9月の防災の日と一緒にやっていますけど、全く同じことをやって、可搬ポンプだとかなんかを防災会だとかなんか、「どうして動かすだ、どこが……。」「1、2、3番の順序でやっていけば自然に動きますよ」って、消防団の人たちに教わって。私もそばにいて、何か会があったとき、俺もやってやるよというようなことをいろいろ練習してやっていますけれど、基本的には、防災という観点では消防団だって防災会だって同じである。できるだけ統合していければいいなど。さらに、ここでもって宮城県で大きな地震があって、大変な難渋しています。栗原市とか。ああいったとこ。あそこの防災組織だとかなかなか今まではどうなっていて、うまく機能しているのかなというような疑問もありますので、そういったところへ、一つは、伊豆市として栗原市に何か応援を少しさせていただきます。それが目的ですけども、そのほかに1点。防災組織はどんなになっているんですかといったことでもって勉強するだとか、一挙両得みたいなことができやしないかなということもありますので、そんなことも提案させていただきたいと思います。よろしく願います。いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私がさっき本質的に役割が違うと申し上げましたのは、例えば、本柿木消防団はどこかで火事があれば動くことはあるのですが、加殿自主防災会というのは、それをどこかに振り分けるということはないわけで、そこに根づいている組織ですので、要す

るに使い方が違う。目的は同じなんです、防災ですから。けども、使い方は違うんで、指揮系統は一元しないほうがむしろいいだろうということでございまして、それで、ですから当然目的はあくまで防災ということで、そこは当然共通でございますので、連携をとって違う性格の組織のものが動くということのだろうと思います。

それで、確かに今の東北の状況、岩手・宮城の状況。伊豆市でもできることがあれば、行ってもお手伝いしたいくらいですが、実は、なんていうのでしょうかね。自立的に動けないところが行くと、逆に迷惑にもなるわけでもございます。行って組織化されていない人たちが、個人のボランティアの皆さんが行くことは、志としては大変いいんですが、自立的に動けない集団が行って、「さて私たちはどこに泊まるんですか、足はありますか。」ということは、大変足を引っ張りかねないことございまして、ましてや防災のプロがいればいいのですが、防災監、防災課長が素人だということではないのですが、防災専門にやっている職員ではございませんので、落ちついた後、大変失礼ながら、人様の例を勉強の教材にして、将来に少しでも安心な伊豆市の体制をつくるための勉強とさせていただき、そのためには、数ヶ月後ぐらいの方が適当だろうと今考えているところでございます。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

21番（小野忠宏君） はい。ありがとうございます。ぜひ、行政のなんやかんや言っても行政の目的というのは、やはり一番の第一目的は市民の安全を守ることが第一目だろうと思います。私はいつも安全と環境と教育と順序をつけているんですが、とにかくどこでも安全第一ということで、いつも市長が認めて前に進んでいただければありがたいと思います。これに関しては以上で終わります。

次の市役所の職員数でございますが、市長は最終目標を260人から290人ぐらいが計算の上で出てきますと言われました。確かに、この近辺で函南町では39,000人が40,000人の人口です。それで260人です。町役場の職員は。広さが全然違うよということになるわけですが、広さはあまり関係しないんじゃないと、私は広さがすごく関係するというような意見、これは言っても平行になってしまうんで、やはり車が発達してきた、通信情報技術が発達してきた、光ファイバーも張り巡らしているいろいろやるよと。そのためにやるわけだから、やはり広くても人数が少なくても何でもできるんだということ、目指さなければいけないと思います。ぜひ、そういうことに向かってやっていただくのがいいんじゃないかな。よろしくをお願いします。これに関してはそんなことで。

最後の教育長の例の質問でございますけども、先ほど来、なんか先生がだめだとかなんかというそんな議論になってちょっとどうかなと今思うような議論もありましたんですけども、それはそれとして、私は教師は本質的には聖職であって、本当に優秀な人がやっているというふうに理解をしております。どちらかというと今現在、世の中全体を見まして、先生がちょっとお前だめだよとピチャッてやると、子供が先生にたたかれちゃったとか何とか言って、保護者が教育委員会に行くと、駄目だとかそんなことが起きる。大変教師のほうが小

さくなってしまうような感じで、私は本当の教育というのがいかないような感じがしてしまっている。

私はある人たちと話をしたりなんかして、こういうことだなと今思っているのは、教育行政そのものが、保護者、父兄のいうことにあまりふられないようにすべきではないだろうか。それで教員というのは、忙しくても、幾ら忙しくても文句なんか言わないよ。責任をどんどん与えたほうがいいんじゃない。そういうことを先生の経験者でどんどん積極的なことを権限と責任を与えるべきだよと。そういうことを聞きました。確かに私もそのように感じておるですけれども、教育長、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 非常に共感するというか同感するところと、そうでもないなというところがあります。教員はできるだけいい人間であって欲しいし、だれからも尊敬される存在であってほしいなというのは願ひであります。現実のごくごく普通の常識ある人間だろうというぐあいに思います。したがって、間違いも出てきますし、ただ隠れたあまり目立ちませんが非常によくやっている優秀な教員もいますし、教育長としましてはそういう人々を激励してより頑張ってもらうようにする立場だなと思っています。

保護者の意見の云々という問題もあります。確かに、どうしても無理な話だという保護者もいるにはいるなと思いますが、中には我々が気づかなかったところをすどくついてきて、なるほどと思うお話も多々ありますので、一概にいい悪いとは言えないと。ケース・バイ・ケースだなと思います。

学校長等にもお願いしてありますが、保護者や外部からの話にちゃんと耳を傾けて欲しいと。その上で正しい判断をしていこうと。教育長自身も本気で考えるという話はしてありますので、全部が全部は無理だなということではないというぐあいに思っています。

ただ、5月に就任して数校しか回っていませんが、私が小中学校にいた7年前に比べると確かに教員は非常に萎縮して小さくなって、なんとなくおどおどしているなという、これは数校回っただけの感ですので、まだ細かくはわかりませんが、それは感じているところでありますので、教師としてのプロとしての専門性をより磨いて自信を持って教壇に立って欲しいという思いは持っているところであります。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

21番（小野忠宏君） はい。わかりました。親によって本当の話かなということなんですが、先生に電話がかかってきて、「先生、うちの子供が朝起きなくて困るから、起こしに来てください。」だとか。これは本当の話かなって。なんかそれまで世の中なっているのかなと思ったりするんです。まあどうしようもない。これは本当に先生の問題でなくて、家庭の問題ですよね。どちらかというところ、教育ともう一つ教養と二つに分けて、教育は、家庭と学校。教養はどちらかというところ家庭が中心に決まっているのではないですか。そういうようなこと

を感じています。

そんなことで、そして一つ提案があるんですが、最近の子供はやっぱり環境が変わってきている。交通安全とかなんか危険な部分もあるから、地域全体で育てる方向にしなければいけない。私はよく聞きますけども、私も本当に同感でございます、老人クラブは何となく老人クラブなんですけども、なんとなくではなくて、私も老人クラブの年齢なんですけど、やはりやることはやりましょうよと。なるべく世の中に協力するというのがやはり人間の使命だと思うから、やはり地域の子供の安全だとか、教養面だとか感じでは、老人クラブをもっとお金を出すということではなくて、ボランティアでやりましょうよというような方向に行くことはできないかな。もっともっとそれを方向にやっていただければいいなと思います。どうでしょう。そんなことを感じます。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 私が日ごろ思っているのは、最近の子供の教育問題について、イコール学校教育だという風潮が非常に強くなって、子供の教育をすべて学校で一から十までやるんだという風潮というのを非常に強く感じていました。今のお話のように学校だけではとてもとても無理な部分がありまして、社会全体で育てるという部分については、大変ありがたい話だなと思います。

老人クラブの方に教育委員会がお願いしますというのもどうかなという気がしますし、実は私は、教育委員に就任する前に議長面接というのがありまして、各委員長さん方の目の前で諮問を受けたことがあります、私は生涯学習の一つに、各地域で行っている神社祭典とかお祭りとかに、小学生ばかりでなくて中学生も引っ張り出して、あるいは9月の防災訓練にも中学生をぜひ使ってもらいたいというぐあいに思っています。

私が校長の頃、出ていきましたが返ってきた報告は、「なんにもやることがなかった」というのが一番多い回答でありました。ぜひ、防災訓練ばかりでなく日ごろの地域での行事等に参加をさせ、上手に彼らを使っただけならば、私の願っている社会性が少しでも育つんではないかなという思いがしております。

すぐにどこということじゃないのかもしれませんが、ぜひ、学校外での教育について議員さん方にもいろいろお知恵をお借りしたいなと思っております。

議長（堀江昭二君） これで小野忠宏議員の質問を終了します。

それでは、15時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時21分

議長（堀江昭二君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

西 島 信 也 君

議長（堀江昭二君） 1番、西島信也議員。

1番（西島信也君） 1番、西島信也です。

発言通告書に基づき一般質問を行います。

1番目、観光産業の活性化について。

今、伊豆の観光関係の方々は悲鳴を上げております。相次ぐガソリン、灯油の高騰。食料品等の物価上昇に伴い、世帯の支出は切り詰められており、観光産業での国民消費は冷え切っております。このような、現状のさなか去る6月5日の定例会本会議におきまして、市長は所信表明を行いました。観光について触れられたのはごくわずかであったと記憶しております。

そこで、あえてお尋ねしますが、伊豆市の観光振興策をどのようにお考えなのか。また、来年3月には富士山静岡空港が開港すると聞いておりますが、外国からの観光客を伊豆市がどのように受け入れるのか、そのような計画を立てているのかどうか、あわせてお伺いします。

2点目、ごみ焼却場候補地選定について。

1、ごみ焼却場については、市長は堀切地区を最終候補地とした選定作業を見直し、数個の候補地を選定した時点で立ち戻って仕切り直しをすると所信表明で言っておられましたが、これは堀切地区を候補地とすることは断念するということでしょうか。それとも、数個の候補地を選定した時点で立ち戻るということで、堀切地区はまだ候補地の一つとして残っているのかどうか、どちらなのか明確にご答弁をお願いします。

2番目、市長は、技術的には健康上の問題がないものの、地元住民の理解が得られないために政治的判断を下したとっておられますが、なぜ地元住民の理解が得られなかったのでしょうか。私は、住民に対する情報公開の視点が、大きく欠けていたのではないかと考えます。堀切以外の候補地の公表は無用の混乱が起きるとか、焼却炉の形式も示さないで安全だと言っても、住民は納得するはずありません。これから、新たな候補地の選定に入るわけですが、堀切の轍を踏まないようにするためには、市民が必要とする情報は積極的に公開し、オープンな議論を闘わせていくことが、ごみ焼却場建設の近道ではないかと考えます。この情報公開の件について、市長はどのような見解をお持ちなのか、お伺いします。

3番目、有害鳥獣ハンターの育成について。

伊豆におけるシカ、イノシシ等の有害鳥獣は、ハンターがいくら撃ってもその数は一向に減少せず、ますます増加する傾向にあります。また、有害獣は近年人里近くに出没し、農作物の被害は甚大なものになっております。シカやイノシシの正規の猟期は、11月15日から翌年2月15日までの3カ月間ですが、県からの管理捕獲やシカ個体調査、市からの有害鳥獣捕獲の要請が一年中切れ間なくあり、猟友会の会員は土日返上で出勤しております。会員の多くは70歳を超えており、早朝から日没まで山野を駆けめぐる肉体的負担は、限界に達して

おります。

そこで問題の1点目は、県や市からの要請に基づく有害鳥獣の捕獲については、報酬ゼロはいたし方ないにしても、せめて鉄砲の弾代と車のガソリン代くらいはハンター個人に実費弁償しても、罰は当たらないと思いますが、いかがでございましょうか。

2点目は、5年後、10年後の有害鳥獣捕獲体制をどうするかという問題です。猟友会会員の高齢化が進み、将来猟友会が駆除狩りを辞退せざるを得ないということにもなりかねません。有害鳥獣捕獲は、民間の猟友会に頼りっぱなしではなく、農業政策の重要な柱の一つとして、行政が若手ハンターの養成を図るといったことが必要になってくるのではないのでしょうか。市長のお考えをお伺いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの西島議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの西島議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、観光振興についてございますけれども、私が所信表明で観光について多く触れなかったのは、定住化促進と交流人口の増加というのはほぼ同じ政策だろうと考えているがゆえでございます。公共交通を含むインフラ整備や景観、商店街の活性化、あるいはもてなしの心というのは、市民が生活しやすい、住みやすいと感じていないまちには、観光客も来てくれないだろうと。その意味では、あえて環境振興という政策を上げてても、住みやすいまちづくり、伊豆の活性化ということで、その延長線上に交流人口の増加があるだろうと考えたゆえでございます。

あえて観光行政に関してさらに申し上げますと、まずは、行政、観光協会、そして観光事業のあり方を改めてここで考え直して、まずはしっかりした観光戦略を構築することが必要だろうと思っております。その上で、富士山静岡空港を伊豆市としてどのように活用するのか。その観光戦略の上に改めて考えていきたいというように思います。

なお、伊豆半島での広域ネットワークの重要性は観光振興においてもいえることございまして、トライアングル観光推進協議会。これは伊豆市、静岡市、熱海市の三つの枠。そして、伊豆観光推進協議会。これは伊豆半島の13市町でございますけど、これを活用して周遊ルートの多様化でありますとか、誘客での連携というものを図ってまいりたいと考えております。

一般廃棄物処理施設の中で、特に具体的なお質問がありました。まずこれは、堀切地区を候補地とすることは断念するということかということですが、論理的に言えば、数個の候補地まで立ち戻るということで、その中には、堀切地区は論理的には入っておりますが、それをそのまま推進することができないとの判断で仕切り直しをしているわけでございます。したがって、堀切地区はその中の数個のこれから検討していく候補地の中には含まれないということでございます。

それから、なぜ住民の理解を得られなかったのか、情報公開の視点がかけていたのではな

いかというご指摘ですが、これも私は今まで堀切区、熊坂区の住民ではございませんでしたので、行政と当該住民の皆さんとの関係は承知してなかったんですが、改めて、この立場につきまして、これまでの経緯を詳細に見さしていただきましたところでは、必要な情報というのは、担当から地元の主として役員の皆さんに十分に公開をされている。それは、形式は決められていないというのは、焼却炉にするか溶融路にするかも含めて地元との皆さんと考えていきたいというスタンスであったということが一つ。

そして参考までに類似の施設を見てきましょう、あるいは、類似の施設。現在の技術であればこのような状況になりますという環境アセスの前のシミュレーションのようなものも示されておりまして、あえて情報公開しなかったということであれば、他の候補地については、公開はされなかったということでございます。

私も、自分の立場で何人かの皆さんと話をさせていただきまして、本当の反対の理由は何なのかと伺いましたところが、お一人は米を作りたい。お一人は市からいろいろ情報があるけれどもこれは信用できない。ほかの皆さんは、とにかく、なぜ堀切かと。堀切に決めた。ここから一切動かんといいやり方に対して、受け入れないということございまして、そこで新たにどんなものをつくるんだと、本当に有害ではないのか。情報を出せということであれば、堀切も含めた仕切り直しということを当然私としては考えたわけですが、役員の皆さん、それから、ごみ委員会の皆さん、十分にそこは承知しておられて、その上に立って、しかしなぜ堀切なんだということでございます。

5月16日にも、三つの区の役員さんと、それぞれ委員の方がいらっしゃって、その場でもやはり同じ話でございまして、情報公開してないから、危険だから。危険だからという科学的な論拠があるから反対しているんだということが、私の手元にはございませんでした。したがって、情報公開していないことがそもそもの理由だという感じを私は持っていないわけでございます。

しかしながら、これは伊豆市、伊豆の国市とも次の失敗は許されないということは重々承知しておりますので、次の候補地の選定はそんなに時間はかけられないんですが、正確な情報をしっかりと、該当する地域の皆さんではなく、市民の皆さんに提供するようなやり方で進めてまいりたいと考えております。

それから有害鳥獣の話でございますけれども、有害鳥獣捕獲業務は、捕獲従事団体、伊豆市では猟友会ですが、報償金を支払っております。ただし、ご指摘のように、その弾代やガソリン代を賄える額ではないものですから、ハンターの個人の皆さんの負担は確かに大きい。今年度関連予算を増額してはおりますが、それでも十分な額には至ってはおりません。

今後、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法に、これは2月に施行された法律でございますけど、これに基づきまして市の被害防止計画を作成して、交付税措置を受けたいと。そして、実施したいというように考えております。

ご指摘の猟友会の後継者不足につきましては、先ほどの特措法の中で、捕獲自治体が捕獲

自治体の中で民間単位につきましては、非常勤公務員という位置づけになるようでございますので、狩猟税の軽減措置なども含まれるようでございます。市としましては、その前段階として、既に有害鳥獣捕獲隊を編成しておりますので、その中で進めてまいりたい。ただ、なかなか難しゅうございますのは、若い世代のハンター養成ということですが、実際にその猟銃を扱う、猟銃免許取得が世の中の変化の中で、厳格化される中で、むしろ、ことし試行してみるんですけれども、わなを使い、その中でも、仕掛ける側、及び猟友会以外の皆さんが散策するときに、比較的安全な囲いわなというものの有効性を見た上で、どのような方法が一番効果的なのか検証してまいりたいということで、ことし囲いわなの試行をさせていただきます。

現実問題といたしまして、2万頭にまでふえたといわれるシカを、本当に数年内で駆除していくためには、なかなかたくさんの障害がございます。確かにかつては一国会でも自衛隊が使えないかというような議論もあったようでございますけれども、まず、伊豆市としまして、猟友会が現時点で人数が少ないことと高齢化されていることで、農業・林業を守るためには、他地域からの猟友会の援助も含め、あるいは、市民の中でも狩猟免許を持っていない人がどのような仕事であれば手伝いができるのか。もう少し、全体としての体制強化を見ていきたいと考えております。ただ、5年、10年かけますといたずらにシカが元の数に戻るだけでございますので、その体制づくりには少し時間をかけますが、数ヶ月以内には、しっかりした具体策を皆さんの前にご提示させていただきたいというように考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問。

西島議員。

1番（西島信也君） それでは再質問させていただきます。

一番目の観光産業の活性化の中の富士山静岡空港の開港によって、海外からの観光客がふえるのではないかとそういう期待があるわけですが、海外からの観光客といえますと、やはり中国、韓国、それから東南アジア等になるかと思うんですが、やはり言葉がわからないと問題ということで、中国語、韓国語、あるいは英語等の通訳ボランティアの育成が必要になってくるのではないかと思うわけですが、そのことについては、何かお考えでしょうか。1点お伺いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 通訳ボランティアということだと無償のボランティアをお願いするということだと思いますが、中国語、韓国語、英語でボランティアでというのは、確かにその理屈の上ではあるんですが、それだけの外国語のできる人に無償でお願いするということは、ある意味大変難しいわけございまして、やはり、本来は、ほかのサービスと同じように、有償でスタッフを確保することがまずは筋だろうと思っております。

ただ、個々の旅館さん、個々のお土産物屋さんで、英語、中国語、韓国語それぞれという

のは、これはいくらなんでも不可能だろうと思います。それで、その旅館さんの規模やターゲットによっては、英語のスタッフ、あるいは中国語のスタッフ、あるいは外国人のスタッフを直接雇用する。そこまでの規模を、あるいは需要がないところは、例えば、これはまだアイデアなんです、電話サービスです。私の経験上かなりのところは、語学のできる人が直接現場に行かなくてもおおよそ電話で事足りる。そうするとその場で旅館さんなり、土産物屋さんなりから、電話で24時間は無理にしても、10数時間1カ所に外国語ができる人を常駐させて、必要に応じて電話で支援をする。これは、当然有償になると思うんですが、それであれば、一人の外国語ができるスタッフを雇用するよりも、多分かなり効率的にできるんじゃないか。これは、予算をかけて制度化する前に試行ができますので、やってみる価値はあるんじゃないかというように思っております。

実際に観光業の皆さんに伺っても、四六時中必要なわけではない。ほとんど、支払いと買い物ですので、トラブルがあった時だけ困るということでございますので、通訳ボランティアまで皆さんが全部必要としてはいいんじゃないかと思っております。ただ幾つかの観光名所につきましては、もし通訳ボランティアをされてくだされば、それはそれで結構ですが、有償でもそこに語学スタッフはつけるのがもしインバウンドをターゲットとするのであれば、考えるべきことではないかと思っております。

議長（堀江昭二君） 西島議員。

1番（西島信也君） それでは2番目のごみ焼却場候補地選定について再質問させていただきます。私先ほど質問したのは、所信表明それから記者会見等の記事を読させていただきました、ちょっと余りはっきりしなかったものですからあえて質問させていただきましたが、堀切の候補地は事実上もう断念したということで、そういうことでとってよろしいかと、先ほどそうおっしゃったと思うですけれども、もう堀切の方にはアプローチをしないということでそう理解してよろしゅうございますか。

それから、朝日新聞に載っていましたが最終候補地は、市長が全協の時もおっしゃいましたが、伊豆市が2、伊豆の国市が2の4箇所、一つが堀切だということで、堀切は除かれたわけですから残りの3箇所でございますが、それにつきまして、発表するとかそういうお考えはないのでしょうか。

これから選定をするにはオープンな形での情報提供が必要ではないかと思っております。それから、先ほど市長が焼却炉の形式ガス化溶融炉とおっしゃいましたが、焼却炉の形式は大きく分けまして、ストーカ炉、流動焼却炉、ガス化溶融炉の三つがあるわけでございますが、これにつきまして、どのように比較検討されているのかということです。

どの方式を選定するにしましても、議会や市民を巻き込んだ議論が必要になるかと思っておりますが、この議論の中身は、先ほど市長がおっしゃいましたそのリサイクルの問題、住民の健康、爆発等の事故等がどうだとか、あるいは運転経費がどうだとかそういうことがあるわけですけれども、そういう、選定ですが、場所と方式、形式の選定等につきましても、市民の

皆さんと議論して決めるといった姿勢はおありでしょうか。

お伺いいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 場所については、新聞でも数があったようでございますが、3候補に限定されているわけではありませんで、当然新しく、新しくと言いますが、この2年間の経緯を踏まえて、対象地域の市民の皆さんの理解というものが、あるいは受け入れ体制というものが大きな要件になったわけでございますので、さらに、その1段階前に戻って、改めて、考慮要件として、地元住民の心髄、理解と言いますが、受け入れ態勢と言いますが、そのような考慮要件がふえるんだと思います。

したがって、私は、記者会見等でも数個と言っているのは、逃げているわけではなくて、数個に現時点でまだ固まってないわけですので、ただ何十個というような中では多分そこまでの作業は一気にできないだろうと思いますので、平成17年度の成果の上に新たな考慮要件を加えて、数個に絞った上で、最終候補地を決めるということでございます。

それから、どの様式なんだと、議論して決めないのかというご指摘ですが、まさにそれは、この2年近く担当がずっと苦労してきた、ある意味それが最初から誤解を最後の最後までとられなかったと言いますが、その決め方も両市の準備会としては決め方も含めて議論しようとしたわけでございます。

先ほど飯田議員からご指摘がありました全体計画はどうなっている。まさに全体計画をつくりながら、伊豆市としては全部溶かすより燃やしてしまうのか、分別しながらストーカで焼却するの、それも皆さん一緒に考えましょう。最終候補地になった皆さんはどのような焼却炉、これは事実上、工場誘致と同じですので、どのような地域の活性化の中でその枠組みの中でどのような焼却炉をつくりましょうか、ご相談をしながら作りたかったというのが、これまでの準備会の経緯でございます。このやり方については、今は見直すということではございませんので、これからの選定作業の中でやはりどの方式を採用するのかについても、もう少し鮮明に具体例を出しながら、あれもありますこれもありますというのではなかなか難しいようでございますので、AかBかCかということの選択になるのかもしれませんけれども、これも行政が方式については一方的に決めてこれでやるんだということではなく、皆さんに情報提供して選択肢を提示した上でいっしょに決めていくつもりでございます。

その際に、繰り返しになりますけれども、あくまで市民の生活にとって、絶対に必要な施設であり、かつ、かなり具体的な技術的なデータも出ておりますので、それをまずは、賛成、反対の前にまずは、一たん目にさせていただくとそのような努力がやはり必要なのかなというように考えております。

〔「堀切は断念したということでもよろしいかどうかもう一回。」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 先ほど言いましたが、もう一度。

市長（菊地 豊君） 堀切を断念しなければ今の見直し作業が必要ないわけですので、今後、堀切が候補地として残っていることはありません。

1 番（西島信也君） 議長。

議長（堀江昭二君） 西島議員。

1 番（西島信也君） 次に、3 番目の有害鳥獣ハンターの育成について再質問させていただきます。私が今言ったのは、猟友会の会員個人に駆除狩りの際に、金銭的負担がかかり過ぎているのではないかとということでございます。11 月から 2 月までの猟期の期間中は、それぞれ鉄砲撃ちの趣味、道楽でしょうが、それ以外 1 年中、県や市からの駆除狩りということで、行政からの要請によって出動しているわけでございます。11 月から 2 月までの以外の期間はです。

修善寺分会というのが猟友会の中に修善寺、天城、中伊豆、土肥とあるわけですがけれども、修善寺分会といえは、平成 19 年度におきましては、市から 39 万円、県から 20 万円、合わせて 59 万円が猟友会へ委託金として交付されております。それは、あくまでも猟友会へきたお金でありまして、個人へいくお金ではないわけでありまして。一日の猟で一人どれくらいお金がかかるかといいますと、散弾銃の弾代が一発 200 円かかるわけでございます。一日で大体 20 発撃つとしまして 4,000 円。その他、車のガソリン代等が 1,000 円として、合わせて一日 5,000 円かかるわけでございます。駆除狩りに毎回出る人は、大体月に 8 回出ますから、一月に一人 40,000 円がかかるわけでございます。

先ほど猟友会の会員のほとんどは 70 歳以上ということを行いました、このような年金暮らしの老人に、行政のほうで頼んでいるのにも関わらず、ただ働きをさせて、なおかつ、月 40,000 円も払わすということはまことに気の毒だと思います。このようなことを続けていけば、鉄砲撃ちの皆さんが相場が嫌気がさして、駆除狩りは協力しないということが目に見えております。先ほど市長さんも捕獲隊そういうお話がありましたが、民間がやっている以上、とにかく実費だけでも、弾代は直接いって出せるかどうかわかりませんが、とにかく実費だけでも弁償するというような姿勢を見せないと、駆除狩りは今後はできなくおそれがあるのではないかと思います、そこを危惧するわけです。市長さんのお考えを伺います。

それから、5 年後、10 年後の有害鳥獣捕獲体制、5 年後、10 年後と私が言ったのは、やはりこの狩猟というのは半年や 1 年ですぐいなくなっからシカ、イノシシが撃てるというものではないらしいものですから 5 年後、10 年後と言いましたが、先ほど市長が捕獲隊とかよそのところから人を連れてくるとかおっしゃいましたが、私の一つの提案でございますけれども、一つは、役場職員を選抜しまして狩猟免許取らせて、何年か修行させた後に、公務、休みの日ではなくて、公務として有害鳥獣を行わせると。こういうことは研究されたいかかなと思うんですけれども、そういうことも必要ではないかなとあくまでも公務ということでございますけれども、いかがかと思うんですけれども、私は思いつきでそんなことを考えま

した。市長の見解をお伺います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 相互に関連しておりますので、個々にお答えするのちょっと難しいところもあるんですが、まず実費弁償については、これは当然考えていきたいと。実際に交付税措置で国のほうも少し強化をしてくれましたので、今まで手厚くと思っておりますけれども、ご指摘のありましたとおり、これは趣味の一環で、問題は行政として駆除狩りをやる時に、今のままの体制だと2万頭を適正数にもっていくことが不可能に近いくらい難しいではないか。そうするとこれは数年かけていけば、これは追っかけごっこでとにかく毎年5頭、6頭出産していくわけですし、ご承知のとおりものすごくメスの数が多いわけですから、やはり短期間に集中して駆除しないと効果がないということを考えますと、駆除狩りの期間というのは、やはりハンターをふやさざるを得ない。それはわなを含みます。要するに捕獲の数をふやさなければならない。

そうすると、現実には伊豆市内には必要なだけのハンターさんがいらっしやらないわけですから、他地域からしかるべき他地域の猟友会といいますか、狩猟者の皆さんをお願いしてでも、短期的に駆除しなければ、いわゆる、昔の軍ではありませんが、戦力の逐次投入でほとんど効果がないということになるんだろうと思います。したがって、その駆除狩りの期間では市民だけ補助して、ほかからの応援団をしないのかという議論が出てきますので、一体どれくらいの駆除狩りの期間、どれくらいのハンターが必要なのか。そして、ハンターがふえれば引き揚げとか、今度はほかの作業が出てくるわけですから、そこにほかの職員を含むボランティアで、直接猟銃を使わない人たちがどの程度ニーズとして出てくるのか。全体としてどれだけの金額がなるのかというものを検証させていただきたい。そうしないと個々にいくら払いましたかという数字が出てこないだろうと今思っているわけであります。

ともあれ、個人の負担が大きいことは承知しておりますので、どのレベルまで補てんができるかわかりませんが、なるべく個人の負担が少ないように、駆除狩りの期間を勉強させていただきたいと思っております。ただ、職員を公務としてというのは先ほどの小野議員のご指摘にありましたように、行政改革の中で457人の職員の中に、それから、当面400人に削減していく中で、そこに費やす余剰職員がいるのかと考えますと多分、それはいないのではないかなというように思っております。ただ、職員も一市民として狩猟免許を取り、ボランティアか公務かともかくとしても、人で貢献をするということは当然排除しないで考えていきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） これで西島議員の質問を終了いたします。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 本日は議事の都合により、これにて散会いたします。

次の本会議は、あす 18 日午前 9 時 30 分より一般質問を再開いたします。
ご苦労様ございました。

散会 午後 3 時 5 5 分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） みなさん、おはようございます。

ただいまから平成20年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（堀江昭二君） 前日に引き続き一般質問を行います。

古見梅子君

議長（堀江昭二君） 最初に、12番、古見梅子議員。

12番（古見梅子君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、3点について市長にお伺いいたします。

1番目の廃食油リサイクルについてでございますが、これは昨日杉山議員から同じ質問がありました。取り下げません。私もさせていただきます。

廃食油リサイクルについて。学校給食で利用した後の廃食油を軽油代替燃料にリサイクルし、市バスに試験的に利用したと。こういうことを聞いたときに、大変驚きました。すごいことができるんだなと思ったんですが、その結果については昨日伺いました。大変良かったので、衛生センターの2台にも拡大するということがありましたが、資源の有効利用をし、環境に負荷をかけないようにするということが非常に大事であります。廃食油回収の取り組みを、本年からでしょうか、旅館、ホテルにも拡大をするということ昨日伺いました。これをもっと拡大して地域みんなで一般家庭にまで拡大することがいいんじゃないかと思うんですが、お伺いいたします。

2番目の菜の花の栽培についてですが、菜の花を観光資源としてでなく、用法、食材、菜種油など地域で地産地消し、油かすは肥料や飼料に利用し、廃食油をバイオエネルギーとして再利用する、菜の花プロジェクトというものが起こっているんだそうであります。

これは、琵琶湖の水が赤潮で汚れ非常に困ったということで、滋賀県から起こった菜の花栽培のプロジェクトだそうありますが、集まった廃食油で石鹼をつくっていたんですが、合成洗剤を使わない石鹼ができて、集まった廃油が集まりすぎて困っていたところに、ドイツでもう既に、1970年代の石油危機のときに、CO₂を抑えるエネルギーを生み出す菜種栽培を始めているという、そういうことからですね菜種栽培に取りかかったということ私を最近、修善寺の図書館で、平成20年版食糧白書という本で見て、すごいものがあるんだな、で

できないことはないんだなということで、非常に感動したわけなんです。

そして伊豆市においても、菜の花栽培をできないものか。あちこちで菜の花が咲いておりますけれども、もっと観光的にするためには、今遊んでいる遊休農地を生かして利用したることができるのではないかなと思うわけです。観光協会もそれを望むでしょうし、土地所有者にも、荒らさないで大地を耕してそして、それちょっと行政も協力して共同で進めればこれは非常にすばらしい観光地伊豆になるのではないかと思ったものですから質問させていただきました。菜の花栽培についてであります。

3番目のごみ減量化対策であります。ごみ減量化は、まだしばらくの間非常に強力に進めなければならない重要なことであると思っております。EM菌ボカシの配布によって、生ごみを家庭で、有機肥料にするということでボカシ配布がボランティアの人によって進められておりました。ずーっとEM菌ボカシを配布されていたんですが、最近縮小されてですね、中伊豆地区にだけでしょうか、昨年まで有線聞いておりますと中伊豆地区で、配布の報道があったんですね。ことしは有線がありませんのでちょっとわかりませんが、本当にもう縮小されてきています。

このEM菌を使うと、虫がわかんないんですね。あの汚い虫がわかないし、腐敗臭、あのいや臭いが無いわけですね。その腐敗、臭いものを食べるEM菌なんですね。それは、生ごみにそのEM菌ボカシを毎日出る生ごみに少し振りかけて、ふた付きのバケツに入れればいいわけなんです。これはEM菌というのは嫌気性微生物でありますので、ふたをして一杯になった生ごみは石を乗せておけば、3週間くらいで、上にちょうど麹菌が張ったようになれば完成であります。ちょうど漬物の臭いがして非常に良い有機肥料ができたということになります。

これを畑でこのバケツの中で増殖したEM菌微生物がまた畑の土の中でふえていくということで、そしてまた雨が降ると、川や海に行きますと、川を浄化するということでもあります。

これは最近の新聞の報道にもありましたが、葎山地区で進められております、EM菌による堆肥化ですね。それを、つい最近、川の浄化をするということでEM団子を入れるっていう報道がありました。本当に汚いものを食べるEM菌を川に入れて、川を浄化する。こういうことまで進んでいるということを知って大変すばらしいなと思ったところでもあります。

これには高価な費用は要りません。というのはEM菌というのは高いものではないわけなんです。というのはこのEM菌を作った少し長くなりましたけれど、琉球大学の比嘉照夫という教授なんです、非常に業者へ出すともうけ主義に走るということで、これは官公庁に売るといって、1斗缶で、たしか2万5千円くらいだったと思いますけど、それから始まったものですから、行政がそのEM菌を分けてボランティアの人に作ってもらったということなんです。

こういうわけですので、非常にこのごみ減量化には有効な手段だと思って、私どもごみ減量化委員ですね、合併する前に減量化委員会に入っております、これを推進しようという

ことでやっておりましてけれども、それが途中で振興ができない状態であります。

この微生物は空気や水を浄化するという事です。なるべく農薬を使わない農業がいいわけですので、ぜひこの減量化だけでなく、安全な農業のためにも必要だと思えます。ぜひこのEM菌ボカシ作りの推進をしたいと考えております。

それでごみ減量化委員会のごみの焼却量の排出量を調べました。当時は蕙山町の時代ですが、蕙山町が県下でトップでした。その次に中伊豆町が入っております。

やはり、各個人のうちで生ごみを出さないで有機肥料に使う、物を生かす、もったいないというそういう生ごみも資源として生かすんだと。そういうことでいきますと、非常に生ごみなんて水だらけのものを焼却ごみに出すなんて本当はとんでもないことで、衛生センターの中に行きますと、非常に嫌な臭いがします。非常に文化が低い国は、そういうことを平気でやるんだなと思っています。

ぜひ生ごみは、焼却ごみに出さないという方法に行くのが本当に良いんじゃないかなと思っているものですから、このEM菌ボカシを配布している地域では焼却ごみの中に少なくなっているということでもあります。ボランティアではなかなか続かないと思いますが、ボランティアの人たちは作り方を知っておりますので、ぜひ授産所というところがありますね。授産所はただ今、景気が悪いものですから、一般の企業だって仕事が無いときであります。車の部品を作る手伝いをする仕事とか、菓子折りの箱の製作をしていた仕事もなくなってきて、ただ今授産所の人達が、アルミ缶の缶を拾って、その人達で踏んで、お金にしているということも聞きました。こういうところにボランティアが行って、一緒に作ったりしたら少しは、ただでくれるでなくて販売しているところもここにつくることも一つの方法だと思っております。ぜひごみ減量化対策としてEM菌ボカシの配布をお願いいたします。

以上であります。

議長（堀江昭二君） ただいまの古見梅子議員の質問に対し答弁をお願いいたします。

市長。

市長（菊地 豊君） おはようございます。ただいまの古見議員のご質問にお答え申し上げます。

まず廃食油のリサイクル、利活用についてでございますけども、まさにご指摘のとおりこれは、全くいいことでございますので、なるべく拡大したいのは、まさにそのとおりだと思っております。ただ実際に既に担当部署の方でもいくつかの下調査をしているんですが、旅館ホテル以外に出ないそうでございまして、旅館さん、ホテルさんによっては既に、特定の業者に引き取ってもらっているところもあるようでございまして、比較的大規模な旅館さん、ホテルさんそれからゴルフ場のように、人が多く集まる場所はどの程度、こちらから回収に行っても、ペイするのか。

それから、個々のご家庭に広めるときに、きのうありましたように、またご指摘いただきましたようにどこかに集めるのがいいのか、ペットボトルでも出せるようにするのがいいのか。

か、これは具体化をですね前提にして調査をさせていただきたいと思っております。既に担当の部署の方で調査研究には着手はしておりますけれども、具体化、実行に移すという意味で、さらに調査を進めてまいりたいと思っております。

それから、菜の花につきましては、遊休農地での菜の花栽培は、これまで観光経済部において景観作物として、晩秋から春にかけて伊豆市全域ではございませんけれども、一部の地域で実施していることは、ご承知のとおりだと思います。ただ、その伊豆の遊休地は、一見して分かるとおり、なかなか山間地が多くて、機械化が困難でございますので、これを製品化してビジネス化するということになりますと、なかなか障害が多い。生産コストと販売価格が釣り合いが現状では釣り合っていない。それもかなり差が大きいというのが現状のようでございます。その障害をどのように排除できるのか、乗り越えることが出来るのかについては、少し検討を要するという気がしております。

伊豆半島、伊豆には、花が似合うというのは、これは皆さん共通の認識だと思っておりますので、私ども行政と、それから観光事業関係者の皆さん、それから、なかならず土地所有者の皆さんによくご理解をいただいでですね、その場所と規模については、これからも検討してまいりたいと思っております。

私もドイツで勤務しておりましたときに、高速道路がぜんぜん違いますので家族で車で走ると、本当に確かに菜の花畑というのはですね、ここから出口の交差点ぐらいまでの距離でずっとものすごい距離及び広さで栽培されているわけですね。本当に日本で言えば、富良野の高原に丘にですね、ずっと全部が菜の花畑で埋め尽くされているような規模でございます。確かにあいった所では、事業化というのは余裕だと思うんですが、なかなか日本では同様にはできないんだろうと思いますが、その分をですね、どのようにビジネス化できるのかは引き続き検討させていただきたいと思っております。

それからごみ減量化対策でございますけれども、伊豆市といたしましてはこれまでも市の生ごみ減量化の取り組みとして、平成 18 年 4 月から、清掃センターに持ち込まれる学校給食センターの生ごみを県が西天城高原で運営しておりますバイオマスのモデル施設に既に供給をしております。

また市民の皆さんに対しては、電気式生ごみの処理機やコンポスト容器の購入に補助金を充てておりまして、これは先般 5 月ですか、全国市長会が東京で行われました時にも、その分科会でございます環境フォーラムの中で、四国の善通寺市の取り組みをパネリストとして紹介しておりましたけれども、その中はやっぱり市が既に実施している生ごみ処理機の家への補助制度ということで、ある意味、伊豆市も先進的に実践に移しているなというところでございます。

それからもう具体的にご指摘の E M 菌ボカシにつきましては、平成 18 年度から伊豆市としましても普及啓蒙活動を行うボランティア団体に対して、ごみ減量資源化普及事業補助金を交付をしてまいりました。

ただし、当該団体が会員不足との理由で、ことしから活動を休止しているようでございまして、現実としてましてEM菌ボカシの普及がやや低下をしております。これを、さらにこの活動を活性化して、生ごみの量を減らすためには、先進している他市町の事業を調査するなど引き続き検討して、さらに、普及するための強化をしたいと考えております。

2、3日前でしょうか。これテレビでもNHKですかね、ダンボールでの生ごみの処理とこののをやっています、その中でもやはり、実は生ごみは60%が水なんで段ボールに入れても相当程度の体積が減っていくと、水分の自然蒸発でそれから衛生上もほとんど問題がないようなことを報道されたのを私も見たんですけども、他方、生ごみは有機物ですので、焼却するとしては非常に焼却効率がよいということもありまして、全量の資源化というのが、どこまで現実的なのか少しこれも検討を要するかなという気がしております。

いずれにしても、これは市民の皆さん御一人御一人にも理解し実践していただくことが必要でございますので、7月から始めますタウンミーティングの中でもし議題と取り上げていただければ、市民の皆さんとも意見交換をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

古見議員。

12番（古見梅子君） 一番のこれは具体的にもう調査をして拡大していくということでありまして、大変すばらしい事業でありますので、もしこれが使った廃油を精製するプラントというのをもし自前で持てるなら、これは永久に廃品回収したものは自分のプラントで精製するこれは一つの伊豆市の産業興しでもあるし、若い世代の退職者たちは、ここには企業がありませんので、農業関係でこういうところで働けるといって一つの企業としても、産業興しとしても雇用対策としてもプラントづくりというのはできないものかなと考えるんですが、実は琵琶湖でやったときも集まりすぎたものをどうするかということで、工業センターと大学と一般の人で自前でつくったというんですから、プロの人の知恵があったんでしょうけれども、そんなに金がかかるものではないと思うんです。

例えば、こういうものをつくるにしても補助金とかがあるんじゃないかと思うんですがね。自前でつくって、産業興しまでいけるものに成れるんならすばらしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） プラントを自前でもてるかの実行の可能性につきましては少々私も詳細を承知していませんので、担当の部長の方に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず、このプラントを自前で持つということでございますが、この事業を行政がやるべきことなのかどうか。この辺のまず精査が一回必要ではないかと思っ

ています。

実際に今現在、我々がお願いしているのは静岡の静岡油化という会社でございますが、民間がやっているわけですし、民間で十分採算が合うということから、この事業に取り組んでいるわけですので、基本的には民間でこういう能力がある会社であれば、それはそれで民間にお願いするということがいいのかなというふうに思っています。

ただ今おっしゃられているその機械ですね、精製する機械。これについてどの程度の額がかかるのか。こういったものも今後調査したいと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 古見議員。

12番（古見梅子君） 新焼却施設なんですけど、それは候補地を選ぶのに非常に困難を極めると思うんですけど、やはりそういう産業興しをして、その産業に雇用するのはその地元の人を採用するんだってというようななにかメリットがあるというのが非常に施設を作り安いんじゃないか、とも考えられないかと思ったんです。ですのでプラントを自前でできたらそういう施設につくって、これから新施設ができてですね、新しい雇用はないということでありまして。今の施設で働いている人達も委託された人達もみんな働くでしょうし、だからそういうことがないにしたら、そういう新しい再生する事業とか、集まってきた廃棄物を再生する事業のプラントで働く人は新規採用ができるんじゃないかと、こんなことを思ったものですからそのプラントができないか考えたわけでありまして。

第2点目にいきます。遊休地のことでありますが、遊休地を今やって、菜の花舞台であるとか、あちこちにすごくきれいな花が咲いています。葎山のほうも目を引く黄色の鮮やかな色なんです。それを、市長さんがただいま観光的にも花は魅力があるということで、ぜひそれを進めてもらいたいわけですけど、遊休地に限らず、私たちは子供のころですね、二毛作で菜種を採って、そして米を作って、そういうふうに1年にいろんなものを作っておりました。

それは、そういうことも含めて、金にならないかもしれませぬ。だけど、その位にして、農地を休耕地を使うのはまず最初なんですけれども、ただいま日本の耕作放棄地というのは若い人が働かない、後継者がいなくなったということで、2000年には耕作放棄地が21万ヘクタールです。1ヘクタールというのは、1万平方メートルですので21万ヘクタールがあって、5年後の2005年には日本全国では田んぼを休耕地にして放棄したところが、38万5,000ヘクタールになっているんです。すごい放棄しているわけなんですけれど。

今朝もトウモロコシの値段が高騰した。穀物の高騰はしている。食料は金を出せば買えるから、金になる経済だけに絞ってやってきた結果が食料不足になってくる。しかも、その食料不足を招いて人口増大している国では、生産国から輸入国になっていくんじゃないか。あるいは、飢饉であるとか、干ばつであるとか作物の不作も続いている。本当に日本人はこれでいいのだろうか。本当にもっと田んぼを大事にして、やっていくのに始めにこの菜の花が

らやったらいいと思っているわけでありませう。

高度経済成長期以前は、自給率が80%だった。それがこの産業革命以後、石油に依存してきた経済は地球環境を破壊して異常な干ばつとかを起こしている。こういうことからやはり廃油の利用であるとか、農業の菜種油をつくるかというそういうことに目を向けていかないと、私たちの生命も守られていかない。自分たちでだめにしてしまうんじゃないかと思ったわけですから、金にならないんじゃないかと、遊休地なんていうのはとんでもない話ですね。

お手伝いの人達の食べる物をつくるために山を開墾し、石をのかし、そして必死でもって耕地をつくってきた。そういうことをしてきて、私たちがあるわけなんですけど、今は本当にもったいないことに、休耕田を作っている。本当に意識改革をしていきませんか大変なことになるんじゃないかと。

ちょっと話がずれてきましたけれども、菜の花栽培。休耕田を有効に使うということをしてぜひ進めてもらいたい。さしあたって、今つくっている菜の花舞台の菜の花をどうするんですかあと終わったら。それは刈り込んでそのまま使いません。菜種油にしないですかと聞いたら、しないんだそうです。でも、もったいないんじゃないですか。それを菜種油にして、学校給食の油に使ってもらったらどうでしょう。金にならないんじゃないかと、そういうふうにして循環させることがいいと思うんです。

ぜひこれは行政がやることではないなんて言わないで、行政はリーダーになってやるべきである。いつも行政は逃げ腰であります。ぜひ渡邊部長、ぜひあなたも行政であり伊豆市民でありますので、ぜひ伊豆のために頑張ってくださいと思います。いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 企画部長も別に悪気はないわけではないんですが、職責により、誠実に職責を果たしてくれていることだろうと思いますが、最初に市焼却場に関してもというお話がありまして、私もおっしゃるとおりだと思っていまして、最初からごみということに特化しすぎて少し市民の皆さん、地元の皆さんと行き違いになってしまったかなと。

私もゼロから始められるのであれば事実上、工場用地と同じですので、産業振興の観点から、たまたまそのツールがごみを燃やすという工場であるという観点から、やれたかなと思うんですが、ここに至り少しそこが難しくなってしまったという感じを持っております。

それで今、菜の花に限らず遊休地の使い方として二つの観点から申し上げます。

まずその観光としての景観と言うことであれば、私が少し危惧しておりますのは、河津桜というと河津桜。あちこちに広まり、梅というとあちこちに梅林。秋になると菊と紅葉でしょうか。やはり年間通して異なった花が季節季節で楽しめるということが通年の、特に観光事業というのはどうしても季節とか、曜日によって変化が大きいものですから、可能であれば伊豆のような温暖なところでは通年、いろんな花が咲いているということがいいんだろうと思う。

確かに石楠花とか菖蒲とか、季節によって違うところもあるんですが、それはポイントポ

イントに絞られておりますので、菜の花も含めて、菜の花を排除するわけではありませんが、菜の花も含めてですね、全体として伊豆市として国道沿いにどのような、景観作物がいいのかは考えるべきではないかなと思っております。

その農地が遊休地になっているのは、許しがたいというのは全くおっしゃるとおりで、そもそも日本の農業に機械化がなされていない400年、500年前に私たちの祖先は、人力をもって水平にしなければ水田は成立しないわけですから、およそアメリカやヨーロッパではあり得ない開拓をされたわけです。本当に人力で山を削って平らにして水を張って、半年も水を張るといって、とんでもない事業、400年、500年前からしてくれたおかげで、それがちょっと埋めれば直ぐ宅地になるというような皮肉なことにもなっているわけでございますけれども。その前提としてご指摘がありました食糧の高騰それから食糧不足は、これは確実に起こってまいります。

この国際情勢認識は全くその通りで、これだけアジア周辺の諸国がざっと5億人ぐらいが日本人と同じぐらいの購買力を持つことが確実なときに今までのように、食糧は潤沢に入ってくるわけです。既にご承知のとおり、一部の高級食材である買いまけているわけでございます。それを考えると、十分に使える農地を放置したまま、あるいはいたずらにですね、他の目的に転用するということは、将来に禍根を残すかなと考えております。

私はどうしても最後はどうやって実現するか実践するかのところになって考えますと、やはり、一つには今の若い世代皆さんに農業で食べていくための仕組みがある。あるいは、現に、少し昨日の話にもなりますけども、70、80になっても畑仕事が生きがいであるお年寄りの皆さんにどの程度、現役として働いていただける仕組みをつくるか。ということで、後者の方はそんなに難しくないと思うんですが、若い人に、月給30万円を確保して結婚をして家庭を持てるだけの収入を、これはやっぱり、ある程度仕組みとしてお約束できないと難しいだろうと。

そうするとどうしても農業の法人化が集団農場ということになるんだろうと思うんです。これは少し、一部で実現しているところもございますので、そのあたりの例を見ながらこの山間地である遊休地を、どの程度、集団的に活用し、できればある程度その投資能力があるところに初期投資もしてもらいながら、若い人が就職場所として働けるというようなことが持続可能な農地活用ということになるんだろうと思います。

議長（堀江昭二君） 再質問、古見議員。

12番（古見梅子君） 大変、理解をしていただいたと思っております。第1次産業であります、農林水産業、やはり第1でありますので、もう少し日本人は元へ戻って、やっていかないと地球の破壊もどんどん進んでいったら生きられなくなることから、ぜひ息の長い、非常に辛抱強い仕事だと思っておりますけれども、進めていただきたいと思っております。

3番目のごみ減量化対策であります。先ほどたくさん言ってしまいましたのでもうありません。タウンミーティングで取り上げて、意見交換をするということですが、補助

金ですが、電気式の補助金は半額で3万円を上限として出ていますが、あの電気を使っている人に聞いたらストップしているというんですよ。使ってない。というのは電気代がかかるではありませんか。

それで、コンポストというのが畑にあります、あれに半額補助がありますが、あれも自分で二つ買ったんですが、あれでやるとEM菌の生ごみには虫がわくんです。あれ空気が入るから。ところが、500円のバケツでふた付きさえあれば、そこら辺の石を乗せておけば、3週間もすればそのまま何も掘らないで、さくったところへとまけてやればいいんですよ。それがどの効果があるかということを実験しているところであります。

というのは鉢の中で今、蕙山町で花のコンテストに生ごみEM菌に生ごみにしたサンドイッチして入れたのをやるということを経験でよく見たものですから、それを自分で幾年かやっているんです。入れたのと入れないのをと比較してみました。そして他の肥料は、同じものをやる。そうするとEM菌のボカシの入ったのはすごいんです。いつまでも青々と生き生きしているんです。それは微生物なんですね。そのEM菌というEはエフェクティブ、Mはマイクロオガニズム。有用微生物群には、酵母菌、乳酸菌、光合成細菌など非常に空気の嫌いな微生物であり、それは汚いものを食べるというんですね。だから地球の始まりの以前ですね、ちょっと話が横になりましたけども、EM菌の効力を知ってもらわないと勧められないと思っているわけです。というのは私も知らないで使ってたんですけども、本屋に行きましたら、地球を救う大変革という本があったんです。それは何だと思ったら、その比嘉照夫の著書でEM菌による大改革というのがあった。それが3巻出ておりました。2,000円でしたが、3冊買ってきました。読んでびっくりしました。自分で書いたからホラも入っているかなと思ったんですが、そうじゃなくてEM農法としても水田にも利用して外国ではそれすごい収穫量をふやしている。日本は、それに飛びつかなかったということもあるんだそうですけど。今EMセラミックスとかいろいろ医療にも使ってきているということでもあります。その地球の始まりの前ですね、生物が住まない時代はガスが充満して、温度を高くして、そのときのガスとかそういうものを嫌気性微生物が、空気がない中でみんな食べてくれたという。それが大発生して食べて地球が冷えて、酸素がふえてこういうことになったではないかを書いてありました。そういう微生物の働きは目に見えないわけですが、今それを実験中であります。

今200円位の鉢を買ってきて、みんなサンドイッチにして、3週間で、次から次にできたのを、作物に、トマトにやったり、菊にやったりして実験中であります。それでないと皆さんに進められないわけですね。

EM菌のその安い補助金をいただければ、皆さんに普及ができると期待しておりますので、ぜひ、環境部長さん、市役所に行ったらEM菌はもうありませんと言われたものですから、このたびはこのEM菌をいただければ自分たちでつくって、皆さんに宣伝をしながら、減量化に協力をしてもらいながら、なお、自分の家でやれない人たちもあるわけですので、ぜひ、

今牛糞ですか、県の施設でやっている、生ごみを燃してやっている。あれはメタンガスが出て非常にいいそうですね。ああいうところで収集して、ぜひ、市長さん、燃せばバイオマスはよく燃えるとおっしゃいましたけども、あまり臭くなるものは燃さないようにしないと地域でゴミ焼却場がくることに賛成がもらえないんじゃないですかと思うんです。臭いものがあるんですから。それは入れないということで進めて欲しいと思います。お願いをしまして、質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで古見議員の質問を終了します。

杉 山 羌 央 君

議長（堀江昭二君） 次に 15 番、杉山羌央議員。

15 番（杉山羌央君） 15 番、杉山羌央です。

一般質問の通告に従いまして、私が従来から注目しております、重点課題を確認の意味で改めてお尋ねをいたします。

一つ目は、市道 140029 号線。通称、矢熊・筏場線の改良計画についてであります。合併以前から、重要路線と位置づけられ、合併後、関係部署の協力によりまして、早速、林道から市道に昇格をしていただきました。市道 1 級幹線に認定をいただきました。

また、伊豆縦貫道路構想とともに、伊東の国道 135 号線から国道 136 号線までの土肥までの伊豆半島を横断するろっ骨道路として、期成同盟会が設立されているのは、周知のとおりであります。ましてや、伊豆市は生活エリアが、修善寺駅を起点とすると、放射状に広がった地形を結ぶ道路の不備は、第 1 次総合計画第 5 章の安全快適なまちづくりにはほど遠いと思われま

す。また、田方南署の完成に伴い、天城支署、中伊豆支署が廃止され、緊急車両の遅延が大きな問題として現実味を帯びてまいりました。平成 17 年度冷川地区の家屋火災では、おばあさんが焼死したこともございました。当時は、中伊豆支署からの出動をしてであります。また、先日は、地藏堂地区において事故が発生し、救急車、消防車、工作車が南署からの出動だったそうですが、地元の人たちから火災だったら大変なことになるだろうというような声が聞こえております。

そこで、矢熊・筏場線を生活緊急道路としても、1 日も早い整備が望まれます。一朝一夕にはできないことは私も土木水道委員の 1 人として承知はしておりますが、天北道路の早期完成とともに、矢熊・筏場線の同時完成が天城地区、中伊豆地区の人たちに我慢をしていただける最長期間だと私は考えますが、市長の所見を伺います。

次に、大見川梅木橋下の河床ブロックの崩壊状態と護岸の老朽化に対する危険性でございますが、その整備に当たって親水化整備ができないかということでもあります。

この地域は、昭和 33 年の狩野川台風で全滅し、応急的な災害復旧工事で今日に至っております。梅木橋下より東電の発電水路があるため、通常の水量は少なく、整備もなされていま

せんが、台風時期のときは、水量調整のために一気に増水し、川下の八幡区民の一部へはたびたび避難勧告が出される次第です。

また、民間ボランティアで堤防の整備等が計画され、一部実行されていますが、困難なことが多いと聞いております。

河川整備は、県単工事であることは承知をしておりますが、過去には、上流の狭い川を少し整備して、東京の小学生を水遊びさせた例もございます。私たちの子供のころは夏の最高の遊び場でした。これからの子供たちに自然の楽園をぜひ実現させたいと思います。地元の子供たちと都会の子供たちが川遊びで交流できたらグリーンツーリズムの基本ではないかと思われま。

河床整備と親水公園化工事を県当局に強力に行政とともに事業化を要望していきたいと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

最後に、情報公開と情報システムの構築についてお伺いいたします。

情報公開は今や市民に対する必須条件であります。議会としても前回の臨時議会の折、報告させていただきましたが、インターネット公開を行うべく今議会を足がかりに早急に中継配信を準備していますが、一般市民は間近になった地デジ化に対する不安を抱えております。山間部の伊豆市は、難視聴地域が多く重大な問題であります。

また、関東圏からの旅行客が多い旅館ホテル等では、東京波が見ることができなくなる問題は、道路の渋滞とともに、伊豆温泉地域のイメージダウンに直結すると考えられます。県当局は、早くからこの問題の対応に協力すると表明しておりましたが、伊豆市の対応が今だ見えてまいりません。J A伊豆の国の有線放送の廃止による、情報混乱の整理と行政連絡システムの構築について、市長の所見をお伺いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの杉山議員のご質問に対して、お答え申し上げます。

まず市道 140029 いわゆる矢熊・筏場線につきましては、確かにご指摘のとおり当該市道は、将来、天城湯ヶ島インターと中伊豆の主として上地区を接続する、非常に有用な重要な道路だろうと思っております。そしてそれは、超長期的になろうかと思えますけれども、土肥と伊東を結ぶ横断道路の重要な一部分になろうと思えます。

既に計画化されているところでも、土肥地域の現在の国道 136 号の拡幅、そして、船原から月ヶ瀬の天城湯ヶ島インターへの接続、これがなされれば、矢熊・筏場線の有用度はさらに上がり、既に原保まではいい道路ができておりますので、そこから、中伊豆リハビリセンターまでの林道の拡幅、そうすると最後は中伊豆バイパスまでの直線距離で 2 キロということになるわけで、いつになるかわからないと考えられていた伊豆半島の横断道路の実現が視野に入ってくると、その一部分であるという位置づけで、その重要性というのは私自身も認識しているところでございます。

いつものことですが、その実現のためのお金ということで大体落ちるんですが、平成 21 年度には、大平のアクセス道路、大平・日向線が完了する予定でございますので、それ以降の予算配分を念頭に置きながら、当面は国の補助事業をなるべく採択してもらえようように努力してまいりたいと思っております。

当該市道につきましては来年度以降、測量と設計に着手する予定となっております。

それから大見川の梅木橋下の河床の問題でございますけれども、大見川の右岸の堤防は、ご指摘のとおり、地域ボランティアの皆さんによって管理整備がなされているやに聞いております。河川内の整備及び親水公園化というのは、県にお願いする事業になるかと思えますけれども、なるべく県の方が事業化しやすいように、地元の皆様にも先行的に頑張ってもらって、私どもとしてもここまで地元の皆さんは自分でやってきました。ぜひここから先、地元の住民ではどうしようもないところから県にお願いしたいということですね、そんな状況の中で県に要請ができればというように思っております。特に河床のブロックのところは確かに将来の安全性には影響しますので、真剣に県の方にも取り上げるよう要望してまいります。

親水公園化につきましては、昨日も申し上げましたけれども、かなり時間を要しますが、中伊豆大見の里というのは本当にいい里でございますので、修善寺の駅から少しずつ、自転車道路、サイクリング道路を整備をして、その中の一部として将来それに隣接しえる形で、やはり親水公園化というものを目指すべきなんだろうと思えます。個々の事業が独立的にならないように気をつけながら、できることから整備してまいりたいと思えます。

それから情報公開、情報システムにつきましてはこれは本当に地方であるがゆえに、地方であればこそ私は情報と教育で遅れをとってはならないと考えているところでございまして、平成 23 年 7 月 24 日を目途にアナログ放送が終了いたします。伊豆市においても既に一部では、デジタル放送を受信することが可能な状態にはございますけれども、非常に山間地域の多い、この伊豆の中では、中継局の数が必要になってまいります。

国では今年度に修善寺局、来年 21 年度に中伊豆局、そして 22 年に湯ヶ島局を開局予定となっております。また NHK によるアナログ波の受信点調査、アナログからデジタル化への施設改修事業への補助もあるということで、今月内に市内の 4 地域で当該事業に関する説明会が実施されるようでございます。

また東京波の視聴は、特に伊豆半島は歴史的、経済的、文化的に関東に近いということで、これまでも東京放送をほとんど見ることができる。これは大変大きな我々にとっての、そして観光客にとっての魅力でございました。これが途切れないように努力するとともに、これはテレビ放送に限らず、伊豆半島というのは屋久島や礼文島と違って携帯電話を切って、ゆっくり休むというところではなく、何かあれば戻る、何かあれば東京、名古屋の本社に戻るとい、そういう観光地でございますので、現時点におきましても、携帯電話が通じないところが多々あります。トンネルの中も含めてですけども。それから、ゆっくり休むときにも東

京テレビ放送を見たい。あるいは、旅館やホテルの一室からでも、状況によっては会社に対して指示ができるような将来のインターネットの強化というものが、やはり総合的に行われるべきだろうと考えております。

市民にとって当面、喫緊の問題でございます地上デジタル放送の視聴の方法につきましては、考えられる手段としては、一つ目は、個人でアンテナを立てていただくこと。二つ目には、共聴組合の設備の改修、三つ目として、ケーブルテレビの加入が考えられるわけでございますけれども、県が推進しております静岡光ファイバー整備構想に基づく通信網が整備されました場合には、ケーブルテレビがその大きな役割を果たすことになるんだろうと思います。

その場合には、かなりの送受信量が確保されますので、現在、3月31日をもって終わりました有線放送に取ってかわる、行政ニュース放送の導入というのも技術的には可能になってまいります。

そのようなことを見ながら、光ケーブルの整備というものは進めていきたいわけでございますけれども、地デジそのものにつきましては、国の事業でありますし、今回も受信端末の補助が少し国の方でも増額されるようですけれども、まずは国の事業の進め方について注目するとともに、国や県で新たな補助策が導入されましたら随時、市民の皆さんにも情報は提供申し上げたいと思っております。

現在、光ファイバー整備につきまして、事業主の企業の方から再度新たな整備構想を出していただくようお願いをしているところでございまして、それを踏まえた上で、市としてできること国、県にお願いできることを考えていきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

15番（杉山美央君） 三つの質問の中で、大方の答弁の中での確にご返事をいただきましたので、これといって再質問をするものはないわけですけれども、ただ一つ先ほどの光ファイバー構想の導入の中で、特に私が前から関心を寄せていますのは、すぐにとはいかないことは百も承知ですけれども、議会中継、行政の情報公開とともに、議会の中継というようなものを公開することによって、行政、議会のオープン化を一日も早く進めて行きたいと個人的に考えております。

特に東伊豆町におきましては、伊豆急ネットですか、そちらの方が中継をしております。沼津も録画ですけれども議会中継を行っております。そうしますと、一般の市民の方々が、自宅にいて興味のある方、いろんな問題を抱えている方が、自宅でもって行政サイドの情報を入手できるというふうな形が一番ベターではないか。

これは将来の広域な伊豆市の夢と申しますか、実現に向けて進めていただきたい形であります。そのことによりまして、また、我々議会人も含めて、行政マンの方々も含めて、オープンな姿を市民に見ていただくことが、より私たちの資質の向上にもつながるのではないかと

というふうに思いますけども、行政チャンネルというそのものに関して一言コメントをいただければと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 議会中継は議会の皆さんのご意向でございますので、市長として申し上げる立場ではないんですが、他の例では、例えば、国会なんですけど、ドイツの連邦議会では屋根の上に、これは透明な屋根なんですけれども、上から見れるようになっています。地権者が上にいるというコンセプトなんですけども。あるいはきょうの新聞報道では国の地方制度委員会でしょうか。議会の休日夜間の開催について研究したいというようなこともございましたので、国を挙げて、あるいは世界の先進国の中で議会の情報公開化というものが関心の的になっているんだろうと思います。

議会中継につきましては、また、議会の皆さんの方でご検討いただきたいと思います。行政チャンネルにつきましては、大変強い市民の皆さんのご要望がございますので、ぜひ、将来的には導入したいと思っております。ただ、その際に当然光ケーブルネットワークの整備が前提になるんですが、本当に事業者さんが全部引かなければいけないのか、部分的には既にある行政ネットワークが使えないのか、これは、もう少し踏み込んだ研究等、民間事業者さんとの意見交換が必要になるんだろうと思っております。

それまでの間は、特に、お年寄りからの要望が強い訃報等につきましては、新聞の2社さんが既に無料でサービスをしてくれてますので、当面、そのようなものをご活用いただきながら、地域の中で昔ながらの伝言というものを少しの間、がんばっていただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 再質問はよろしいでしょうか。

15番（杉山美央君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（堀江昭二君） それでは休憩といたします。35分に再開いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

松本 覺 君

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、松本覺議員。

2番（松本 覺君） 2番、松本覺です。

通告の趣旨に沿いまして発言をいたします。質問件数は1件です。

八木沢、小下田簡易水道の市直営化についてお尋ねをいたします。

私が改めて申すまでもなく、水道事業は、地域の人全員に安全、安心、安定した水の供給

をしなければならない旨が水道法に定められております。この両簡易水道の事業主は伊豆市でございますから、市長がその責任者になっておりますので、まず確認をいたしたいと思っております。その上で、事業主は市であります、運営のすべてを組合に委託しているという、こういう二重構造になっております。そのいきさつはともかくとして、法的にはそういうことになっておりますので、多少複雑な問題も出てきております。

さて、そこで、16年、17年だと思いますが、伊豆市が民間企業に委託して、八木沢、小下田簡易水道の実態調査が行われました。その報告と提言がなされておりますが、従ってその内容については、すべて市の当局がお持ちですので、私は数字等はここでは取り上げません。承知をしての上ということでお尋ねをいたします。

それによりますと、施設の管理、運営及び水質、水量等、緊急を要する事態になっていると。いう旨が書いております。

そこで、以下3点についてお尋ねをいたします。

まずこの緊急事態をどのように認識し、今後の対応をどのように考えておられるか市長の所感を伺います。

2点目。両簡易水道が、施設をすべて新設し、公営化に向けてスタートが切られているということは承知しております。その進捗状況を伺います。

3点目。この事業推進に当たっての財源について。国、県の補助、簡易水道債、市の一般会計からの充当、地元負担金、水道料金等、現時点での見込みで結構ですのでお答えをいただきたい。

以上であります。

議長（堀江昭二君） ただいまの松本議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの松本議員のご質問にお答え申し上げます。

八木沢、小下田の二つの簡易水道は、ご指摘のとおり、いわゆる公設民営でございます。平成16年に両連合区長から公営化、市で経営してくれという要望書が提出をされました。伊豆市は、昨年平成19年3月に四つの条件、雑用水の廃止、水利権の無償譲渡、井戸水源の開発に対するご協力いただくこと。そして施設整備に伴う費用負担を市の条件でという四つの条件で要望を承諾をしております。

今年度掘削の本井戸で水質、水量を確認でき、そして、建設財源の見通しが立てば、将来に向けての建設が具体化されるという状況でございます。ただ、緊急時を含めた管理運営につきましても、あくまでも事業完了までは、現体制、従来どおり管理組合にお願いするということになっております。

それから公営化への進捗状況でございますが、昨年、19年度に新規水源調査で、テストボーリングの実施をいたしまして、通水試験と電気計装の結果、八木沢地区では日量1,300トン、小下田地区では日量600トンが期待できるという報告を得ております。本年度、本井戸

を径 300 ミリで 30 メートルを掘削して、揚水試験及び水質用試験をさせていただきます。その上で、水質、水量の見通しが立てば、今年度中に基本設計までいけるという見通しでございます。

財源につきましては、国と県の補助対象事業としての可能性を精査しておりまして、そのほかは市債と負担金になります。負担金につきましては、昨年 19 年 3 月の承諾書で施設整備に伴う費用負担は市の条件とするとなっておりますので、他の地区のこれまでの過去の実績を踏まえ、そして地元の皆さんとも協議した上で、その負担金のあり方について決定をさせていただきます。

ともあれ、この先進国の日本で生活のための水の確保というのは、これはもう健康で文化的な最低限度の生活を保障する、まさに憲法が一番底辺の基本理念でございますので、その水の確保のためには尽力してまいります。具体的な進捗、これは当然、時間がある程度かかります。また、費用負担につきましては、これからの事業の負担はお願いすることになるということでございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

松本議員。

2 番（松本 覺君） 進捗状況につきましては、よくわかりました。ただ、緊急の度合いについて、若干、もう一つ突っ込んでお答えをいただきたいというふうに思いましたので、報告書にはない部分について若干触れたいと思います。

その 1 点は、近年、飲料水についての規制が大変厳しくなっております。現在は 51 項目にわたって随時定期的に水質検査をしなければならない。というようなこともあって、もうすでに水の質の管理については、組合自身で、素人ではできないと。それから後継者がいない。現在大変ボランティア的によくやってくれている感じで、もっているわけであります。

その次に、それではだれを頼むかということになりますと、現在あてがないというふうに言われております。運営についてまずその点が 1 点。

それから、近年、その検査項目に加わりました中にアルミニウムがあります。この表流水の宿命として、水の含有する要素が非常に変わるんです。検査のたびごとに変わる。特にこのアルミニウムが検出されまして、水の多い時には原水で規定の 0.2 が基準であります。0.9 というような数字も出ております。これは原水であります。浄水では 2 ですから、浄水で 2 になったのは今まで 1 回あります。あとはないのでありますので、規定は超えてはいないんですけれども、こういう問題であります。

これは、住民の方々は大変神経質になっておりまして、というのはこのアルミニウムは脳に蓄積をされて、アルツハイマーの原因になるという学説も最近唱えられております。小学校においては、その数値を見て保護者が水筒を持たせるといような事態も先年起きております。

この問題については、軽々に発言ができないということで、それは学校長から教育委員会

を通じて、きちっと市に問い合わせしてくださいというようなアドバイスをした覚えがありますが、それくらいナーバスになっているようです。

これは先年度、実際にアルミの対処については、組合のほうで調査をいたしました。それをどのように浄化できるかというようなことを依頼をいたしましたら、できないことはない、その設備はあるんだけども当面、1千万円以上の設備投資が必要であるということになっておりまして、この先、市営化されると新しい設備ができるわけですので、あるいは新しい水源が使えるわけですので、その設備をつくるかどうかと非常に困惑をしているというような状態で、今、凍結をしているというようなこともございます。

そういう意味で大変緊急を要しているわけで、高額なお金が必要であるということは十分知っているんですけど、こんなことから緊急を要すると。

もう1点、緊急を要することは、量の問題であります。現在は断水をしているという問題はありますが、これは、その前の簡易水道のいわゆる雑用水を併用しております。

これは4分の1で24パーセントは雑用水に頼っています。例えば水洗トイレですとか風呂だとかそういう生活用水はそちらを使っている。それを使わないと足りません。それを使ってトントンですから、4分の1の水量は足りないということになります。そんなこともありまして決して好ましい状態とは言えない。

さらに、消防法にのっとる公設水利の問題があります。ご承知のとおり八木沢の一部と小下田については海拔50メートルから100メートルぐらいのところにありますので、川がありません。ですから、公設水利については消防庁の設置基準に照らして果たして適合しているかどうかというのは疑わしいです。

これは実測したわけではありませので、好ましい状態ではないということだけをお伝えしたい。これは水がないですからつくりようにつくりようがない。現在の簡易水道ですと消火栓をつくってあるんですが、水圧が弱いのでつくっても意味がない。ですから、最低限の消火栓しかできておりません。これもまた緊急を要する要素の一つであります。

ここら辺の実態を認識しておられると思いますけれども、そこら辺のところをどう考えるか、緊急の度合いですが、そこら辺をお聞かせいただければありがたいです。

2点お願いします。

議長（堀江昭二君） それでは答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） いずれも専門的な案件でございますので、担当の部長から回答させます。

議長（堀江昭二君） 上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） 緊急の度合いということで質問がありました。水質につきましても51項目、それぞれ検査が必要でございまして、これにつきましても、今、伊豆市の方で検査を行っております。今後、簡易水道が市に移管された後は当然、市のほうでやってい

きます。

それからアルミニウムの問題がございました。私も 19 年度の調査の結果をよく読んであるわけではありませんけれども、基準値がリッター当たり 0.2 ミリグラム。

これは調査の結果では 0.13 としか私は聞いてなかったものですから、まず大丈夫だろうということでございます。ただ、0.9 ということでした。そういう数字が出たということですか。

〔発言する人あり〕

わかりました。

それからアルツハイマーのことなんですけれども、これは確かに調査業者の方から参考的に書いてありますけれども、これが確たる原因だということではちょっとまだわかっておりません。非常にそういうことがあるだろうという、実態の上からそういう判断をされてます。

それから、結局、そういうものを全部排除するために、今 19 年度の調査結果、それから概要といいますか、それはマクロ化方式というものをとらなければならないということで、まだその調査結果はそちらのほうの試算をしてございます。

これは議員に 1,000 万円とその説が言われたんですけれども、私の知る範囲では 2 億 5 千万円というようなマクロ化、その設備を相対しまして数字が入っております。ですから、ちょっとですね。このあたりは、果たして今議員がおっしゃるとおり、現実的にやれるかどうかという問題が出てくると思います。

ですから再度、今の井戸の試掘が終わりまして、今度本掘削に入りますけれども、井戸を使って、滅菌という形でいけないかということで、大体はそれで今進めております。マクロ化になりますと非常に金額が高くてですね、水道料金に換算しますと、私、まだそこまで言っていないかわからないんですけれども、おおよそですけども、一般会計から相当繰入いただいた上で 160 円は下らないではないかと思えます。そうしますと、マクロ化でやりますと、ものすごい 300 円程度の金額になってきますので、ここはですね、私が言うよりも財政局の問題もございます。

3 番のほうに質問がございまして、水道料金とか、一般会計からの繰り入れの話がありまけれども、繰り入れの話は我々が今ここでできる問題ではありませんので、だとすれば、そのような大きな工事はそのような水道料金の負担がかかるというように、ここらは認識していただきたいと思えます。

それから、消防水利につきましては、申しわけないですが防災監のほうでよろしいでしょうか。

2 番（松本 覺君） 消防水利については答弁は結構です。ただ、緊急を要するというところで引き合いに出したわけですから、それについてどうこうという質問はしてありませんので結構です。

上下水道部長（小川正實君） それと当面の管理ですけども、市長が申しあげましたとおり

市職員もこの施設を熟知しているわけではございませんので、現況は最大限、市の方も協力していきますので、維持管理をお願いしたいと思います。これはちょっと変えられないと思います。

議長（堀江昭二君） 再質問。

松本議員。

2番（松本 覺君） 私の質問の意味は少し意味が違ったんですが、現状をどう考えるかということですから、よく報告書を見ていただきたいと思います。市が委託した報告書でありますから。

アルミニウムについても、これは組合のほうで委託した報告書で、これは市の当局にしているはずですからこれをよく見ていただきたい。いっているから私は言わなかった。よく読んでいただきたい。

1千万円か2億何千万円かという話はともかくとして、そのように大変今逼迫した状況にあるということを知っていただきたい。

したがって、市営化、新しい水道の新設には急いでいただきたい。でどうですかというのが、私の質問なんです。

もう一つ、それに伴って、ここで言うことを大変ちゅうちょしているわけですが、実はこの水道の地域と先般報道されました長寿集落とはオーバーラップしてまいります。長寿集落、限界集落であります。非常に耳ざわりが悪いのであえて長寿集落と言わせていただきます。人を呼んでこれから集まってもらいたい、来てもらいたい。その長寿化集落対策をこれからやっていかなければいけないわけです。その時に、こんな水の状態では大変足かせになるわけです。別荘をつくってください。家も建ててください。というようなことがこれから必要になってくるだろうと思います。水が十分でないところに人は来ない。あえて申し上げました。

これで終わりますが、昨日の市長さんの発言の中に先祖から伝わった集落はたった一人なんです。見捨てることはないという発言がありました。伊豆市の中にはたった一人の集落があるんですね。だから市長さんは多分それを知っていて言われると思います。ただ、先祖から伝わってきた集落に限りますと、この地区だけであります。私が数えたら9集落あります。6集落が小下田、八木沢地区にあります。

そういうことから予算化の問題については確かに大変な予算がかかることは承知してはるわけですが、そういう事情をぜひ汲み取っていただいて、この事業はできるだけ早く進めていただきたい。その点、市長さんいかがでしょうか。

これはかなり政治的な配慮が必要だと思います。担当部局では答える能力を持たないと部長さんが言っているわけですから、きょうはそこら辺を踏まえて、どの様なお考えかを最後にお聞かせいただきたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 確かに水の問題は今日生きる我々の国民、市民にとっての大変大事な問題ではございますけれども、他方過去いろいろな水道に関する制度が旧町で違う。それぞれ経緯もあるようで軽々に私が、全部一律に進めてまいりますということも言える立場にございませんし、また、私の小学校6年生まではただ山水を引いてきただけで、塩素もへったくれない、ただそれを飲んでいただけなんですけど、国が規制を厳格化する一方で、これは伊豆市に限らず、60年代から70年代にかけて整備した、特に水道ですね、下水より先行して整備をした水道の維持補修のコストがほとんどどこでも計算、計上されていない。これは日本ほぼ全国地方の共通の問題であるようでございます。

そんなことを考えますと、これは伊豆だけではなく日本の地方の抱える構造的な問題なんですけど、空気と同じぐらい必要であるとともに、設備投資に巨額がかかる。それはかなり厳格化された基準の中で、水質、水量が求められるということを考えますと、伊豆市の担当部署も一生懸命でやっってるんですけど、当然小下田、八木沢地区の問題を承知しております。何度もボーリングテストをやっている中で、さぼっているわけではないんですけども、そのようなその日本の骨格の構造的な問題の中で大変苦慮しているということなんだろうと思っております。

したがっていましているだけに遅らせているわけでもなく、またお金がないからといってちゅうちょしているわけでもございませんけれども、その中で、少しでも早く、市民の皆さんが安心して水を確保できるように、これはまた引き続き鋭意努力をしてみたいと思っております。

最後はちょっと精神論になってしまいましたけれども、地元の皆さんにも、できる限りのことで協力していただきながらぜひ進めさせてください。

議長（堀江昭二君） これで松本覺議員の質問を終了します。

森 島 吉 文 君

議長（堀江昭二君） 次に3番、森島吉文議員。

3番（森島吉文君） 3番、森島吉文です。

2点ほど市長に伺いたいと思います。

1番目、有害鳥獣捕獲に伴う肉の利用と残材適正処理について。

、伊豆地域ではニホンジカ、イノシシによる農作物被害に苦しんでいますが、その対策として、今年度より伊豆地域で5年間毎年1,000頭から7,000頭の管理捕獲目標がされています。市として、大量捕獲に伴う、肉の有効利用の考えはあるか伺いたい。

、解体に伴う、残滓等は少量の場合は山に埋め処分し、自然の循環をしてきたが、それ相当の捕獲数が予想されると、「美しい伊豆の自然」という観点から、適正処理が必要かと思わ

れます。その処理についての対策はあるのか伺いたい。

2番目、将来の伊豆縦貫道、月ヶ瀬インター付近の観光客受け入れについて。

、縦貫道が10年後をめどに、月ヶ瀬インターが最終乗降口となり、その後の延長計画が見込めないという憶測もあります。現在の車社会で、大量の観光客が道路の核として利用し、大きな経済効果が見込まれると予想されます。

天城地区では、インター付近を、観光案内、農産物直売、みやげ物販売、イベントの開催などの場として求める声も聞かれます。実現するには土地が「虫食い状態」になる前に一定の広さの確保などが必要かと思えます。市として、月ヶ瀬インター付近に対し、予想計画などありましたら伺いたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの森島議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 森島議員のご質問にお答え申し上げます。

まず有害鳥獣捕獲に伴う肉の利用と残材処理でございますけれども、現状では、捕獲された野生獣肉は主として、量としてはシカが多いんだろうと思うんですが、ほとんど狩猟者は個人でお使いいただいているということが現状のようですが、今後地域資源として有効な利用をしていきたいと思っております。これがまた捕獲の促進にもつながるものだろうと考えております。

伊豆市では、つい最近も野生獣肉を利用している先進地でございます奥多摩町や長野県の大鹿村を視察して、実際に地元の旅館や飲食店でいわゆるジビエ料理として活用している例、それから特産品としての加工商品の開発等、このような例も参考にしながら、今後、具体的に試食会や講習会等も検討して、なるべく早いビジネスとしての実現化を目指したいと思っております。

商品化のためには、安定供給のシステムや食料衛生管理に万全を期す必要がございます。私も2、3週間前に市内のあるホテルでシカ料理をいただいたんですが、結婚式のメインデッシュにできるくらい、おいしい料理になります。ただそのときに、ご説明いただいたのは、安定供給がなされないので、なかなかメニューに入れられないというようなことでございました。

駆除する数は相当ございますので、それを野生獣肉に関する情報の収集と整理。それから情報の使用。それから実際に処理する施設。施設は決して大きなものではないんですが、現時点でございませんので、どこにどの程度の施設が必要なのか今検討中でございます。事業化するための具体的な施設と必要な職員数、それから販売のためのシステムを今、検討してもらっているところでございます。

それから捕獲物等につきましては、狩猟者の皆さんに持ち帰りいただくか適切な方法での埋設処理ということが原則になっております。県が実施する一斉管理捕獲や市が実施する有

害鳥獣捕獲による残滓は現在、市のごみ焼却場で処理をしております。

今後やり方としては、肉はもとより骨や内臓等も有効活用するということも論理的にはあるわけでございますけれども、なかなか欧米の肉食い人種と違う我々日本人が、野生獣肉の内蔵、脳みそまで食べるという慣習がございませんので、全量をこれで処理できるかというちょっと疑問は残ります。したがって自然、環境を損なわない形での、具体的な処理施策というものも、きのうも申し上げましたとおり、捕獲するための狩猟者の確保と共に3,000ないし7,000のシカをあるいはイノシシを引き上げ輸送し処理するというハンター以外の分野でのサポートシステムというものをしっかり考えていかなければいけないというように考えております。

それから、月ヶ瀬インターいわゆる天城湯ヶ島インター付近の開発構想に関しまして、現在予想計画といわれているものは承知しておりません。今後は天城湯ヶ島インターのみならず、既に、できております大平インターも含めて、伊豆中央道あるいは将来の伊豆縦貫道を利用した振興策については、市役所の部を横断的に検討をしてみたいと思っております。

この際、行政が誘導して利用地の開発ですが、土地利用を進めるのがよいのか、民間活力を導入してみずから是非そこであればやりたいというような民間活力の導入を、民間活力の発揮を期待するのか、場所によっても違うと思いますけれども、そのような観点から引き続き、道路の活用した産業振興策を検討を進めてまいりたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

森島議員。

3番（森島吉文君） 1番目について、再質問をさせていただきます。

昨日猟友会特措法について2、3度答弁がありましたけれども、何か余った職員をハンターにしるとかしないとか、人がふえるというのは個人的には賛成ですけども、答弁がありましたので短めにやらさせていただきます。猟をするというのには、免許は当然必要なわけで、わなというのは、東部農林ですか、そこで行う狩猟法ですかね、それと猟務取り扱いそれをクリアするわけです。それは99%受かると。そして銃を使用する場合には、銃刀法銃砲刀剣類と火薬類取締法と、その辺の試験をクリアして、なおかつ精神鑑定、家族構成、犯歴なども調べられて、そして狩猟法をクリアするという、10人に1人受かるか受からないかという非常に難関な試験です。

鳥獣捕獲というのは一般捕獲と有害鳥獣捕獲、管理捕獲等がありますけども、今回の管理捕獲は県の想定で7,000頭、年間こういう数字です。一般狩猟というのはやはり狩猟税を払ってハンティングを楽しむという簡単なものであります。猟友会はその管理捕獲に対して、ほとんどボランティアでその期間を奉仕するというそんな状況だと思います。

きょうローカルブランド品の開発、肉の利用ということで、計画は進んでいるという答弁でしたけれども、鳥獣捕獲特措法では、計画に対して地方交付税と財政上の支援を受けられるという項目がありますけれども、そしてなおかつ処理施設の整備という項目がありますけ

れども、それも今考えているということで答弁をいただきましたけれども、その中で、順位と申しますか、施設の整備というのは、その計画の中でどの程度の比率ですか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） これは同時並行的に進めざるを得ないと思うんですが、きのうも申し上げましたけども、売れば、少しとるほうも元気が出るだろうということで、現時点では、その野生獣肉の処理及び事業化のための研究、検討を急いでもらっています。とるほうにつきましては、確かに猟銃免許を取得は非常に難しいと聞いておりまして、したがってきのうもご指摘がありました若手ハンターの育成にも、現実の問題で時間がかかるでしょうし、元自衛官を使うにも自衛隊は実は銃刀法所持と取締法の適用外でございます。元自衛官を使うにも同じやはり試験を受けることになります。合格率は高くなると思うんですが。

そんなことを考えますと、とるためには、しかも、ここわずか2、3年で1万頭が2万頭になっているわけですから、相当急いでとるためには現実的な選択としては、駆除狩の時には、やはり他地域からの猟友会の支援をいただく以外に現実的な選択はないんじゃないかというように考えています。

それをやりながら、市内で若手ハンターを育成し、そしてそのいわゆる狩猟以外のところの部分で、もちろん行政も含めて、どのような全体としての体制ができるかということは今考えざるを得ないと思います。当面私が急いでお願いしているのは、野生獣肉の処理とその肉の利用のところでございます。

議長（堀江昭二君） 再々質問。

森島議員。

3番（森島吉文君） 書類一つも含めて、研究しているということですので、この特措法を大いに利用して実現に向けてやっていただきたいと思います。

それと、あと残滓処理についてですけれども、市長の言っておられる狩野川の清流、伊豆のきれいな森という観点から考えますと、焼却処分が一番妥当だろうと思いますけれども、現実的には、焼却処分はコストもかかりまして現在の施設で可能かどうかということもありますし、埋設処分にしては一箇所に集中しますと、臭いとか現時点でトラブルもあるわけですから非常に難しい問題だと思えますけれども。

その他に処理の方法として、埋設に関しては埋設場所を市内に数多くて設けて、等分布に配置するという、そしてその数を薄めるという方法もありますけれども。

先ほど古見議員が延々と申し上げたとおり、EM菌はもう説明していただきましたので、そういう方法もあるということで、そしてそれをハンターの皆さんに菌を無償で配りまして、それを奨励すると、そんな方法もあるかと思えます。

これは動物の内臓とか皮とか骨を処分するという特殊な問題ですので、なかなか机上論では結果が出ないと思います。猟友会、現場の人との会議を提案しますけれどもいかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 可能な限り利用したあとのシカ、イノシシの有効活用した後の最後の残滓のところを燃やすか埋めるかで、埋めるのであれば幾つかの場所を選定をしてかなり重機を使って大規模に埋めるということになるのだろうと思いますが、今ちょっと内蔵等がごみの延長線上で同じように使えるかどうかちょっと今まで発想がなかったものですから、これは実現の可能性については、今から検討しなければいけないんですけども、何か一つでおそらく解決するということはできないと思いますので、焼却、埋設、その他のバランスの中で、再撤回を求めさせていただきたいと思っています。

あいまいな回答になってしまいますけれども、問題の意識を重々承知しておりますので、またお知恵がありましたら、ぜひいただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

森島議員。

3番（森島吉文君） 東部農林によりますと、特措法に対しましては伊豆市が一番先に取り組んでいると評価がありましたので、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

2番目の月ヶ瀬インターについてですけども、現在、修善寺駅周辺の整備、土肥港の整備などが計画されていますが、市民にとっては大変希望の持てる良い計画だと思います。その計画にありませんけれども、月ヶ瀬インターというものが8年から10年後に平面交差で完成されるということですけども、できれば、修善寺駅、土肥港、月ヶ瀬インターの車利用の観光客数の経済効果などの予測数がもしありましたら伺いたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆中央道を使った観光客等の使用の予測数はもしあれば、担当部長の方から説明させます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（久保田義光君） 伊豆中央道路の入り込み客数とかという数字は具体的にはないです。持っておりません。調べてそういう数字があれば、確認して報告させていただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 再々質問。

森島議員。

3番（森島吉文君） 予想計画は月ヶ瀬インターに対してはないということですけども、市民の要望を実現するには、官民が一体となって市民も交えた計画、地元の協力、地主の協力など非常に重要だと、そのように思います。

その中で、市有地の利用ということで、現在インター付近に、市有地が天城湯ヶ島町時代の確保したる市有地がありますけども、その市有地は利用できないかということと、縦貫道の定義というものは、国道の渋滞の解消ということと、災害時の国道が分断された場合に代替ルートとして利用するという大きな定義がありますけれども、その災害時の土肥地区、天

城地区の救援物資などのストックヤードとしての活用も可能ではないかと思ひます。

その2点を加味しての考へはいかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 1点目の市有地の利用につきましては、市有地がいいのか、市のほうの市有地がいいのか、私のほうの私有地がいいのか、これはビジネスをしようと思へば、当然それにふさわしい適地かどうかという問題があると思ひますので、どちらかという、伊豆市のほうの市なのか、私のほうの私なのかというよりも、立地条件がいずれがそのような観光及び商業地に適するかとのことのほうが、リスクが少ないではないかという気はしてあります。

ただ車の流れが、大きく影響することは、これは明らかでございますので、報道によりますと、既に沼津のグルメシティが危機感を感じているような報道もございますし、また、私もしばしば寄るんですが、江間のいちごプラザがにぎわっている一方で、狩野川記念公園の近傍のところはかなり苦戦しているようにも見えますし、車の流れというのは、かなりいろんな面で大きな影響を及ぼすだろうと。

それを考へますと伊豆市に入ってから中央道沿いのそのような観光商業施設というのはまだございませんので、どこにどの程度の規模で、どの程度なようなものをつくるかということは、民業圧迫ということにならない前提条件でしっかり考へていきたいと思っております。

それから、緊急時のストックヤードということは、実はこれは全く別の観点で一つ構想がございまして、これは伊豆の地形からいくとなかなかトラック輸送が難しいものですから、普段蓄積しておく保管倉庫という観点では、これは一番適地だろうと思ひますが、さらに緊急時に輸送するとなるとどうしてもヘリポートが必要になりますので、それにつきましては、県のほうとも調整をしながら、どこが一番いいのか、しっかりしたヘリポート適地、それから保管倉庫の適地があるのかについて、これから詰めていくところです。

議長（堀江昭二君） これで森島議員の質問を終了します。

関 邦 夫 君

議長（堀江昭二君） 20番、関 邦夫議員。

20番（関 邦夫君） 20番、関邦夫です。

1、土肥町なか路線をバイパスにする問題について。

20年以上前、路線協議会が設置され、何年かの検討の結果、県一任の答申しかできなかった。峠工区の完成も近く、残されたのが土肥の町なかです。バイパスではまちがさびれるという住民の考へも変わり、西伊豆住民はみなバイパスを望んでいます。どのようにするつもりか、伺います。

2、土肥総合会館、ふじみ荘、跡地活用について。

総合会館は売却の方向で進んでいるようですが、伊豆市において海岸近くの市有地は少ない。観光客は駐車に困り路上駐車を余儀なくされています。土肥町では花時計の横を7億円で購入し、駐車場にしました。観光活性化のために、更地で役立たせることはできないか。ふじみ荘も廃業時に更地にする資金を残す約束で7,000万円を残した。廃業後はとりあえず更地で地元の活性化に役立てられないか伺います。

3、組織の合理化による余剰職員をどのようにするか。

460人を400人にするに当たり、定年退職者数の3分の1のみ新規採用としていますが、今60人余っているのか。旧町時代は10課ぐらいの体制であったと思われるが、多くの職員の配置と旧町時代の役職維持のため、7部23課というとてもない組織に仕方がなくしたと思われる。課は少なくした場合、組織の合理化はでき、余剰職員が出るとは思われますが、どのようにするつもりか、伺います。

4、土肥地区の医療介護について。

土肥地区に医療施設が存続できるよう努力を継続していくとしていますが、土肥には開業医が3施設と市の建物で委託してある土肥クリニックがあります。存続の努力は土肥クリニックのことだと思いますが、土肥において峠越えでは見舞いも大変で、近くで、年寄りの面倒を見てもらえる入院施設はここだけです。医師不足の現状で内容の悪い医療機関は報酬が少なく医師に敬遠されます。介護の入所施設が十分でない現状で、医療のあまり必要のない入所待ち要介護者も入院できる医療機関に頼ることになります。

質問1、土肥地区では、要介護者が年々多くなり、入所施設が不足しているのではないかと伺います。2、土肥クリニックは行政の助成がなければ、診療科目も少なく、存続が難しい。この対策について伺います。

5、下水道整備事業への膨大な繰出金について。

平成17年度までの旧4町の総事業費335億7,000万円。地方債132億6,000万円となっていますが、財政の厳しい折、見直す必要について18年12月議会で取り上げました。下水道事業を始めたときは、合併浄化槽の性能が悪く、下水道事業を進めた。合併浄化槽が改善された現在、併用して行きたいという答えでしたが、今年度予算でも8億6,200万円を一般会計から下水道特別会計へ繰り出されています。これでは特別会計の意味がないのではないかと。下水道事業は小さな市町村の財政難の大きな原因になっていますが、このことについて伺います。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの副議長の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 副議長のご質問にお答え申し上げます。

まず土肥の町なか路線のバイパス化につきましては、私が、土肥の皆さんの声を耳にしている範囲では、地元の皆さんのご意向は、花時計から商店街になるべく多くの人を誘導した

いということのように理解をしております。したがいまして、バイパス化につきましては、もしそのようなご要望があるのか。さらに、皆様のご意見を慎重に検討させていただきたいと思っております。

二つ目の土肥総合会館とふじみ荘につきましては、総合会館は、旅館と民宿が立ち並ぶ海辺に位置するという、非常に土肥の中ではいい場所に立地しております、その特性にかんがみて、きのうも申し上げました、土肥港からの親水プロムナードとの接続も視野に入れて、地元の皆さんと十分に活用策について検討していきたいと考えております。

八木沢のふじみ荘につきましては、売却処分の方針に変更はありません。再び公募をかけることも検討しておりますし、また、目的を限定するというよりもいずれの方向であれ、将来に向けての、まちづくりやまちの活性化に結びつくような、再利用の仕方を考えたいと思っております。非常に富士山の見えるいい立地ですので、どこかが積極的に活用する方向です。ね公募に応じていただければと期待はしております。

それから三つ目でございますが、伊豆市役所に余剰職員という職員はおりません。問題の本質は職員の数と業務の質、量のバランスだろうと考えております。例えば、急激に少子高齢化が進んでいる中で、市民の皆さんの選択が北欧のような高負担、高福祉ということであれば、現有職員を減らさずとも、福祉介護事業に大量に振り向けることも、可能だろうと思っております。

ただ、現状は財政が逼迫して、そして、大変残念ながら市民の平均所得が県平均の75%という負担能力を考えますと、当市では、職員削減を含む緊縮財政を継続をして、そして市民の皆さんの地域協力で徐々にシフトする以外にないのではないかと考えているところでございます。将来、400人にまで削減した時点で、その後さらに、事業部を中心に、職員を削減していくのかあるいは、行政サービスを維持するだけの職員数を400に近いレベルで確保するのは、改めて市民の皆さんに問いかけていきたいと考えております。

それから土肥地区の介護医療につきましては、伊豆市の介護保険入所施設は国の基準には達しておりますが、確かにご指摘のとおり、待機者の皆さんまだかなりいらっしゃいます。特に土肥地区の待機状況をみますと、実は介護1から介護3までの軽度の方が多くて、むしろ住民参加型の地域ケアシステムの構築の方がより現実にあっているのではないかという考え方をしております。

土肥支所の中にございます地域包括支援センターを強化して、在宅支援の充実を図りつつ、ことしは高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しの年でもございますので、土肥地区にも在宅サービス支援型の、難しい用語ですが、小規模多機能型老人福祉施設。これは牧之郷にございます北狩野ケアセンターのような、そのような施設の誘致を今は検討しているところでございます。

また、土肥地区で3カ所の開業医といわゆる公設民営の土肥クリニックが所在しているというのはまさにそのとおりございまして、この医療機関を維持していただくために市として

も、尽力をしてみたいと思います。特に、土肥クリニックは土肥地域で唯一の病院科の施設でございますし、また西伊豆町の皆さんも土肥クリニックに対しては大変期待しているところも多いと伺っておりますので、地域医療の中核施設として、引き続き市からの支援を継続してみたいと思います。

最後に下水道整備につきましては、平成 18 年 3 月の定例議会で、前市長が答弁されているとおり、大変、難しい問題でございます。これも先ほどの繰り返しになりますが、道という生命に必須のインフラ整備と、そして巨額な設備投資の中で、どのようにバランスをとっていくか、大変苦慮しているところでございます。その中で、下水道事業区域の見直しをして機能が進んだ能力が向上した合併浄化槽を導入する方向で切りかえるということも当然排除はいたしません。

ただ一般会計からの繰り出し金額、これもご指摘のとおりかなりの金額なんですが、これを減額するためには、事業見直しだけでは足りませんで、下水道料金の改定が前提となってまいります。上下水道の料金が旧四町で異なっているということも、引き継ぎをしておりますけれども、市民の皆さんの負担の公平化という観点、それから、これは既に合併時の合併協議の中で決定された水道料金の均一化でございますので、なるべく早い時期に、均等にしたいと思っておりますが、その際には、高いほうのレベルに合わせざるを得ないということで、皆様のご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

関議員。

20番（関 邦夫君） それでは、1番から再質問をさせていただきます。

松崎町から土肥を通り、船原峠に通じる国道 136 号線の改良工事が、賀茂地区、八木沢のトンネルまでは短期間に完成したが、八木沢のトンネル付近の土地交渉につまずき、10年の空白を余儀なくされました。進まない理由は、土地交渉に時間がかかった。今進めている峠工区も土地交渉で大きくおくれ、そして7年間着工しない事業はまた設計の見直しということで、設計の見直しとなり、大きくおくれました。

同じ、伊豆市の市民の市民であっても、土肥の方は峠を越えなければ用が足せないことが多くあります。他の旧3町の方が土肥のほうへ峠を越えて来ることはあまりないと思います。土肥でも合併前の議会で委員会の設置を取り上げたが、そのまま合併となり、委員会はつくられなかったと思います。この問題は伊豆市になり4年経ってもそのままになっていると思われませんが、海岸近くのホテル、商店の方々は、バイパスはまちがさびれるとの考えでした。

今町なかを通る国道は、既に改良済みだと現状維持を望んでいたと思います。時代が変わり、土肥の町なかに用がなく、短時間の峠超えを望む人にとっては、少しでも時間短縮のため、大きな車は通れませんが、土肥の中学校の横、高校の横を30キロ規制で多くの車が町な

かを通らないで実際はそこを通っています。峠の 40 キロ規制は安全でなく、検挙する手段ではないかというような質問を去年の 3 月にいたしました。市長はこんなことは、市とは何も関係ないというような答弁でしたけれども、このことが伊豆新聞へ載ったのか、警察からお手やらかに一般質問をやってくれと、人を頼んできました。そしてことしの 4 月からは、その 40 キロ規制が 50 キロに変わりました。実際に善処するという約束でした。

この時間をみんな大切に作る時代に、土肥の町なかをわざわざ車が通ってそして行かなければならないというこの問題は、県に任せただけでも、土肥町時代もみんなが審議会をつくってもう一回考え直そうということでしたけれども、合併になったもので断ち切れて、伊豆市ではその問題に手をつけられないけれども、現状ではその細い土肥高の横の道を、皆が賀茂郡の方の人達は通っているのが現状です。

この事実に対して、幾人かの人が町なかで、今の現状で良いといっても私は考え直す必要があるのではないかと思いますけれども、どのように考えますか伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） ご指摘のとおり確かに、136 号線の現状は大変、国道という冠がついているにもかかわらず、厳しいと思っておりますし、ただ他方、既に着手しております、土肥新田のところの国道 136 号線の拡幅が少し予算配分が制約されて、当初の完成時期よりも延びているようでございますけれども、工事は既に進んでいるわけでございますので、あそこが完成しそして将来、天城湯ヶ島インターから船原まで接続されました場合には、沼津インターから土肥地域まではかなり、時間が短縮されるだろうと思っております。

その大きな枠組みの中でさらに、土肥の町なかを通らないで、バイパスするための事業の必要性があるかにつきましては、西伊豆方面から修善寺、三島、沼津に抜けるという特定の目的の方にとっては非常に魅力ある事業だと思いますけれども、全体の中で、費用対効果がどの程度あるものかは、この道路予算が緊縮される中で、慎重に検討すべきであろうと思っております。

確かに高島スタンドの横から土肥高の横を抜けてハックドラックのところは、たくさんの方が使われているにもかかわらず、細い道路で特にハックドラックの出口のところは、大変危険も伴うとは認識しておりますが、その拡幅はひょっとしたら事業としては、ありえるのかなと気もしないではありませんが、新たにもう 1 本、山沿いもしくはトンネルでバイパスを通すということが、土肥の地域の皆さん、もちろん八木沢、小下田の皆さん、それから西伊豆の皆さんにとって、どの程度の要望と費用対効果があるかについては、繰り返しになりますけれども、少し慎重に検討させていただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 関議員。

20 番（関 邦夫君） このような問題は、県では既に方針が決まっています、そしてこれまで温めてあるのか、八木沢のトンネルはつくられるときに、青木町長は私に、これはみんなが反対してもこうまっすぐ行くだよ。そして、地区の会合には海岸端を通った道をつくると

か、いろいろ示されていましたが、もう答えは出ていて、ただ住民の意見を聞くという、そういう話がありました。そして、このバイパスが必要あるかとかないとか、つくづくらないは、やはり西伊豆全体の人を巻き込んで、その協議会をつくって、検討する必要があるのではないかと思います。ただ、今、峠の工事をやっていて、それが終わらなければ、同じところへは工事をするという事はないでしょうから。計画は早く立って、要望を出してやるべきではないかと思います。やたらに 20 年、30 年が過ぎていって困りますので、早いうちに計画を立てるべきだと思います。それで質問しているわけです。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 繰り返しの答弁になってしまいますが、現時点で、それが構想化されておきませんので、これを市として、県に持ち出すに当たりましては、今、その方向で私も考えていないものですから、それがなすべきか、費用対効果からいって自粛すべきかについては、もう一度、しっかりと地元の皆さんと考えさせていただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 関議員。

20 番（関 邦夫君） それでは 2 番目について再質問させていただきます。

観光経済委員会に、土肥総合会館の売却案が示されました。市長がこれは売らないで置いてくれるということでしたけれども、八木沢の国民宿舎は売却だということで、そのことで、関連が似たようなものですから、質問させていただきます。

海と海岸近くの土地は、その地域の生活に大きなつながりがあります。経費がかかりお荷物施設の整理は必要ですが、売却して財政の足しにしなければならないほど末期的状況ではないし、民間に売却し固定資産税を問題にするより、ここを地元で役立たせることのほうが、よほど地域の活性化につながります。

ふじみ荘の跡地も、地元の連合区長はふじみ荘の運営委員で、平成 12 年、私の連合区長の頃も、廃業にした方がいいという意見が多かったが、働き場の少ない土肥地区において、少額の赤字は営業努力で、もう少し様子を見ようということで継続してもらいました。

廃業時に更地にする費用として 5,000 万円は残す約束でした。このような約束で営業を続けてもらい、廃業を先送りにしてもらいました。合併で 7,000 万円弱を残して、反対を押し切り、廃業にしたが、更地にする費用は流用され、温泉の権利も売却された。更地の費用 5,000 万円のことは、支配人経験者、町の幹部だった方は皆承知していますが、前市長はそのことは関係ない。超安値で売却を何回か図ったが、不調に終わっています。

もともと海岸であり、地元の漁業関係者の利用していた土地です。海岸近くの市有地は少ない。若者のマリンスポーツの基地にするとか、売却以外のことは考えられないでしょうか。伺います。

市長（菊地 豊君） 総合会館のほうも売却しないとは申し上げてないんですが、いずれの施設の売却も当然視野に入れて、選択肢の一つとして考えております。

これは売却イコール、不利益のような印象を受けたんですが、ホールサムイン中伊豆もや

は、売却することによって、投資をしていただき、そして地元の雇用も確保され、非常に今いいホテルとして、評判もいいというようなことで、やはりビジネス事業化する場合には、市の直轄というものを状況によってはあり得ると思うんですが、やはり民間活力の導入というのは、まず、優先順位として高い位置にあっているのではないかと考えています。

このような公的な施設が、この10年ないし20年でかなり減ってきましたのはやはり、日本人に購買力がなくなったところは、安くいろんなところを使いたい。しかし今は、高くてもいいところを、それから料金とサービスが一致していれば、満足して使われるというような全体の傾向の中で、その価格設定とサービス提供が一番適正に提供できるのは、やはり民間企業なんだろうと思います。

どうしても公的な経営になりますと、土地代とか人件費とかはコストに入らないと思いがちなことが多いものですから、私は売却処分はあまり否定的に考えなくてもいいのではないかと思います。そしてそこが、有効にそして魅力ある施設、地域になれば、地元の人にとっても、使いやすいということでしょうし、そこは、あまり選択肢を狭めずに考えていきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 関議員。

20番（関 邦夫君） 私が何回も同じようなことを言っているのは、海岸近くの市有地はもうあまりありません。そしてまた市で何かをやりたいという時に、これを売却してしまうと、にっちもさっちもいなくて困るではないか。そして、無駄のようでも空地にして、八木沢の丸山公園を、あの大きな空地をなぜグラウンドにしてあるかという、それは建設当時からいろいろな話を町長のほうからしながらやってきたわけですが、公園にして置けば、また時間がたって自由に何かに使える。何かを建ててしまえばどうともならないから公園で、スポーツグラウンドとかの補助金をもらってやったわけです。

そして、ふじみ荘の土地は、丸山公園と今つぶれそうな家とか、どっかの旅館とかとつながっているけども、それを取り壊せば、丸山公園と一つのつながりになっている土地なんです。

そういうことで、市は自分で何もやらないけれども、今、この伊豆市になって旧3町の土肥以外の方が、海を利用して何かをやろうなんてことは、この4年間で何もやっていません。海があれば、若者は何かの施設があれば、海を利用して楽しくできることがいくつもあると思います。家のそばのお父さんがカヌーが好きで、日本中から人が集まってきてやっています。その係留は私有地を使って置いてあります。

公共の施設が土地を含めて何か若者の役に立つように使えないかと思って、前の市長の時にも何回も同じことを言っているわけです。ただ売却して、あそこへ買って、そして八木沢の人にとってもあの前が大きなマンションでも建ったらどうともならない。景色も何にもなくなってしまうと思う。そして今建っているマンションも、地主は、売るときはあんな高い

もんが建つと思わなかったから、高いからってうれしかった。そうしたら 11 階建てのマンションでふさがれて、今度は売った地主が建設に反対したりした。1 億円もらったとか、やったわけです。

そういうことを考えた時に、海岸端の土地はもう国民宿舎の場所と土肥総合会館の場所、そして花時計のところとその駐車場しかないわけですから、もう少し有効利用というか市の将来のためにも考えなければならない問題ではないかと思います。その何が建ったて、今旅館が建ったて、松崎の伊東園ですか、6,800 円だか 7,800 円で泊めているような時代に、普通の旅館では土肥あたりに来るわけないでしょう。この前、やるとか言った人だって、実際はやらなかったと思います。

この土地を市長は売却の方向で、前の市長も言って、そしてそこで 6,000 万円だか幾らかか銭が入ったからといって、どうともならない問題だと私は思います。そして、今市でやっていることは、温泉の権利まで売って、そういう商売の人はもう来ないという考えだと思いますけど。その跡地をもっと更地にしておいて、いざ市が何かをつくる時に大事に使った方がいいのではないかと思います。その売却の方針に変わりがないか伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 更地にしておいて将来のためにということは、私は全くご指摘のとおりだと思っております。市で計画する場合に、私が市長という立場でもし判断させていただくという状況であれば、10 年は何かできるかもしれないけれども 20 年、30 年後に引き続き人気のある施設とかイベントをやる自信はありません。

したがって、何か市で施設をつくる時に、10 年ぐらいで取り外せる程度のサーカステントのようなもので何か事業をしようということは考えることはありますけれども、もし更地で維持できるものであれば、それが一番いいだろうと思っておりますが、ある意味、総合会館の場所というのは、旅館さん民宿さんの前ですから、へたなものを建てるよりは、親水公園が駐車場的なものもいいのかもしれない。

ただ、ふじみ荘につきましては、すでに民間からの、何というんでしょうね、打診というようなものがあるんですが、それを受け入れてすぐその方向でとは考えていませんが、やはり発想が全然違う。私なんか考えている内容とは全く次元が違う。発想、使い方、当然今、売却処分をして、自由にお使い方いただくということも公募で売却することも、選択肢として排除しておりませんが、しかし、提案型でいいものがあるのであればそれは、真摯にそのビジネスプランを伺って、それが八木沢にとってマイナスでなくて、まちづくりに寄与するのであれば、それをあえて公募をかけなくても、その方向で進めることもそんなことがあるものですから、今、売却処分をやりながら選択肢はなるべく狭めたくないということでございます。

どうしても、非常に知名度が高くて、そして何十年も観光地で伊豆半島というのはいるものですから、外からの投資というのは何となく食われてしまうようなイメージがあるんです

けれども、幾つかの私が知っている例でも、旅館、ホテルの再建をしますと、やはり投資能力がある親会社が、それまで維持が厳しかったものを整理をし、そして親会社はつぶすわけにいかないから、やはりお客さんを連れてくるわけです。

そんなことを考えますと投資、つまり売却による投資も含めて、過度に、何と云うんでしょうか、慎重にならなくてもいいんじゃないかと思っておるんですが、ただ、あくまでも市有地の活用ですから、そこについては市の活性化につながる、そして街の景観を壊さない形でということを考えながら進めていきたいと思っております。

ですから、その隣のマンションの件は私は承知していませんが、ふじみ荘の跡地の活用につきましても、公募をかけるときにも、そのような観点から条件はつけさせていただいて、当然だろうというように考えています。

議長（堀江昭二君） 関議員。

20番（関 邦夫君） それでは3番目に移らさせていただきます。

合併効果として人件費削減は大きな問題で、首長、審議会委員、議会議員は減らすことができました。職員については、退職職員3分の1のみ新規採用としています。定年退職者だけですと、だれも傷つけずに削減ができます。新規採用が必要だとすれば、削減の時間がその分伸びます。時間をかければ問題なく実行されます。

そのような職員を急激に削減できない状況で、今までは組織の合理化と反対に、課長だった人たちを課長に対応し、組織を肥大化してきたと思います。

菊地市長の提案のように合理化を図ることは、財政課題として大事なことですが、前市長が逆のことをしてきたのは、非効率でも、余剰職員が出ないような考えだと思います。合理化をすれば余剰職員が必ず出ます。必要職員を、きのう260人とか290人とか言いましたが、仮に300人とした場合、合理化をして、160人が何年かのちの人間になるわけですから、余るわけです。この160人をどのようにするつもりか伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 定年退職調整だけではというご指摘ですが、私は傷ついているんだろうと思います。今50歳以上の方は同期が20人。新規採用しているのは、4人5人、一番少ないところは3人です。

つまり今の若い人たちから我々は職場を取っているわけです。そういった意味では、やはり、今の高卒、大卒の私たちの後継者を実は傷つけているだろうと思います。

そのような認識の中で、これ緊急避難ですね。その中で、将来、伊豆が再び元気になるための、そしてそのための唯一公務についている伊豆市役所というものをどう考えるかということなんだろうと思いますが、今ちょっと私もですね、ごみ焼却場を含む喫緊の課題が2、3ございまして、そちらにちょっとエネルギーが集中しているんですが、先ほどご指摘のありました、丸山のスポーツ公園なども含めて、公的な公設の施設をいくつかの施設を、活性化するために、それから農業の法人化とか、シカ肉のビジネス化のように、若い人たちが

けですとリスクが大きくて入っていけないところを、市の職員が、これ人件費を確保されているわけですから。何とか使っていきたいと。

例えば、伊豆市の中には野球場だけで6箇所ございます。先般もある方が、何とか全国大会をやりたいけどもということで、いくつかの野球場が、指を折って、これだけあるんですよと話をされたんです。まさに、そのとおりで、丸山スポーツ公園、それからふるさと広場、その他に幾つか点在しているスポーツ施設を、ものすごく単純な計算をして、春夏だけで、たった30日だけ、50人の子どもが来てくれるだけで3,000万円の事業になるわけです。

そこに今、先ほどスポーツ公園とふじみ荘を使えられればもっと良くなるんじゃないかという前に、今の丸山スポーツ公園自体をどれだけ活用しているかということで、その市の活性化をあえてみずから少し歯止めをかけているような気がして、私にはならないわけでございます。

ふるさと広場は既に管理委託してしまいましたので、市長があーしてくれ、こうしてくれという立場にないんですが、もし今後、さらに活用する中で現に、管理を委託している方と相談をしながらもう少し市のほうから応援すればさらに、活用策、つまり需要が広がるような可能性があれば、管理委託した後でもお互いに相談、調整をしながらそして必要な職員がもし配置することで、さらに拡大するのであれば、そんなところにも市の職員を堂々と使っていきたい。

天城温泉会館も確かに今までのままでしたら、職員1人で2年分の補助金で更地にしてしまう手もあるんですが、もし、数人の若い職員が、やらせてくれということであれば、好きなように一回やってみるというようなチャンスを与えて、そういうようなことがもしできたならば、世に言われる成果主義でのいわゆる手当への反映というのもあっていいんだと思います。

そのようなことを実はやりたくてしょうがないんですが、少し当面の課題の処置に時間とエネルギーがかかるものですから、数ヶ月ぐらいは、そのような新しい事業に足を踏み出せないだろうとっておりますけれども、着実に職員の数を進めていく中で、決して余剰とは思っておりませんけれども、志のある職員さんをそのようなところに尽力していただけるような、枠組み設定をしたいと思っているところです。

議長（堀江昭二君） 関議員。

20番（関 邦夫君） 今のことについて再質問をさせていただきます。

市長は組織の合理化という言葉を挙げていますが、7部23課、これを合理化をして10課ぐらいにして、そして昔の修善寺町なら修善寺町がやったような課長の組織にしてやった場合に、私は余剰職員が出てくると思ったから、質問したわけです。

それでは市長の言う、この組織の合理化とはどういうこと言っているのか具体的に教えてください。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 一番焦点になりますのは、きのうの答弁の中にありますが、やはり市の職員にいい仕事をしてもらおうということが一番の行政改革の目的なんだろうと思っております。その組織の合理化というところに焦点を置きますと、まさにご指摘のとおりで実は私自身は、7部23課というのは、見直す余地があるのではないかなという気はしております。その際には、課長職がその担当職務の事実上の最高管理者ということで、部長職というのは、副市長を除きプロパー職員さんの一番上位の階級になりますので、部長職というのは、いくつかの課は担当していただくことを当然考えていますけれども、それを越えて、市長に対する最高位のプロパー職員としてのアドバイザーということを私は考えていきたい。それによって、往々にして弊害となっております、縦割り、縄張りという仕事のやり方を乗り越えられるだろうというふうに思っております。

現時点でまだ7部23課制には手をつけておりませんが、実際に部長会議は意志決定の場ということで、今の総務部長には庁議規程にはなかったものですから、今までなかったものですから、部長会議、あるいは庁議というものをしっかり位置づけることを今検討しております。それに選考して部長会議では自分の所掌を超えて、直接意見を言ってくださいというようなことを今考えておまして、これが私が将来考えている部長さんに期待する役割の姿なんです。ある年齢から下になりますと相当急激に、同期の数が減ってまいりますので、その時点になりましたら、また、少し、今私が考えてる合理化というものは方向を変えて行かなければいけないのかというように考えております。

いずれにおきまして、伊豆半島だけが先行するのか、伊豆半島が遅れるのか、伊豆が先に行くのか、国の道州制との枠組みの中でどうなるのかこれは全くわかりません。わかりませんが、今の流れを見てみますと、10年から20年ぐらいの間には確実に国と県と市町村の役割と境界は変わるんだろうと思います。

そうしますと一番若くて今の50歳の方、どんなに長引いても、今の40歳の方というのは、将来ほかの職員さんと一緒の組織になった時に、自信を持って仕事をさせていただくような環境になるわけです。そのときにもともと伊豆の職員だった人は大したもんだと言われるような力をつけてあげることが、これは市民代表ということではなくて、伊豆市役所を管理している市長としての責務だろうと考えて、その方向でも行政改革、合理的というものを考えていきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 途中ですけれども3番まで終わりましたので、休憩にさせていただきます。

1時に再開します。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

関議員。

20番（関 邦夫君） 4番の土肥地区の医療、介護について再質問させていただきます。

1番目、入所者数の増加は図らず、今の状態でやりくりするとの考えのようですが、伊豆市全体でそういう考えか、土肥地区として考えると違いがあると思われませんが、土肥地区のような高齢化率が急速に進むところでは今の施設では対応できず、待機待ちが多くなります。待たせれば対応できますが、恩恵に預かる人と預からない人ができ、不公平ではないか。

このような問題はどこにもあることだと思いますが、入所施設が不足してくるのは明らかで、待つ人が多いということは、不足していることではないか。入所希望者がますますふえるのではないか。早急にベッド数、入所設備をふやさなければ、対応できないのではないか。というのが、一つ目の再質問です。

土肥クリニックは総合病院として建設されたと思われませんが、西伊豆町にある西伊豆病院にお願いしてあり、特養の入所ができない多くのお年寄りが利用しております。行政区域として考えたとき、伊豆市にある、病院との関係にして、充実した施設にすることはできないか。この二つを質問いたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず1点目の入所者数、待機者数につきましては、これは入所施設を制約するのは国の方針で、伊豆市としては仕方のないところもございますけれど、先ほど申し上げましたとおり、御一人御一人を見ていくと、本当にその入所が必要なのかという、介護度の低い方の入所も現にあるわけでございます。

他方当然、今入ってる方を介護度1だから出てくださいということは、これまた非人道的な話でございますので、おそらく入所施設をふやすことは大変難しいと思いますので、介護度は比較的、軽い方に対するケア、在宅なのかグループホームなのか、その辺をですね、しっかりやりつつ入所待ちの皆さんに対しては、土肥は土肥、中伊豆は中伊豆だけでございませぬので、幾つかのより広い地域の中で優先順位の高い方から、ご紹介するということが、現実的な考え方だろうと思っております。

土肥クリニックにつきましては、経緯等も含めて、現状のほうを担当の部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 市長がそういうことでございますので、介護のほうは控えさせていただきますして、病院の関係でございますけれども、西伊豆病院の系統で健育会という医療法人に、土肥クリニックは委託をしてやっております。医療圏域と申しますのは、駿東田方圏域の中でベッドの関係であるとか、医療の病院の認可であるとかそういうことは行わ

れておりますので、いろいろな診療の部分のそういう行政的な部分でのかかわりは駿東田方圏域の中でやっていくわけですが、親病院が西伊豆病院でございますので、今のお医者さんの補充であるとか、あるいは、緊急時の対応とかはすべて西伊豆病院が対応してやっております。

現在の状況から申しますと、ほとんどが、腎臓の関係の透析関係を主体にした高齢者の方が中心になったそういった医療をしております、また救急の部分も土肥地区からの継続の中で、日曜、土曜につきましては、月隔週で実施をしております。土肥地区にはなくてはならない病院ということで、先ほど市長が申し上げましたように、今後とも支援を続けてまいります。

それから、介護関係で市長のところを補充させていただくと、市長が申し上げたとおりでございますが、国の方針で施設については国は抑える傾向でございます、答弁で述べられましたように、在宅部分を充実しながら、いかにそういう軽度の方は、在宅の中で支援していくかと、そういう方向になっていくということです。

したがって、地域包括支援センターの強化であるとかそういうことで思っております。それから、30人定員以内については市の権限でございますが、大きい意味での特別養護老人ホームのベッドに関しましては、県の圏域で考えるということになっております。

したがって、伊豆市にある特養に入るということではなくて、伊豆の国市に「ぶなの森」というのが今度できますけれども、そこに入所希望することも可能でございます。ただ、土肥地区の方々については、土肥ホームとつながりが非常に強うございまして、今度できました中伊豆特養のほうで、申込みされる方は少なかったようでございます。

そういう地域性がございませけれども、原則として、広域の中での入所ということは可能でございますので、そういった中でのバランスをとってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 関議員。

20番（関 邦夫君） 大体の話はわかりましたけれども、土肥というような、ここから見ればかけ離れたとこの要介護者は、やはり、家族の方が近くで面倒をみてくれるとか、見舞いに来てくれるとか、近くのほうがいいように思うので聞いているわけですがけれども、高齢化率が小下田だとか八木沢はほかに比べて大変高いわけですね。そしてそれがまた若い人がいないから急激にまた進んで、そのとき早いうちから手をうっておかなければ、どうともならないと思う。在宅介護でうちで面倒をみれと言ったって、今国会でも取り上げられているように、大変なことですから。

だから、法律で決められているからどうのというのではなくて、この伊豆市全体でなく土肥地区を考えた時に、この問題は大変な問題と思うので質問しているわけです。

答えはいいです。

病院について伺います。今、西伊豆病院から回してもらっているわけですが、その形

を日赤だとか市内にある病院にかえるわけにはいかないかという質問です。

この問題は、消防署が西伊豆消防署だったときに、救急車に乗ると、西伊豆病院へ連れて行かれた。そして、こんなことを言っではなんなんですよけれども、順天堂だとかこっちの方へ来れば助かるような人が助からなかったという例があって、そして土肥の鈴木町長だったか、田方のほうの消防署と一緒にするという話が始まったわけです。合併前の時だと思えますけれども。そして西伊豆の消防車に乗るとどうしても西伊豆のほうへ連れて行かれて、そしてまた大変なことが起きたと。これは事実ですからね。

そういうことを考えたときに、小さい病院とタイアップしてやるよりも、大きい病院でもしできたら、やったほうが充実するのではないかと思うわけです。

それから土肥には開業医が3軒あって、この3軒が当番医をやらないです。こっちのほうでは、当番医を受けているみたいですけど。これは土肥クリニックをつくるに当たって、開業医の方があまり賛成でなかったのが原因だと私は思うわけです。そして断る理由としては、医者が老齢化して面倒を見れないからということで、当番医を断ったわけです。本当の理由は、町で病院をつくったからというようなことだと思います。

この当番院制度がないからといって困るかということ、山を超して日赤とかへ来るわけですよけれども、この問題も何回か取り上げてあるわけですが、この当番院が、すぐ診てもらえるような近くにいないというのは大きな問題で、そのようなことを考えて、今土肥クリニックではさっき答えてくれたように、診てくれるのは隔週ですか。そうすると地元にしてみれば、毎週休みがなく診てもらえるところがあればいいわけです。その辺は日赤と一緒にすれば、医者の数も多くて来てくれるかもしれませんけれども。今の格好では内科が来て、そして整形外科が時々来るところが診療していますが、この辺がなんとかならないかどうか。部長さん教えてください。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 確かに議員の申されるとおりでありまして、病院といいますが、そういう医療の関係は、やはりそういうつながりを非常に重視する傾向がございます。この前の日赤の産科問題でも、やはり医局の問題。科によってすべて師弟関係であるとかつながりの関係がすべてありまして、なかなかそういう融通というのは難しい状況でございます。

したがいまして、日赤病院にお願いすることは可能でございますけれども、現実問題として、それをカバーできるということになりますと、非常に難しいことであると思えます。

西伊豆病院とそれから土肥クリニックというのはこれは親子の関係でございますので、当然いつも、登木口医師がいないときは必ず西伊豆病院から回ってきますし、そういうことの連携をうまく伝わっておりますので、そちらの関係を強くしていただいてやっていくしかないのではないかと思います。

それから、先ほどの救急医療の土曜、日曜の休日医療の関係ですけれども、これは田方医

師会に委託をしまして、田方医師会の中で休日の当番医制をやってお願いしておるわけです。その中に、土肥の診療所も医師会の会員としては入っているわけですが、先ほど申されたような、その事情は議員のほうが詳しいわけですが、そういう事情でしこりがございまして、今現在までそういう状況になっています。

したがって、土肥地区の診療所の先生方についてはまだご協力をいただけていないという状況でした。これについても、医師会の先生方にはまたお話しはいたしますけれども、やはり、そこらの問題もちょっと、私がこの場ですぐ大丈夫ですよというお答えをできる状況ではないというようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

20番（関 邦夫君） 午前に通告書を出して、ちょうどその日の午後に国会でこの問題を取り上げられておりました。この問題は、5番のこれに似たようなところがたくさんあります。そして、この見直しということを国を挙げてもう一回やろうとっております。

伊豆市におきましても、この問題は、早急に本気で考えてやらなければ財政難に陥る大きな要素で、下田市では、今やっている事業をそこで打ち切って、そして次からは合併浄化槽でやるというような状況になっているそうでございます。

以上で質問を終わります。

議長（堀江昭二君） それではこれで関議員の質問を終了します。

加 藤 章 君

議長（堀江昭二君） 続きまして、9番、加藤章議員。

9番（加藤 章君） 9番、加藤 章です。

私は市長に3点質問させていただきます。

市長は所信表明で活力あるまちづくりのための産業振興、企業誘致、ベッドタウンとしてのまちづくり等、伊豆市の新たなチャレンジとしての固定観念をして廃して、具体策を提示するよう努めると表明され、前向きな対応に一市民としても大変に心強く思っております。

したがって、次の3点について市長の所見を伺います。

1、葬儀場の建設。

伊豆聖苑が供用開始となり、伊豆市民の要望は伊豆聖苑の周辺もしくはそれ以南に建設をとの声が高まっています。市民の要望にこたえ、利便性の観点からも、PFI方式等の採用を検討してはいかがでしょうか。

2、市道の整備。

伊豆市には、9箇所のゴルフ場があり、いずれも伊豆市にとっては重要な産業です。ここに来て、燃料費の高騰による客足の落ち込みが心配されています。それぞれに工夫してレンタカーで乗り合わせ、あるいはコンペはバスで来る人たちもいると聞いておりますが、道路

が狭いと敬遠されるので、対策に苦慮しているようです。待避所の設置等の支援策は考えていますか。

3番目の企業誘致について。

1、天城山麓に位置する伊豆市は良質で豊富な水が湧出しています。この水資源を企業誘致に利用する考えはございませんか。

2、旧修善寺地区には、私鉄の駅が二つあり、企業誘致、ベッドタウンとしてのまちづくりには最適の場所と考えますが、法に対しての対策はどう考えているでしょうか、お聞きします。

議長（堀江昭二君） それではただいまの加藤議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの加藤議員のご質問にお答え申し上げます。

まず一つ目の葬儀場につきましてでございますけれども、これは既に市内に二つの民間の葬儀場がございます。以前からある中伊豆、それからもう一つJ Aさんの方は伊豆聖苑から遠くないところに移転することを計画中だと聞いております。そのような環境の中で、あえて市として公設のものをつくるかということについては、なかなか障害が大きいのではないか、そこまでの市民の皆様のニーズが本当にあるだろうかということを考えているところでございます。

それから、ゴルフ場への市道につきましては、市内には9カ所のゴルフ場がございますが、ルートによっては狭い道路、あるいは真直ぐでないといいますが、ジグザグな道路があるのが2カ所でございます。地元からの要望で、全部を広げられなくても待避所ぐらいは設置して欲しいというところもあり、今後ですね、地元の住民の皆さんと事業者の方々と、要望をいただきながら、検討してまいりたいと思っております。

三つ目の企業誘致に関しましては、まず一つ目の水資源の活用のところで今、世界中で実は水の争奪戦が起こっておりまして、我々がよくスーパーマーケットで目にするボルビックや、エビアンあたりも実は世界中で水源を探しているわけでございます。日本の中でも、水質においしさに自信があるところはどんどん商品化いたしまして、ちょっとしたスーパーマーケットでいろんな種類の日本の各地方のミネラルウォーターが見られる。

そのような中で、伊豆の水あるいは天城の清流の水というのは、商品競争力というのは十分にあるんだろうと思いますけれども、あわせて、ほかに使っている田んぼとかワサビとかで実際に水を使っているところもございますので、そのような全体のバランスの中で、その保全とその活用策について、両方の観点からバランスをとっていかなくてはいけないんだろうなと思っております。

水資源の活用については、伊豆市には工業用水はございませんし、また既に水利権が活用されているところもございますので、商品化だけではなくて、市民の健康づくりや、あるいは場所によっては、景観の整備や観光振興という点からも水の魅力というものを考えて、総

合的に研究していきたいと思っております。

それから修善寺地区に駅が二つということでございますので、修善寺地区の土地利用の問題だろうと理解をしております。大半が市街化調整区域になっている、牧之郷地区における宅地化に関する規制緩和と現行の都市計画の問題だろうとご質問の趣旨を理解をしております。牧之郷地区は、大仁側の沖ノ原地区以外の大半が市街化調整区域に指定をされておまして、これは30年来、見直しがなされておられません。他方その良質な住宅地を開発する適地としては、客観的に見ますと修善寺駅等、牧之郷の駅周辺近傍が最適地であろうということは、事実としてはそうなんだろうと思っております。

したがって、その都市計画が制定されました30年前と現在とは全く社会情勢が変わっておりますので、伊豆の活性化に絶対に必要な規制緩和、そしてそこに住んでおられる地元の住民の皆さんが同意されるような、土地の活用の仕方のために、現在の法制度が障害となっているのであれば、そこは、かなり強い姿勢で、今まで以上に強い姿勢で県をお願いしていくべきなんだろうと考えております。

また本年4月1日から行政上の事務手続として、都市計画法の開発行為等の許可等の権限が県から市に移譲をされました。遊休地の活用や土地利用の推進並びに宅地供給による人口増加を目指すというまちづくりの目標達成には、かなり有効な手段が一つふえたと考えております。これを運用する際には、可能な限り市長の権限の中で、弾力的な運用を図ってまいりたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

加藤議員。

9番（加藤 章君） ただ今、1番についてご答弁いただきましたが、今の伊豆聖苑をつくるにあたっての正式な要望は、私の記憶では平成18年8月3日、日向公民館に日向、佐野の両区の区長および関係者に市長より、中伊豆にある中豆斎場は老朽化して土肥、戸田の共同の火葬場も存続に問題があり、旧4町の中心地でもあり、天城北道路大平インターの整備等により、交通の便もよくなるので、ぜひ協力をお願いしたいという内容の話があったように記憶しております。

その時点で区長より、火葬場の近くに葬儀場を建設して欲しいという要望がありましたが、市長は今、考えていない、火葬場が完成した時点で考えるという答弁だったと思います。農協も柏久保の営農センターが、現在使用されていない施設や空き地があるにもかかわらず、昨年の2、3月頃、伊豆聖苑の近くの佐野地区に土地の交渉をしました。結果的には、交渉は不調に終わりましたが、おそらく利便性を考えての交渉だと思っています。

ちなみに農協の100%の子会社であるJ Aメモリアルセンターの事業報告によりますと、平成19年度は18年に比較して、108.8%の高い伸びを示しております。というのは、農協のニーズが非常に高いということにつながると思います。現在の農協の営農センターに葬祭場をつくるとなると、先ほどの市長の答弁によりますと県道伊東線に二つの葬祭場ができるわ

けです。我々の伊豆市民であると同時に農協の組合員です。ということは、農協の組合員というのはほとんどそうだと思います。そういうことを考えたときに、もっと農協と伊豆市とで話し合って佐野地区へ交渉するときに、伊豆市はかかわったらどうか。それを聞きたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） まず伊豆聖苑の建設経緯に関しましては、地元の皆さんのご理解を得られて、そしてあの場所にできたということは、市民の皆さんにとって大変大きな利益であったと思います。私もつい最近、近くの班の葬式がありまして、初めてあそこを使ったときも、なんていうんでしょうか、人生の最後のセレモニーの場として、市民の皆さんが故人を送るにいい場所に建設をいただいたなと思っているところでございます。他方、ご質問の核心でございます葬儀場に関しましては、これは繰り返しになりますけれども、基本的に全くその施設がないところであれば、それを補う形で公的機関が介入するというところもあるかと思えます。

そういった意味では、市の中心ではないですけれども、伊豆聖苑から遠くないところに既に計画がなされている。そして、佐野地区のところ、伊豆聖苑の近くで交渉があったということは耳にしておりますが、そのような民と民の交渉でしかも、かなり具体的には価格交渉のことだったように聞いております。そこに、市が介入するというのは、ちょっと入り過ぎなんだろうなという感じがしております。

したがって現時点ですね、あえて現状で、もう一度市が公的に介入するほどの不便性があるかどうかと考えると、そこまでは、ないのではないかと判断をしているところでございます。

議長（堀江昭二君） 加藤議員。

9番（加藤 章君） 今、答弁いただきましたが、確かに去年の2月か3月に佐野地区へ農協が交渉に行ったということは聞いております。その前に、一般質問を2度この件についてしております。その時にもPFI方式、いわゆる民間の資金活用で公共事業の整備ということを提案したんですが、一応、市長が言われるように市役所も頭脳集団ですから、そういうことを検討してくれたかどうかということをもう一度伺います。そのときに検討してくれたかどうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 平成18年の時点で検討したかどうかということは、私はいなかったものですから、ここは担当の部長に回答させていただきます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 少なくとも、市民環境部としてかかわったというようなことは、ちょっと記憶がありません。その前の、伊豆聖苑をつくる時の基本計画等についてのPFI等の検討ということはしたわけでございますけれども、先ほどから市長が言うとおり、

民活ということがありましたので、特にPFIということ当部で検討したということは覚えてないわけでございます。

議長（堀江昭二君） 加藤議員。

9番（加藤 章君） では、これはもうよします。

3番目の企業誘致ですが、天城の水ということは今、市長からご答弁いただきましたので、市長の所信表明にもありますように、企業誘致あるいはベッドタウンの建設ということ所信表明でうたわれておりますが、そうなったときに、僕は所信表明を聞いていて、イメージ的に浮かんだのはいわゆる牧之郷付近があったわけです。それで今質問しているわけですが、伊豆市というか、修善寺の調整区域の線引きというのは、昭和51年10月1日頃だったと記憶しております。それから30年経っています。

その頃は人口が増加して、いわゆるあちこちに開発が進んで、非常に住みにくいまちになるということで、線引きがなされたというように僕は理解しておりますが、今は逆に人口が減っています。特に旧修善寺町はそういう線引きの関係で人口が非常に減っておりますので、この辺を市長はトップセールスで頑張ると言っているのです、許認可権は県知事がもっているのです、県知事と交渉する気はあるかないかお聞きします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市の活性化という意味では、特に働き盛り世代が、可能であれば外から伊豆に来ていただくという意味では、ご指摘のとおり、駅を有します修善寺、牧之郷地区というのは、一番可能性が高いんだらうと思います。

ただ、ここにデータがございまして、平成17年4月と20年4月の伊豆の人口を比べますと、この3年間で、258世帯がふえ、人口は1,400人の減。修善寺は66世帯がふえ、579人が減。中伊豆では238世帯がふえて61人が減っている。

つまり、中伊豆と修善寺で世帯数がふえて、かつ人口が減っているわけでございます。これは特色がございまして天城では世帯も減らずに人口だけが減っている。残念ながら土肥は両方とも減っている。

ということは、これは実は大変貴重なデータでございますので、もっと踏み込んで調査したいわけでございますけれども、推測するに、通勤をしにくいところの若い方が、通勤しやすい修善寺、牧之郷のアパート等に移り住んで、その結果、世帯はふえているけれども、全体の人口減少の中でふえてはいないということなんだろうと、推測がされるわけです。

そうしますと、人口増につながるための住宅地開発を考えますと、他地域に比しても競争力がある、修善寺駅からそんな遠くないところに、家族が子供を持って住める優良な住宅地開発ということになるんだらうと思っています。

これはきのうの答弁で申し上げましたところでございますけれども、したがって、もし本当に潤沢な予算があるのであれば、三島や函南では非常に難しい100坪を超えるような伊豆のよさを一番発揮できる。そして子供、小学生や中学生がいても快適に住むことができる

ような、良質な住宅地というものを整備したいわけでございますけれども、現在、市のほうにそれだけの体力がなくまた、民間企業での開発も都市計の制約があるとともに、やはり私もつぶさに見てまいりますと、50坪からせいぜい60坪ぐらいの宅地開発。そして、二部屋程度のアパートが非常に多いわけでございます。そうすると、今のやり方をこのまま継続していきますと、やはり市内から市内への引っ越しの誘導であって、伊豆市の人口増にはつながらないような制度設計になっているのではないかという危惧をしております。

ですから今、ご指摘のように、すぐに都市計画を見直して、そして、あと民間に任せればどんどん人口がふえていくというような性格のものではないのではないかという気がしております。都市計の制約は十分に承知してつもりですけれども、それをとあわせ、その伊豆として、どのような、ベッドタウンというものを描いていくのか。そのためには正直申し上げまして、土地代を今流通している価格よりも抑えないとそれは実現できないわけですから、それをはたして市が誘導しながら持っていくことができるかどうか。そのような具体策を一つ一つ考えていきますと、都市計だけではなくて、いろんな、障害が幾つかあるという感じはしているところでございます。

議長（堀江昭二君） 加藤議員。

9番（加藤 章君） 今、市長から答弁がありましたけれども、伊豆市にある、仮に 社という会社が、市外へ流出するという噂もちらほら聞いておりますが、私たちが一番残念に思うのはやはり先ほどの市街化、都市計画の件ですが、線引きがあるために、そういう会社が大きくなって、もとの発祥の地の伊豆市にいたいという考えがあるかもしれないし、その会社は修工の生徒を年に5、6人ぐらいずつ採用していた。そういう会社ですので、今言った線引きが伊豆市というか、元の修善寺町の都市計画の見直しが5年に一度なされるということになっていますが、今まで全然見直しがなされたという経過はありません。

そういうことでその会社が、ほかへ出て行くということになると、僕の個人的な見解ですけども、伊豆市にとって非常にイメージダウンになるのかなという考えもしないのではないので、市長が所信表明にあったように非常に積極的に頑張っているんで、そういう点も僕は陰ながら懸念しているわけですが、そういう問題もちょっと話に聞いたんですが、その社というのが先端技術をやっているから先端技術をやっているところは調整区域は許可になるということを知っていますが、実際にどういう先端技術の産業をやっているかどうかということは、僕は会社に行って調べてないからわかりませんが、そういう一つの公的な許しとかそういう点もありますので、将来的にその線引きの発祥の原点というのはやはり乱開発を防ぐためにやったんで、今は人口が減っているから、そんなにそれを解除しても人に迷惑をかけるようなことはないと思いますので、その辺も市長もこれからもよく考えて、所信表明にあるような活動をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで加藤議員の質問を終了します。

三 須 重 治 君

議長（堀江昭二君） 次に23番、三須重治議員。

23番（三須重治君） 23番、三須重治です。

通告書に従いまして、焼却場建設用地仕切り直しについて市長に質問をさせていただきます。

望月伊豆の国市長、大城前市長のもと、なんとしても堀切へ焼却場を、他の選択はないと強い決意を2年近く聞いてきました。それが、市長がかわって1カ月で方向変換とのこと。伊豆市単独ならば市長がかわって、180度転換は理解できますが、2市の共同事業がかくもあっさり方向転換したこと、また撤退に対しての行政のあり方に疑問を感じますので、各記の通り2点について質問いたします。

1、所信表明において地元住民の理解が得られないため、政治的判断を下したとおっしゃいましたが、確かに当初は堀切地区においては、建設反対者の数は賛成者を上回っていたと聞きました。しかし、最近では堀切区45戸のうち、条件次第では賛成してもよいが31戸、その中には地主8名全員も入っていると聞きます。

この情報は、間違っているのでしょうか、伺います。

2、本件計画において、地元住民の中に、混乱を招いた大きな原因は、十分な説明のないまま候補地を決定したことだと言われています。それなのになぜ撤退においても、同じことを繰り返すのか信じられない所業だと思います。

2年間にわたり、堀切区民を迷わせ、迷惑をかけてきたにもかかわらず、撤退の説明会を全体集会でなく、役員のみにしたと聞きますが、それでよいのでしょうか。区民全員に十分な撤退理由を説明し、今日までの迷惑への陳謝の姿勢を見せるべきだと考えます。日本人の心地よい故郷という心や精神を大切にしたい目標を掲げられましたが、その心とは余りにもかげ離れた行為ではないかと思いますが、所見を伺います。

お願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの三須議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただ今の三須議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1カ月で方向変換。確かに私が就任してから1カ月ちょっとでございますが、これはやはり継続していることございまして、もちろん市長という立場に着く前とそれ以前とは、入ってくる情報がまったく質・量とも異なりますので、4月24日までと25日以降では当然私の状況判断のための前提条件が異なるわけでございますけれども、その結果、決してこれは、4月25日に突如状況が変わったことではなく、公約でも申し上げましたとおり、情報公開と選択肢。そしてその中では、選択肢については何か一つのものを押しつけようとしたわけではなくて、どのようなものをどのような方式にするかも含めて、地元の皆さんと話をし

たかったというそれまでの担当部署からの報告を聞き、そして、反対理由が、きのうも申し上げましたけども、ようするに科学的、合理的に有毒・有害であるから、やめてくれという説明ではなく、お一人は田んぼを作りたい、お一人はデータが信用ができない、その他の方はとにかく、なぜ堀切なんだというような状況の中で、その仕切り直しをして、あるいは市長がかかったという条件で、引き続き、これを継続できるかと私は考えましたときに、おそらく進むことはできないというような判断をしたわけでございます。

最初の1項目でございます、堀切区45戸のうち31戸が賛成じゃないかということでございますけれども、これは間違っているかどうかこちらではわかりません。当方といたしまして、一戸一戸に当たったわけございませんし、このような数字は私も担当部署に確認をいたしましたけれども、このような情報を得ていないということでございますので、何人が反対で何人が賛成かについては、現時点では掌握をしておりません。

また二つ目の徹底においても同じことを繰り返すのかということでございますけれども、まず、役員会の皆さんにご説明をし、あくまで決定は市長としての決定でございますので、いろんな状況の中で私が決めたということでございますけれども、まず役員会にご説明をし、それ以降、堀切区全住民の皆さんを対象とした説明会、ようすれば周辺の今回問題となっております、熊坂、ニュータウンを含めて説明会も検討はいたしました。ただ、過去の経緯で市が主催する説明会に全員が来られるということが極めて確率が低いということで、あえて私はそのあたりは次の段階としては記者会見をお願いしたわけでございます。

これは準備会に、準備会長でございます、望月伊豆の国の市長にも、情報公開と市民への説明というのが私の信条であり、公約でございますので、記者会見は是非やらせてくださいということで、これは望月市長もぜひやる必要があるということで、記者会見というやり方で、伊豆市民の皆さん、それから伊豆の国の市民の皆さん、同時に同じ情報を提供申し上げた。ただ手段としては、テレビ、新聞というメディアを使わせていただいたということでございます。

その前に、市民の代表であります議会の皆さんに全協の場でご報告したことは、議員の皆さんは承知しておられるとおりでございまして、私としてはできる最大限の手順を踏み、情報公開に努めてまいったという考えでございます。

経緯は経緯でございまして、一番大切なことはこれから同じ轍を踏まずに、必要な施設建設に向けて、タイムリーに実現するということとございますので、また次のステップを進むにあたり、議員及び議会の皆様の引き続きご協力ご支援を賜りたくお願いを申し上げます。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

三須議員。

23番（三須重治君） ピリオドを打たれたことに、しつこくどうのこうの言う気はないわけですが、ただこの数字というのもやはり、地元を一生懸命まとめてくれた人たちが、これ

だけ私らはまとめましたよと。堀切地区をまとめましたよと。そういう方々からこの数字をいただいています。それを当然、市長さん新しいからですけども、その過程の中で当局側がこの数字を全然知らなかったという、それはやはり解せませんよ。

どうのこうのこれ以上言う気もありませんが、知らないということは、部長も知らないということは、私は信じられないと。それだけ言っておきます。

それから、記者会見を済ませたと、それで済ませようと。しかし、公に記者会見で知らしめることと、やはり、大変お世話になった、地元の皆さん方に陳謝を含めたあいさつと最後のあいさつとは、私は別だと思えます。これを進めていく中で、やはりまとめてくれたのは、私ははっきり言って行政の力ではないと。堀切の協力者の皆さん方が、やはり一生懸命理解をして応援してくれたんだと。それでこういう数字が出たんだと。

ですから、記者会見をやってそれで済ませましたよと、それと、僕は違うとそう思いますけれども、その点について私はできれば、堀切の区民に対しては、別枠でちゃんと説明していただきたいという気持ちがありますので、そこだけ伺って質問を終わります。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市のほうで、正確な数字を持っておりませんというのは、AさんからはAという数字がきて、BさんからはBという数字が来る中で、担当が一軒一軒当たったわけではない中で、確かにある数字を言われる方はおられるようですが、こちらとして検証していない数字について、それを前提に伊豆市として確認しておりますということは申し上げる状況にございません。

また、役員会と記者会見の間に大事な一つの結節が抜けているんじゃないか。ご指摘の通りだと思っておりますので、そこを一つ、欠いていることは承知をしております。

これは、小学校区ということになりますけれども、7月以降実施するタウンミーティングの中で、該当地区は熊坂小学校区になろうと思っておりますけれども、その中で改めて経緯を説明し、またこれまでご苦勞、ご迷惑をおかけしたことには真摯に謝罪をし、また、これまでご苦勞された方には改めてお礼を申し上げたいと思っておりますけれども、議員ご指摘のとおり間に入り、大変苦勞された方が、しかも、2年間の長期にわたり、おられたことは承知しておりますし、なかんずく、市の行政に協力するというよりも、むしろ堀切区及び伊豆市にとって、大切なことを重要であるという使命感に、基づいて努力された方大変ご苦勞された方がいることも承知をしております。

それを全く1カ月で無にするのかということについては、大変私も心が痛む思いではございますけれども、やはり伊豆市長として3万6千余りの政策優先決定の中で、どれが必要かと、そしてどれを優先すべきかと、それは政策課題の優先事項と時期的な優先事項と、二つの中で総合的に考えて、これによって引き続き、苦しい思いをされた方がいることも当然承知しておりますけれども、そのような方には、また改めてお詫びを申し上げたいと思っております。

す。そのためにも、正確な情報の中で、次の事業が生々と進められていくことが、ある意味、別の意味でのお礼のあらわれということにもなるんだろうとっております。

議長（堀江昭二君） これで三須議員の質問を終了します。

ここで休憩といたします。2時から再開します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時59分

木村建一君

議長（堀江昭二君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 市長に4点にわたってお尋ねをいたします。

第1は、住民参加で、ごみ減量化の仕組みをつくって、焼却場建設に当たっては、情報公開を原則に市民とのコミュニケーションの尊重をしていただきたい。どうかという質問です。

全市民が出すごみが、焼却場で処分されることを考えると、焼却場建設というのは、私は全市民的な課題だというふうに考えております。また、ごみ減量化計画とごみ焼却場の問題というのは不可分の関係にあると考えています。四つにわたって質問します。

第1に、ごみ減量化計画が発表されましたけども、それが市民自身のものになっているでしょうか。

二つ目に、可燃ごみに含まれる生ごみをどう処理するかを含めて、可燃ごみはどう減らすかは焼却量と焼却経費に大きな影響を及ぼします。るる、他の議員も生ごみのどうするかということで市長と論議しておりますけども、生ごみの堆肥化計画はありませんか。ごみのいわゆる可燃ごみを減らす、その一つの方法として、もう一つの方法として、剪定枝などを今の計画だと焼却処理するという事なんですが、チップ化をして堆肥などに使用するという事で、見直しの検討をしないででしょうか。

三つ目に、堀切地区へのごみ焼却場建設選定作業の仕切り直し、さんざんこれも論議されましたが、住民のどういう理解が得られなかったから、まだ、いまいち私ははっきりわかりません。焼却場というイメージがあったからということでの資料も当局からいただきましたけども、私は、二つの陳情書にある白紙撤回を求めた理由についても、市長がどのように理解されてきたのか、市長の考えを伺います。

四つ目に、2市広域施設建設の問題で合併特例債の問題も話題になっておりますけども、許可対象になるかどうかというのは、これは、市の財政に本当に莫大な影響を与えます。どの時点で、これを明らかにしようとしているのか、また、合併特例債があるとか、ないとか、また市単独の場合の財政比較を明示していただければと思います。

大きな二つ目、乳幼児医療費の保護者負担 500円を公費負担にという問題です。昨年 12

月議会で乳幼児医療費の保護者負担 500 円を公費負担にするように市当局に求めた議会決議に対して、前市長は、決議を尊重するが無料化をすると緊急性のない病院に行く保護者がふえると否定されました。少子化対策の一事業として、議会決議を重く受けとめ、早急に実施をすべきと思いますが、市長の見解を求めます。

三つ目に、住民健診料を元のように無料にして、住民サービスの堅持をという問題です。従来の基本健康診査からメタボリック症候群に特化した特定健康診査特定保健指導に切り替わりましたけれども、病気の早期発見、早期治療ということでは、私は基本的には変わらないと思っています。

しかし、今年から、いわゆる今まで行っていた住民基本健診ですけども、それが無料から後期高齢者にあたっては 500 円、それ以外から 1,000 円いただくということになりました。これによって市長は市民が本当に受診しやすくなったと受けとめているのかどうかということですが、

保険者単位の健診になったとはいえ、他の自治体と比較して、進んでいた健診がいくつかありますが、無料は、続けるべきだというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

最後に、小規模工事受注登録制度の導入についての提案です。市内の事業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与するために、市が発注する小規模な工事及び修繕などのうち、少額で内容が簡易なものについて、受注を希望する人を登録する制度の導入を提案しますけども、市長の考えをお尋ねします。

議長（堀江昭二君） それではただいまの木村議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただ今の木村議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、ごみ減量化焼却場建設への市民の皆さんとのコミュニケーションということでございますけども、市民生活に直結するような事業、政策については常に市民の皆さんと議論した上で、政策決定をしていきたいという私の政治スタンスは、これからも進めてまいりたいと思っております。

それを前提にですね、まずごみの問題につきましては、現状のごみの排出状況をみると減量化計画が市民自身のものになっているかについては、なかなか計画の趣旨を市民の皆さんに理解されていないのではないか、まだ実行する上で幾つか障害があるのではないかというように感じております。

これにつきましては、担当部署ではそれぞれに現状把握はしていると思っておりますけれども、私自身としても、本当にごみを分別する、出す、あるいは削減するということは、毎日、毎日、日々、主婦のあるいはお父さんの仕事ですので、これも 7 月以降のタウンミーティングの中で、どこが一番やりにくいところがあるのか、問題があるのかについて、直接、聴取をした上で、具体策、改善すべきところがあれば、速やかに改善していくと、そのような姿勢で望みたいと思っております。

生ごみの処理場につきましては、県が運営する天城放牧場に天城放牧場のバイオマスのモデル事業に参加をしております。牧場で発生する家畜のふん尿と市の学校給食センターや市内事業者から排出される生ごみの一部を使って、メタンガスを発生させて発電をするという事業を既に行っております。

また発酵後の残渣は液肥や堆肥として、既に利活用がされております。生ごみは剪定枝の堆肥などへの資源化推進、これは、技術的に可能だと思いますが、その焼却量が確かに減少する一方で、生産した堆肥の成分等の関係で、供給処理がまだうまくできていないというのが現状だそうでございます。

すぐに、これはいいことだから事業化するというのではなくて、私は初期投資がかからないものについてはどんどん進めて、トライ・アンド・エラーで変えていけばいいと思うんですが、やはり、事業化するのにお金がかかるものについては、やはり、しっかり研究した上で、なるべく実効の実現性の高いものについて、着手すべきだと思っておりますので、この点につきましては、もう少し研究をさせていただきたいというように思っております。剪定材にかかわらずチップ化というのは、これはエネルギーとして、これからもっと高騰が予想される重油よりは、この伊豆にあった資源だと思っておりますので、堆肥化だけではなしにほかの使い方もチップはあるかなと考えているところでございます。

次に、ごみ焼却場の問題でございますけれども、堀切区の方々のご意見で最初にポタンのかけ違いがあったという、ポタンのかけ違いというのは意味がいまひとつ不明なんですけど、おそらく、全体説明会の前に、新聞記事になったということなんだろうと。これ推測でございますけれども、平成18年7月31日に役員会、そして次の進め方を検討中のところに、さきに新聞報道が先行したということで、これは8月9日だったそうですが、候補地に伊豆市堀切地区、近く用地交渉。用地交渉とポーンと跳んだものですから、かなりのインパクトを与えたんだろうと思われまます。

その後、いろんな努力は当局でされたようですけれども、最後の最後まで、行政が一方的勝手に決めたものを押し付けるのかというような、イメージを2年間近く払拭できなかったんだろうという気が私はしております。私は技術屋ではないんで、その正確なごみ焼却場のシステムとか、技術の限界というのは承知していませんが、ただ、文科系の私が見る範囲でもおよそ有害なものとは考えられない。交通量の多い道路沿いの空気のがおそらくかなり汚染度は高い、これだけタバコの問題が議論になっている中で、そのタバコにもおよそ匹敵しない程度のダイオキシンがここまで影響するかということについては、甚だ疑問がありますし、それで地元の役員会に見ていただいて、あるいはごみ処理委員会に提出していただいたものと同じ書類を私も見せてもらったんですが、その中には十分な情報が入っているわけございまして、ですから、反対理由というのが、これも繰り返しですが、私もお目にかかる人にはそのたびに本当の理由を伺いたいということで、繰り返し伺ってきたわけですが、そこはなかなかやっぱり断定的に、これが反対理由だということがなかったもので

すから、結局、これ以上、時間をとるだけであれば、総合理解というのは深まらないんじゃないかということから、今の仕切り直しということ、つまり数個の候補地選定時点までに戻るといった意味での仕切り直しに決めさせていただいたわけでございます。

ともあれ、その最初の持ち出し方とか、市民の皆さんとのコミュニケーションの仕方とか、あるいは情報の提示の仕方とかには、行政側の問題があったことは確かでございますので、真摯に教訓と受けとめて、次のステップに進めたいと考えているところです。

予算づけにつきましては、合併特例債を念頭に入れつつ、一般廃棄物処理事業債も併せて説明をさせていただきますけども、ご存じのとおり合併特例債は1件審査でございますので、基本計画をつくった上でないと県のほうも回答の出しようがないということで、速やかに、これまた事業費が、建設予定地が決まらないことには、事業費そのものが計算できないものですから、山を切り崩すのか、田んぼを埋めるのか、今ある施設を使うかによって全く異なってくると思いますので、これは隠すわけではなく、もう少し具体化して基本設計までいかないと予算比較ができないというような事情はご理解いただきたいと思っております。

次に乳幼児医療につきましては、これはきのう答弁させていただきましたとおり、特に伊豆市のように人口が流出しているところで、近傍の他市町に比して、子育てが難しいというのは何としても避けたいということで、財政も非常に市民と伊豆市のことを考えて厳しい制約の中で、財政運営をしていただいているわけですが、その中で何としても小学生まではすね、医療費の負担を感じないように、若いお母さんに安心して子供さんを育てていただく。あるいは、安心して第2子、第3子を持っていただくという観点から、小学校6年生までの医療費助成の拡大というものを今、ほぼ意思決定した状況でございます。

住民健診に関しましても昨年度までは基本健診で、それがそのメタボリック症候群特定健診と、私も他人事ではないんですけれども、今度は医療費保険者が個々に実施をするという、相当程度というか抜本的に制度が変わってしまったものですから、大変これは行政だけではなくて、お医者さん、病院さんも大変苦労しているわけでございますけども、したがってその枠組みの中で市が実施するのは、国民健康保険の被保険者を対象とする特定健診とそれから19歳から40歳までの一般健診ということになっているわけでございます。

政府がいうところの75歳以上の後期高齢者健診というのは、県の広域連合から委託を受けて市が実施をするわけでございますので、これは県のほうの枠組みの中でやらざるを得ない。したがって特定健診の費用は、各医療保険者がそれぞれの保険料で実施をするということになります。これは数千円になるんだそうでございます。それから、伊豆市の国民健康保険も保険料負担の中で考えて、他の保険者です、皆さんや社会保険の被扶養者とのバランスを考えた上で、伊豆市の財政事情も考えなかったわけではありませんが、基本的には、ほかの保険制度の枠組みに入っている方とのバランスを考えて、自己負担というものをお願いをしまして、その自己負担につきましては負担いただけるだろうということで、千円ということをお考えのわけでございます。

後期高齢者の負担金 500 円というのは、これは県下の統一金額でございますので、動かしようがないですが、一般健診は市の単独事業として引き続き実施して、これは特定健診と同じように千円とさせていただいたわけでございます。これは、きのうも乳幼児健診の子供の医療費のところでも申し上げましたとおり、日本の国民全体の意思決定の中で、高負担、高福祉というところに、我々自身が進んでいない。その中で、ここまでならお願いできるというのが、現時点で私はワンコイン、あるいは千円札一枚。つまり 500 円あるいは 1,000 円という自己負担であれば、それは高くは払えないという方は、かなり少ないだろうと思っております。

福祉だけでなく、ドイツなどでは高速道路はすべて無料、そして実は大学生も教育費無料という極めて親の生活能力に左右されない社会ができていますが、そのために消費税を 19% にまで上げているわけでございます。

あるいはその環境問題につきましても、ものすごい数の風力発電が国内中いたるところにあたり、ゴミもビンの色分けも私が最初に行った 1994 年から、白いビン、茶色いビン、緑色のビンと、一人一人が捨てる人が分けているという、やはり、税負担及びそういった区分分けの作業という負担をやはり一人一人が実行している社会であれば、高福祉というのも成立するのかもしれませんが、現時点で日本国民はそれを選択してないんだろうと思ひまして、現在の社会保障費も含む全体の負担レベルであれば、一つ一つの事業について無料化するというのは、確かに他市町でやっているところもあるんですが、私はちょっとそれを取りにくいというようなところでございます。

それから最後の小規模工事受注登録制度でございますけれども、議員ご指摘の受注を希望する人というのは、指名参加願ひ、いわゆる入札参加資格審査申請書を出さない事業者のことだろうと理解をしておりますが、これらの業者さんが執行できる公共工事は建設業法の中で、軽微な建設工事と規定をされております。伊豆市においても、指名参加願ひを提出しない事業者さんへの発注は、小規模な改修工事や修繕工事、少額の物品の購入と関係法令を遵守して、随意契約のできる範囲内で、発注しているのが現状でございます。

受注登録制度というものはまだ整備をしておりますけれども、昨年 8 月には、伊豆市商工会の協力を得て、初めての伊豆市との取引の仕方、これ入札と随契それぞれでございますけれども、これを開催して、説明会を開催しております。

実は私も一民間人の立場で、この説明会を聞いてきたんですけども、なるべく、伊豆市内のですね、小規模な事業者さんに少しでも参加していただくという意志、意欲の中で説明がなされていたように記憶をしております。

市内経済の活性化は極めて重要な問題であり、この本件の登録制度についても、その導入に向けて真剣に検討をさせていただきたいと思ひますし、その方向で、商工会などの関係者の皆さんとも意見交換を進めてまいりたいと思ひているところでございます。

議長（堀江昭二君） 再質問はありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） 最初のごみ問題及び焼却場の件についてお尋ねします。

市長が今言われるように、私もごみ減量化計画というのが出されたんだけど、では市民のものになっているかということ、そうではないという状況だと思います。その点では、意見が一致しています。

それで、今回つくるその焼却施設は、ただ燃やすものだけみると85トンだよと言っているんですけども、僕もそうなんですけども、85トンって一体どのくらいの大きさかまったくわからない。それで、僕はこういうふうに思っているんです。

一般廃棄物処理計画では、伊豆市では、読むとわかるんですが、一人が1日に出すごみの量は1,100グラムですよ。これを平成25年度までに5%以上、いわゆる55グラムを減らしたいという計画ですと出していますよね。

それが、いい悪いは別にして、それを市民の一つの材料として、僕は提供してくる必要があると思うんです。それでもわからないんですね。1,100グラム。きのうさんざん悩んだんですが、いい材料を持ってきました。

一つの業者のお茶です。これをはかったら、3つやると約1,200グラムぐらいで、ちょっとこれを3つ合わせると1,100グラムにほぼ近い。このほうがちょっと多いんですけどね。そうすると、今度55グラム以上減らしましょうと言ったから何かかなと思って、たまたま伊豆特産品のピワがありました。これを二つ合わせると55グラムなんです。平成25年までに、一人でこの分を減らしていきましょうという提案なんです。

そういう具体的に提起をして、ごみ問題は、本当に全市民的な課題ですから、こういう日常生活、皆さんが生活しているその目線において、やっぱり減量の対策ということで市が今こんなことを考えていますよということ、僕はやっていく必要があるのではないかなと思っているので、ぜひ今タウンミーティングどうのこうのと言われましたけれども、ぜひともこのごみの問題というのは、通学問題とかいろいろありますが、でもこれは市長が言われるように、全市民の問題です。よく部長ともいろんな話をしますが、これは本当に全市民の課題なんです。

ごみ焼却場の件に、少し移りますけども、なぜごみ焼却場を、堀切を中心としたところにと話題になるんだけど、例えば僕が住んで、こういうところに行っても、何かつくっているんだってね。いろんな問題があるんだってねってなって、自分たちの出すごみが、どこで今度燃やされようとしているのかということに対して、残念ながらいいとか悪いとか言うことではなくて、関心がないような環境になっているもので、私は是非とも、私たちが日常に出すごみがそういうところで、今度新しい焼却場の施設も含めてやられるとしている。そうすると、もう一つ、今言ったごみ減量化の問題について計画は立てられたんだけど、本当に果たしてそれが、僕ははっきり言って、いいのかどうかも市民が受け入れない限り、ごみはふえ続けるんです。

だからこそ、あの計画というのは残念ながら悪いとは言いませんけども、もっと市民のものにして、逆に言うと減らせるような状況にもっとなるのかどうかということは、私はぜひ検討をする必要があるのではないかと思います。

それから、燃やすごみの中で、15%を占めている生ごみがあって、それに加わるのが水分ですね。資料を読むと40%ある。そうすると燃料代がものすごくかかる。今言われた一部のところで、学校給食等々についてやられることは、きょうの答弁いただきましたけど、前もある程度知っているんですが、考えていただきたいと思っているのは、この基本計画の中に、伊豆の国市では現状において生ごみは焼却施設で処理を実施していますけども、今後この生ごみの退化施設を整備していきますと書かれています。2市でやりましょうといっているんだけども、ちょっと状況がわからないものでお尋ねします。

向こうではつくろうとする計画です。生ごみ、いわゆる一般ごみ、家庭から出るごみだということで僕は判断しています。それは、生ごみにこうやっていきたいと思いますという計画はある。そうすると今言った85トンがあるんだけど、その中で、どれだけ生ごみ等々も含めて減らせるかとなると、今、計画段階だと私は思っています。85トンだと。もっと減らせる努力をやる必要がある。それを誰がやるかという、やはり市民だと思います。

そういう意味でまた元に戻りますが、市民にそういうタウンミーティング等で、本当にごみ問題に関心を持ってもらう機会を私はつくっていただきたいと思っています。

それから、チップ化の問題ですが、初期投資については、ちょっとというようなお話だったんですけどね。今の計画の予想ですと、剪定枝が1.9トンあるそうですね。そうすると、約2トン。沼津市は破碎をする機械を買いまして、業者委託をして、多分ご存知だと思うんですけども、こういう取り組みを始めたんです。担当にいただいて、またあとでお渡しいたしますが、いろんな留意する点等もありましたけども、ただ肥料化だけでなく、この中を読むと、草がいっぱい生えないようにそれを埋めるとか、それとか公園にも置いてあるらしいんです。

子供がけがをしないかなと思いますが、しないということです。フワフワしているからすごく子供にとって好評だということです。まだテスト段階なんですけども、こういうふうに進めていっている。

そうすると、今予定している1.9トンがどうなるのかが私は大事だし、市長がしきりにきのうから言っている循環型社会をつくるという意味では、私は今の計画だと剪定枝は焼却しますよと言っていますが、一つの例ですけども、近くにありますがぜひ沼津市の例も研究していただいて、初期投資が若干かかるかもしれません。でも、長い目を見たときに、その1.9トンが本当に初期投資にかかるものなのかどうかということをぜひ試算していただきたい。何十年も使う焼却施設のときに、その1.9トンを減らしてこっちに僕は持っていったほうがいいのか。それはわかりませんよ、私は計算していませんから。ぜひその点も検討していただきたい。

それから、ごみ焼却場の仕切り直しの件についてですけれども、私は時間の関係で少ししか述べませんけれども、やはり市長が必要な情報は十分に公開されているようなお話なんです。本当に必要な情報を地域住民に公開してきたかなという、私はやはり疑問なんです。まったく提供していないというわけではないんですけども。

例えば一つの例を上げましょう。その前にさんざん議会でもやってきましたが、どんな地形なのかも含めて、地名はいいからどんな地形につくるんですか、そのくらい公表してくれませんかと言ったら、今までは他の候補地は一切公表しないと。公開すると混乱するからと言うんです。そして、堀切が駄目になるとすべてなしだというところでやってきた。

それから焼却施設の問題についてもう一つ言いますけれども、どんな焼却施設になるかまだ決まってない最初の説明会にですよ。重要幹部の方が、名前は言いませんが、今度の新しい焼却施設は燃やすんではありません。溶かすんですよと言ったんです。それ以降いろいろあったんですけどもね。冒頭はそうなんです。

溶融炉しかないと僕は思っているんですが、どういう施設を、どういう焼却方法でやるのかということがまだわからないのに、重要幹部の方がボーンと言う。そうすると、もう決まっているとのイメージが、ずーっと働いてきた。その繰り返しをやってきた。

それから、私は前にも議会で述べましたけれども、菊地市長に全部議事録を読んでくれというのはあまりにも酷ですからね、前の議会でもここで取り上げたんだけど、市町村事務組合管理者のためのごみ政策ベースラインという本があります。

これは財団法人日本環境衛生センターの小林さんという方が、著書を出している方なんですけども、何を気をつけなければならないのか、まさになるほどなと思ったのは、十分なコミュニケーションを通して理解を得る必要がある。焼却建設については。

それで4つ挙げているんですが、施設の安全性への不安。いうことで、第1項目めがあって、ダイオキシン類汚染、大気汚染、地下水汚染、農作物の安全性、収集車の交通安全ともるもる書いてあります。

二つ目に、合意形成仕様の不満、用地選定過程が不明確、根拠不足、結論が先にあったの説明。

それから三つ目に、計画の妥当性への疑問。施設の規模が大きんじゃないかとか何かという、ごみ減量の努力が不十分。

四つ目に、ごみあるいは施設の不快感、嫌悪とこのようにいろんな意味があるんです。最後のことが当然相当しみついているかなと思ったんですが。この辺の一つ一つのことについて、やはり今までの2年間どうだったのかと、きちんと総括した上で、私は次に当たっていただきたい。そうしないと、十分に説明しているとなると、何か市民が受けとめなかったとなってしまうので悪いのかと。そうではなく今言いたいいくつかの点の不備が私はあったからではないかなというふうに思っています。

ということでございますが、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（菊地 豊君） いくつかの点は私がお説明し、いくつかの点は部長にお願いします。

まず、ごみの減量化というのは、なかなか、あるべき論ではそのとおりであります、実際にどうするかの中で、実は申し上げにくいんですが、人間はなかなかですね、哲学だけで動かないものですから、一つの有効手段というのはどうしても有料化になってしまいます。

私は自衛官としては青森が最後の勤務地だったんですが、一個駐屯地 2,000 人おまして、大変な量の残飯が毎日毎日出たわけです。実は日本全国で 3 分の 1 が残飯ですからとんでもないことをしているわけです。有料化になった瞬間に、みんなものすごい対処を始めるわけです。7 トンの残飯処理有料化というのは非常に大きかったです。

今、伊豆市でもごみ袋の有料化というのを検討、審議いただいているんですが、大変残念なことに、ある程度有料化という自分の身に迫るものはないと考えるににくいということもですね、あるのかなという気がしております、その上にたつて、では自分はどういうふう減らしていこうかということも、現実問題としてはあるのかもしれない。

1,100 グラムを 55 グラムに減らすにはどうかということも、私も一日に自分が 1 キロ出しているのか、50 グラムどうやって減らせるのか、なかなか具体的に難しいところで、自分がふとさっきの話を伺いながら自分は毎日どれくらいのごみを出しているんだろうかと、考えたことも正直なかったわけでございますので、それを日々実際に実施しておられる市民の皆さんからやはりもう少しここは意見をぜひ伺いたい。

生ごみの大半は水分だと。これはまさに古見議員からご指摘もありましたとおりに、3 万円もする機械を買わなくたって、バケツとあるいは段ボールできるじゃないかということもありますので、これはぜひですねその実物をつくって、そして、EM 菌ボカシなら、それはそれでちゃんとセットにして、いろんなところで実際に目の前でやっていただくことの意味が大きいのかなという気はしております。

なかなか議論と紙の説明だけでは、人間はイメージアップができないものですから、いろんな場でそれをデモンストレーションできれば、少しは進捗するのかなということを考えてさせていただきました。

剪定枝についてはちょっと私は承知しておりませんので、後ほど部長に答えてもらいます。それからごみ焼却場の件で確かに徹頭徹尾の公表していないのは他の候補地でございます、これが方式とか、有害か無害かという議論と別に、ほかの候補地との比較を市民はできないのかということで、問題視されていることは承知しておりますが、これは準備会の中で伊豆の国市とも、選定はあくまで行政が責任を持ってやるべきだという、これは二つの市での了解事項でございますので、それから、過去前市長のもとで行われた経過、情報公開につきましても現時点で私がある時点に立ち戻って、過去、選挙で選ばれた市長が情報公開しないと判断したものを、私が今、ここで公にする立場にはないだろうというように考えています。

ただその後、ベースラインの中で安全性だとか合意形成等々が大事で、これがないと、こ

の主事業は進められないということは、そのとおりだなと思っているところでございますけれども、まさにおっしゃるとおりなんです、実際にどうやって市民の皆さんに説明していくか、現物を見ていただくか。

この間、子供の野球を見に行ったら清水南小学校の横にごみ焼却場があるわけです。整々と運営されている。あるいは、午前中も申し上げましたけども、全国市長会の環境フォーラムで先ほどは生ごみの件で善通寺の市長さんのパネルをご紹介申し上げたんですが、その前は実は磐田市長がごみ焼却場の件で、やはり新しいごみ焼却場は、焼却方式でやりますと。これだと 800 から 900 度ぐらいになるんですね。

つまり伊豆市がつくろうとしていたものと同じものを磐田市でもつくりますという方が、先進地の例としてパネリストで紹介されています。したがってそのようなものを私は目にしていますから、なるほどなと思うんですが、それを、市民の皆さんにより広くご説明する場が、どうやってこれから形成されていくのかなと考えますと、私も苦慮しているところでございまして、場所の選定と切り離して、行政説明会のようなことをすることも可能なのかもしれないけれども、少しこれから私が行政を進めて行く上で、どんなことが可能なかを勉強させていただきたいと思っております。

正直な話、これまでの経過を担当部署から聞いていますと、いくら説明会をやっても、あるところでは賛成の方だけ。ある場では反対の方だけということで、なかなか広い対象の方々にお集まりいただけたことがないので、今後市長がかわり私が行政運営していく上で、どのような機会が設定できるのかを少し勉強させていただければと思っております。

先ほどの剪定枝については部長から説明をさせます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 剪定枝にあつては、木村議員の仰せのとおり、本計画にあつては剪定枝 1.9 トンということで見込んでいます。循環型社会形成の中でどうするかというような問題になるわけでございまして、剪定枝について今木村議員に紹介していただきましたやり方を私たち流に定義つけますと、有機性廃棄物リサイクルということになるわけでございまして、そういうリサイクルの方法。それからマテリアルリサイクルだとか、サーマルリサイクルだとかというようなりサイクル方法がいろいろあるわけでございまして、伊豆市でどう考えていくかというのはこれからの問題でございますけども、この 1.9 トンを剪定枝を入れたというのはいわゆるサーマルリサイクルの中で、熱回収のリサイクルがいいだろうということも考えているわけです。

その中の木村議員がおっしゃった、その有機物のリサイクルにあつても一方法でございますので、皆さんの意見を聞きながら検討ができればと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つの少し余計ごとでございますけども、そういうようなりサイクルがま

だまだ浸透してないというようなご指摘でございますが、まさにその通りでございます、私たちがいたしましては、「広報いず」に毎号欠かさず、「環境衛生だより」ということで、毎号減量ということではないわけですけども、必ずごみの関係を載せているということの1点と、それから、今回もそうでしたけれども、各地域に出向いて説明会も実施して、土肥地区については全地区を網羅したようなことで説明会も実施していると。

それから他の地区にあっては希望の地区を説明をしているというようなことでやっておりますが、まだまだということでもありますので、これからも積極的に減量については、説明会等を開きながら協力をしていただきたいと、このように考えているところでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） ぜひしっかりと何がやはり情報公開ってということで、今4つほど、専門家の方の紹介を全部書けませんでした、ぜひその点は担当の方もあるという、コピーしたのは課長ですかね、何かやられているようですので、その点をきちんと踏まえて何が本当にひっかかっていたのかということをしかりとやってきた。1年以上私はやり取りをしてきた。あまり詳しくはダイオキシンがどうのこうのとは言いませんが、その点を含めながらやはりやっていただきたい。

次に、乳幼児の医療費の問題です。小学校6年生まで助成するというので、菊地市長の選挙公約で3年生までというように私は認識していましたが、6年生までやるというふうなことを言われて、私はそういう意味では、今の若いお父さんお母さん、また結婚したいという人たちのやはり一つの応援になるのかな、メッセージになるのかなと思っています。

一つだけお尋ねします。来年4月からですか、いつからやるのか財政もあるでしょうから、それからもう1点、お尋ねしたいのは、高負担、高福祉だという話の中で、受益者負担というような話が展開されたんですが、私は受益者負担をやるべき分野とやらないほうがいいんではないかという分野に僕はわかれると思うんです。すべて駄目だとは言わないんですが、今回のこの受益者負担の原則500円の問題について議会決議したんだけど駄目だったと前に言われた。今度は保護者から500円は徴収しましょうということなんですね。年齢がすぐ上がってそれは評価する。何ですけども、小さな子供が病院にかかったり入院するときに、いわゆる受益者負担というんですから、その子供やお母さんにとって何らかの利益がやっぱりあるから、受け取ると僕はそういうふうに判断したものですから、そうすると500円の助成の問題についてもう一度検討していただいて、伊豆市の未来を託している子供やその保護者に対してアピールする。いいんですよ、小学校6年というのは多分評価されると私も思います。ただ、その議会決議をした500円の件についても、財政的な負担というのは市が少し減ったんですよ。全てではなくても、その点の兼ね合いがあったもので、そんなに負担をかけなくてもすむんではないか、実行できるんではないかと言ったら、横に置いておかれたという経過があるもんですから、やはり議会決議をどのようにみるのかということも、角度

的な形で見たい。

その点についての見解を求めます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 確かに私は選挙公約の中で小学校3年生まで無料化というものを申し上げてきたわけですが、担当の部長に、これは就任してすぐにご検討いただいたところ、大変厳しいんですが、やるんならやっぱり少しでも子育て支援策を強化したらいかがでしょうかと、担当部長から心強いアドバイスをいただきまして、来年4月1日から実施をさせていただきたいと考えているところでございます。

確かに近隣のある市で、無料化にしたら50%ふえたというようなデータがあるんだそうでございます。私は伊豆市の場合には、すぐ近くに高度医療の大きな病院があるわけではないので、ちょっと子供が熱が出たから大きな病院にということはないと思いますから、同じ数字が出るとは思っておりませんが、ただ、多分、議員のご指摘はやはり福祉というのは人間の生命、安全に直結するものなので無料化というのも排除すべきではないとお考えだろうと思いますが、ここはあえて、先ほどの考え方を繰り返させていただきたいと思っております。

ですから、当然これは予算づけの段階で皆さんのご承認をいただかなければいけないんですけれども、総合的に判断して500円の自己負担をいただきながら逆に言えば、それ以上の負担は親御さんが心配することなく、小学生までは安心して病院に行けるということを議会の皆さんにご理解いただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 前向きにとらえます。それで一つ、お答えはよろしんですが、データの一番当然最終的にはお金になるとことは重々わかっています。そうしますと、一番やはりかかるのは赤ちゃんが、お母さんの免疫が取れてきて、何年か経つと風邪をひいたりどこか調子が悪いとかということが出てくる。それが、高学年になればなるほどだんだん少なくなるんですね。中学になるとほとんどない。そこまで要求はしません。中学生無料というのは。

なんだけど、データの、例えば500円をいろいろ考え方がある。小学校入学前までに、どの位の比率でかかっているのかということ。多分、月150件という話を前に伺ったはずなんですけどもちょっと正確なデータではありません。6年生までいわゆる入学前と小学校を卒業するまでの回数もきちっと調べていただいて、やっぱり負担がどれだけかかっているかということも含めまして、ちょっとデータの調査願いたいと思っています。よろしく願います。

多分、繰り返しになりますけども、小学校6年生までということでは、非常に若いお父さん

お母さんたちは、私は喜んで歓迎される一つの大きな政策だと思っております。

次に住民健診の件について、お尋ねします。私はこれもよく市長が言われる、住民の現場を見てということをよく言われてましたけども、私は今の住民の生活ぶりを見たときに、今回の補正予算の中でも出てきたんですが、収入が減って所得税がかからなくなったんだけど、住民税が税源移譲によって大幅にふえた市民がでてきたから補正予算をしないと、今回提案されてますよね。で、当然それも税源移譲、定率減税の廃止等々によってもいろいろあるんだけど、今現在やはりみんなそう、私もそうですが、市長もそうだと思いますが、本当にガソリンがガバガバ上がってしまって本当にもうどうしようかと。多分、市の財政も大変だと思うんですが。食料品が値上がって大変だと。本当になんか次から次へと負担増ばかりというふうな今市民生活です。そういったときに、今まで無料だった健診がはい1,000円くださいよと。身長、体重、血液、尿検査。いくらかかるか前に聞きました。大体お医者さんには一人当たり1万何百円かですよ。それもまだ余り市民は知らないんですが、負担はかかるのはわかっています。ただ、市民が住民健診を受けようという気持ちになったときに、今までゼロだったのが近隣を見たから。それとか、他の保険証の、例えば政管健保とかそこはもっと払っているんだから、国保も払って平等性というのは僕はいかがかなと思っている。なぜならば、約半分の方が国保に入っているらしい。その方が健診を受けることによって、目的が少し違っても、今までどおりやっぱり病気を早期発見してやっていくというシステムができてきている。それを本当にこの千円をいただくことによって、そういう気持ちに市民がなってくるのかどうか、お尋ねしたい。

それから、国は本当にひどいなと思っているのは、二つ目に聞きますけどもね。いわゆる、ペナルティを科そうとしますよね。ご存知だと思うんですけども。特定健診の資料を調べました。後期高齢者支援金の加算減算というのをやろうとしているんです。保険会社ごとに、例えば受診率が、平成27年までに60%いかないとその保険者にペナルティを科そうということです。

例えば、伊豆市の国保はその支援金を減らすぞと。競わせるんですよ。健康づくりのために国が。国は減るからうれしいですけども。あちこちそういう法律も今回の後期高齢者のドサクサに紛れてつくったという総理大臣に失礼だけど、その前だ、つくったのはもっと前ですね。法律にちゃんとこの後期高齢者支援金の加算減算が明記されて、いわゆる上下20%ですよ。そういうことを考えたときに、特定健診を受ける人を逆にふやしていかなければいけない。今回は30%だということを言ったんだけど倍しなくてはならない。

そういう目標をやられるときに考えたって、1,000円取ること、それから500円の問題についても私は今75歳以上の方のこれは後期広域連合の分野だといわれているんだけど、皆さんが住んでいるのは伊豆市ですよ。その後期高齢者の方、75歳以上の方のとりわけ僕はいろんな本を読むと、女性のほうが本当に若くて勤労働員にかけられたりとか、戦後ちょっとですから結婚したくても男性が戦争でたくさん死んでいないと。結局、結婚したはい

いが、生活が大変、うんと子育てやったりとか、パートで働いてきて、今現在 75 歳以上になった方。それこそ本当に年金だって、80 万円とか 40 万円の方がたくさんいらっしゃる中で、たかが 500 円かもしれないんだけども、本当に、歳が 75 歳以上過ぎたら後期高齢者だと。無茶苦茶な制度をつくったと僕は思っているんだけども。その方々に対して、本当に伊豆市はちょっと違いますよ、一生懸命社会のため、伊豆市のために貢献してくれたんだから、自分の健康を守るために無料にしていきましょうというぐらいの温かさが僕は欲しいなと思っ

ていますが、いかがでしょう。
それからもう一つ、市単独事業で 19 歳から 39 歳までの市民の方は、どんな保険に入っても受けられるということですね。だからこれは別にけしからんと僕は言いません。今まで住民健診をやってきた伊豆市では、40 歳以上と限定しないで、健診を受けたいという人はどうぞ来てくださいよという他の自治体にないような仕組みをつくっていく。それを継続することは評価しています。

市単独事業としても肺がん、胃がん、大腸がんなども同じように、一般会計からの支出を今年度も予算を編成する。そうすると、国保だけにどうのこうのという問題ではなく、一般会計からすべての市民に対して健康を守っていきようよという呼びかけをしていると私は思うんで、是非この 1,000 円について取る必要がないんじゃないかと思う。

なぜかという、後期高齢者も含めて 700 万円から 800 万円あれば足りるのかな。僕の単純な計算ですよ。そのくらいなもので財政にとりわけ、国保の関係だけ見ると、0.1%ちょっと超えるか超えないかぐらいです。そんなにこれをやったから無料にしたからって、国保会計が厳しくなるという状況じゃないというふうに思いますので、私はやはり住民の本当に健康を守っていく意味では、その点はやっぱり守っていただきたい。いわゆる廃止してはどうか。

西伊豆町では、広報には千円取りますよと書いてあるんだけども、あそこはものすごく受診率がいくもんだから、今日電話して本当にやるんですかやらないんですかと聞いたら、取りません。受診率を上げてもらうと同時に、先ほど言った国のペナルティがあるもので、そこにひっかからないようにがんばっていきたいというふうなお話もうかがいましたので、ぜひ 1,000 円と 500 円の件について再検討を願いたいと思います。

議長（堀江昭二君） それでは答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、健診の有用性というのは、まったく議員ご指摘のとおりだと思います。これはなるべくがんであれば早期に発見できるほうがはるかに救命率も高まると同時に、医療費も抑制できるわけでございます。また、介護予防、予防的な医療の見地から早期健診とそして予防医療というに、私はいろいろな意味で効果があるんだろうと思いますが、そこから先のご議論はどちらかという国会でやっていただくような内容のお話が多かったんですが、国が制度設計を大きく変更し、あるいは非常に複雑化している中で市の中には選

択肢が非常に狭いわけですが、これまでは国の制度設計にプラスをして財政力、基礎体力があるところの自治体が、サービスを上乘せしてきた結果、おそらく厚生労働省の官僚的見地からすれば、そのまま続けていると財力があるところは、引き続き医療費が伸びるということなどを判断したのではないかと邪推をするわけですが、そのような環境の中で伊豆市として独自に、今ちょうど国が是正しようとしていた方向に逆のベクトルで向いていくということはなかなかこれは一つには、全体の枠組みの中で整合性に問題を生じないかということと、そして特に後期高齢者については多分これから少し、見直しが進むだろうと思えますので、それが健診までに行くかどうかわかりませんが、ちょっと今動いている状態でこちらを決めるところは難しいところはあるのかなという気はしています。

それから、焦点でございます1,000円を国保の対象者の特定健診のところ、ほかの保険とのバランスがあるだろうけども取らないほうがいいじゃないかということにつきましては、なかなか、ある方は同じ市民、伊豆市の同じ年齢の方でも、ある方は保険によってこれは部長からもし出せば具体的な数字もあれですが、かなりの差が開くようでそれを今、直ぐに国保だけ無料化するというのは公平さからいってどうかなと気がいたしております、その詳細について今、担当部長に補足説明をさせます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 無料にするかどうかということですが、先ほど市長が言われましたので、その指示に従って私たちもやるべく方針を決めてあるわけですが、ちなみに県内の様子を、木村議員はご承知でしょうけれども、ちょっと紹介をさせていただきます。

伊豆の国市はとりませんが、1億7,500万円を法定外繰入をしまして、それから今紹介がありました西伊豆町の法定外繰入を見ますと、1億7,900万円の法定外繰入をしていると。そして最後に吉田町にあっては、2,000万円の法定外繰入をしているということで、法定外繰入につきましては各議員からも何回か指摘があったわけですが、伊豆市にあっては法定外繰入はゼロで今運営をしております、何回かご紹介の中で国民健康保険税にあっては、県内で一番低いのが熱海市で、2番目が伊豆市とこういって何回か紹介をさせていただいているわけです。

伊豆市の医療費が安いのは、健康福祉部の方の努力によって、低くなっているということでございますのはご承知のとおりでございますので、したがって、国保に限らず全体の医療にあっては、伊豆市は低いんじゃないかなと思います。その中で半分が1万4,000人が国保ですので、それで国保料金は県下で2番目に低いということになるわけですが、今言われた、7,000万円から9,000万円と木村議員おっしゃったわけで、詳しくはそのとおりですが、その60%を目標値にすれば、その6掛けですので、そういうことで、費用負担がされればということになるわけですが、それも考えていければと思ってい

ます。あと実際に健診をやっているのは、健康福祉部でやっていますので、ちょっとフォローをお願いします。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） バランスとか言っても、今度は保険者単位になったもので、そこが国保に影響するなら私もそうだと思うんだけど、それはいいじゃないですか。私は、関係ない一般健診も継続していきましようかと評価しているんです。だから19歳から39歳までは国保とか関係ない、どうぞ受けてくださいでしょう。社会保険でも政管でも関係ない。なぜそれと国保の入っている人の千円は頑張れよということができないのかなと私は思っています。受診率が落ちるのかな、なぜかゼロから千円ちょうだいよですからね。市民感情をもう一度考えていただきたい。

聞きません。また同じ答えになってくるでしょうから。

最後に小規模工事登録制度。企業誘致等々あるんですけども、私は今市長が言われたように現存する、いわゆる入札に入れないような業者も大事なやっぱり私は地域おこしだと思っていますので、今、検討したいということですから、ぜひとも伊豆の国市からの資料もいただきましたが、実績も若干いただきましたけども、時間の関係で省きますけれども、ぜひ登録制度に向けて担当部の方は、新しい制度、設計、要綱となるでしょうけども、つくっていただくようお願いして私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで木村議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

散会宣言

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、あす6月19日午前9時30分より再開いたします。この席より告知いたします。

本日はご苦勞様でした。

散会 午後 2時59分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成20年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

追加答弁の申し出

議長（堀江昭二君） 日程に入る前に昨日の一般質問で松本議員の質問に対し、上下水道部長より追加の答弁の申し出がありましたので、これを許します。

上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） 皆さん、おはようございます。

松本議員からアルミ対策につきまして再質問をいただきました。

アルミが0.9グラム以上出ることがあるということでございますが、そのアルミ対策につきまして、私がそれに対する回答をちょっと落としてしまいました。

ここで追加させていただきたいと思えます。

アルミ対策につきましては、議員ご指摘のとおり、地元の協力をいただきまして、凝集材注入設備によりますマイクロフロック法によりまして、ほぼ可能だという調査結果が出ております。この施設が約1,000万円というご指摘があったわけでございます。そういうことでございますので、現在この方法を、事業計画に取り入れるべく検討しております。このことを追加させていただきたいと思えます。

よろしくお願いいいたします。

議案第53号、議案第54号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第53号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）日程第2、議案第54号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）の2議案を一括して議題といたします。

本案については、今定例会の初日に上程され、総務委員会、福祉文教委員会、土木水道委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに総務委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 18番、塩谷尚司です。

ただいま議長から報告を求められました議案第53号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）総務委員会所管科目について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。子細につきましては、議員控え室にて概要書を閲覧できますので、質疑の主なものを報告させていただきます。

委員より、補正予算書21ページ徴税費の過誤納付金、3,400万円の増額は、ある程度予想されたものだとすれば、補正する前に何か処置はできなかったかとの質問に対し、当初2,000万円ほどの税源移譲の還付金を見込んでいたが、19年度の所得が確定した段階で、それぞれ精査したところ当初の見込みよりかなり増額となることから、この6月に補正を上げさせていただきました。税の還付金予算額は、当初の2,000万円と今回の補正3,400万円で、市内在住の対象者分5,400万円となります。また、対象者で、提出している方の分は、一般の還付金予算1,300万円を充当いたします。なお、対象者には、既に通知をし、7月中に申告をしていただくようになっております。なお、市県民税ですので、県から県民税の40%、1,300万円が、県民税徴収委託金として入りますとの説明がありました。

以上の審査の後、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第53号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務委員長の報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第53号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）にかかる福祉文教委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものとしまして、今回の補正は、復旧延長28メートルプラスアルファという話だが、あと残りの20メートルは一緒にできないのか。財政の関係もあるがどのように検討したかとの問いに、災害というのは、現況復旧の事業量しかできませんので、災害の延長28メートルプラス3メートルの工事を、本年度早急にやりたいと思っています。残りの20メートルについては、財政的に非常に厳しいときなどで行いませんという答弁がありました。さらに、参考までに、50メートル全部やるとどのくらいかかるか計算したかとの問いには、ほぼ倍額になるのではないかと予想していますという答弁がありました。

写真を見る限り、ここは運動場でもあるし、危険性はそれほどないように思うが、例えば土だけとるとか、そのような発想はなかったのか。財政が厳しい中、そこまで考えたのかと

という問いには、安全性を踏まえ、利用頻度が多いことから早急にやることを考えました。その上で一番有利な方法を考え、一般単独災害債なので、47.5%の交付税措置があるこの事業でやることに決定しましたという答弁がありました。

さらに、災害の箇所とは直接関係ありませんが、ネットの左側、ライト側ですが、見たところの勾配もきつく山も高く、クラックも入り、水も出ている状況なので、この機会に安全点検ということを考えていく必要があると思いますが、その点はどうかとの問いに、土木と協議した結果、壁に穴をあけてボーリングすることも必要だし、その上部、山の部分をボーリングして、土質を調べることも必要ではないかという話を受けました。ここばかりでなく、他のところについても、可能な限り研究をしたいと思いますという答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第53号福祉文教委員会所管科目については、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉文教委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） おはようございます。16番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第54号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、主な審査の結果と経過を報告させていただきます。

なお、議事録等につきましては、議員控え室にて閲覧できますのでよろしくお願ひしたいと思います。

当局からの補足説明後、議案に対する質疑を行いました。

主な質疑としまして、債務負担行為をとらなかった場合、どのような弊害があるのか。また、今年度の機械設備との関係についてという問いがありました。これに対しまして、工事工程を精査したところ機械設備の工場製作が年度内に終了できず、今年度計画している中央監視盤の更新工事と同時施工ができないとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第54号 伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、土木水道委員会の報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出をお願いいたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時42分

議長（堀江昭二君） 引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第 53 号 平成 20 年度伊豆市一般会計補正予算（第 1 回）、議案第 54 号 平成 20 年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案について分割採決を行います。

初めに、議案第 53 号 平成 20 年度伊豆市一般会計補正予算（第 1 回）を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議長（堀江昭二君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時 4 5 分

再開 午前 9 時 4 5 分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 54 号 伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）を採決いたします。

本案については委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

議案第 56 号、議案第 58 号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第 3、議案第 56 号 伊豆市印紙等購買基金条例の制定について、日程第 4、議案第 58 号 伊豆市食育推進会議条例の制定についての 2 議案を一括して議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、所管の常任委員会に審査を付託してありま

したので、委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 議案第 56 号 平成 20 年度伊豆市印紙等購買基金条例の制定について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

委員より、今までも県証紙を預かって売っていたが別に基金ができるということは、別会計ができるということかとの質問に対し、いままでは県のお金なので、歳入歳出外現金として取り扱い、元売銀行から県証紙を買うときに手数料が入りました。印紙も当然売りさばき手数料が入ってきます。これからは、基金元金 300 万円を運用し、購入販売を繰り返し利息を一般会計の財産利子収入へ入れていきます。売り上げは旅券関係の印紙が 1 ヶ月に約 100 万円、県証紙は 1 年間に 3,500 万円から 4,000 万円を見込んでいますとの説明がありました。

以上の審査の後、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第 56 号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 10 番、室野です。

ただいま議長から報告を求められました、議案第 58 号 伊豆市食育推進会議条例の制定について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものといたしまして、質疑に伊豆市食育推進会議条例の第 2 条（ 1 ） 食育推進計画は、今年度中に作成しますか、また何回ぐらいの会議で決める予定ですかという問いに、計画の策定は、今年度中です。会議は 3 回を予定しています。そのほかに担当者レベルの下部組織として食育推進委員会があり、そちらでは 4 回予定していますとの答弁がありました。

さらに、この計画を立てるとき、地産地消の問題、栄養素も含めて、さまざまな問題があると思うが、何をどのようにして計画するのかという柱を立てていただきたい。また、同条例の第 3 条の（ 3 ）に、市民と書いてあるが、市民を公募するときの基準はあるのかとの問いに、食育推進委員会で伊豆市の食育として目指すものは何かということで話し合いをしていきます。ただ几帳面にこういうものを食べて、こういうものを選んで、生活習慣病を予防するということではなくて、楽しく食べて心身ともに元気に生きる、ということを大きな柱として、小さなテーマとして、朝食摂取と地産地消を柱にしています。公募の基準は、今までどのような食についていたのか。また、食に対してどのような考え方を持っているのかということです。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第 58 号は全会一致で原案のとおり可決

すべきものと決しました。

以上で、福祉文教委員会委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中にただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出をお願いいたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時53分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第56号 伊豆市印紙等購買基金条例の制定について、議案第57号 伊豆市食育推進会議条例の制定についての質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

12番、古見梅子議員。

〔12番 古見梅子君登壇〕

12番（古見梅子君） 議案第56号 伊豆市印紙等購買基金条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

既に先ほど可決された一般会計補正予算の中で、県より権限移譲事務交付金50万円と合わせて300万円が承認されました。300万円を伊豆市印紙等購買基金の財源とするものであり、これをもとに収入印紙と静岡県収入証紙を購入することにより、9月より、パスポートの受領時に手数料として支払う証紙を、市役所本庁窓口で購入できること。今後多くのパスポートの利用がふえることが予想される中、市民の利便を図るものであると思われれます。また、その収益が一般会計に編入されることなどが盛り込まれていることなど、新しい条例の制定に賛成いたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第58号の賛成討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第58号 伊豆市食育推進会議条例の制定について、賛成討論を

行います。

当然、この食育基本法にある中身について計画をつくる。その組織をつくろうという提案なものですから、食育基本法そのものがどんなふう to 実施されようとしているのかということについて、私はきわめて興味深く注目しております。

2005年、この食育基本法という法律ができました。この法律は、食品安全行政がもたらした安全の問題とか、また、輸入自由化がもたらした食糧自給率低下の問題、国民に食の不安や乱れをもたらした政府の責任や原因に触れられていない。また、国民の責務として、食育の推進に努めると努力規程はしているんだけど、食糧自給率の低下や長時間労働などの食生活の環境悪化について、政府の責任、全く触れられていないという問題はあるんですけども、食生活の不安や乱れを生じている中で、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育の推進ということを定めていることや、基本理念の方向には基本的には同意できるものであります。

伊豆市がこの基本を実行に移すための組織のメンバーは、委員会の中で、学校やPTA、教育委員会、農業生産に携わる方、保健委員など、さまざまな分野から組織をしたいという提案がありました。

以前は、よく我々の時代は同じかまの飯を食べるという言葉があるぐらいに、食がコミュニケーションを育む手段だという言葉が、言葉にしなくてもわかっていた時代でした。しかしながら、今は、食はコミュニケーションを育むものであるですよという話をしなければならない時代になってしまったのかなと思っています。

伊豆市においても、中高生で家族や友人で食事をよくするというのは6割台。あとの4割台はどうしているのかなということで、私は、危惧しているんですが、朝食をしない小学生が0.8%、中学生が3.4%というデータも出ておりました。親の責任だけでは解決のつかない長時間労働という社会問題にも、私は目を向けなければならないと思いますが、私たちが何を食べるのかというのは、自分が健康で生きていくためには、何を食べて良いのかということだけを考えていたらいいというだけではない。何を食べるかということは、個人の問題にとどまらない時代になっていることを、私たちはきっちりと認識していかなければならない時代にあるのかなというふうに思っています。

食糧自給率がとうとう日本は40%を切ってしまいました。私たちが何を食べるかということで、世界が変わっていくという認識も持つ必要があるのではないだろうかと思っています。農産物や畜産物の生産には大量の水が使われます。例えば、牛肉を1トン生産するのに約20倍の20.7トンの水が必要です。牛自身が飲む水だけではなくて、餌の穀物を作るのにも水を使うからです。つまり、食料の約6割を海外に依存する日本は、食料を輸入だけではなくて大量の水をも輸入していることになります。世界各地で、水資源の枯渇や、水資源をめぐる紛争が起きている中で、その責任の重大さをしっかりと認識することも大事ではないかなと

思います。

したがって、我々伊豆市においては、そういう大きな視野に立って、もう一度伊豆市において、田畑を耕して農業で生活できることを目指す必要もある。地産地消、都市との交流、観光にも生かせないかと。多方面にわたる計画ができることを、この食育推進会議に期待を込めているものです。

最後に、委員長のほうから公募の件についても少し述べておりましたけれども、今まで幾つかの公募がありました。しかしながら、その基準が伊豆市にはまだ確立されていないのかなと思ってます。どこの分野においても、伊豆市民の意見を聴取するための公募の期間や方法と、菊地市長は、市民の声をよく聞きたいという一つの政治心情をお持ちで、ということを私は伺っておりますので、ぜひとも今後もこういう公募をする機会というのも多くなりますので、個々ばらばらの部の中での調整だけでなく、伊豆市全体のいまお話しした公募の期間や方法等について、ぜひとも基準を作っていただくことをお願いいたしまして、賛成討論いたします。

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終了いたします。

これより本案について分割採決を行います。

まず、議案第 56 号 伊豆市印紙等購買基金条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号 伊豆市食育推進会議条例の制定について採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第 5、発議第 6 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

観光経済委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 20 番、関邦夫です。

発議第 6 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林林野事業の健全化を求める意見書につきまして、朗読により提案理由とをかえさせていただきます。

日本の森林・林業・木材関連産業は、木材価格が長期低迷する中で、林業の採算性は悪化し、林業所有者の経営意欲も極度に低下するなど、適切な森林の育成。整備が停滞する現状にある。

一方、森林の持つ多面的機能発揮が求められ、自然・生活環境の保全や、保健・文化的利用の場の提供など、国民の期待と要請は年々増加している。

これを受けて、政府は森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を推進するとし、関係省庁の連携強化、官・民一体の運動に取り組むとともに、2007 年から 6 年間で、330 万ヘクタールの間伐を実施するとしているが、森林整備に係わる予算措置が不透明であることや地方自治体の財政難、森林所有者の負担などから、実行体制の不備が危惧されることである。

よって、国においては、下記事項について必要な対策を講ずるよう強く要望する。
記。

1、森林・林業基本計画に基づく森林の整備・保全、地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備、林業労働力の確保に向けた諸施策を確立すること

2、地球規模での環境保全への対策を推進し、地球温暖化防止における森林吸収源対策の財源を確保すること。また、小規模森林の整備を促進するとともに、森林所有者及び地方自治体の負担軽減を図るため、国庫補助率等の改善を図ること

3、国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図り、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成確保を国が責任をもって図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 19 日。

静岡県伊豆市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本意見書について質疑を許します。

質疑はありませんか。

26 番、木村議員。

〔 26 番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） 提出者であります、観光経済委員会委員長関議員にお尋ねいたします。

いくつかありますが、一つ目は、この具体的な要求・要望があるその前の文章の中で、関連づけがあると思いますので、お尋ねしたいんですが、終わりのほうに森林整備に係わるその予算措置が不透明なもので、その森林体制の不備が危惧されるんだということで、この文章が最後に決まってるんですけども、2007年からスタートするとなると今年度2008年ですから、当然2007年度に予算措置がされているのかなと僕は認識したんです。

そうすると、ここで言っている予算措置が不透明だったら本当に林業に携わる方々というのは、それこそ何をやっていいのかわからないのかなと気がしたものですからね。その点がその下のほうに生かされてないのかなという気がしたものですからその点。

それから、もう一つ、三つの項目にあるんですが、一つ目のその地域材利用対策の推進というのは、確かに重要な要素だと思うんですけども、根本は、なぜこういう日本の林業が大変な状況になっているのかということ、やはり今までの政治の仕組みというのが、外材の政策によって、いわゆる安ければいいだろうというところが、大きな原因になってこうなっているのか、その辺をどうとらえていたのか。

それから二つ目、財源の問題。具体的提起だと思うんですけども、2番目のところの最後のほうに国庫補助率等の改善を図ることということがあるんですけども、具体的にはどういうことを指しているのか、わかりましたらお願いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは答弁願います。

関議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 美しい森林づくりということで、国がことしの5月16日に法律を公布し、それから、9月分以降に都道府県議会に追加事業を補正予算に計上するとされています。その間、今は9月になってないわけで、それで、この要望書を強く出して、そして強く要望したいと。そのような考え方です。

この美しい森林づくりというのは、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法というのが、5月16日にできた。そして、その県へ出てくるのが9月以降ということで、まだはっきりしていない今の段階で、これを提出させてもらっているわけです。

その説明でいいですか。

それからあとは国庫の補助ですか。

ようするに、今の状態では、個人にしても、自治体としても十分な管理ができないから国に大きな補助をつけてくださいと。そういう考え方でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 大枠はわかるんです。ただ、前段があって、こういう状況だから、具体的に3つの項目について、ぜひとも国において取上げて欲しいこういうことですよね。意見書というのは。

そして前段の中で今年度は今言われたように特別措置法によって5月16日以降、実質的には9月以降、財政が降りてきて発動されるというのがわかったんですが、ここに書いてある2007年から始まっているということになってくると、もう一度お尋ねします。わかったらでいいんです。2007年度はどうだったのか。2007年度は、予算措置が不透明ではなくて具体的に出てきているのかなと私は認識してたものですからお願いしたい。

それから、国庫補助を上げて欲しいということは、伊豆市の中においてもさまざまな分野というのは当然出てきますが、これもわかったらで結構なんです、具体的に、どういう国庫補助等を上げてくれということなのか、何がネックになっているのかなということが少しわからないものですから、わかったらで結構ですが、数字的なことわかったらお願いします。

議長（堀江昭二君） 関議員。

観光経済委員長（関 邦夫君） わかる範囲で答えて、そして休憩を取ってもらって、委員によってもらいます。

この提案理由は、主な目的は、伊豆市は膨大な国有林をもって、そしてその管理がおろそかになると大変なことになる。そういうことで、このことを提案させてもらっているわけです。

これが根底でありますから、これがどうでもいいと言う人は、否決して結構でございます。私はこの委員会は、大事な問題だから、意見書として取上げようと決まったわけです。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関委員長。

観光経済委員長（関 邦夫君） それでは休憩をとらせてください。

議長（堀江昭二君） 木村議員、今の答弁でいいでしょうか。わかりますか。

26番（木村建一君） わからないなら、わからないで結構です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 質疑をやってるものですから、全体としていいんだということを僕はどうのこうのって言っているわけではなくて、提案される方がちゃんと今聞いたところについてどうお考えですかと聞いた上で、みずからが判断して賛成するか反対するかこうなるわけですから、ちょっと不明確なら不明確で結構でございます。

議長（堀江昭二君） 関議員。

答弁願います。

観光経済委員長（関 邦夫君） さっき申したように、伊豆市の森林を保護するような目的でこれを出しているものですから、細かい話になると、いろいろここに調べた森林の間伐の

措置法とかありますけども、こんなことをいつまでもしてたって説明するほうも上手にわからないし、聞くほうもわからないということで、休憩をお願いしたい。

議長（堀江昭二君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時28分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ会議を開きます。

答弁願います。

観光経済委員会委員長、関邦夫議員。

観光経済委員長（関 邦夫君） この意見書の提出を求められたのは、伊豆地区森林労連というところです。そして、意見書に大体、概ね大きいところはさっき言ったように天城の国有林をたくさん持っている伊豆市ですから、この大綱に賛同できるので、この意見に賛成したわけです。そういうことです。

なんか細かいことは、説明を求めれば資料があります。

議長（堀江昭二君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木村議員。わかりましたか。

26番（木村建一君） よろしいです。

伊豆市で必要だからということは、当然国有林なんかでわかります。

わからなければ、わからないで結構です。

今言った、何で休憩したのか、さっぱりわからなかったな。

予算措置が不透明だったとかいろいろ雑談していたのですが、2007年からやろうと政府は計画したんだけど、まだ、それが実行されていないと。だから、こういう文章になったことをあるところから聞いたものですから、なるほどなというように思いました。

だから、2007年は計画したのだけでも、結局はまだ具体的になってないんだ、計画はあるけど予算が全くないんだよと。だから2007年に計画が執行されていないというふうに理解しました。

それから、国庫補助等々のことについては、当然、詳しい資料等々あるでしょうから、また、後ほど委員長のほうにお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論終結をいたします。

これより発議第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。

原案どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって議案第6号は提出することに決定いたしました。

発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第6、発議第7号携帯電話リサイクルの推進を求める意見書の提出について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、杉山誠議員。

〔5番 杉山 誠君登壇〕

5番（杉山 誠君） 5番、杉山誠です。

ただいま、議長から説明を求められました発議第7号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書について、説明をさせていただきます。

まず、意見書の本文を朗読させていただきます。

レアメタルを含む非鉄金属はわが国の産業競争力の要ともいわれており、その安定確保はわが国の産業にとって重要な課題である。近年、国際価格の高騰や資源獲得競争の激化により、その確保に懸念が生じている。

貴重な鉱物資源をめぐるこのような状況を受け、資源エネルギー庁に設置された「資源戦略研究会」が平成18年にとりまとめた報告書「非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略」では、使用済み製品に使われたレアメタルの再利用推進が重視されている。なかでも普及台数が1億台を越えている携帯電話には、リチウム、希土類、インジウム、金、銀などが含まれており、これらを含んだ使用済みの携帯電話は他のレアメタルなどを含む使用済み製品とともに「都市鉱山」として、適切な処理と有用資源の回収が期待されている。

しかし、使用済み携帯電話の回収実績は2000年の約1,362万台をピークに減少傾向が続いており、2006年には約662万台に半減している。回収率向上のための課題として、携帯電話

ユーザーへのリサイクル方法の情報提供、携帯電話のリサイクル活動を行うMRN（モバイル・リサイクル・ネットワーク）の認知度向上、ACアダプター等の充電器を標準化することによる省資源化などが指摘されているところである。

そこで、政府に対して、使用済みの携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るため、下記の事項について早急な対策を講じるよう強く求める。

記。

1、携帯電話の買い換え・解約時においてユーザーに対して販売員からリサイクルの情報提供を行うことを定める等、携帯電話の回収促進のために必要な法整備をおこなうこと

2、携帯電話ユーザーに対する啓発、携帯電話回収促進につながる企業・団体の取り組みを支援する施策を行うこと

3、ACアダプター等充電器の標準化や取り扱い説明書の簡略化等による省資源化を実現すること

4、レアメタルなどの高度なリサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立を目指すこと

以上、内容でございますけれども、補足をさせていただきます。

まず、レアメタルということでございますけれども、ご存知の方も多いと思っておりますけれども、もともと地球上に存在量が少ない金属や、経済的・技術的に純粋なものを取り出すことが難しい金属の総称でございます。コバルトやリチウムなど31種類があり、IT機器などの先端技術分野で幅広く活用されているものでございます。

しかし、近年の国際情勢によりまして、まず経済成長が著しい中国で、レアメタルの需要が急増いたしまして、価格の高騰等により、入手が難しい状況になっております。また、レアメタルの供給が、それらの中国や南アフリカなど少数の資源国に限られる上に、輸出国の輸出規制等がありまして、日本での入手の困難、枯渇が心配するということが挙げられております。

そこで、注目されているのが携帯電話でございます。例えば、携帯電話1トン分の携帯電話には、400グラムの金が含まれているということで、これは天然の金鉱山、金鉱石1トンに含まれる金は5グラムでございますので、その分量の多さがわかると思います。

そこで、この具体的な取り組みの2番にあります企業・団体の取り組みを支援する施策を行うということですが、これは一例といたしまして、2001年に社団法人電気通信事業者協会と情報通信ネットワーク産業協会が連携いたしまして、モバイル・リサイクル・ネットワークというのを設立してございます。

このネットワークで製造メーカーにかかわらず、使用済みの携帯電話の本体や電池・充電器の回収を行うなど、業界先行で再資源化に取り組んでおりますけれども、最近の携帯電話のデジタルカメラなど高機能化や、また、個人情報保護の観点から、使わなくなった携帯電

話を回収に出す利用者が減少しております。

そこで、経済産業省では、回収率向上のために、先に述べましたネットワークと協力をしながら、消費者にリサイクルの意識・啓発を高めるための対応を検討しております。携帯電話をまずレアメタルリサイクルの第一歩として行きたいということ、ただいま検討中でございます。

市長も、所信表明で述べられましたように、グローバルゼーションの波に乗り切れずに日本の国力が加速度的に低下しているということを述べられておりますけども、やはり日本の産業振興を国際競争力に打ち勝つように向上させていくことが、即、地方の再生にもつながってくると思いますので、私たち伊豆市、地方として国に対して、このような取り組みを進めるよう意見書を提出していただきたいということで、今回提案をさせていただきました。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三須議員。

23番（三須重治君） 必要だということは、僕も十分認識をしています。下取りを有料化する。そういう方法というのが一番手取り早いかなと。しかし、下取りを有料化すると回収する企業側が儲からない。それでは採算に合わないという部分も出てきようかと思いますが、そういう下取りの有料化というのは考えられないことですか。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） 今回の意見書の中には含まれておりません。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

23番（三須重治君） これから考えられないことですか。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） それも有効な手段であるとはいえます。

ですから、やはり携帯電話事業者のメーカー側の行う一つの取り組みとして、そういう有効なことを促進していくように、私としては、申し入れを行う必要はあると思いますけれども、現段階で、それがこの意見書の中に取り入れられるということは確認しておりませんので、私の個人的な考えですけれども、必要ではあると思います。

議長（堀江昭二君） 26番、木村議員。

26番（木村建一君） いくつかお尋ねしたいんですけども、今全体を聞いていまして、その1項目のところは携帯電話の回収促進のために、必要な法整備を行うことと。その法整備の中身がわからないのは、何を求めているのか。リサイクルをやりましょうよという意識を国民の皆さんに持ってもらうための、いわゆる心の問題としてそういう法整備を求めている

のか、それとも、具体的に、今提案の中にありました、自分の手元に使ってない携帯電話を使わないように出さないよという法律をつくってくれという提案をしているのかが、少しわからない。

二つ目に、2項目め。企業・団体の取り組みを支援する施策というのは、具体的には何をしているのかなと。というのは、テレビとか冷蔵庫というのは今、製造者責任制度ということで、当然その消費者がその分も付加価値を付けながら戻すという仕組みというのは出てきているのですけれども、製造責任の問題、いわゆる製造者とその回収に当たるという法的整備を求めているのかどうかはわからない。

そうすると、ここでいっている企業団体の組織を支援するというのは、どういうことをいっているのかわからないんです。二つ。

それから、一概に全部を疑問視するわけではないですけれども、いろいろと調べていきますと、今の国の方では、これは産経新聞の報道なんですけど、2008年1月7日といったかな。経済産業省では、携帯電話販売店に、購入時のリサイクル情報の説明を義務付けるなどを盛り込んだ、資源有効利用促進法改定案を今国会の、今週の、臨時国会に提出したいと考えている。半年ぐらい前ですから、これはどうなっているのかわからないのですが、それを読む限りは、ただ情報を流すだけ。そういうことなのか。すみません、一項目目とちょっとダブリましたから。申し訳ないんですが。

それから、3点目です。いわゆる回収が非常に落ちていると。その理由として、これもいろいろと各一つの業者から調べたのを入手したんですけども。いわゆる持っているのを買い換えると、今若者すごく多いんですけど。解約後に処分せずに持っているのはなぜですかと聞いたところ、コレクション・思い出としてが34%でトップなんです。個人情報漏れるのが心配というのが30%。写真アルバムとしてとか、子供の遊び道具としてというのが25%。こうあったというんです。そうしますと、回収に出すことに抵抗を感じる消費者が多いという状況なのかなと私はとらえたもので、とりわけ、その個人情報というのが非常に大きな、出すに当たって、危惧する問題があるから、一概にホイホイ出しましょうよということになってしますと、国民との意識の乖離があるのかなと。前提としては当然その資源が少ない中で、今提案理由の中にありましたレアメタルというのは、非常に希少価値があり、なかなか手に入らない。ましてや今、日本は世界のトップクラスをいくIT産業で、この金属が無い限り本当に技術革新ができないという状況もわかるのですが。すみません、最後に余計なことを言いましたが。

三つの点についてお答えいただければなと思います。

お願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

杉山議員。

5番（杉山 誠君） 最初の質問で法整備ということですがけれども、今携帯電話の買いかえに店頭へ利用者が行っても、積極的に使い終えた携帯電話を回収を進めていないという現実があります。

木村議員の質問の3番目にもありますけれども、いろいろな理由で、回収というか、回収に協力をちゅうちょする利用者が多いということですが、一つにはそれをさきに述べましたレアメタルの有用性、また携帯電話に含まれるレアメタルの量とか、そういった回収に対するその理解を消費者に深めてもらう取り組み。それを国として統一して、携帯電話会社にしっかりと取り組んでいただくように求めるというようなことが一つ進められているということです。

2番目と一緒にになってしまいますが、その企業・団体の取り組みを支援する。具体的にはどういうことかということですが、先ほどもちょっと説明させていただいたんですが、一つのモバイル・リサイクル・ネットワークという回収の事業者が今できていますので、そこでは製造メーカーにかかわらずに回収をして、再資源化に取り組んでいる。そのような事業者に対する支援。具体的にどういう支援かということまでは、ちょっとわかりません。

ただ、消費者に事業者の事業内容であるとか、取り組みを広報して、利用者に理解をしていただいて、そこへ協力をしていただく。そのような後押しをするということも産業技術環境局で検討していることで伺っております。

最後に、提出をちゅうちょする理由。一つはコレクション。コレクションということになりますと、なかなか個人の感情の問題で、それを出してくださいということもなかなか厳しいと思うのですが、先に述べましたような、携帯電話の再利用の有用性をより一層情報発信して、理解をしていただく。そのようなことが必要だと思います。

次の個人情報。これですが、先ほどのモバイル・リサイクル・ネットワークでは、出させていただいた利用者の目の前で破砕機にかけて、携帯電話を破砕しているということを行って、個人情報の流出を、安心していただけるような取り組みも行っているということです。後、写真ですが、メーカーによって同じ携帯電話会社であれば、情報の新しい機種に移動することもできますけれども、メールアドレスですとか写真データなんかは、なかなかメーカーも違ったり、機種も違ったりすると、移動できない状況なんですけれども、それを共通して移しかえられるような、技術の開発も進んでいるということですので、また写真とか、中に含まれているデータ、それらも安心して新しい機種に移動させていただいて、また使わなくなった機種はその場で破砕して情報が漏れないような安心していただけるような担保を行っている。そのような技術的なことも伺っています。

最初のほうが、少し不十分な答弁だったんですが。

議長（堀江昭二君） 他に質疑はありませんか。

飯田正志議員。

11番（飯田正志君） 私も一つ気になったのは、最初の法整備というところです。法でいろんなことを縛るということが、非常にあとあと問題が出てくるような気がしますので、一つ聞きます。

回収のための法整備なのか、個人情報が出ないための法整備なのか、それを聞きたいです。例えば、買いかえるときに、その中に入っているデータをCDに落として、全部やってそれまで壊すとかという、そこまでしなさいよという法律なのか。とにかく回収するためには、どんなことでも法律をつくって回収するんだと。そっちの方向の法律なのか、その一点だけ教えてください。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

5番（杉山 誠君） 回収を促進するための法整備で、データを云々というのはやはり個人の権利の分野に入りますので、それは先ほど言いましたように事業者でデータの移しかえはやっていただくということで、法的に移しかえをとすることは入っていないと思います。

回収の法整備ですけども、具体的には自治体が回収しております資源ごみ。資源ごみの中に、伊豆市では、電話機は資源ごみから外してあるんですけども、たしか、携帯電話は出してはいけませんということは書いてなかったと思います。そういうようなものを、法整備をして携帯電話は資源ごみに出さないで、事業者、店頭あるいはそういう回収をして、そのまま出してくださいというようなことを、自治体によってばらばらなところを、国として統一して法整備するというのも一つの含まれている内容だと聞いております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより発議第7号について採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、発議第7号は提出することに決定いたしました。

発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第7、発議第8号 子宮頸がんの予防ワクチンに関する意見書の

提出について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、杉山誠議員。

〔5番 杉山 誠君登壇〕

5番（杉山 誠君） 5番、杉山誠です。

ただいま議長から説明を求められました発議第8号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書について、説明をさせていただきます。

まず、意見書の内容について朗読させていただきます。

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっています。

子宮頸がんには、他のがんにはない特徴があります。一つは、発症年齢が低いということです。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には30歳代になり、20代、30代という若い女性の子宮頸がんが急増しています。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染であるということです。8割近くの女性が一生のうちにHPVに感染するものの感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれています。このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月には米国をはじめ80カ国以上の国で承認されています。つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」ということになります。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておりません。わが国においても予防ワクチンへの期待は高まっています。

よって政府におかれましては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、以下の項目について早急の実現するよう強く要望いたします。

記。

1、子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること

2、女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るためにその接種への助成を行うこと

3、日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと

以上のような内容でございます。

一つにはこのがんは、まず、予防ができるということ。これはほかのがんにはないことでございます。日本ではまだその普及が進んでおりませんが、やはり先ほどの意見書の

時にも申しましたように、やはり国を挙げて取り組むべき課題であると考え、地方からの声を発信してまいりたいと思い、提案をさせていただきました。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 一つだけお尋ねします。

いろいろと調べてみますと、これは半年ぐらい前なんですけども、日本で子宮頸がんの予防ワクチンの承認を申請しているのが、杉山議員は多分ご存知だと思うんですが、イギリスのグラクソ・スミスクラインという会社と、アメリカのメルク社の子会社である万有製薬の2社が日本に申請している。そして今、国はどうしているかという、二つの今の会社は、日本人の治験データ、いわゆる臨床試験みたいで、モルモットではないんだけど、人体に影響がないという範囲の中で臨床治療が行われていて、その治療データを集めている最中で、年内にも薬を使えるようにしてくれという申請をやっているということ、私はつかめました。それに対して厚生労働省は、国内のデータがそろい次第に、各国で承認が相次いでいるこの状況を視野に入れながら、慎重かつ迅速な審査をすることとして、近く日本でもワクチンが導入される見通しだと。こういう情報を、私は私なりにつかんだんですけども。

そういう動きがある中で、最初にこれを読んだときに、私はなかなか日本の薬の認可というのは、いろいろ歴史的に見るとなかなか認可しない、という流れが、抵抗があって、それでその突破口として地方自体で出すのかなと思ったら、そうじゃなくてもうすでにこういうふうに、厚生労働省あたりは動いているという、半年前ですからね、この情報を私が得たのは。状況の中で、出すこと自体別にやぶさかではないんですけども、出す意味というのはどういうふうにそういう今の政府の動きとの関係でお願いしたい。

それから、もう1点は、いろいろ聞くところによると、これ一回に31,500円かかると。非常に莫大なお金が個人から支出しなければならないというところを、本当にやっていかないとなかなか大変なのかな。それがここで、接種の助成ということで理解をしてよろしいでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

杉山議員。

5番（杉山 誠君） 木村議員の質問にお答えします。

政府の動きとの関連でございますけれども、確かに木村議員が言われました承認申請しているのは、イギリスのグラクソ・スミスクラインとアメリカのメルク子会社の万有製薬の2社でございます。その2社が、昨年9月と11月に申請を出しました。

ただ、皆様もご承知のように、日本の厚生労働省というのは、新薬の認可に大体数年かかっていたということで、なかなかそれがいつになるのかわからない状況だったんですけれども、一つには去年の10月の参議院の予算委員会で、公明党の浜四津敏子代表代行が子宮頸がん対策に対して、受診率の向上とまだ承認されていない感染予防ワクチンの早期承認を求めました。

これに対して、舛添要一厚生労働省は子宮頸がん検診の受診率が18.9%にとどまっていることを明かしまして、途中、受診率を50%以上に引き上げるという決意を表明した中で、先ほど5年と言いましたけれども、平均して4年かかる日本での新薬での承認を、近いうち5年以内に、ここなんですけども、5年以内に米国並みの1.5年に縮めたいということをお答弁しております。5年以内に縮めたいということは、その法律が変わるのが5年以内というふうな理解もあるものですから、木村議員おっしゃいましたように近々承認される見通しだということは確かなんですけども、まだ時期が不明瞭でございます。

そこで、地方議会として多くの声を集約して、国の動きを促進していこうという、そういう意味もございまして、意見書ということになります。確かに治療法は確立しても医療費の負担というのは大変でございますので、確かアメリカでは低所得者の方、そして、ちょっと資料はありませんが、若い女性、予防ができる若い女性には、無料でこのワクチンを提供しているということがあります。

そのように各国でも国の補助で、その予防を進めているところもありますので、国内でもそういう医療に対する助成をしてもらいたい、ということでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより発議第8号について採決いたします。

お諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、発議第8号は提出することに決定いたしました。

発議第9号 一級河川の権限移譲に関する意見書

議長（堀江昭二君） 日程第8、発議第9号 一級河川の権限移譲に関する意見書の提出に

ついてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8番、山下一議員。

〔8番 山下 一君登壇〕

6番（山下 一君） 8番、山下です。

発議第9号 一級河川の権限移譲に関する意見書を読み上げます。

一級河川狩野川は、天城山を源流に、伊豆半島を南から北に流れる流路延長46キロメートル、流域面積852平方キロメートルの河川であるが、古くから洪水の被害にさらされております。

地域住民の河川改修への意識はたいへん高く、昭和2年に内務省により近代治水事業に着手され、河川改修事業が継続的に進められてきましたが、いまだに度重なる洪水浸水などの被害が多く発生しております。

これまでの治水事業は、国土を保全し、洪水等の被害から国民の生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で安心な生活環境を築く上で、欠かすことのできない最も根幹的な事業であり、国家の最重要課題として推進されてきた。

政府の地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」において、「一つの都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、原則として都道府県に移管する。」とされていることは、地域の安全安心のために治水事業の推進を熱望する我々の切実な声に逆行するものである。

よって、国と地方の役割分担の見直しにあたり、国民の安全・安心を確保するとともに、地域経済の安定を図るため、いままで同様に国自ら管理者として責任を果たすことを強く要望する。

これをもって提案理由といたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月19日。

静岡県伊豆市議会。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより発議第9号について採決いたします。

お諮りします。

議案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、発議第9号は提出することに決定いたしました。

議員派遣について

議長（堀江昭二君） 日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付してあります資料のとおり7月24日、静岡コンベンションアーツセンター・グランシップにおいて、平成20年度静岡縣市町議会議員研修会が開催されます。

これに全議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認め、資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

閉会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第2回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には大変長時間、慎重に審議をいただきまして誠にありがとうございました。

閉会 午前11時08分